

平成28年第2回志布志市議会定例会会議録
目 次

第1号（6月13日）	頁
1. 議事日程	13
2. 出席議員氏名	15
3. 欠席議員氏名	15
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	15
5. 議会事務局職員出席者	15
6. 開 会・開 議	16
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	16
8. 日程第2 会期の決定	16
9. 日程第3 報告	16
10. 日程第4 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について	17
11. 日程第5 報告第3号 専決処分の報告について	19
12. 日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて （志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について）	20
13. 日程第7 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて （志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定に ついて）	22
14. 日程第8 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて （志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制 定について）	23
15. 日程第9 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて （平成27年度志布志市一般会計補正予算（第10号））	26
16. 日程第10 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて （平成27年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算 （第3号））	28
17. 日程第11 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて （平成28年度志布志市一般会計補正予算（第2号））	29
18. 日程第12 議案第42号 志布志市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課 税に関する条例の制定について	30
19. 日程第13 議案第43号 志布志市工業団地整備事業積立基金条例の制定について	32
20. 日程第14 議案第44号 志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について	33
21. 日程第15 議案第45号 志布志市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する	

		基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について ……	38
22. 日程第16	議案第46号	志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について ……	39
23. 日程第17	議案第47号	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について ……	41
24. 日程第18	議案第48号	財産の処分について ……	42
25. 日程第19	議案第49号	市道路線の変更について ……	43
26. 日程第20	議案第50号	平成28年度志布志市一般会計補正予算（第3号） ……	43
27. 日程第21	議案第51号	平成28年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） ……	46
28. 日程第22	議案第52号	平成28年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号） ……	47
29. 日程第23	議案第53号	平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号） ……	48
30.	散 会	……	50

第2号（6月14日）

1.	議事日程	……	51
2.	出席議員氏名	……	52
3.	欠席議員氏名	……	52
4.	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	……	52
5.	議会事務局職員出席者	……	52
6.	開 議	……	53
7.	日程第1	会議録署名議員の指名 ……	53
8.	日程第2	一般質問 ……	53
		野村 広志 ……	53
		小野 広嗣 ……	75
		毛野 了 ……	102
		青山 浩二 ……	106
9.	散 会	……	121

第3号（6月15日）

1.	議事日程	……	122
2.	出席議員氏名	……	123

3. 欠席議員氏名	123
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	123
5. 議会事務局職員出席者	123
6. 開 議	124
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	124
8. 日程第2 一般質問	124
西江園 明	124
八代 誠	142
持留 忠義	148
鶴迫 京子	161
9. 散 会	175

第4号（6月16日）

1. 議事日程	176
2. 出席議員氏名	177
3. 欠席議員氏名	177
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	177
5. 議会事務局職員出席者	177
6. 開 議	178
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	178
8. 日程第2 一般質問	178
小園 義行	178
9. 日程第3 報告第4号 専決処分の報告について	198
10. 日程第4 議案第54号 財産の取得について	200
11. 散 会	205

第5号（6月28日）

1. 議事日程	206
2. 出席議員氏名	207
3. 欠席議員氏名	207
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	207
5. 議会事務局職員出席者	207
6. 開 議	208
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	208
8. 日程第2 議案第42号 志布志市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課	

		税に関する条例の制定について ……………	208
9.	日程第3	議案第43号 志布志市工業団地整備事業積立基金条例の制定について ……	209
10.	日程第4	議案第44号 志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について ……	210
11.	日程第5	議案第45号 志布志市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について ……	212
12.	日程第6	議案第46号 志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例の制定について ……………	213
13.	日程第7	議案第47号 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため の関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生 労働省関係省令の整備等に関する省令の施行に伴う関係条 例の整備に関する条例の制定について ……………	214
14.	日程第8	議案第48号 財産の処分について ……………	216
15.	日程第9	議案第49号 市道路線の変更について ……………	217
16.	日程第10	議案第50号 平成28年度志布志市一般会計補正予算（第3号） ……	218
17.	日程第11	議案第51号 平成28年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算 （第1号） ……………	226
18.	日程第12	議案第52号 平成28年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号） …	226
19.	日程第13	議案第53号 平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算 （第1号） ……………	228
20.	日程第14	陳情第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、 複式学級解消をはかるための、2017年度政府予算に係る意 見書採択の要請について ……………	229
21.	日程第15	発議第5号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、 複式学級解消をはかるための、2017年度政府予算に係る意 見書の提出について ……………	230
22.	日程第16	議員派遣の決定 ……………	232
23.	日程第17	閉会中の継続調査申し出について （総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運 営委員長） ……………	232
24.	閉 会	……………	232

平成28年第2回志布志市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜日	種 別	内 容
6月13日	月	本会議	開会・会期の決定・議案上程
14日	火	本会議	一般質問
15日	水	本会議	一般質問
16日	木	本会議	一般質問・議案上程・質疑・討論・採決
17日	金	休 会	
18日	土	休 会	
19日	日	休 会	
20日	月	委員会	常任委員会
21日	火	休 会	
22日	水	休 会	
23日	木	休 会	
24日	金	休 会	
25日	土	休 会	
26日	日	休 会	
27日	月	休 会	
28日	火	本会議	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会

2. 付議事件

番号	事 件 名
報告第2号	繰越明許費繰越計算書について
報告第3号	専決処分の報告について
報告第4号	専決処分の報告について
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて (志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について)
承認第4号	専決処分の承認を求めることについて (志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について)
承認第5号	専決処分の承認を求めることについて (志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
承認第6号	専決処分の承認を求めることについて (平成27年度志布志市一般会計補正予算(第10号))
承認第7号	専決処分の承認を求めることについて (平成27年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算(第3号))
承認第8号	専決処分の承認を求めることについて (平成28年度志布志市一般会計補正予算(第2号))
議案第42号	志布志市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について
議案第43号	志布志市工業団地整備事業積立基金条例の制定について
議案第44号	志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第45号	志布志市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第46号	志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第47号	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
議案第48号	財産の処分について
議案第49号	市道路線の変更について
議案第50号	平成28年度志布志市一般会計補正予算(第3号)
議案第51号	平成28年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
議案第52号	平成28年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算(第1号)
議案第53号	平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算(第1号)
議案第54号	財産の取得について

陳情第 3 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元、複式学級解消をはか
るための、2017年度政府予算に係る意見書採択の要請について

発議第 5 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元、複式学級解消をはか
るための、2017年度政府予算に係る意見書の提出について

議員派遣の決定

閉会中の継続調査申し出について

(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)

質問者	件名	要旨	質問の相手方
2 小野 広嗣	2 住宅政策について	(1) 本市の住宅政策では、住宅マスタープラン・ストック総合活用計画により、建替・改善・維持管理事業を進め、若者から高齢者まで誰もが安全に暮らせる豊かな居住環境を実現するとあるが、今後は、新たな課題に対応した住宅政策を計画的に推進する必要があるのではないか。	市長
	3 青少年の社会参画について	(1) 青少年が市政やまちづくりに参加する機会を増やし、社会への参加意識を高めるとともに、青少年の視点と意見を市政に反映させることによる施策の充実を図るべきではないか。	市長 教育委員長
	4 食品ロス対策について	(1) 日本の食料自給率は約4割にとどまるが、一方で、食べられるのに捨てられる食品ロスは年間約642万トンと推計されており、すでに先進的な自治体では、様々な食品ロス対策が行われている。本市においても、食品ロス削減のための取り組みを進めるべきではないか。	市長 教育委員長
3 毛野 了	1 産業振興と企業誘致の取り組みについて	(1) 本市が、企業誘致を目的に購入・造成した遊休地を活用し、産業振興を図る考えはないか。 (2) 臨海工業団地の第2工区以降の分譲・譲渡の計画について問う。	市長 市長
	2 消防分団詰所の整備について	(1) 帖5区消防分団詰所の出入口を改善する考えはないか。	市長
4 青山 浩二	1 体育施設について	(1) 有明野球場周辺に屋内練習場を建設する考えはないか。 (2) 有明野球場のスコアボードを電光掲示板にする考えはないか。	市長 教育委員長 市長 教育委員長
	2 市民サービスについて	(1) 住民票の写しなどの証明書が全国のコンビニ等で取得できるサービスを実施する考えはないか。	市長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
5 西江園 明	1 災害時のまちづくりの考え方について	(1) 津波被害を想定した時、志布志町の高台に広場の確保をすべきではないか。 (2) 先般の新聞でも多くの自治体で緊急的に利用可能な用地の準備不足があると報道があった。本市は現在の状況で十分と考えるのか。 (3) 香月地区のふるさとづくり委員会は、設立当初の課題・要望として、高台に多目的施設を整備することや、港内の工業団地と体育館周辺を結ぶ橋りょう整備の二つの要望をあげたが、現在までの経緯と今後の考え方について問う。	市長 市長 市長
	2 職員の処分の在り方について	(1) 始末書を提出した職員は、最近5年間において、年度ごとに何人ぐらいいるのか。 (2) 平成26年度決算が不認定となったが、この事案の経緯について問う。 (3) 始末書を提出したことは、職員の履歴に記録されるのか。 (4) 処分の在り方について、今後の見解を問う。	市長 市長 市長 市長
	3 運動公園やしおかぜ公園一帯の管理状況について	(1) サッカーフェスティバルに来ていた県外のお客さんから、会場の管理について厳しい指摘があったが、このことに対する見解について問う。 (2) 運動公園一帯の管理区分について問う。 (3) この一帯の松の木が害虫のため枯れており、薬剤散布を行ったが、今までの経緯について問う。 (4) 施設管理の今後の対策について問う。 (5) 昨年の議会で、指定管理者制度の見直しをするとの答弁だったが、その後の取り組み状況について問う。	市長 教育委員長 市長 市長 市長 市長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
6 八代 誠	1 市単独の補助事業における事務事業評価の在り方について	(1) マネジメントシートによる事務事業評価の、今までの経緯と改善状況について問う。 (2) 外部評価を廃止した経緯と、その後の評価内容の検証について問う。 (3) 評価検証後の補助基準の在り方をどのように改善しているのか。また、評価後に廃止もしくは新規となった事業はあるのか。	市長 市長 市長
7 持留 忠義	1 茶業振興について	(1) 過去にも一般質問をしてきたが、課題に対してその後どのような対策を講じてきたのか問う。 (2) これまでのトップセールスの効果について問う。 (3) 今後の新たな振興策について、どのように考えているか問う。	市長 市長 市長
	2 有明町開発農協跡地について	(1) これまでの経緯について問う。 (2) 既存施設の有効な利活用方法は考えていないのか問う。	市長 市長
	3 市営住宅について	(1) 山重・野神地区にそれぞれ新たに市営住宅を建設できないか問う。	市長
8 鶴迫 京子	1 交通行政について	(1) 高齢者運転免許証自主返納支援制度について、これまでの推移と現状は。また、現在の特典を増やす方向での内容の見直しは考えられないか。 (2) 未来ある地域の宝である子ども達の命を守るために、交通量の多い志布志小学校・香月小学校・安楽小学校周辺の通学路エリアをゾーン30に指定できないか。	市長 市長 教育委員長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
9小園義行	1 政治姿勢について	(1) アンケート調査に4つの項目を追加するとの答弁であった。その後の庁舎等在り方研究委員会の取り組み状況について問う。 (2) 5月31日の南日本新聞に憲法アンケート結果が掲載されている。その内容について問う。	市 長 市 長
	2 商業振興について	(1) 小規模企業振興基本法に基づき、本市の諸条件に応じた施策を策定する考えはないか。	市 長
	3 福祉行政について	(1) 敬老祝金を75歳以上全員に支給するように見直す考えはないか。	市 長
	4 ひとり親家庭の支援策について	(1) 婚姻歴のないひとり親家庭がどれくらいあるのか。 (2) 寡婦（夫）控除を受けられないひとり親家庭に対して、みなし適用をして経済的負担を軽減する考えはないか。	市 長 市 長

平成28年第2回志布志市議会定例会会議録（第1号）

期 日：平成28年6月13日（月曜日）午前10時23分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告
- 日程第4 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第5 報告第3号 専決処分の報告について
- 日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
(志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第7 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて
(志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第8 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて
(志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第9 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて
(平成27年度志布志市一般会計補正予算（第10号）)
- 日程第10 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて
(平成27年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第3号）)
- 日程第11 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて
(平成28年度志布志市一般会計補正予算（第2号）)
- 日程第12 議案第42号 志布志市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第43号 志布志市工業団地整備事業積立基金条例の制定について
- 日程第14 議案第44号 志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第45号 志布志市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第46号 志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第47号 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

- 日程第18 議案第48号 財産の処分について
- 日程第19 議案第49号 市道路線の変更について
- 日程第20 議案第50号 平成28年度志布志市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第51号 平成28年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第52号 平成28年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第53号 平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）

出席議員氏名（19名）

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	8 番 西江園 明
9 番 丸 山 一	10 番 玉 垣 大二郎
11 番 鶴 迫 京 子	12 番 毛 野 了
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
16 番 岩 根 賢 二	17 番 東 宏 二
18 番 小 園 義 行	19 番 上 村 環
20 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
副 市 長 岡 野 正	教 育 長 和 田 幸 一 郎
総 務 課 長 武 石 裕 二	財 務 課 長 西 山 裕 行
企画政策課長 仮 重 良 一	情報管理課長 小 野 幸 喜
港湾商工課長 柴 昭 一 郎	税 務 課 長 木 佐 貫 一 也
市民環境課長 西 川 順 一	福 祉 課 長 折 田 孝 幸
保 健 課 長 津 曲 満 也	農政畜産課長 今 井 善 文
耕地林務水産課長 立 山 憲 一	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 上 原 登	志布志支所長 山 田 勝 大
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 雅 人	教 育 総 務 課 長 溝 口 猛
学校教育課長 福 田 裕 生	生 涯 学 習 課 長 樺 山 弘 昭

議会議務局職員出席者

事 務 局 長 吉 田 秀 浩	次長兼議事係長 中 水 忍
調査管理係長 西 洋 一	議 事 係 溝 口 茂 樹

午前10時23分 開会 開議

○議長（岩根賢二君） ただいまから、平成28年第2回志布志市議会定例会を開会いたします。
これから本日の会議を開きます。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） はじめに、本年3月の定例会で同意されました岡野副市長が、4月より就任されております。

直近の定例会であります今定例会の冒頭で、一言ごあいさつをいただきたいと思っております。

○副市長（岡野 正君） 改めまして、おはようございます。

このたび、平成28年3月の定例議会におきまして、副市長の選任の同意を賜りまして4月1日付けで志布志市副市長として任命されました岡野正と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本市は、平成18年1月1日に合併しまして、本年度で10年ということで節目の重要な時期に、このような大役を仰せつかりましたことで、その職責の重さを痛感しているところでございます。

「志のあふれるまち」を基本理念として、本市の将来像である「やすらぎとにぎわいの輪が協奏するまち」の実現に向けまして、また、地方創生に関して「志布志市まち・ひと・しごと ころざし創生総合戦略」に基づく施策の更なる推進を図るために、私の今までの経験を生かしまして、微力ではございますが本田市長を補佐し、少しでも市政の発展にお役立てできるよう全力を傾注してまいります。

議員の皆様方には御指導、御鞭撻を心よりお願いいたしまして、就任のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

[拍手]

—————○—————

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩根賢二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、平野栄作君と西江園明君を指名いたします。

—————○—————

日程第2 会期の決定

○議長（岩根賢二君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月28日までの16日間にしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月28日までの16日間に決定しました。

—————○—————

日程第3 報告

○議長（岩根賢二君） 日程第3、報告を申し上げます。

第92回全国市議会議長会定期総会において、次の2名の方が表彰を受けられましたので報告いたします。

一般表彰、議員15年以上、東宏二君。議員10年以上、西江園明君。

以上であります。

ここで、伝達のためしばらく休憩します。



午前10時27分 休憩

午前10時29分 再開



○議長（岩根賢二君） それでは、会議を再開いたします。

受賞者を代表して、東宏二君に挨拶をお願いします。

○17番（東 宏二君） ただいま西江園明議員、私、東が受賞をいただきました。本当にありがとうございます。

私たち議会は、平成25年12月に議会基本条例を制定いたしまして、市民の方々に少しでも身近な話題を伝えようということで、去年から「議会報告会」、今年は「議会と語ろう会」という会を開きました。旧3町ごとに皆さんと共に議論してまいりました。

今後は、皆様の言葉一つを大事にしながら、行政、また議員の同僚と共に志布志市発展のために一生懸命まい進してまいりますので、今後とも議会の御理解をいただきたいと思います。

今後とも、よろしくお願い申し上げます。今日は本当にありがとうございました。

[拍手]



○議長（岩根賢二君） 次に、議会運営に関する申し合わせの期間までに受領しました陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおりであります。

陳情第3号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、志布志市土地開発公社から平成27年度事業報告及び決算書、平成28年度事業計画及び予算書が、並びに監査委員から監査報告書が提出されましたので配付いたしました。参考にさせていただきたいと思います。



日程第4 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について

○議長（岩根賢二君） 日程第4、報告第2号、繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。報告の内容について説明を求めます。

○市長（本田修一君） おはようございます。よろしくお願い致します。

報告の内容の説明を申し上げます。

報告第2号、繰越明許費繰越計算書について説明を申し上げます。

平成27年度志布志市一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を、繰越計算書のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げます。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○財務課長（西山裕行君） おはようございます。

それでは、報告第2号、繰越明許費繰越計算書について、補足して説明を申し上げます。

一般会計の平成27年度から平成28年度への繰越明許費の繰越額が確定いたしましたので、御報告申し上げます。なお、進捗状況及び完成の見通し等につきましては、お配りしてございます付議案件説明資料の1ページから2ページを御覧ください。

繰越計算書にございます9件のうち、3件が国の補正予算で地方創生加速化交付金に係るもので、説明資料1ページの4款、衛生費の使用済み紙おむつ再資源化事業1,055万円、説明資料の2ページになりますが、6款、農林水産業費、3項、水産業費の育てる漁業の挑戦～岩ガキ等養殖ブランド化事業～554万円、7款、商工費の「大隅はひとつ！」大隅広域観光推進事業～すこやか半島おおすみプロジェクト～479万4,000円、これらにつきましては、国の補正予算における交付金の内示を受けて3月議会に補正予算を計上したものでございますが、事務執行及び経費の性質上、年度内にその支出が終わらなかったため、繰り越したものでございます。

説明資料の1ページにお戻りいただきまして、2款、総務費の地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業1,447万2,000円は、国の補正予算成立を受け、3月議会に補正予算を計上したものでございますが、事務執行及び経費の性質上、年度内にその支出が終わらなかったため繰り越したものでございます。

3款、民生費の安心子ども基金総合対策事業1億2,950万5,000円は、県の事業採択を平成27年10月末に受け、同年中12月議会に補正予算を計上したものでございますが、事務執行及び経費の性質上、年度内にその支出が終わらなかったため繰り越したものでございます。保育所等整備交付金事業1億781万4,000円は、県の事業採択を平成27年7月初旬に受け、同年9月議会に補正予算を計上したものでございますが、実施設計時の工法選択に不測の日数を要し、工事発注が遅延したことで年度内完成が見込めなかったため繰り越したものでございます。

6款、農林水産業費、1項、農業費の活動火山周辺地域防災営農対策事業3,818万3,000円につきましては、国の補正予算成立を受け、3月議会に補正予算を計上したものでございますが、事務執行及び経費の性質上、年度内にその支出が終わらなかったため繰り越したものでございます。団体営中山間地域総合整備事業、有明地区4,900万9,000円は、地域の実情により、11月から着手いたしましたが、湧水の発生、天候不良等の理由により工事が遅延し、年度内完成が見込めなかったため、工事の一部を繰り越したものでございます。

説明資料2ページの8款、土木費、2項、道路橋りょう費の社会資本整備総合交付金事業、（仮称）安楽大橋詳細設計業務委託3,721万7,000円は、河川法に基づく関係機関との協議・許可に不測の日数を要し、委託業務が遅延したことで、年度内完成が見込めなかったため繰り越したものでございます。

以上9件で、3億9,708万4,000円の繰越額でございますが、繰越額の財源内訳は、既収入特定財源はゼロ円でございます。未収入特定財源は3億9,459万円で、このうち国県支出金が3億704万1,000円、市債が3,510万円、その他が5,244万9,000円でございます。また、一般財源が249万4,000円となっております。

よろしく願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） ただいまの説明に対し、質疑があれば許可をいたします。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

以上で、繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。



日程第5 報告第3号 専決処分の報告について

○議長（岩根賢二君） 日程第5、報告第3号、専決処分の報告についてを議題とします。

報告の内容について説明を求めます。

○市長（本田修一君） 報告内容の説明を申し上げます。

報告第3号、専決処分の報告について、説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、専決処分したので、同条第2項の規定により、御報告申し上げます。

平成28年3月30日に公用車による事故に関し、損害賠償の額を定め、和解したものであります。

内容につきましては、平成27年12月18日午後3時45分頃、市道維持管理パトロールのため、市道長迫・宇都上線を、高吉方面から県道63号志布志福山線方向に走行していた公用車の左側面中央部が、市道船迫・大渡2号線を、北大原方面から大迫方面へ走行してきた和解の相手方が所有する軽自動車の前方部に接触し、車両を破損したものであります。

事故の原因は、公用車が交差点に進入する際、交差道路の左右の確認を十分に行わず走行したためであり、過失割合を市が60%、和解の相手方が40%とし、和解の相手方が所有する軽自動車の原形復旧に要する費用40万800円のうち24万480円を市が和解の相手方に賠償し、和解したものであります。

よろしく願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） ただいまの説明に対し、質疑があれば許可をいたします。

質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

以上で、専決処分についての報告を終わります。



○議長（岩根賢二君） お諮りします。

日程第6、承認第3号から、日程第11、承認第8号まで、以上6件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、承認第3号から承認第8号までの6件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について）

○議長（岩根賢二君） 日程第6、承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第3号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成28年3月31日に地方税法等の一部を改正する等の法律が公布されたことに伴い、緊急に志布志市税条例等を改正する必要が生じ、同日に志布志市税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により承認を求めます。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○税務課長（木佐貫一也君） おはようございます。

それでは、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、補足して御説明申し上げます。今回の改正は、市税条例の改正を第1条で、第2条で昨年9月定例会において可決いただきました一部改正条例の改正を行っております。

それでは、付議案件説明資料に基づき改正の概要を説明いたしますので、説明資料の6ページをお開きください。

主な改正事項ですが、固定資産税の課税標準の特例でございます。

一つ目が、津波防災地域づくり法に規定する推進計画区域において、推進計画に基づき取得した津波対策用償却資産の課税標準額を4年間2分の1とするものです。

二つ目は、津波防災地域づくり法に規定する津波災害警戒区域において、管理協定が締結された津波避難施設に付属する津波避難施設用償却資産の課税標準額を5年間2分の1とするものです。

三つ目は、電気事業者による再生可能エネルギー設備調達特別措置法に規定する認定発電設備に関わるもので、3年間、太陽光発電設備と風力発電設備については、課税標準額を3分の2とし、水力発電設備、地熱発電設備及びバイオマス発電設備については、課税標準額を2分の1とするものです。

説明資料の8ページをお開きください。新旧対照表でございます。

第18条の2は、行政不服審査法の改正に伴う字句の整理でございます、「不服申し立て」を「審査請求」の字句に改めるものです。

第56条及び第59条は法律改正に合わせまして、引用している法律名を改めるものです。

9ページになりますが、附則第10条の2は、法律改正に合わせまして、我が町特例として固定資産税の課税標準の特例を定めるものでございます。6ページで説明した内容になります。

附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとするものがすべき申告について規定しておりますが、熱損失防止改修住宅及び区分所有家屋にかかる熱損失防止改修専有部分に対する固定資産税の減額措置が2年間延長されたことに伴い、改修工事完了後提出する申告書の記載事項を追加するものでございます。

10ページをお開きください。

第2条は、一部改正条例の改正でございます。市たばこ税の経過措置を定めるものですが、手持ち品課税の申告書様式が追加されたことに伴う改正及び字句修正でございます。

議案に戻っていただきまして、附則ですが、附則第1条で、平成28年4月1日から施行するものとしております。附則第2条は、固定資産税に関する経過措置で、第2項から9項まで課税標準の特例適用を平成28年4月1日以後に取得したものに対して、平成29年度以後の固定資産税について適用する旨を規定しております。

補足説明は、以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○18番（小園義行君） 今回我が町の特例ということで、それぞれ減額、いろいろあるわけですが、この中で事業者、この条例を特例を導入することで、対象する物件等々、そして個人の熱損失防止改修工事うんぬんという、こういったものに対して、どれぐらい該当するものがあるか、この特例を導入することで導入しなかった場合としたときに、どんな影響といたしますか、あるのか、ちょっとお示しをしてください。

○税務課長（木佐貫一也君） ただいまの御質問について、お答えいたします。

津波防災地域づくり法に関連する課税標準の特例につきましては、現在津波災害警戒区域が県の方で指定することになっておりますが、現在は検討中ということで指定されていないところで。ただ、今後南海トラフ等の関係もございますので、その辺を想定して規定したところでございます。

三つ目の再生可能エネルギーにつきましては、今のところは該当する分は、無いということでございます。

[小園義行君「個人で持つもの、それも無いんですか」と呼ぶ]

○税務課長（木佐貫一也君） そうです、はい。今のところは対象は無いというところです。

以上です。

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

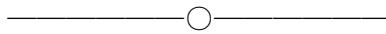
○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第3号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、承認第3号は承認することに決定しました。



日程第7 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（岩根賢二君） 日程第7、承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第4号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成28年3月31日に、地方税法等の一部を改正する等の法律が公布されたことに伴い、緊急に志布志市都市計画税条例を改正する必要性が生じ、同日に志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

内容につきましては、地方税法の一部改正に伴い、都市計画税の課税標準の特例措置等の見直しの措置が講じられたため、当該措置に関する規定を改めるものであります。

なお、この条例は、関係法律の施行の日と同じく、平成28年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第4号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、承認第4号は、承認することに決定しました。

○

日程第8 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（岩根賢二君） 日程第8、承認第5号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第5号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成28年3月31日に、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令が公布されたことに伴い、緊急に志布志市国民健康保険税条例を改正する必要性が生じ、同日に志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

内容につきましては、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金課税額に係る課税限度額を引き上げる等の措置が講じられたため、当該措置に関する規制を改めるものであります。

なお、この条例は、関係法律の施行の日と同じく、平成28年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○18番（小園義行君） 今、市長の説明だけで、説明資料としては、ここにありますがね。担当課長の補足説明というのは全くありませんでしたので、少しお聞きします。

ここに、それぞれ今回課税標準額を引き上げますよと、そうすると影響があるわけですね、住民の皆さんにとってね。3月31日に今市長がおっしゃった地方税法の一部改正がありました。本来、税率をいじるとかいろいろあったときに、国保運営協議会とか開かれるわけですが、今回のこの専決処分をするにあたって、この課税限度額が変わるということに対して、当局は、国保運営協議会なり、いろんなことを少し議論されたのかというのが1点と。

国が示すそのことによって、毎年毎年課税限度額が引き上げられてきている。こうした現状等、提案されるにあたって、本市の国保運営に関して、管理者として危機的状況ですよという文書を市民の中にたくさん散らし等のお配りを各戸にされております。そういったことを踏まえての市長として、この国保運営に関しての思いといいますか、提案するに、そうだねと、そうしないといけないねという、そういったことに基づいての提案なのか、少しそのことについて2点だけお願いします。

○**税務課長（木佐貫一也君）** ただいまの御質問の中の、毎年限度額が引き上げられていくという背景について御説明したいと思います。

[小園義行君「課長、大変申し訳ないけどさ、聞こえないからね、マイクをちゃんとして」と呼ぶ]

○**税務課長（木佐貫一也君）** すみません。

課税限度額の引き上げについて説明をしたいと思います。

被用者保険におきまして、最高級の標準報酬月額に該当する被保険者の割合が0.5%から1.5%の間になるように法定されております。このこととの均衡を考慮しまして、当面は超過世帯割合が1.5%に近づくよう、段階的に、付加限度額を引き上げていく必要があるということが、国の方で協議されております。

そういったことを受けて、今回を含めて今後も、その法定、社会保険の方に近づくような形で引き上げがなされていくものではないかと思っております。

もう1点目の国保運営協議会での協議でございますが、施行令の改正ということで、特に運営協議会での議題にはなっていないということでした。

以上でございます。

○**市長（本田修一君）** お答えいたします。

毎年こういった形で、限度額の引き上げということがされるということについては、率直に言えば有り難い話だというふうに思います。

ただ、その保険行政を取り巻く環境につきましては、どの自治体においても極めて厳しい環境におかれているということで、今後も国においても、税と社会保障に関する一体改革ということが取り組みがされておりますので、それらの中で一体的な改革がされるべきだというふうには思うところでございます。

そしてまた、地方のこの保険財政において、そのような、どの自治体においても厳しい状況ということ踏まえて、それぞれの団体において、国に更に改善を求めてきているところでございます。

○**18番（小園義行君）** 今課長の方からありましたように、そういう被用者保険との関係で、ここにしなさいという、国が設定しているわけですね。そのこともそれぞれ違う状況の中での保険会計なわけでありまして、非常に問題だなというふうに思うところです。

ただ、あとちょっと教えてくださいね。この現行の最高限度額になった76世帯、現在はそうだけど、この改正によって72世帯ですよ。年収としてね、所得じゃないですよ、年収で最低500万円とか400万円とか、いろいろあるでしょう。それ幾らだったら、そこに到達するのかということが1点とですね。

2割軽減世帯がね、今回少なくなっているということでいくと、この課税限度額を引き上げることによって、2割軽減世帯の人たちが少なくなっていくという状況ね、どうあってこういうことが起きているのかという、その関係を少しお示しをしてください。

○税務課長（木佐貫一也君） ただいまの御質問について、お答えいたします。

年収についてですが、40歳から64歳までの1人世帯で940万円以上、2人世帯で909万円以上、3人世帯で878万円以上の方が対象になるところでございます。

もう一つの2割世帯の軽減の理由でございますが、基準が緩和されたことによりまして、5割軽減の方に移行したということで判断しておるところでございます。

以上です。

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○18番（小園義行君） 承認第5号について、反対の立場で討論したいと思います。

今質疑をやり取りをしました。答弁もあったわけですが、国が、そういうふうに毎年毎年課税限度額を引き上げをしていく、市長の答弁にもありましたように、非常にそれ問題であるという、問題意識は市長の方も持っておられるということは理解をしたところであります。

そういった中で、本当にこの我が町の国保会計というのは大変な状況であるというのは、議員の皆さん方も承知の上だというふうに思います。なぜなら、市の方で、各家庭に「国保は危機的状況です」という散らしが配布されて、その中身も大変困難を極めているんだというようなことも流されているわけですが、そうした中で、国は毎年こういうふうに課税限度額を変えて負担をさせている。国保に加入されている方々は、基本的には自営業、そして社会保険を抜けた方々、高齢の方という意味ですね、後期高齢までの間、そういった方々の状況を考えたときに、志布志市の国保の会計の状況を見ますと、約2億6,000万円からの未収があると。このことを二つもってみても大変な状況です。国は、一遍のそういう省令で引き上げをしていいよと、しなさいということをやっていますが、3月議会の当初予算で、年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業という、これを6月いっぱい支給をしなさいと、単年度限りですよ。志布志市で2億4,127万2,000円、これ見込みです。そういったものを言葉は悪いけれども、消費税を引き上げる、そういった前提とあわせて1億総活躍社会と、そのためにこういったお金を100%国が上げるからしなさいってやっているわけですね。ここに私は、国は本当に低所得者のことを考えたりいろいろするのであれば、この2億4,000万円、これも確かに有り難いことですよ、この分あったら我が町がずっとこれまで抱えてきた国保の未収は一気に解決をすると。お金があるんだったら国保の制度そのものをしっかりと変えて、これまで医療費の50%を賄っていたものを1980年に変えて引き下げをした、そのことが今回この2億6,000万円という、約ですよ。そういった国保の状況に至っていることを考えたらですね、本当に私は毎年毎年こういうふうに限度額を引き上げていく、そういったやり方が果たしてどうなのかという思いがあります。市長の方からもやっぱりこのことについては、国に声をあげていくという答弁も先ほどありました。そういうことを含めてですね、このことについては、もう考えてもいいのではないかという思いが毎年しております。

そういった意味で、先ほど課長の方からありました。40歳1人世帯で940万円とかね、こういった方々ほとんどなくて、約500万円から550万円ぐらいになると、この最高限度額という形になっていくのではないかというふうに思うところであります。

そうした意味からしても、本当に国のお金をどう使うのかという、そういったことを考えていただいた上での、地方自治体で運営をしているこういったものに対して非常に苦勞している、そういうことを考えたときに、しっかりと、その実情を考えて毎年毎年こういう状況があっているのかという思いがあって、私は、この承認第5号については、認めるわけにはいかないという立場で討論としたいと思います。

終わりです。

○議長（岩根賢二君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） これで討論を終わります。

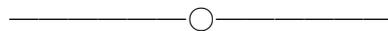
これから採決します。

採決は起立によって行います。

お諮りします。承認第5号は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（岩根賢二君） 起立多数であります。したがって、承認第5号は、承認することに決定しました。



日程第9 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度志布志市一般会計補正予算（第10号））

○議長（岩根賢二君） 日程第9、承認第6号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第6号、専決処分の承認を求めることについて、説明を申し上げます。

本案は、地方交付税の額、地方債の同意額の確定等に伴い、緊急に平成27年度志布志市一般会計予算を補正する必要が生じ、平成28年3月31日に平成27年度志布志市一般会計補正予算（第10号）を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により承認を求めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（西山裕行君） 承認第6号、平成27年度志布志市一般会計補正予算（第10号）について、補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に1億3,200万2,000円を追加し、予算の総額を219億3,715万6,000円と定めたものでございます。

予算書の4ページをお開きください。

第2表、地方債補正でございますが、起債同意額の確定により合併特例事業など6件の地方債を総額1,750万円減額変更したものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

まず、歳入予算でございますが、9ページをお開きください。

6款、地方消費税交付金は、国の確定に伴い、1億4,657万6,000円を増額しております。

10ページをお開きください。

10款、地方交付税は、特別交付税の確定に伴い、1億210万4,000円増額し、交付総額は74億4,827万3,000円となっております。

12ページの15款、県支出金、2項、県補助金は、子ども・子育て支援新制度施行に伴い、施設型給付として保育所と同様に、幼稚園の運営費を市町村が扶助費で支払うことになりましたが、国・地方の負担率が流動的であったため、県の要綱制定が遅れたことにより1,040万円増額しております。

13ページの18款、繰入金は、事業確定に伴う財源調整のため1億2,502万4,000円減額しております。

14ページの21款、市債は、事業費の確定に伴い、全て減額でございますが、総務債を520万円、土木債を620万円、消防債を10万円、教育債を90万円、災害復旧債を120万円、衛生債を390万円、それぞれ減額しております。

次に、歳出予算について、主なものを御説明申し上げます。

15ページの2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費は、持続可能な財政基盤確立のため、基金の利活用や残高を考慮し、財政調整基金積立金を1億3,200万2,000円増額しております。

16ページをお開きください。

3款、民生費、2項、児童福祉費、4目、保育所費は、歳入でも御説明したとおり、子ども・子育て支援新制度施行に伴い、保育所と同様に幼稚園の運営費を市町村が扶助費で支払うことになりましたが、国・地方の負担率が流動的であったため、県の要綱制定が遅れたことにより、1,040万円財源振替をしております。

その他、歳出予算につきましては、地方債等の財源振替をいたしております。

以上が、承認第6号の概要でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

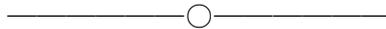
○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第6号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、承認第6号は、承認することに決定しました。



日程第10 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第3号））

○議長（岩根賢二君） 日程第10、承認第7号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第7号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、地方債の同意額の確定に伴い、緊急に平成27年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算を補正する必要が生じ、平成28年3月31日に、平成27年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第3号）を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ110万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,542万4,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の説明を申し上げます。

予算書の6ページをお開きください。

歳入の市債は、110万円減額するものであります。

7ページをお開きください。

歳出の事業費の工業団地整備事業費は、委託料を3万4,000円、工事請負費を106万6,000円、それぞれ減額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

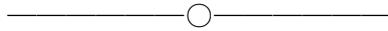
○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第7号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、承認第7号は、承認することに決定しました。



日程第11 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度志布志市一般会計補正予算（第2号））

○議長（岩根賢二君） 日程第11、承認第8号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第8号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成28年熊本地震にかかる支援の実施に伴い、緊急に平成28年度志布志市一般会計予算を補正する必要が生じ、平成28年4月18日に、平成28年度志布志市一般会計補正予算（第2号）を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ492万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ232億6,962万4,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の繰入金、基金繰入金は、財政調整基金繰入金を492万3,000円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳出の消防費の災害対策費は、被災地への職員派遣旅費として40万3,000円、職員派遣に伴う作業服、その他貸与品等、消耗品費として42万円、大隅半島4市5町復興支援チーム負担金として50万円、災害救助扶助費として360万円、それぞれ増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○8番（西江園 明君） 1点だけ、先ほど全協の中でも、このことについては、説明があったわけですが、今この6ページの扶助費で360万円計上してございますけれども、これは今2世帯ですかね、向こうの方から、こちらの方に避難して生活をされている。その人に対する扶助費というふうに理解していいのか。それと、この360万円というのは、どのぐらいの期間まで志布志の場合に、そういう設定というか、規則というのを定めているんですかね、ずっと何年間とか、この360万円の根拠はどういう根拠ですか。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当課長に答弁させます。

○総務課長（武石裕二君） ただいま御質問がありました扶助費についてでございますが、先ほど全協で申しましたとおり、現在該当する方が2件ですね、2世帯分これについては、支出をしてございます。

それから期間でございますが、熊本の地震、今見てもなかなか復興・復旧がままならない状況でございますので、この扶助費については、本年度内ということで考えております。

また、熊本ということで、近いというようなことで、今回予算計上もしてございますが、内訳につきましては、今回6人世帯として、6世帯を想定をしてございます。その部分にかかる移動費用、それから生活一時金、そして子供さんが当然来られるだろうということで、教育一時金等を含めて360万円ということでございます。中身につきましては、移動経費については60万円、それから生活一時金については180万円、そして教育一時金については120万円ということで、合計の360万円の扶助費を専決をしたということになります。

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

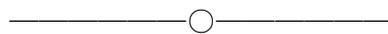
○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第8号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、承認第8号は、承認することに決定しました。



日程第12 議案第42号 志布志市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第12、議案第42号、志布志市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第42号、志布志市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って、特定業務施設を新設し、又は増設する認定事業者に対し、固定資産税の不均一の課税をすることに関し、必要な事項を定めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 議案第42号、志布志市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について、補足して説明申し上げます。

まず、条例制定の理由につきまして、地域再生法の一部改正により、同法17条の6が新設されたことに伴い、地方公共団体が地方活力向上地域内において、特定業務施設を新設、又は増設した認定事業者に対して、地方税法第6条第2項の規定に基づく、地方税の不均一課税をした場合には、当該措置による減収額のうち、普通交付税に関する省令第42条で定めるところにより、算定した額を地方交付税の算定時に基準財政収入額から控除、減収補填することとされました。これに伴い本市においても、地域における地理的及び自然的特性、文化的所産並びに多様な人材の想像力を最大限に活用した事業活動の成果を図ることにより、魅力ある就業の機会を創出するとともに、地域の特性に応じた経済基盤の強化及び快適で魅力ある生活環境の整備を総合的かつ効果的に行う必要があることから、当該認定事業者に係る固定資産税の特別措置不均一課税を定めるため、この条例を制定しようとするものであります。

固定資産税の不均一課税の適用を受けるためには、鹿児島県が市町村と共同で作成した認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って、対象期間内に対象設備を新設し、又は増設した認定事業者であり、認定事業者となるためには、事業者が地方再生計画に基づき、特定業務施設整備計画を作成し、県に申請後、内容を審査し、認定される必要があります。

当該措置に伴い、不均一課税の適用を受けることができる事業者の業種の指定はありません。

なお、認定事業者は市内に設備投資等を実施し、設置完了後、固定資産税の不均一課税承認申請書を市長に提出します。市が内容を審査し、承認することで、3年間の固定資産税の不均一課税を行います。税の減収に伴い、地方交付税として補填されることとなります。

本案の内容につきましては、まず第1条が制定の目的であります。以下、第2条は、定義。第3条は、固定資産税の不均一課税。第4条は、固定資産税の不均一課税の期間及び税率。第5条は、申請書の提出。第6条は、不均一課税の決定。第7条は、変更事項の届け出。第8条は、不均一課税の取り消し。第9条は、規則への委任について定めております。

なお、この条例は、公布の日から施行し、条例の規定は、平成30年3月31日までに県知事から認定を受け、認定日から2年以内に新設され、又は増設された・・・。

大変申し訳ありませんでした。条文がずれておるようでございます。大変申し訳ありません。

第5条が、不均一課税の承認。第6条が、報告事項です。第7条が、承認の取り消し。第8条が、委任事項となっております。

この条例は、公布の日から施行し、条例の規定は、平成30年3月31日までに県知事から認定を受け、認定日から2年以内に新設され、又は増設された施設、若しくは設備について適用するものでございます。

大変申し訳ありませんでした。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○18番（小園義行君） この「移転型」は東京23区ということがよく分かるんですが、地域活力

向上地域ですね、ここの規定がですよ、「3大都市圏以外の地域であり、かつ、地域の活力の向上を図ることが、特に必要な地域」ということになってあります。3大都市圏って、普通私の常識で考えると、東京・名古屋・大阪なのかなと、それ以外は全て地域活力向上地域というふうに思うわけですね、この条文からいくと。そうすると隣の宮崎市からこっちに来た場合も、拡充型というふうになるのかということですよ。その「地域活力向上地域」という、ここをちょっと具体的にですよ、ここですよと。東京、大阪、名古屋を除いた全部該当するんですよというふうに理解していいのかということですよ。そこだけお願いします。

それともう1点、すみません。

これが期日を30年3月31日までというふうに規定していますね、大変申し訳ないんですけども、30年の3月に報告を出して県が承認して、それから時間かかりますね。そうした場合も仮に着工とか、遅れても可能なのかということですけど、そこの2点だけ、ちょっとお願いします。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） この拡充型事業につきましては、東京23区以外に本社を置く企業が志布志に定めた地域に移転される場合等々については、拡充型事業として対象になりますよということですので、例えば、先ほどお話がありました宮崎市に本社がある企業が志布志市の指定した地域に移転される場合については、対象ということになります。

日付の期間の制定については、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○18番（小園義行君） 今課長の方から答弁がありましたけれども、ここが非常に地方再生法の一部を改正する法律ということで、東京一極集中をやめようよということでも関わらず、隣の宮崎市からこっちに来てても該当するというふうに、そこはとても大事なところですよ、志布志の工業団地とか整備をされるわけで、そういったところが、こういうものに乗かってやった場合には該当ですよと、東京、大阪、名古屋だけからはうんぬんということじゃないよという、その確認が少ししておきたかったものですから、それでも可能だということですのでね。この地方再生法からしたらどうなのかなというのが、ちょっとあったもんですから、ありがとうございます。分かりました。

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第42号は、総務常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第13 議案第43号 志布志市工業団地整備事業積立基金条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第13、議案第43号、志布志市工業団地整備事業積立基金条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第43号、志布志市工業団地整備事業積立基金条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、工業団地の売却に係る土地売払収入金を財源として、工業団地の整備を図り、もって工業団地整備事業の健全な運営に資するため、志布志市工業団地整備事業積立基金を設置することとし、その管理、運用及び処分に関する事項を定めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 議案第43号、志布志市工業団地整備事業積立金条例の制定について、補足して説明を申し上げます。

本案は、工業団地の売却に関わる土地売払収入金を財源として、工業団地の整備費に関わる地方債の返済に資するため、志布志市工業団地整備事業積立金を設置することとし、その管理、運用及び処分に関する事項を定める必要があるため、志布志市工業団地整備事業積立金条例を制定するものであります。

本案の内容につきましては、まず第1条が設置の目的であります。以下、第2条は積立をする額。第3条は管理の方法。第4条は運用益金の取り扱い。第5条は基金の処分。第6条は繰り替え運用について定めております。第7条は委任事務でございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○18番（小園義行君） 今回わざわざですね、基金条例をつくって運用していくんだということですけども、その基金、今回この基金条例をつくらないといけないという大きな理由というのは何なんですか。

今後、志布志市が永々として、この工業団地をどんどん造成していくという、そういうことでもないんじゃないかというような気もしているわけですけども、あわせて基金というのは、大変申し訳ないですけども、「目的以外には使用できない」ということになって、いわゆる住民の大切な財産がうまく機能しない場合が多々見受けられるんじゃないかというふうに、私は思っているところですけども、基金条例をしてまでやらないといけなかった理由というのは何なのかという、そこがよく見えないものですから、もう一回お願いします。

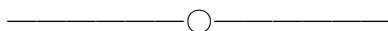
○港湾商工課長（柴 昭一郎君） この基金は、条例でも定めてありますように、償還財源とする必要があることから、今回基金を設置させていただくものでございます。

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第43号は、総務常任委員会に付託します。



日程第14 議案第44号 志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第14、議案第44号、志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定

についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第44号、志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、法人住民税の法人税割の税率の引き下げ、軽自動車税における環境性能割の導入等の措置が講じられたため、これらの措置に関する規定を改正するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○税務課長（木佐貫一也君） それでは、議案第44号、志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

今回の改正は、現在施行中の市税条例の改正を第1条で、第2条及び第3条で以前可決いただいた一部改正条例の改正を行っております。

改正の概要を付議案件説明資料に基づき、御説明申し上げますので、資料の21ページをお開きください。

一つ目は、法人市民税の法人税割ですが、地域間の税源の偏在性の是正、財政力格差の縮小を目的に税率を9.7%から6.0%に引き下げるものです。

二つ目は、軽自動車税です。平成29年4月1日から軽自動車税に環境性能割が創設され、現行の軽自動車税は「軽自動車税種別割」と名称変更されます。

環境性能割の具体的な仕組みとしましては、軽自動車の取得価格が課税標準となり、免税点は50万円となります。税率は非課税、1%、2%の3段階で、賦課徴収は当分の間、都道府県が行います。

軽課税率につきましては、22ページの2-2に記載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

また前のページに戻っていただきまして、三つ目ですが、個人住民税の改正になります。

自主服薬推進のためのスイッチOTC薬控除が医療費控除の特例として創設され、平成30年度から適用されます。OTC薬とは、市販薬のことですが、病院でもらう医療薬から移行、スイッチされることから、こう呼ばれております。

その購入費用、年間10万円を限度としまして、1万2,000円を超える額を所得控除するものでございます。

次に、23ページをお開きください。新旧対照表でございます。

第18条の3につきましては、条文中「自動車税」を「種別割」に字句修正するものです。

第19条は、期限後に納付しました法人市民税の延滞金に関する規定ですが、延滞金の計算期間中、一定の期間延滞金を算出するための割合を14.6%から7.3%に半減するもので、地方税法の条項新設に合わせて、第5号及び第6号を新設するものでございます。

24ページをお開きください。

34条の4ですが、法人税割の税率を規定しております。先ほど説明しましたように、法律改正にあわせまして、標準税率が9.7%から6.0%に引き下げられたことに伴う改正でございます。

第43条は、修正申告書を提出した場合で、税務官署が所得税の増額更正をした場合、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して延滞金を算出するというものでございます。

次に、25ページになりますが、第48条は当初申告の後、税務官署の更正を受けて修正申告をした場合に限って、延滞金の計算期間から一定期間を控除して算出するというものでございます。

26ページをお開きください。

50条ですが、法人が申告納付したとき、税額が不足していた場合に、延滞金の計算期間から一定期間を控除するというものでございます。

28ページをお開きください。

28ページの第80条及び第81条ですが、軽自動車税の環境性能割の納税義務者や現行の軽自動車税を種別割に名称変更するものです。

次に、29ページになりますが、第81条の2は、日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する非課税の範囲について規定しております。

第81条の3は、環境性能割の課税標準を取得価格とする。

第81条の4は、環境性能割の税率を1%、2%、3%に。

第81条の5は、環境性能割の徴収方法について。

第81条の6は、環境性能割の申告納付は新規登録時に行うこと。

第81条の7は、環境性能割の不申告等については、10万円以下の過料が科されることが規定しております。

次に30ページになりますが、第81条の8は、環境性能割の減免は種別割と同様に、公益上、又は身障者に対して行うこと。

第82条から32ページの第9条までは、名称変更による字句の整理。

33ページの91条は、名称変更による字句の整理と繰下げによる引用条項の変更でございます。

34ページをお開きください。

34ページの附則第15条の2は、環境性能割の賦課徴収について。

附則第15条の3の環境性能割の減免については、当分の間都道府県が行うこと。

附則第15条の4の環境性能割の申告については、当分の間、都道府県に対して行うこと。

附則第15条の5の環境性能割の賦課徴収費用として、都道府県に対して徴収取扱費を交付すること。

附則第15条の6の環境性能割の税率の特例として、営業用の三輪以上の軽自動車に対して、税率の1%を0.5%に、2%を1%に、3%を2%とし、自家用についても、当分の間3%を2%とするものです。

附則第16条は、軽自動車、グリーン化特例の1年延長、名称変更による字句の整理でございま

す。

36ページをお開きください。

36ページの第2条は、一部改正条例の改正でございます。平成26年の志布志市税条例等の一部を改正する条例の附則第5条の改正でございます。平成27年3月31日以前に新規登録したもので、その登録から14年を経過してない車両については、改正前の旧税率を適用とするとした内容ですが、これも名称変更による字句の整理をするものです。

次に、37ページの第3条ですが、平成27年の志布志市税条例等の一部を改正する条例の附則第5条の改正でございます。これは市たばこ税の経過措置を定めておりますが、期限後納付した場合の延滞金を算定する規定ということで、施行日が異なるために、略称規定の新条例から市税条例に改め、環境性能割の申告納付の規定を追加するものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則を御覧いただきたいと思っております。

附則第1条でございますが、施行日を平成29年1月1日とするものでございます。ただし、第18条の3、第19条等は、平成29年4月1日から施行し、附則第6条の改正規定、次条第2項の改正については、平成29年4月1日から施行するものでございます。

附則第2条は、市民税に関する経過措置でございます。施行日以後に納期限が到来するものについて、適用するものでございます。

附則第3条は、軽自動車税に関する経過措置で、平成29年度以降の種別割について、適用することを規定しておるところでございます。

補足説明は、以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○18番（小園義行君） 今それぞれ説明がありましたけれども、平たく言うのですよ、28年度までは今までと変わらないよと、でも29年度からは補足説明資料の付議案件説明資料の22ページにありますように、こういうふうに引き上げになりますよということの理解でいいのかというのが1点です。

そして、先ほどありましたね、OTC医薬品の購入費用と、これまで医療費控除というのが、領収書を医療機関でいただいて10万円を超した分については、控除があるわけですが、今回、新たに民間の薬局、薬店、そういった所で、仮に領収書をいただいて、それが15万円になりましたよという、そういう人がおられた場合に、医療費機関で支払った、いわゆる薬の関係と、その民間のいわゆる薬局、薬店、そこでもらった15万円、ここに対しての両方が可能ですよというふうに、これ理解していいんですか。

○税務課長（木佐貫一也君） ただいまの御質問について、お答えいたします。

1番目の軽自動車税につきましてですが、御質問のとおり、29年度からの引き上げの措置でございます。

二つ目のOTC薬につきましてですが、これは年間10万円を限度としておりまして、1万2,000円を超える額を所得控除するものですが、医療費控除の特例ということで、医療控除と併

用はできませんので、どちらかの選択という形になります。

以上でございます。

○18番（小園義行君） 答弁を間違わないでね、僕質疑を議長から許されてるから、質問はしてませんからね。質疑をしていますので。

29年度からは、こういう状況に引き上げるということで、提案がありました。今回、国のそういう法律が変わっていく状況の中で、地方に住む者として、軽自動車の果たす役割というのは大変大きなものがあります。都会と違って、公共交通機関が発達してるわけじゃないですので、1家庭、働く人が5人いたら、5台は車が必要というような状況がある地域で、果たして、我が市が、この国の法律どおりにやった場合に、どういった影響があるのかというのが、どれぐらい試算されているものですか。それが1点ですね。

先ほどありましたOTCの、これはどちらか一方しか駄目ですよという、そういう答弁でありましたので、あくまでも医療費控除として民間のA薬局で、私が薬を15万円とか買ったとしても、医療費控除のこちらの医療機関で支払っている、それをどっちかを選択しなきゃいけないということですね。そうであれば、なぜ今回わざわざ、このOTCという、こういう制度が国として導入がされたんですか。先ほどもろもろありましたけれども、両方できるなら、そうだねと思うけれども、一方でしか駄目ですよということであれば、ん、というもので、なぜ今回そういうものが提案がされたんですか。医療費抑制だと言えば、それで終わるわけですけども、一方では民間のそういうことをいいよと、それも該当するからねということにした理由ですよ。

○税務課長（木佐貫一也君） 1点目のOTC薬控除の創設の背景でございますが、これは28年度税制改正におきまして、適切な健康管理のもとで、医療用医薬品からの代替を進める観点から一定のOTC医薬品の購入対価を支払った場合は、特例を設けると。これはちょっと表現が適正かどうか分かりませんが、病院に行くのがちょっと苦手な方が、市販の薬で健康管理を考える人のためにつくられた制度というのが、国民の間から上がっているということで、今度の28年度税制改正において認められたところでございます。

最初の質疑の方ですが、軽自動車の環境性能割の試算についてお尋ねでございます。

環境性能割につきましては、新車、中古、両方かかるわけでございますが、中古につきましては、取得価格というのが試算が難しいところでございまして、中古車両を含めて、残存価格が50万円以上のものが対象ということでございますので、27年度の新車登録した台数で試算してみましたところ、27年度新車登録が614台ございました。それを経過含めて計算しましたところ、四輪全体で約830万円の増の見込みでございます。これは、当然取得価格が、それぞれ違いますが、新車につきましては、取得価格を120万円、中古車両については、80万円を取得価格として試算しております。1台平均の負担増額は、約1万4,000円になるのではないかと見込んでいますところでございます。

以上でございます。

○18番（小園義行君） 最後です。

国がOTCを5年間に限った理由というのは何なんですか、これTPPの先取りではないかというふうに、うがった見方をすると考えるわけですが、導入のための、この5年間に限ったという理由は何ですかね。

○**税務課長（木佐貫一也君）** 大変申し訳ございません。ちょっと5年間に限った理由が、通常
の税を定める、特例を定める時の適用期間を大体3年から5年にしてしておりますが、今回はその
うちの5年間という目安でしたんではないかと考えておりますが、また正確な情報は、あともって
お伝えしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○**議長（岩根賢二君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（岩根賢二君）** これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第44号は、総務常任委員会に付託いたします。

—————○—————

○**議長（岩根賢二君）** ここで、昼食のためしばらく休憩いたします。

午後は、1時から再開いたします。

—————○—————

午前11時59分 休憩

午後0時58分 再開

—————○—————

○**議長（岩根賢二君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————○—————

**日程第15 議案第45号 志布志市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例の制定について**

○**議長（岩根賢二君）** 日程第15、議案第45号、志布志市放課後児童健全育成事業の設備及び運
営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○**市長（本田修一君）** 提案理由を申し上げます。

議案第45号、志布志市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例の制定について、説明申し上げます。

本案は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う、厚生労働省関係省令の整備等に関
する省令における放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課
後児童支援員の資格要件に、義務教育学校の教諭となる資格を有する者を加える措置が講じられ
たため、当該措置に関する規定を加えるものであります。

内容につきましては、第10条第3項第4号中、「中学校」の次に「義務教育学校」を加える
ものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○9番（丸山 一君） 所管でありますので、そこでやりたいと思うんですけども、この義務教育学校というのは、僕らの常識で考える、小学校、中学校を義務教育学校というような気がするんですけども、わざわざ同じ列に並べるといのは、何か意味があるんですかね、違いがあるんですかね、これは。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

学校教育法の改正によりまして、これまで学校というのは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、そういうふうに書かれているわけですけども、今回入った「義務教育学校」は、小中一貫教育学校のことを名称としてこういう言い方をすることになっています。

だからまた、小学校、中学校とは違って、小学校、中学校9年間の小中一貫教育の学校を「義務教育学校」という名称で、今後呼ぶように、学校教育法が改正された関係で、関係の法規が、こんなふうになってきているということで、小学校、中学校とは違います。よろしいでしょうか。

[丸山一君「はい」と呼ぶ]

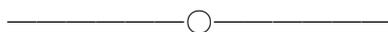
○教育長（和田幸一郎君） 以上です。

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第45は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第16 議案第46号 志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第16、議案第46号、志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第46号、志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、小規模保育事業所等の避難用設備の基準の見直し、並びに小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所における保育士配置にかかる特例の創設の措置が講じられたため、これらの措置に関する規定を改正するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○福祉課長（折田孝幸君） それでは、議案第46号、志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、補足して説明いたします。

お手元の付議案件説明資料の40ページをお開きください。

まず最初に、条例改正の趣旨でございますが、待機児童を解消し、受け皿拡大が一段落するまでの緊急的・時限的な対応としまして、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が交付され、保育所等における保育士配置について、特例的運用が可能となったため、条例改正を行うものでございます。

それでは、改正箇所について、御説明いたします。

付議案件説明資料の41ページからの新旧対照表を御覧ください。

第28条第7号イの表、及び42ページの第43条第8号イの表は、小規模保育事業及び保育所型事業所内保育事業を行う事業所の設備基準の改正であります。これまで建築基準法施行令で、4階以上の階に保育室等が設けられている施設の屋内階段につきましては、建物の1階から保育室が設けられている部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓、若しくは排煙設備を有する付室が必要でしたが、改正により、屋内と階段室とが付室を通じて連絡する場合においては、階段室又は付室の構造が通常の火災時に生ずる煙が付室を通じて階段室に流入することを有効に防止することができる構造を用いるとされたため、改めるものでございます。

同じく、建築基準法施行令第123条第3項に、新たな2号が追加され、それまでの第2号から第11号までが1号ずつ繰り下がったことに伴い、引用する条文を改めるものでございます。

次に、43ページの新旧対照表を御覧ください。

附則に小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例を4項加えております。

附則第6項は、資料40ページの2、特例の内容（1）朝夕など、児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例でございます。保育所等の不足及び保育士確保の一環として、当分の間、小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の保育士最低2人配置要件について、朝夕など、児童が少数となる時間においては、保育士1名に替えて市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を配置することを許容する規定でございます。

附則第7項は、資料40ページの（2）幼稚園教諭、小学校教諭等の活用に係る特例でございます。

当分の間、保育士の数の算定につきましては、保育士と近接する職種である幼稚園教諭若しくは小学校教諭、又は養護教諭の普通免許証を有する者を保育士とみなすことができる規定でございます。

附則第8項は、資料40ページの（3）保育所等における保育の実施にあたり、必要となる保育士の配置に係る特例でございます。

保育所等を1日につき8時間を超えて開所していることなどにより、許可の際に最低基準上必

要となる保育士の数以上を確保しなければなりません、この場合の保育士の算定については、追加的に確保しなければならない保育士の範囲内で、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を保育士とみなすことができる規定でございます。

附則第9項は、附則第7項及び附則第8項の特例措置を適用する場合においても、保育士資格を有する者を全体の数の3分の2以上を置かなければならない規定でございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第46号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第17 議案第47号 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第17、議案第47号、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第47号、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う、厚生労働省関係省令の整備等に関する省令における、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準、及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、指定地域密着型通所介護事業所に関する所要の規定の整備が行われたため、関係条例の規定を整備するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○保健課長（津曲満也君） 議案第47号、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行

に伴う関係条例の整備に関する条例を3月議会において議決いただいたところでございますが、省令により、地域密着型通所介護事業所に関する規定の改正が行われたため、市で定めている基準条例につきましても、同様の内容に改正するものでございます。

それでは、付議案件説明資料の44ページをお開きください。新旧対照表でございます。

第1条関係の、志布志市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございますが、利用料等の受領の第24条第4項中、厚生労働大臣を市長に、運営規程の第29条及び第40条の12中、「以下、この節において「運営規程という」」を加えております。

従業者の員数等の第63条第6項中、同表の右欄に掲げる小規模多機能型居宅介護事業所の看護師及び准看護師については、中欄に掲げる同一敷地内にある他のサービス施設の職に従事することができる旨が規定されているところでございます。

今回、指定地域密着型通所介護事業者が新たに加えられたところでございます。

45ページの第2条関係の、志布志市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正ですが、地域との連携等の第39条第1項中、「聞く」を傾聴の「聴く」に改め、従業者の員数等の第44条第6項において、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所においても看護師及び准看護師については、中欄に掲げる同一敷地内にある他の介護サービス施設の職務に従事することができる旨が規定されているところでございますが、今回指定地域密着型通所介護事業所が新たに加えられたところでございます。

46ページでございます。

準用の第85条中、「第38条、第39条」の次に「第5項を除く」を加えるものでございます。

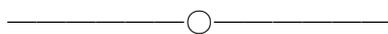
以上でございます。よろしく御審議方お願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第47号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第18 議案第48号 財産の処分について

○議長（岩根賢二君） 日程第18、議案第48号、財産の処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第48号、財産の処分について、説明を申し上げます。

本案は、臨海工業団地1工区分譲地を売却するにあたり、地方自治法第96条第1項第8号及び志布志市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、志布志市志布志町安楽字汐掛290番13ほか2筆、計3万3,114㎡を随意契約により、株式会社上組に2億9,800万円で売却するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第48号は、総務常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第19 議案第49号 市道路線の変更について

○議長（岩根賢二君） 日程第19、議案第49号、市道路線の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第46号、市道路線の変更について、説明を申し上げます。

本案は、森林管理道御在所岳線の整備に伴い、市道外堀線の終点を縮小するため、当該路線を変更する必要があるので、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○18番（小園義行君） 今回、この学校の部分で市道を廃止をしますよということですよ、これね、変更ですからね。

それ以降は、どういった道路になるんですかね。

○建設課長（中迫哲郎君） お答えいたします。

今回廃止する路線につきましては、先ほど説明申し上げました森林管理道御在所岳線の整備を行って、林道での管理ということになるかと思えます。

○18番（小園義行君） 大変申し訳ないんですけども、田之浦小学校、中学校のここですよ、これね。林道を改善をすることで、そういう形、林道というふうになるんですか。

○建設課長（中迫哲郎君） お答えいたします。

現在、外堀線の学校前につきましては、幅員も狭まうございますので、林道で整備をいたしまして、林道ということで、管理をすることになります。

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第49号は、産業建設常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第20 議案第50号 平成28年度志布志市一般会計補正予算（第3号）

○議長（岩根賢二君） 日程第20、議案第50号、平成28年度志布志市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます前に、一言おわび申し上げます。

平成27年度一般会計補正予算（第6号）で議決いただきました体育施設整備計画業務委託事業につきまして、今回、その一部を見直し、新たな測量設計委託に要する経費を含め、御提案させていただくものであります。

つきましては、議会及び関係者の皆様方に御迷惑をお掛けいたしましたことに対しまして、深くおわび申し上げます。

改めて、よろしくお願い申し上げます。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

議案第50号、平成28年度志布志市一般会計補正予算（第3号）について、説明を申し上げます。

本案は、平成28年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、産地パワーアップ事業、農業公社研修ハウス整備事業等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（西山裕行君） 議案第50号、平成28年度志布志市一般会計補正予算（第3号）について、その概要を補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に9億3,958万8,000円を追加し、予算の総額を242億921万2,000円とするものでございます。

それでは、予算書の3ページをお開きください。

第2表の地方債補正でございますが、追加は農業公社研修ハウス整備事業に伴う、過疎対策事業を3,840万円追加しております。

それでは、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

6ページをお開きください。

歳入の14款、国庫支出金、2項、国庫補助金、1目、総務費国庫補助金は、過疎集落等の維持及び活性化を図る、過疎地域等自立活性化推進交付金を1,700万円計上。7目、農林水産業費国庫補助金は、農業公社の研修事業の拡充を図ることを目的とした研修ハウスの建設事業を支援するため、農山漁村振興交付金を3,845万6,000円計上しております。

7ページをお開きください。

15款、県支出金、2項、県補助金、4目、農林水産業費県補助金は、地域担い手の育成確保として、農業用機械、施設を導入する際に融資残を補助するため、中心経営体等施設整備補助金を1,104万7,000円計上、環太平洋パートナーシップ協定、いわゆるTPP協定の筋合意を踏まえ、産地の高収益化に向けた取り組みを総合的に支援する産地パワーアップ事業補助金の園芸振興対

策に1億5,212万4,000円、茶振興対策に6億487万1,000円をそれぞれ計上しております。

10ページをお開きください。

17款、寄附金、1項、寄附金、2目、特定寄附金は、平成28年熊本地震により、寄附受付事務代理に伴う、ふるさと志基金寄附金を1,500万円増額しております。

11ページをお開きください。

18款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金は、今回の財源調整として4,595万円増額しております。

12ページの20款、諸収入、5項、雑入、4目、雑入は、女性消防隊の資機材を整備するため及び自治意識を盛り上げ、地域の活性化を図るため、コミュニティ助成事業補助金を590万円計上してございます。

13ページの21款、市債は、3,840万円増額し、総額で19億4,060万円としております。

次に、歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

予算書の14ページ、説明資料は4ページから5ページにかけてでございますが、2款、総務費、1項、総務管理費、4目、企画費は、過疎集落等の維持及び活性化を図るため、新橋地区ふるさとづくり委員会を事業主体とした過疎地域等活性化推進交付金事業を1,700万円計上、自治意識を盛り上げ、地域の活性化を図るためのコミュニティ助成事業を490万円計上しております。

予算書の18ページをお開きください。説明資料は7ページから9ページにかけてでございます。

6款、農林水産業費、1項、農業費、3目、農業振興費は、地域担い手の育成確保として、農業用機械、施設を導入する際に融資残を補助するため、中心経営体等施設整備補助金を1,104万7,000円計上、農業公社の研修事業の拡充を図ることを目的とした研修ハウスの建設事業を支援するため、農業公社研修ハウス整備事業を9,949万4,000円計上、4目、園芸振興費は、環太平洋パートナーシップ協定、いわゆるTPP協定の大筋合意を踏まえ、産地の高収益化に向けた取り組みを総合的に支援する産地パワーアップ事業補助金を1億5,212万4,000円計上、5目、茶業振興費は、同じく産地パワーアップ事業補助金を6億487万1,000円計上、8目、農地整備費は、事業費の内示に伴い、中山間地域総合整備事業を959万円増額しております。

予算書の20ページ、説明資料は6ページになります。

7款、商工費、1項、商工費、2目、商工業振興費は、移住、U・I・Jターン促進と、地元高校生等の若年層の転出抑制と、離職率改善に取り組む都城広域移住定住促進パートナーシップ事業を254万円計上、3目、観光費は、平成28年熊本地震で被災した熊本県を支援するため、ふるさと納税の受付事務を代理し、熊本県へ送ることを目的としたふるさと納税推進事業を1,500万円増額しております。

予算書の22ページ、説明資料は11ページをお開きください。

10款、教育費、1項、教育総務費、3目、教育指導費は、理科の実験、観察活動の充実を図り、児童の理科への興味・関心を深めるとともに、実験中の安全を確保するため、理科観察実験支援事業を140万3,000円計上。これまでの本市の取り組みの検証と、未然防止や初期対応など、実情

に応じた効果的な取り組みで、本市全体の不登校対策を推進する魅力ある学校づくり調査研究事業を133万3,000円計上しております。

予算書の23ページ、説明資料は12ページになります。

6項、保健体育費、2目、体育施設費は、スポーツ振興計画に基づき、スポーツ施設整備を図るため、現地測量設計等を委託する体育施設整備計画業務委託事業に253万8,000円計上しております。

以上が補正予算（第3号）の主な内容でございますが、詳細につきましては、補正予算説明資料を御参照ください。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第50号は、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

○

○税務課長（木佐貫一也君） 先ほど議案上程の際にお尋ねになったOTC医薬品の医療費控除の適用期間5年の理由について、県の方に確認しましたところ、国の説明の中で、5年になった理由は示されなかったが、通常特例の場合3年から5年の設定がされ、利用度等を勘案して、延長するなり、恒久化する判断材料となり得ることが考えられるということでございましたので、報告いたします。

以上です。

○

日程第21 議案第51号 平成28年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（岩根賢二君） 日程第21、議案第51号、平成28年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第51号、平成28年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、説明を申し上げます。

本案は、平成28年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出予算について、一般管理費及び特定健康診査等事業費に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ162万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億7,109万3,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして、説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の国庫支出金の国庫補助金は、国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金を162万円増

額するものであります。

6 ページをお開きください。

歳出の総務費の総務管理費は、一般管理費を228万9,000円増額するものであります。

7 ページをお開きください。

歳出の保健事業費は、特定健康診査等事業費を1万6,000円減額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第51号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第22 議案第52号 平成28年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）

○議長（岩根賢二君） 日程第22、議案第52号、平成28年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第52号、平成28年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）について、説明を申し上げます。

本案は、平成28年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出予算について、国民宿舎ボルベリアダグリの施設の改修及び設備の修繕に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ892万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,316万9,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の説明を申し上げます。

予算書の6 ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を82万5,000円増額するものであります。

7 ページをお開きください。

歳入の市債は、810万円増額するものであります。

8 ページをお開きください。

歳出の管理費は、修繕料を82万5,000円、工事請負費を810万円それぞれ増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第52号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第23 議案第53号 平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（岩根賢二君） 日程第23、議案第53号、平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第53号、平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）について、説明を申し上げます。

本案は、平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出予算について、管理費及び工業団地整備事業費に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億9,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,640万5,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の説明を申し上げます。

予算書の6ページお開きください。

歳入の市債は、1億円増額するものであります。

7ページをお開きください。

歳入の財産収入の財産売払収入は、不動産売払収入を2億9,800万円増額するものであります。

8ページをお開きください。

歳出の管理費は、積立金を2億9,800万円増額するものであります。

9ページをお開きください。

歳出の事業費は、工業団地整備事業費を1億円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○18番（小園義行君） この工事請負費のですよ、3工区を新たに造成されようとするわけです。都市下水付け替えという、少しここについて説明をしていただけますか。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 3工区予定地と本年度整備予定の市道香月線との間に稚子松都市下水路、これは昭和52年度竣工しておりますが、延長約130m、高さ2m、幅が約2.4mの都市下水路なんです、これが入っておるところです。

本都市下水路は、コンクリート3面張りの用水路であり、これを4面張り、ボックスタイプとして暗きょ化する。そして、市道香月線の工事と合わせて、香月線側に寄せることで団地の有効面積を増やして、土地の利便性を確保するため、3工区の造成に先行して行うものであります。

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありますか。

○8番（西江園 明君） その工事の内容ですけれども、今あそこに都城志布志道路がもう既に

できてますよね、交差点付近の所は、今、国道付近をやってますよね。今、課長の説明では、港側の方に都市下水路を寄せるという、海側に寄せるということですが、都城志布志道路との兼ね合いは。例えば、極端に言えば、都城志布志道路の部分は、県がしてくれるんじゃないですかね。その辺のところは考えてないんですか。そのところはどうなんですか。

○建設課長（中迫哲郎君） お答えいたします。

工事の方については、建設課の方で計画をしておりますので、説明申し上げます。

都城志布志は、もう既に工事が進んでおりまして、都市下水路の暗きょは完成してございますので、その部分は既存の暗きょを使って、そこから少し海側に寄せ込んで、また安楽川に放流する所の樋門もそのまま利用するというので、その間の中で少し寄せて、海側に寄せるということで計画しております。

○8番（西江園 明君） すると、その工事に要する予算というのが、今1億円を見込んでるということですかね。その1億円投資する価値が出てきますかね。それだけ若干寄せて、都市下水路がちょっといびつな形になりますよね。それだけの面積を広げようという、その考えは分かりますが、1億円の金が出てくるだけ面積が増えるんですかね。その辺の費用対効果というのは、どういう考えなんですかね。

○建設課長（中迫哲郎君） お答えいたします。

今の工業団地は、1工区、2工区も盛り土をしてございますので、もし、仮にその暗きょをそのままということになりますと、暗きょを外した所から盛り土をしていくということで、相当面積のロスが出るということもございます。

それから、取り付け道路、香月線から入れるときにも、どうしてもそこが、なるべく工業団地の方との高さの調整とかございまして、できれば埋めた方が有効に土地の利用ができるということで、考えて計画したところでございます。

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありませんか。

○9番（丸山 一君） 今説明にありました都市下水路の川へ注いでいる所、樋門ですよ、水門ですよ。あれは、僕はいつも対岸から見てるんですけども、かなりボロボロで穴が空いてますけれども、あれは川が増水したときには、逆流防止のためと、大体それをメインで造ってると思うんですけども、今度の工事は、そこまで入るんですかね。あれは河川管轄であれば、県の方でやるんですかね。

○建設課長（中迫哲郎君） お答えいたします。

先ほども説明しましたが、樋門については、そのまま既設を利用するというので、すり付けるように計画しているところでございます。既設の利用を図るということでございます。

○9番（丸山 一君） あの樋門のゲートの部分が、かなり腐食をしまして、穴が空いてボロボロなんですけれども、それを市でやるんですか。あれは県の直轄のはずなんですけれども。

○建設課長（中迫哲郎君） 樋門につきましては、市の方で管理をしているところでございます。

五、六年前ですかね、一旦補修は掛けたところでございます。

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありませんか。

○4番（八代 誠君） 私は、総務常任委員会でしたので、あえて手を挙げませんでしたが、委員会の中では、今同僚議員からありました図面、あるいは、できれば写真等もぜひ準備をさせていただいて、委員会に臨んでいただきたいと、要望でございます。

以上です。

○議長（岩根賢二君） 要望ですね。

[八代誠君「はい」と呼ぶ]

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第53号は、総務常任委員会に付託いたします。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日14日は、午前10時から本会議を開きます。日程は一般質問です。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

午後1時48分 散会

平成28年第2回志布志市議会定例会会議録（第2号）

期 日：平成28年6月14日（火曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

野 村 広 志

小 野 広 嗣

毛 野 了

青 山 浩 二

出席議員氏名（19名）

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	8 番 西江園 明
9 番 丸 山 一	10 番 玉 垣 大二郎
11 番 鶴 迫 京 子	12 番 毛 野 了
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
16 番 岩 根 賢 二	17 番 東 宏 二
18 番 小 園 義 行	19 番 上 村 環
20 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
副 市 長 岡 野 正	教 育 長 和 田 幸 一 郎
総 務 課 長 武 石 裕 二	財 務 課 長 西 山 裕 行
企画政策課長 仮 重 良 一	情報管理課長 小 野 幸 喜
港湾商工課長 柴 昭 一 郎	税 務 課 長 木 佐 貫 一 也
市民環境課長 西 川 順 一	福 祉 課 長 折 田 孝 幸
保 健 課 長 津 曲 満 也	農 林 畜 産 課 長 今 井 善 文
耕地林務水産課長 立 山 憲 一	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 上 原 登	志布志支所長 山 田 勝 大
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 雅 人	教 育 総 務 課 長 溝 口 猛
学校教育課長 福 田 裕 生	生 涯 学 習 課 長 樺 山 弘 昭

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 吉 田 秀 浩	次 長 兼 議 事 係 長 中 水 忍
調 査 管 理 係 長 西 洋 一	議 事 係 溝 口 茂 樹

午前10時00分 開議

○議長（岩根賢二君） これから本日の会議を開きます。

○
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩根賢二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、平野栄作君と西江園明君を指名いたします。

○議長（岩根賢二君） 昨日、議案第42号の中で小園議員からの質疑に答弁未了がありました。港湾商工課長から発言を求められておりますので、これを許可します。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） おはようございます。

議案第42号、志布志市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定の御提案の中で、小園議員から「地域再生計画に基づき、同計画の公示日から平成30年3月31日までの間に企業が地方活力向上地域特定業務施設整備計画を県から認定を受け、同計画の認定の日から2年以内に計画に沿った建物、構築物、償却資産の特別償却設備が新設又は増設ができなかった場合にはどうなるか」という質問について、御回答させていただきます。

計画の認定の日から2年以内に計画に沿った建物、構築物、償却資産の特別償却設備が新設又は増設ができなかった場合は、県の認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を取り消されることになり、当該条例第7条の規定に基づき、固定資産税の不均一課税の承認を取り消すこととなります。

回答が遅くなり大変申し訳ありませんでした。以上、よろしく願いいたします。

○
日程第2 一般質問

○議長（岩根賢二君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、3番、野村広志君の一般質問を許可します。

○3番（野村広志君） 皆さん、おはようございます。真政志の会、野村広志でございます。

まずもって、4月14日、16日に熊本県を震源とした「平成28年熊本地震」におきまして、被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げますと共に、犠牲になられた方々と御遺族の皆様に対し、深くお悔やみを申し上げます。

マグニチュード7.3という未曾有の直下型の地震の発生は、日本全国に多くの活断層を抱える我が国において、宿命というにはあまりにも重すぎる試練であり、今更ながら感じさせられた出来事でございます。

東日本大震災同様に、復興にはまだまだ時間がかかるものと思われまます。特に、隣県で起こった災害であることも含め、我々にできることを、できるところから長く支援をし続けることが必要であると思われまます。

また、いつなごき我が志布志市においても起こり得る可能性があることも同時に忘れてはならないと思っております。十分な準備と心づもりを怠らず備えたいものだと感じております。

そこで、通告をしておりました防災対策と消防行政について、この熊本地震を受けて、従来の避難計画や災害計画で十分であるのか、しっかりとした検証をしていく必要があると考えたところでありました。

私は、今回会派の仲間と実際に被災地で震源地の近辺であった益城町に足を運んでまいりました。想像をはるかに超える状況を目の当たりにして、言葉になりませんでした。道路や電気、水道など生活に必要なインフラについては、それこそ今でこそ応急処置的に復旧されておりましたが、倒壊した民家など、そのほとんどが手付かずの状態であり、がれきなどが山積みされた状態でありました。町民の方の悲痛な声や、行政の方々の大変に苦勞された切実な体験談のお話や、また益城町の議員の皆様方とも少しお話をする機会も得られました。

今回、想定をはるかに超える事態の中で、多くの犠牲を払い、結果として学ぶこととなったたくさんの方の教訓を今後の防災や減災、避難計画や災害時の計画に生かしていかなければならないと強く感じさせられたわけです。皮肉にも、我々は歴史の中で繰り返された多くの犠牲を教訓として、今日の安全や安心が培われていることは否めません。失われた多くの御霊（みたま）の霊に尽くすためにも、今後の対応や対策については決して手を抜くわけにはいかないと考えを更に強くいたしました。

そこで、まずお聞きいたしますが、今回この熊本地震において、全国からも多くの支援が寄せられてきているかとは思いますが、また、本市としても様々な支援がなされ、全員協議会の方でも報告がございましたが、どのような被災地支援の対応がとられたか、まずはお聞かせいただけますか。

○市長（本田修一君） おはようございます。

野村議員の御質問にお答えいたします。

まずはじめに、熊本地震で被害に遭われた皆様方に心よりお見舞い申し上げますと共に、犠牲になられた方々と御遺族の皆様に対しまして、深くお悔やみ申し上げます。そして、被災地の一日も早い復興を願っております。

さて、熊本地震では震度7の地震が立て続けに起き、多くの建物が甚大な被害を受け、家屋倒壊による死傷者も多く出た状況でございます。長引く避難所生活や車中泊の影響でエコノミークラス症候群と診断される方々も発生している状況を見て、地震の恐ろしさや発生後の対応の難しさを改めて感じたところでございます。

議員御質問の熊本地震への本市の対応でございますが、東日本大震災の時と同様に、市単独での支援には限界があると判断しまして、4月18日に大隅半島4市5町の復興支援チームを設立し、支援体制を整えたところでございます。その後、その日のうちに義援金箱の設置を行い、4月21日に第1陣の支援物資を被災地に発送しております。

また、人的支援につきましては、本市を含め、鹿屋市、垂水市、曾於市の4市で熊本県宇城市

を支援することになりまして、本市の第1陣が4月23日に職員2名が出発いたしましたして、り災証明発行手続きなどの人的支援を行ったところであります。

また、被災者の生活支援としまして、本市へ避難された方々を対象に、市営住宅の無償提供や、熊本県からの移動経費の支援、生活必需品への支援、また就学する場合の教育支援などを設けているところであります。

更に本庁、支所の市民係に相談窓口を設置いたしまして、今後も被災された方の支援に努めてまいりたいと考えているところであります。

○3番（野村広志君） 今回補正の方でも支援がされているようですし、「人、物、金」とよく言われますけれども、人材、物資、義援金について敏速な対応が図られたということ、官民一体になりながら支援の輪が広がっていることに、非常に感謝を申し上げたいなと思っております。

先ほど述べましたけれども、やはり息の長い支援が必要であるのかなと思っております。どうか引き続き、支援の方は取り組みが継続されることをお願いをしていきたいなと思っております。

あと、この支援物資のことでございますけれども、市民の方々からも多くの提供をいただいたわけでございますけれども、市としては、どの程度、緊急時や非常時に対応する物資の貯蓄があるのかについて、少しお聞かせいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

支援物資の備蓄につきましては、災害時備蓄計画に基づきまして、食料品や飲料水を備蓄しているところでございますが、今回の熊本地震に対しましては、第1陣を4月21日に大隅半島4市5町復興支援チームとして、飲料水2ℓ入りペットボトル264本、500mlペットボトルを912本、物資として届けております。

そしてまた、第2陣においても市民により提供された物資、第3陣においても同じような形で提供しておりますが、現在備蓄しているものにつきましては、食料品で御飯類が2,100食、パンが120食、ビスケット類が504食、飲料水で2,012ℓ、その他、毛布や敷きパット、マスクなどとしております。なお、食料品は消費期限がございますので、毎年準備しているところでございまして、災害時の食料等の物資の供給協力に関する協定を現在8事業所とも締結しております。

そしてまた、食料や日用品、飲料水の物資の安定供給を行っているところでございまして、このような備蓄品の一部を今回支援物資として、熊本地震の被災地の方に届けたところでございます。

○3番（野村広志君） 市としても緊急時に対して、このような物資が備蓄計画に基づいて備蓄されているということで、今報告をいただいたところでございますが、今回の熊本地震を受けまして、備蓄していかなければならない物資について、もう少しこういった物が必要であったんではなかろうかとかいうことが、更に出てきたのではないかなと思っております。その不足している、不足したのではなかろうかというような物については、当局の方ではしっかり議論されておりますでしょうか。その辺について、少しお聞かせいただけますか。

○市長（本田修一君） ただいまの御質問についてでございますが、本来備蓄されている物で、

その被災地の方が対応できるということであれば十分なことになるわけですが、現実的には、今回の熊本地震においても被災地の方で求めている物というものがございまして、その物については対応したところがございます。

補足して総務課長が答弁いたします。

○総務課長（武石裕二君） 備蓄品についてでございますが、私どもも先週の6月6日に市長、それから岡野副市長、私、それから担当の係長と被災地の方を限られた時間ではございましたけど、いろいろ状況等を調査をしたところでございます。

やはり、食料については、米、それからパン、そして水、それからトイレ等については、絶対これは必需品であるというふうな話もお聞きをいたしましたし、それから、住宅等の一部損壊等については、ブルーシートも必要であるというふうな話も聞いたところでした。

それから、被災の状況、時系列等によって、食料品等についても変わってくるというようなこともお聞きをしておりますので、私ども今市長の方で答弁ございました備蓄については、備蓄率が非常に足りない状況でございますので、そういった点も含めて、今、とりまとめをしながら、今回の熊本地震を受けて足りない食品、それから備品、消耗品等については、補正なり当初においても、不足分については、やはり備蓄をしていかなければならないというふうに思っております。

それから、先ほどの市長の答弁の中にもありまして、災害時の事業所との協定等もございまして、その協定をしている事業所についても即座に提供ができるかといったときには、なかなか厳しい状況ということも、今回の熊本地震ではございましたので、そこら辺についても協定をしている事業所等とも再度確認はしていきたいというふうに考えております。

○3番（野村広志君） 今後、熊本地震においては、様々な報告書などが出てまいりまして、実態の状況と、また統計的な数値も示されてくるかとは思いますが、本市として地理的な条件であるとかも勘案しながら、当然、今課長の方からも答弁ありましたけれども、なかなか全てをそろえて備えていくというのは難しいわけですが、備蓄率が足りないということも現状把握されているようでございますので、できうる限り想定される最大の備えについて行うことが必要なかなと思っております。

では、この備蓄されている物資ですけれども、貯蔵庫と申しますか、保管されている場所というのは、今どこになっているのでしょうか。

○市長（本田修一君） 保管の場所につきましては、現在本庁4階の倉庫にしております。

○3番（野村広志君） 本庁の4階にということでございましたけれども、管理の状況等については、先ほど食品につきましては、定期的ということがございましたけれども、この貯蔵については、限界がやはりあるのかなと思っております。熊本の場合でございますけれども、とにかく発生直後は、水や食料が圧倒的になかったという報告がありました。「プッシュ型」と言われる自治体の要請を待たずに必要な品目や量を推測して直接届ける方法で対応していただきましたかという声も届いているようでございます。災害の種類によって、必要とされる物資の質は変わ

ってまいりますし、必要なものを迅速に届ける体制づくりが、やはり必要だなと感じさせられたわけでございますけれども、当然この物資でございますが、我が志布志市において、緊急的に発生した事案に対応するために備蓄されているものであると思っておりますけれども、現在の備蓄されていることが本庁の4階ということでございましたけれども、できうる限りですね、これ分散させる必要があるのではないかと考えております。

今回、実際に備蓄されていても被災者の手の届くところには非常に時間がかかったという報告がありました。管理体制等が整うのであれば、避難所指定をされている条例公民館の単位ぐらいには、一定の備蓄が必要なのではないかなと考えております。ひとたび大規模な広域な災害が発生いたしますと、市内各所においては、広域施設等、当然、近隣の住民の避難として想定されるわけでございます。1次開設、2次開設となる避難所については、ある程度こういったものを考慮していく必要があるのではないのでしょうか。

また、これ避難された方からお話をお聞きしたところでしたけれども、「支援物資について、比較的規模の大きな避難所に集中して、規模の小さなところとか、地域のコミュニティで集まっている場所には、なかなか支援物資が届かなかった」という声を多く聞かれたところでした。必要なものが必要な場所に必要な分だけ届かなかったという現状も踏まえて、様々な要因等があるかと思っておりますけれども、想定できうる可能性については、考えておく必要があるのではないかと考えています。その辺についてどうでしょうか、いかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回の熊本地震の支援を通じまして、感じ得たことは、東日本大震災、そしてまた、その前の阪神・淡路大震災等を経験いたしまして、大災害が発生した地域に対して支援する組織づくりというものが準備されていたというふうにも思ったところでございます。と申しますのは、私どもは、この震災、熊本地震が発生した直後に、当然、市として支援したいというふうに考えて、そして近隣自治体と連絡を取り合ったところでございますが、先ほど申しましたように、東日本大震災で取り組んだ大隅半島4市5町のチームで支援をするのがいいのではないかとということで、4月17日の日だったと思っておりますが、大隅半島各市町に御連絡申し上げて、組織の立ち上げを了解していただきまして、すぐさま、その組織は立ち上がったところでございますが、その以前に九州市長会、あるいは鹿児島県の方で、支援できる市町においては、「この町を、この市を支援してください」というような形の方向性が示されたところでした。

ということで、前回の東日本大震災の時と比べると、大分そのような支援のやり方というものがきちっと検討されているんだなというふうにも感じたところでございます。そのような中での今回の支援の取り組みというふうになったところでございますが、ただいまお話がありましたように支援の物資につきましても、すぐさま私どもの方に市民の方々から様々な支援の物資が届けられたと、そしてまた、民間においても支援物資を届けるボランティアのチームがあったということでございまして、言えば国民全体が、そのような危機に対しての取り組みがいかんすべきかということについて、ちょっと表現は悪いかもしれませんが、少し慣れてきているというふう

思ったところでございます。

ただ、現地の方では大災害が発生しておりますので、それこそ経験が無かったことですので、すぐさま、その災害に対しての対応というものについて、いかにすべきかということが少なされてなかったというふうには感じたところでございます。その結果、避難所において一日あるいは二日間、いろんな意味で不足する物資があったというふうには聞いたところでございます。

そのようなことが当地で、我が町で起きたときには、そのような事態にならないように一日でも早く、1時間でも早く体制を構築しまして、市民の皆さん方が不便、不便なことは不便なわけでございますが、その不便さになるべく早く解消できるような形の体制にすべきだというふうに改めて感じたところでございます。

[野村広志君「物資の分散化」と呼ぶ]

○議長（岩根賢二君） 答えが出てないですよ。

○市長（本田修一君） 備蓄物資につきまして、今お話のように、本庁4階に備蓄しているわけでございますが、分散した形での備蓄の検討も必要と思ったところでございます。

○3番（野村広志君） 今、市長からの思いや答弁をいただきましたけれども、物資については、今言われたとおり検討していただく必要があるのかなと思っておりますので、課内で十分に検討していただきたいなと思っております。

益城町の方では、学校給食センターが、かなり被災をしております、学校の再開には何とかこぎつけたというものの、給食の再開はなかなかめどが立っていないという現状もあるようでございました。話によると、最初の頃は、コンビニエンスのおにぎりを確保して提供していたということでございました。

また、最近では、お弁当の方で対応しているということでありました。こういったことも想定外ではなかろうかなと思っております。予測できる最大の備えということで、今後も十分にそのことについても検討を重ねて備えていただきたいなと思っております。

それでは、この熊本地震を受けて、本市の地域防災計画についてお伺いをしてまいります。

以前にも同僚の議員が同様の質問をさせていただいておりますが、近年の気候の変動で、毎年のように頻発している局地的な豪雨災害や土石流災害、また台風や竜巻などを含めた多くの災害発生により、地域防災計画の見直し等を検討されてきているようでございますが、この計画は、当然本市だけ単独の計画ではなく、防災対策の充実は難しく、当然国や県の計画の指標や動向を見据えながら取り組みがなされているものであると認識をしておりますが、今回、この熊本地震を受けまして、この地域防災計画の在り方について、どのように受け止められているのか、まずはお聞かせをいただきたいなと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

東日本大震災の状況を踏まえまして、国や県の防災計画に沿った形で本市の地域防災計画を見直してまいりましたが、今回の熊本地震におきまして、国や県の計画も見直されることが予想さ

れるところであります。

本市の防災計画においては、国や県の防災計画に沿った策定が必要であるところですが、今回近県で発生しました熊本地震については、多くの職員が被災地の現状や課題を体験してきております。

また、これまで教訓としておりました東日本大震災とはまた違った課題等も見えてきたところでございます。これらの問題等を精査してまいりまして、避難所の在り方、仮設住宅の問題、り災証明書の発行業務など、熊本地震で得た様々な教訓を踏まえまして、現在ある防災計画を検証しまして、30年以内には発生する確率が高いと予想されております南海トラフ地震などに備えていく必要があると考え、実効性のある防災計画となるよう見直しを進めてまいりたいと考えております。

○3番（野村広志君） 本市におけるこの地域防災計画でございますけれども、一次災害、一般災害対策と地震災害対策、それと津波災害対策について、細かく考え方から予防、備えについて、対策について、計画が立てられているようでございますが、先月国の大規模災害に備えた国土強靱化推進本部の会合で、「熊本地震の重大な被害を目の当たりにして、国土強靱化の重要性が再確認された。災害に強い国づくりを進めていく」と、安倍総理が述べられております。そのようなことを受け、大地震や壊滅的な災害に見舞われたときでも、災害警戒本部組織がしっかりと機能し、組織メンバーや市の職員の行動手順や、とるべき行動を時系列でまとめたタイムラインの作成や最低限の自治体の機能が維持するための業務継続計画の策定の要請もされておると思いますが、このことについて情報があるかと思いますが、本市としては、どの程度捉えていらっしゃるのか、お聞かせいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

熊本地震におきまして、被災されました宇土市役所を訪問したところですが、宇土市役所は5階建てで、本当に、あと少し強い地震がくるとがれきに化するような有様で、庁内立入禁止となっております。

業務は、近くの体育館で行われておまして、本市においても、本庁、各支所に災害の被害があった場合は、被害のあった庁舎から他の庁舎へ機能を移しまして、業務を継続するということになるというふうに考えたところでございます。

そしてまた、データについても分散して保管しているところでございます。また、地域防災計画では、災害時の職員の配備体制や活動内容について定めておりますが、情報収集体制から災害警戒本部、災害対策本部設置へと移行しまして、そして更に災害対策本部設置後の配備を4段階に分けて職員を配備するというようにしております。

また、職員が自主参集する災害の目安についても設けまして、職員に周知しているところでございます。市民の方々には、自主防災組織や消防団を中心としました地域の活動で災害時の行動を確認していただきたいと考えております。

○3番（野村広志君） 今、市長の答弁、私が聞いたかったところは、もう少し、この災害警戒

本部組織の方々の時系列、実際そういう災害が起こったときのとるべき行動であるということについて検討する必要があるかということでしたけれども、実際に益城の方でお話を聞かせていただいたときに、議長さんだっと思えますけれども、夜、実際に地震が起こったということで、停電になり、真っ暗な状態で家を飛び出して、とりあえず役場に向かおうということで行動をとられたということでしたが、車も当然道路も倒壊していますので、自転車で来られたとかいう話もありました。懐中電灯を持って、とりあえず庁舎に行こうということで、行動をとられたそうです。実際に庁舎に何とかたどり着いたときには、町の職員も含めて集まってきていたと、非常にうれしかったという話をお聞きいたしました。実際に、その時には携帯電話も通じず、当然固定電話も通じないような状況で、招集の連絡を取るすべすらなかったということでしたが、自発的にそういった形で集まってきて対応がとられたということでした。

そういったことを踏まえながらも、この時系列のタイムラインであるとか、災害時での行動ということが明確にされているかどうかということについて、協議していく必要があるのではという思いでお聞きしているところですので、もう一度そこをお聞かせいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市の津波避難計画の中でも職員の参集につきまして、勤務時間内における参集、そしてまた、時間外における参集について示しているところでございます。

また改めて市の職員に対しまして、危機管理防災ハンドブックが各職員に示されておりまして、その中で職員の非常勤職員についても、そのような災害発生時に対する対応について示しているところでございます。

今回改めて熊本地震の発生がありまして、改めてこのことについての確認をそれぞれの部署で、また、それぞれの職においてするようにということの指示はしているところでございます。

そしてまた、この内容に沿った形での実際の訓練を近々しなければならないというふうには思っているところでございます。

○3番（野村広志君） そういったことを検討されているということでございますので、現在、地域防災計画の中に、更に踏み込んだ形での計画の策定が、やはり求められていると感じているわけですが、いわゆる志布志市の地域防災計画が、本市にとりましてのリスクマネジメントにならなくてはならないと思っております。平常時から計画を見直すこと、備えることが災害に備えを更に高めて、万全なものにしていかなければならないと感じているわけですが、では、この防災計画の中で、災害に強い施設の整備についてということで触れられておりますけれども、今回この熊本地震の中でも、先ほど少し市長の方からの答弁もございましたけれども、多くの行政施設が被災したわけですが、特にこの対策本部の拠点となることが想定されております市庁舎等の被害も多く見られたようであります。災害対策本部としての機能を低下させるだけでなく、行政業務に大きな支障を来し、復興へのスピードを減速させる結果になっているようでございますが、本市でございまして、本庁と松山支所、志布志支所の三つの庁舎を持つわけですが、当然、耐震の診断は終わっていると思えますけれども、診断の結果として耐えられる震度については、

どの程度まで耐えられるのか、診断結果が出されているのか、まずお聞かせいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市における耐震化の状況でございますが、住宅においては、平成27年度計画推計値で耐震化率は67.9%。それから、市有の建築物、そしてまた、一定規模以上の特定建築物においては、平成28年度現在で耐震化率は100%であります。庁舎、消防署の防災拠点につきましては、28年度現在で耐震化率は100%でございます。

耐震化につきましては、おおむね震度5程度であれば、建物に損壊等が生じないものとして定義されておりますので、震度6強から震度7においては被害が発生する可能性があるということでございますが、現在では本市においては震度6弱ということが想定されておりますので、耐震化率100%ということになるかと思えます。

○3番（野村広志君） 今、耐震化率と庁舎等の耐えられる震度について答弁をいただいたところでしたけれども、本市においては、南海トラフの巨大地震や種子島東方沖地震などが発生すると強い揺れが起きるということで予測されておりますけれども、仮に庁舎が被災して立入りができないような状態になった時を想定された計画が立てられているとは思いますが、今後この防災計画の中にも、しっかりとシミュレーションしていく必要があるのかなと思っております。

実際に益城町の庁舎の中にも入らせていただいたわけですが、先ほど市長答弁されましたように、至る所にヒビが入っておりまして、職員の方は危険を承知の上で、一部ヘルメットをかぶりながら業務に当たっておられました。当然使える部屋なども限定されて、不便な中で復旧や復興に向けて頑張っておられたわけですが、また町民の方々も、やはり庁舎内の立入りが規制されておりまして、行政サービス、町民サービスにも大きく支障を来しているのかなと感じたところでございました。

こういったことを踏まえながら、今後の在り方について想定外のところまで予測して備えろということまでは言えないと思えます。しかし、想定でき得る範囲の中で、このハードを含めソフトも最大限の備えをする必要があると思うわけですが、どうですか市長、その辺お聞きになって、どのように感想をお持ちですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回の熊本地震において、先ほども述べましたように、従前発生しました阪神・淡路大震災、そして東日本大震災、それから大きな地震も何箇所かで発生していて、そのような経験の上で、私どもも、どのような形で支援していけばいいのかということについては、随分勉強してきて、学んできているなというふうに思っているところでございます。改めて本市において、じゃあそのような時にどうすればいいかということについても、私どもも今地域防災計画を定めまして、そしてまた、改めて熊本地震の発生の時の行政側の対応を学びながら、そこで不足していた部分について補強しながら、地域防災計画を定めなければならないというふうに、改めて思ったところでございます。万全の備えということにはならないかもしれませんが、少なくとも経験により

学んだことについては、しっかり対応ができるような体制をつくってまいりたいと思います。

○3番（野村広志君） まさに今市長が言われるように、学んだことについては、しっかりと、それを生かしていけるような体制づくりが必要なかなと思っております。お願いしたいなと思っております。

あと、この耐震化についてでございますけれども、本市の方ではリフォーム助成事業の中で、耐震診断及び耐震改修工事の助成事業がございますが、現在このことについて、どの程度市民の方に周知がなされ、また活用されているのか、現状について少しお聞かせいただけますか。

○建設課長（中迫哲郎君） お答えいたします。

リフォームの補助でございますが、昨年から耐震化についても補助を出しているところでございますが、残念ながら、まだ申請が無いところでございます。今年につきましては、1件ほど問い合わせがあり、今、申請の準備がなされているという状況でございます。

○3番（野村広志君） 昨年からということで、まだ1件もなく、本年度問い合わせがあったということでございますけれども、周知が足りないということでしょうか。市民の危機管理、意識の高揚等が必要なのかなということもございますけれども、近年多発している地震災害等の発生などにより、市民にとりましても耐震診断及び耐震改修工事については、大変興味の深い事業ではなかろうかなと思いますが、市長どうですか、もう一方踏み込んだ支援として提案でございますけれども、地震保険の補助制度について考えてみてはどうでしょうか。

全国の地方自治体でも多く取り組みが始まっているようでございます。国においても地震保険を推進するように、割引や控除の制度を設けているようでございます。そもそも地震保険は、国と損害保険会社が共同で運営する保険であり、地域により保険料が定められておりまして、どの保険会社から入っても一律の保険料であるということでございます。近年地震を不安視する声の中、この保険料も値上がりをしているようでございますが、値上りをするということは、昨日でしたかね、新聞にも載っておりましたけれども、地震の発生する確率が上がってきているというあかしではないでしょうか。そういった中で本市、このような耐震診断、改修工事等の助成事業があるにもかかわらず、なかなか市民の方々が、それに対して興味を示していただけないということは、せっかく設けた制度であるのにいかななものかなという気がいたします。

しかしながら、現実やはり、この保険の加入率も含めて、鹿児島県でこの保険は24.1%しか加入をされていないようでございます。全国平均を見ても28.8%ぐらいの保険の加入率だということでございます。低迷しているのが現状のようでございます。市民の不安を少しでも軽減して、地震への備えとして、市民の方々が加入しやすくなるような補助制度を考えてみたらどうかと思っております。当然リフォーム事業の中にあるこの耐震診断、改修工事等もそうですけれども、この地震保険の方ですね、地震保険は火災保険とセットになった形でないと加入ができないということですので、その辺も含めながら、この制度について、もう少し検討していただく、考えていただくことはできないかなと思っております。市長の見解を少しお聞かせいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

震災を経て、改めてその被害に対しまして、住宅のリフォームとか、建て替えされる方に対しましては、本当に大きな負担が伴うというふうには思うところでございます。そのような地震に対しましての保険制度については、市としましては、今まで特段取り組んでいなかったところがございますが、今後、先進自治体等のことも参考にさせていただきながら勉強させていただければというふうに思います。

○3番（野村広志君） 勉強・検討していくということでもございましたけれども、保険料等も都道府県で違うようでもございますが、鹿児島県の場合は1,000万円当たりで、木造で1万600円、年間ですね。これ、非木造、これは鉄筋あたりになろうかと思っておりますけれども、6,500円ということでもございます。このような保険料が一律だということもございまして、他の先進自治体等では、補助率の問題であるとか、期間であるとか様々あるようでもございますので、十分に検討していただきまして、加入を促すような制度として提案ができればいいかなと思っておりますので、よろしくをお願いをしたいと思っております。ぜひとも検討を重ねていただきまして、結果を出していただければなと思っております。

あと、先ほど庁舎の耐震化とあわせて、地域防災計画にも記載されておりましたけれども、志布志支所が避難場所として一次開設所になっておりました。これは「津波の場合は除く」と記載があるようでしたが、それとあわせて津波の際は緊急避難ビルという形で高台へ、避難所まで時間がない場合の一次避難場所に指定がされているようでもございます。このことは同僚議員の質問にもございましたけれども、避難タワーの代替として指定がなされていると思っておりますが、であるのであれば、このことも提案という形になりますけれども、志布志支所の周辺の住民や支所に勤務されている職員の生命や財産を守るかけ橋として、志布志支所の庁舎5階から裏山の文化会館までの連絡通路を整備・検討されたいかがででしょうか。

現在、志布志支所の駐車場は非常に狭くて、職員においても上の駐車場に車を止めて下まで歩いて降りてきているようでもございます。このこと自体は、健康に大変いいことだと思うわけですが、津波時の避難タワーとしての役割と、文化会館との一体性を増すことによる行政効果は大いに期待できるものではないかなと思っております。この津波避難タワーということであれば、有利な事業等があるようでもございます。ぜひとも検討していただきたいと思っておりますが、市長の見解をお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今お尋ねの津波避難緊急退避ビルということにつきましては、沿岸部の方に被災が想定される地域において、7か所ほど指定がされております。5階から6階、7階建ての建物でございます。こういった建物に、一旦は避難されるということになるわけでもございますが、私どもとしまして、今回の熊本地震を受けまして、改めて避難タワーというものの設置が必要というふうには思ったところでございます。そちらの方の整備をするために関係機関や地域の方々の御意見等を賜りながら進めてまいりたいというふうに思います。

また、今志布志支所についての新たな避難のための通路の設置については、今まで検討はして

おりませんでしたので、これも一つの検討材料とさせていただければというふうに思います。

○3番（野村広志君） このことは、津波避難タワー整備事業として総務省、消防庁による地方公共団体が津波避難ビル等にかかるガイドラインに基づく、津波避難タワーを整備する際に、地方財源措置を行うものとして示されております。当然当局の方では、その他にも情報として持っていらっしゃるかと思えますけれども、ぜひとも前向きに検討していただきたいと思えます。よろしく願いしておきます。

少し横道にそれましたけれども、戻しますが、この志布志市防災計画の中で、災害発生から事態安定期の応急対応の中で、応急仮設住宅の円滑な提供というのが組み込まれておりましたが、大変重要なことかなと、やはり思っております。

今回新聞報道等でも何度となく取り上げられておりましたけれども、この仮設住宅の候補地について、まず本市の中で、どこに何棟ぐらい確保されているのかお示しいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市における応急仮設住宅の候補地は、21候補地としております。建設可能な棟数は779棟となっております。国の基準である必要戸数775戸とほぼ同数となっております。

熊本地震を踏まえまして、応急の仮設住宅候補地につきまして、調査研究をまた改めてしてまいりたいと思えます。

○3番（野村広志君） この仮設住宅でございませぬけれども、阪神・淡路大震災で被災3日後であったと、新潟県中越地震において4日後、東日本大震災では8日後で、第一弾の着工がなされたということございませぬ。余震などの環境が違いますけれども、熊本市においては、13日後であったということございませぬ。

仮に候補地が選定してあって、今21か所あるということございませぬけれども、思うとおりに着工ができなかったという事例があったということでしょうか、要因については、しっかりとそこは情報を入れていただきたいと思えます。

現在予定している候補地21か所、各地に準備されているということであろうかと思えますけれども、不測の事態に備えて、民有地あたりも視野に入れながら注視しておく必要があるのではないかなと思っております。

また、その後の災害公営住宅の建設地も念頭に、長期的かつ総合的な視点で候補地を考える必要があるのではないかなと思えます。

そのあたりについて、当局としてもしっかり情報を入れてあると思えますけれども、協議等はなされているんでしょうか、いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど答弁いたしました応急仮設住宅候補地はということございませぬが、そのうちで小学校のグラウンドが14か所となっております。ということございませぬので、この地においては、一段落した後には、当然別な土地に振り分けなければならないということになりますので、そのことにつきまして、今後調査研究を進めてまいりたいというふうに答弁したところでございませぬ。

○3番（野村広志君） 今、小学校が14校ということでありましたので、実際に熊本の方でも、学校のグラウンドが使えてないということも、恐らく情報としてあろうかと思えます。長期にわたって、こういう学校のグラウンドであるとかいうところは、やはり撤去していかねばならないと。そうなった場合、建設戸数というのは、大幅にやっぱり減ってくる可能性があり、当然、それに合わせて災害時の公営住宅等の建設等に移行していく、ないしは民間の住宅、ないしは市の住宅等、復旧・復興に向けて取り組んでいかねばならないかと思えますけれども、そこについても、やはり協議をしていかねばならないし、この計画の中でもしっかりと、そこについても組み込んでいかねばならないかと思えますけれども、その辺についての協議自体は、まだされてないということでしょうか。

○総務課長（武石裕二君） この仮設住宅等につきましては、今市長が答弁をしたとおりでございます。私も4月にまいりまして、この小学校のグラウンドが14か所指定をされているということで、長期にはなかなか厳しいだろうというふうに思ったところでした。このことについては、正式な協議ということではないですけれども、建設課、総務課、企画政策課、そして教育委員会を含めて、この熊本地震における今後の対応の在り方等の中で民有地、それから熊本地震の中では仮設住宅を民間の賃貸アパート等も、みなしということですね、みなすということで、補助等も出るというようなこともございましたので、高台の方の民有地、それから民間の賃貸住宅、空き家等も今後は活用ができるのか、視野に入れなければならないということ。

それから、この候補地等についても当然再度見直しをかけなければならないということでは、内々では協議というか、話し合いは進めているというところがございますので、今後正式な協議会等を庁内で立ち上げて、このことについても見直しを進めていかねばならないというふうに考えております。

○3番（野村広志君） 今回のこの熊本地震で様々な事例等が出てくるかと思えます。先ほどからお願いをしていますように、しっかりと情報を拾っていただきまして、本市の防災計画に反映をしていただきたいと思いますようお願いをしておきたいと思えます。

それでは次に、このことも大きく取り沙汰されておりますが、防災会議における女性委員の登用についてでございます。

国の指標でも東日本大震災で女性の配慮に欠けた避難所運営などが問題になったことで、災害対策基本法を改正して、女性委員を登用しやすくされたようでございますが、まず本市の状況についてお聞かせいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

防災会議の委員は、34名となっております。様々な機関・団体の方々に委嘱しております。

女性委員につきましては、市の女性推進会議の会長さん、女性団体連絡協議会の会長さん、特定営利活動法人の方、志布志コミュニティ放送の志布志放送局長さん、それから市のPTA連絡協議会の母親代表の方、4名ということになっております。

○3番（野村広志君） 今、報告34名の中の4名は女性の方を登用していただいているというこ

とでございますので、やはり大変重要なことだと思っております。

女性委員を登用することによって、防災施策への男女共同参画の視点に立ち、防災計画の中にも女性消防団の役割であるとか、女性への配慮、又は、これは女性だけでなく、本市の計画の中にも少し触れられておりますけれども、高齢者や子どもたち、また障がい者の方々、介護を要するの方々への配慮もあろうかと思えます。更に現状に見合うような形で、様々な意見を反映させていく必要があると思われまますので、この地域防災計画の見直しについては、必要な場所について、早急に検討を重ねていただきたいと思えます。では、この防災計画のところで、最後に市長のお気持ちを聞かせてください。見直しについて。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

地域防災計画の見直しにつきましては、先ほども答弁いたしましたとおり、今回熊本地震を通しまして、職員も多数派遣しております。

その職員における報告会も市役所内部でされておりますので、市役所職員全体の共有の経験というふうになっているというふうに思います。

そのようなことで、改めて今まで作られてきております計画について、今回の熊本地震の取り組み、対応についての勉強をしてきておりますので、新しい地域防災計画につきましては、この経験を基に盛り込みをして改定をしてみたいというふうには思うところでございます。

また、その都度その都度、多分いろんな災害が日本国、あるいは海外でも発生するかと思えますが、それらの事案についても学びながら、本市の地域防災計画の中に取り入れることが可能なものについては、積極的に取り入れる方向にしたいと思えます。

○3番（野村広志君） 共通認識をもっていただきまして、職員間でしっかりと議論がなされることを期待申し上げたいと思えます。

この重要なことは、この地域防災計画に基づいて不測の事態に備えることによって、市民の皆さんの安心と安全が少しでも担保されるということではなかろうかと思えます。今後とも現状に見合うような形で、見直しや検討を重ねていただきまして、より精度の高いものにしていただきたいをお願いをしておきたいと思えます。

それでは、自主防災組織について、お伺いをしてまいります。

以前、市長の答弁の中で、「自主防災組織の強化であるとか、自主防災組織による危険箇所の点検とか、避難訓練の実施であるとか、地域の方々での取り組みを強化していきたい」と答弁がされております。また、地域防災計画の中にも自助・共助・公助による地域防災力の観点から、自主防災組織の重要性やボランティアの育成強化が記載されており、そのことの重要性を十分に理解し、本市でも自主防災組織が設置をなされております。

しかし、今回の熊本地震において「自主防災組織が機能しなかった」と一部報告があったようです。災害発生直後は、行政や消防、警察、自衛隊などの支援が届かずに地域のコミュニティの大切さ、自助・共助の助け合いがいかに重要であったか、まさにその根幹にあるのが自主防災組織の役割ではなかったらと思うわけですが、しかし、熊本地震のように広域で大災害におい

では、皆さん「自分の命を守るのが精一杯で、救助などの活動は一切できなかった」と、新聞の記事等もございました。まさにそれどころではなかったんだろうと推測できますが、そこで伺いたしますが、このような不測の事態であるからこそ機能すべき自主防災組織の在り方を今後検討していかなければならないと思いますけれども、市長、以前答弁されておったとおり、この強化については、どのようなお考えをお持ちですか、お聞かせいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市における自主防災組織の組織率は、4月1日現在で83.8%であります。26年度からは、自治会単位での自主防災組織の活性化を図るために「自主防災組織活動支援事業」、「自主防災組織資機材整備費事業」の補助金制度を創設しまして、自主防災組織の活動支援及び資機材の購入支援に取り組んでまいりました。

また、公民館の総会などで自主防災組織の活動や補助金を活用した事業への取り組みについて説明をさせていただいているところであります。

自治会単位で自主防災組織を考えることで、防災への意識は高まってきていると考えており、今後は更に組織を結集し、公民館単位での新たな展開へとつなげ、熊本地震における自助・共助の重要性が再認識されたところがございますので、これに伴い災害発生時の更なる自助・共助の強化を図ってまいりたいと考えております。

○3番（野村広志君） やはり、日常的に防災意識や教育といったところの意識付けが大事なんだろうと感じるわけですが、実際に不測の事態が発生した場合、どの程度この自主防災組織や防災ボランティアの方々に担っていただくのか、役割を明確にしておく必要があるのかなと思っております。

そのためにも、やはり必要な訓練であるとか、備品などについても今補助事業等のことも説明をいただきましたけれども、更に踏み込んだ形で考えていかなければならないと思っておりますが、どの程度まで担ってもらうのかということについては、現状と今実際につくられている自主防災組織とのギャップが少しあるのかなと感じております。私自身も地元の自主防災組織の立ち上げに関わってまいりましたけれども、このような質問をしながら甚だ恥ずかしい限りですが、意識づけを含めながらできていなかったような気がいたします。

やはり今後、明確な役割を示す具体的な訓練を重ねて、また、その組織やリーダー、グループを引っ張っていく、若手を動かすリーダーの育成も早急に行うことが大事なんではないでしょうか。

実際に、岩手県の大船渡市で東日本大震災を経験された自主防災組織の隊長さんの言葉の中に、「訓練を積んだ地域や組織と、そうでない地域とでは、災害時の被害に決定的な違いが出る」と警鐘を鳴らされております。本市としても、もう一度この組織の在り方について検討された方がいいかと思われませんが、いかがでしょうか、その辺についてお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員の御指摘のとおりであろうかと思っております。自主防災組織を立ち上げても、実際そ

のことについて実施の訓練をしておかなければ、なかなかそれが機能性を発揮されないのではないかというふうに思っております。そのような観点から、自主防災組織の育成・充実の取り組みとしまして、平成19年度から共生・協働型地域コミュニティ活動創出支援事業によりまして、公民館を実施主体としまして、NPO法人と連携し、参加の自治会を含めて、防災マップと防災ハンドブックの作成をしてきたところでございます。

また、23年度から自主防災組織育成支援事業を創設しまして、地域で必要な避難訓練や炊き出し訓練などを実施することにより、公民館での自主防災組織の立ち上げということで、これらの訓練において、市として支援の育成のための補助金制度がございますよということのお知らせを重ねて説明をしてきているところでございます。今後も、そのような形での推進を図ってまいりたいというふうに思います。

○3番（野村広志君） 先ほど実際に被災された方々の声の中で、「自分の身を守るのが精一杯で、救助などの活動はなかなかできなかった」という声等もありましたけれども、この自主防災組織が、その地域で担う役割というのは、非常に大きいものがあるかと思われまますので、ぜひともそういった育成等については、しっかりこれからも取り組んでいていただきたいなと思っております。

では、次に移りたいと思います。

消防行政についての質問に入りたいと思います。まずもって、日頃より消防団においては、市民の生命・財産を守るため崇高な精神の中で活動されておりますことに敬意を表したいと思っております。

また、現在7月3日に開催予定の志布志市操法大会に向けて、各分団訓練を積んでおりますことにも感謝を申し上げたいと思います。

各団員、仕事を持ちながら、日頃の訓練の成果と方面隊や分団の士気向上のために大会に挑むわけですが、私自身も経験して思うところでございますけれども、大変な御苦勞であるなど今更ながらに感じております。

そこで、市長、2年に1回の操法大会が行われますけれども、どのような感想をお持ちでしょうか、お聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

消防団の皆様方におかれましては、常日頃から御自分のお仕事がありながらも、地域のために、そして市民の安心・安全な生活を維持していくために消防業務に取り組んでいただいている。そしてまた、いつもいつも消防団員の方々と接するたびに、本当にボランティア精神が旺盛だなというふうに思っておりますので敬意を表するところでございます。

今お話のように、今年度は、7月3日に2年に1回行われる操法大会があるわけですが、その操法大会を経て、更に曾於支部の大会、そして県大会、そして全国大会に通じる大会でございまして、競技内容がタイム等を競って、そしてまた、この競技に参加される団においては、高齢化や、それぞれ仕事がある中でありながらも上位入賞を目指して一生懸命訓練に取り組んで

おられるということにつきましては、本当に先ほども申しましたように心から感謝する、そしてまた、敬服するところでございます。

操法の意義としましては、これらの大会、そしてまた訓練を通じまして、規律ある動作及び的確な命令、行為の伝達や正確なポンプの操作など、基本的な操作の習得を目的としておりますので、実際の火災現場などにおいて、大変重要な競技であると、この訓練を、大会を通じて火災現場での対応が速やかに的確に行われるというふうに思っているところでございます。

市といたしましても、この大会に対しまして、引き続いて支援をしてみたいというふうに思います。

○3番（野村広志君） 市長の方も十分に認識をされているということで安心をしたわけですが、この操法競技であります。私はやはり消防団の火災現場における基本的な作業や動作が、ほとんど網羅され凝縮されているものだなと思っております。今、市長もそういう見解でありましたけれども、素晴らしい訓練であるなと思っております。規律厳正、声出し確認、機具の正確な操作、ホースの展張、筒先の操作、伝令・伝達、敏速な素早い動きなど、まさに火災現場における現場対応能力には欠かせない訓練であるなと感じております。

しかし、現在の操法大会に向けて、操法大会では限られた要因により、限定的な操法の訓練になっているような気がしてなりません。本来の趣旨からすると競技色が非常に強くなってきているのかなという感じが非常にいたします。本来であれば、消防団、誰しもが基本的な訓練を受けて操法ができ、現場での対応能力の向上につながっていかねばならないはずだと思っておりますけれども、どうでしょうか、市長はどのようにその点についてお考えでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話がありましたように、この操法大会においては、市の大会、そして曾於支部の大会、県大会、全国大会と通じておりますので、訓練を重ねるうちに、やはりその大会で勝ちたいというようなことになろうかと思っております。そのようなことで、少し競技的な面で、かなり一生懸命されているなというふうには思うところでございます。

しかし、本来この大会の開催する目的は、全ての団員に、そのような大会を通じて様々な規律・訓練、そして機具の取り扱い、命令・伝達の在り方というものについて習熟していただくことが必要かというふうには思うところでございます。

それらにおいては、各方面隊長さん、分団長さんにおかれては、十分御認識されて全ての団員に対しまして、このような大会の取り組みが行き渡っていくというような取り組みがされているというふうには思うところでございます。

○3番（野村広志君） 当然消防団は、ほかに通常の訓練をしておりますので、その訓練の中で、そういったことについては補完されていくのかなと思っているわけですが、更にこの操法競技の重要性に着眼して、訓練の在り方等も考えていく必要があるのかなとは思っております。

また、現在訓練については各方面隊で別々に訓練がなされているようでございますので、その

訓練の在り方についても幹部会あたりで、しっかりと議論していただければなと思っております。

それでは、この操法でございますけれども、まさに今、大会に向けて目下、各分団で練習・訓練を積んでいるわけでございますけれども、市長、この操法大会に向けて練習・訓練をどのぐらいの期間、何回ぐらい練習をされるとお思いでしょうか。

○市長（本田修一君） この操法大会に向けての訓練につきましては、それぞれの分団によって、その取り組みの度合いが違うようでございます。短いところでも、多分1か月以上、そして3か月から6か月かけてされるところもあるというふうには聞いているところでございます。

○3番（野村広志君） 市長、各々の分団、やはり練習回数等は違いますけれども、早いところでは今年の1月から2月ぐらいから始めております。延べにして、大体40日から50日ぐらい約半年間訓練を重ねております。大体3日に1回というぐらいのペースで練習になろうかと思っております。当然、分団によって多少違いますけれども、現在は少ない時間ながらも毎日、朝や夕練習を重ねている分団もあると聞いております。どうでしょうか市長、恐らく14ある分団全てにおいて、これだけの長い期間、厳しくてつらいと申しますか、厳しい訓練を繰り返しているということでございますが、そのことを聞かれて、どう感じられますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

その訓練につきましては、私も漏れ伝え聞いているところでございますので、常々本当に有り難い形で取り組んでいただいているな、一生懸命取り組んでいただいているなというふうには思っているところでございます。

○3番（野村広志君） ホースが1本20mでございます。それを3本つないで60m先の火点的的に放水をすれば的を落とすと、規律とタイムを争う競技でございます。

選手、要員によりましては、多い選手は約200mから250mぐらい全力疾走をするというようになっております。非常に選手にも負担がかかっているのかなと思っております。仕事を持ちながらですね、選手要員は時間の調整もして、自主練習ですね、もうほとんど、参加をしております。少なからず、仕事や家庭を犠牲にして、この大会に向けて訓練に参加しているわけですが、このことは一人でも欠けてしまうと、チーム競技ですので、タイミングであるとか、リズムが狂ってしまって、なかなか練習にならないということで、かなり皆さん無理をしながら、この期間参加をされているようでございます。誠に頭の下がる思いでいっぱいだなと思っておりますが、この操法、なぜそこまでして消防団員が奮い立ち、様々な犠牲を覚悟の上で、この操法競技に没頭していくのか、市長、どのようにお考えですか、そのことについては。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたとおり、これらの競技に参加される要員として、選考された皆様方は特に消防団としての団員としての意識が高い、そしてまた、市民の安心・安全な生活を守っていくという意味で、自らの職責について、高い意識を持っていらっしゃるというふうに思うところでございます。そしてまた、その競技に参加する中で、やはりやっていくうちには、その精度を高めていきたい、スピードを速めていきたいという方向にはなっているかというふうに思いま

す。そして、やった結果1位になりたいと、優勝したいという思いになられるのではないかなというふうに思います。

○3番（野村広志君） このことを消防団としての使命でしょうか、分団としての意地やプライドもあろうかと思えます。また、市のためということもあろうかと思えますけれども、消防団、様々な思いがあると思えますけれども、それでも操法競技をやってみたいと、自ら手を挙げる団員が少なくないと聞いております。誠に本当に有り難いなと思っております。

であるならば、市としてしかるべき支援をしていかなければならないのかなと思うわけですが、そこでお聞きいたしますけれども、本市としても、この操法大会に向けて各分団に支援をして、支えていただいていると思えますけれども、現在の支援体制について、お聞かせいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市の消防操法訓練の出動手当につきましては、各分団で出場する競技種目が異なるところでございますが、小型ポンプについては100日、ポンプ車は140日を限度としまして、各分団に支給することとしております。

○3番（野村広志君） 小型ポンプが100日で、ポンプ車が140日ということですが、それに対して具体的なことについて、もう少し聞かせていただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま100日、140日と答弁いたしました。出動手当につきましては、1日5,100円ということで、この水準は曾於地区内で同様となっております。

○3番（野村広志君） 5,100円、1回当たりで、100日と140日の支援をしていただいているということでございます。

金額については、限られた予算の中で、また曾於地区内は一緒ということでございますので、これ選手要員の思いに委ねられる部分もでございますので、ここで議論は、金額の方はいたしませんけれども、それでは、現在分団単位での支援になつてるかと思えますけれども、数年前合併をいたしました分団についても、分隊として出場を認めて、分隊と分団と同じような支援になつているかと思えますけれども、現状について少しお聞かせいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

合併当初は、各方面隊で操法大会をしておりまして、平成24年度から市の操法大会として開催しております。

市の操法大会では、各分団1競技に参加する予定としておりましたが、松山の方面隊は、以前から小型ポンプの部、そしてポンプ車の部、どちらも競技されていた経緯から、2競技の参加についても幹部会で了承されております。

しかしながら、出動手当については1チーム分とするということで了解していただいているというふうに聞いているところでございます。

さらに、志布志方面隊についてでございますが、夏井陣岳分団、田之浦四浦分団、潤ヶ野八野分団は、平成26年度に統合・再編したところでございますが、再編する際の市幹部会におきまし

て、再編後10年間は操法大会においては分隊からの出場についても了承を得られるということで、出動手当については、各分隊のチームにも支給されるということになった経緯があるようでございます。

○3番（野村広志君） 先程来話をいたしましたとおり、操法競技は火災の現場においても基本的な動作や作業が組み込まれたすばらしい競技であるかと思えます。御承知いただいているかと思えますけれども、分隊としても、その思いをつなぎ、引き続き操法大会に出場されることは、大変意義が深く必要なことではないかなと思っております。そういった意味で、この松山方面隊についても、今市長の方から答弁がありましたとおり、合併当初から、前段に述べたように、この操法競技の考え方に沿いながら、各部で操法競技に参加をしておりました。11の部がございまして、90名の団員の中で、そのほとんどが操法競技に関わり、全員が操法ができるように記憶をしております。おのずと現場の対応能力は非常に高かったのではないかなと記憶しております。

しかし、合併をいたしまして、市の幹部会で今取り決めがあったという経緯がございまして、1チームの出場ということで、旧町時代から出ていた松山だけはポンプ車と小型可搬のポンプの2チームの出場を許可するというので、許可を得て大会に参加している経緯があるようでございますが、先程来話をしております、この操法競技の考え方に沿って、より多くの団員に経験をさせて、より質の高い消防活動を目標に訓練を積んでおりますので、この積極的な競技参加をするチームにも、市としてしかるべき支援をしていただければなと思っております。このことについては、当然幹部会あたりで、合併当初決められたことであろうかと思えますけれども、これだけの負担を感じながら、目的を持って、しっかりとした操法大会、消防の趣旨に添いながら訓練を続けております。そういった団員に報いるためにも、これは団員の士気に関わることでございまして、市としてしっかりと支援をしていただければなと思っておりますが、そこについて少しお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

松山方面隊の皆さん方におかれましては、2競技についての参加ということでございまして、そのことについては、幹部会の協議の中で、1チームの参加についての出動手当というような形がとられていたということでございます。このことにつきましては、改めて幹部会の皆様方と、お話をさせていただかなければならない内容ではないかなというふうに思いますので、次回の幹部会において、また議論をしていただきたいと思っております。

○3番（野村広志君） 分団として合併した分隊で思いを持って、分隊の方でも参加するチームと、消防の趣旨、考え方に沿って積極的に自ら参加しようという分団の思いは同じではなかろうかなと思えます。ぜひとも先ほども言いましたように、消防団の士気に関わること、まさに今、日夜、毎日訓練に頑張っている消防団の方々の関わることでございまして、前向きに協議を重ねていただければなと思っております。

では、次に消防行政についての関連した質問をさせていただきたいと思っております。これは当局の方には、関連としてお伝えしてありますので、お聞かせいただければなと思っております。

現在まで消防団の団員の定数は満たしてない現状もある中、サラリーマン団員の在籍率の増加や、地域外勤務の増加などで、昼間の緊急出動に十分な団員の確保が困難な場合が生じてきているのではないのでしょうか。そのような中、消防団の中には、以前お聞きした経緯がございますが、50数名の市役所の職員が在籍をしておるということでございましたが、勤務場所と所属の方面隊が違う職員も多数いると思いますけれども、勤務地の方面隊で昼間に緊急出動が発生した場合は、職員の消防団については、勤務地の方面隊の後方支援として出動させてはどうでしょうか。この条例の中を少し見てみたんですけれども、志布志市消防団条例第8条の中にも「招集を受けていない場合であっても、水火災その他災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出勤して職務に従事しなければならない。」というような項目もございますが、市の職員は、昼間庁舎内で勤務をされていることも多く、在席している率も高いということもございますので、ぜひとも検討していただきたいなと思っております。

本庁においては、団員がかなりの方が勤務されておりますので、業務に影響する懸念もございますので、この辺については、少し調整が必要かなとは思いますが、支所においては、ある程度対応できるのではないかなと思っております。初動の対応であるとか、後方支援であるとか、地元分団が手薄な場合など、十分にその機動力は発揮できるかと思っておりますけれども、検討してみたいかがでしょうか、いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、市の職員の中で消防団に属している者は48名でございます。

本庁で35名、志布志支所で11名、松山支所で2名でございます。ただいまお話のように、実際に昼の時間帯に、勤務時間帯に火災等の出動があったときにおいては、所属する分団の出動に基づいて出勤しているということで、今お話の初動の対応、あるいは後方支援等については、取り組んでいないところでございます。このことにつきましては、今後市の消防団幹部会などで協議を重ねていただくということで、調査研究を行ってまいりたいと思っております。

○3番（野村広志君） 幹部会あたりで提案をしていただきまして、しかるべき方向性を探っていただければなお願いをしておきたいと思っております。

では、最後にもう一つお聞きをいたします。消防団の退職慰労金についてであります。

今回補正の方でも提案をされておりましたが、全体で27名の退団者で慰労金支払額が512万6,644円ということでありましたが、このことは長年の功績に対しての慰労金ということでございますので、問題はないわけですが、消防後援会の負担額について少しお聞かせいただきたいと思っております。

合併以来、一律各方面隊の消防後援会で40万円ずつ負担をして支払いをして、その不足分について市が支払っているというようなことであろうかと思っておりますけれども、この退団者でございますが、旧町時代から消防団に在籍している方を対象にしているということであろうかと思っておりますけれども、あとの程度残っていて、金額的にあるのか、数字的に押さえれば教えていただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

合併する際に協議いたしまして、負担額を決定いたしましたところでございます。各地区の後援会の在り方は異なるようでございます。後援会の方で協議していただき、そしてまた、市としましても、今後また調査研究はしてまいりたいと思います。

額につきましては、総務課長が答弁いたします。

○総務課長（武石裕二君） ただいま質問がございました退職金等についてでございますが、28年6月現在であります。松山町においては、あと25名、257万236円、それから志布志町分が89名の1,925万8,300円、それから有明町の団員の方が59人で700万7,499円ということで、173名、合計で2,883万6,035円というふうになっております。

○3番（野村広志君） 今数字をいただいたわけですが、各方面隊、この消防後援会の会費も含めて、今市長からも答弁があったように、格差と申しますか、差がまだまだあると聞いております。これは各後援会の方で決めることでありますので、なかなか市としても答弁しづらい部分があるかと思っておりますけれども、会員の数であるとか、大きな差がございます。そういった中で、松山の地区において、この消防後援会においては、少ない会員の中で、前にも述べた、この退職金、慰労金の負担金など、会員負担が非常に大きくなってきているかと思われまして。この負担額の見直し等については、最初に決められた数字で、例年少しずつ減っていく金額であろうかと思っておりますけれども、今後協議する余地があるのかどうか、その点についてだけ、1点だけお聞かせいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

合併以前で、それぞれの町で後援会の方からの弔慰金というものについて、支払いの額が違うということでございましたので、その調整をしながら、合併後対応しているということでございます。このことにつきましては、当然後援会と協議しながら進めているところでございますので、今後においても後援会と協議を進めながら対応してまいりたいと思います。

○3番（野村広志君） 後援会の方と協議をしていただくということでございましたので、旧町間の後援会の会員の差であるとか、会費の違いであるとか、もろもろの問題がまだまだ山積しているかと思われまして、そういったことも含めながら、市としても協議に加わり、しかるべき方向性が見いだせればよいなと思っておりますので、お願いを申し上げておきたいと思っております。

消防後援会においては、消防団のOBを中心に、消防団の良き理解者であり、また緊急時などには後方支援や地域との様々な意見の調整など、培われた経験を基に活動をいただいております。今後とも消防団共々、地域消防、防災活動に尽力していただきますことを御期待いたしたいと思っております。

今回、熊本地震について、本市でもいつ起きるか分からない不測の事態に備えて、様々な観点から質問をさせていただきました。冒頭申し上げましたとおり、経験や体験から学びとり、現在の安心・安全が培われていかなければなりません。悲しくてつらい経験を決して無駄にせず、一

歩ずつでも前進していきたいものだと強く感じております。

これで私の一般質問を全て終了いたします。

○議長（岩根賢二君） 以上で、野村広志君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

○

午前11時40分 休憩

午前11時41分 再開

○

○議長（岩根賢二君） それでは、再開いたします。

次に、13番、小野広嗣君の一般質問を許可します。

○13番（小野広嗣君） それでは、皆様こんにちは。会派、公明志民クラブの小野でございます。

先番議員からもございましたが、まず熊本県を中心に発生をしました一連の地震により、犠牲となられた方々に対しまして、深く哀悼の意を表しますと共に、負傷、被災された方々及び、今なお避難されている方々、その御家族関係者の方々に心よりお見舞いを申し上げます。

また、被災者への救援と被災地の復旧支援のために御尽力をされている方々に深く敬意を表しますと共に、被災地の一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

それでは、早速質問通告に従い、順次質問をいたします。

はじめに今回の熊本地震を受け、本市の防災対策について質問をしてみたいと思います。南海トラフを震源とする巨大地震の発生が予測されている中にありまして、今回の熊本地震から何を学ぶべきか、また我が町の防災対策にどう生かすべきなのかは、今を生きる私たちの重要なテーマであると思っております。

災害は、全て様相が異なります。阪神・淡路大震災は直下型地震であり、東日本大震災は津波でした。今回の熊本地震の特徴は、連続大地震と、その後の群発地震でありました。

私は、これまでも防災対策の観点から幾度となく質問をしてみましたが、今回は過去の質問とあわせまして、本市では、今回の熊本の巨大地震の教訓をどのように受け止められ、災害から住民の生命と財産を守られるのか。特に危機管理体制の在り方について質問をいたします。そして、市長のお考えを伺いたいと思っております。

次に、住宅政策の観点から質問いたします。

本市の公営住宅行政施策としては、住宅マスタープラン、またストック総合活用計画等により、建て替え、改善、維持管理事業を進め、若者から高齢者まで、誰もが安全に暮らせる豊かな居住区環境を実現するとしておりますが、人口減少や高齢化が続く中で、今後は新たな課題に対応した総合的かつ体系的な施策の実施を計画的に推進する必要があるのではないかと思います。今後の展望、お考えを伺いたいと思います。

次に、青少年の社会参画の観点から質問いたします。

18歳選挙権が実現する今夏の参院選を前に、若者の政治的関心を高める動きに注目が集まって

きております。少子高齢化が急速に進む日本で、若者の政治離れが進行をすれば、若者の政治的影響力は低下をし、社会の沈滞化につながってまいります。若者の政策形成への参画を促進するなど、若者が社会における影響力を実感できるような取り組みを積極的に進めることが重要であると思っております。

そこで青少年が市政やまちづくりに参加する機会を増やし、社会への参加意識を高めると共に、青少年の視点と意見を市政に反映させることによる施策の充実を図るべきではないかと思っておりますが、市長のお考えを伺いたいと思っております。

次に、食品ロス対策の観点から質問をいたします。

農林水産省によりますと、日本では年間2,801万tの食品廃棄物が発生しており、このうちの4割近い642万tが食品ロスと推計をされております。日本の食糧自給率は約4割にとどまるとされておりますが、一方で食べられるのに捨てられる食品ロスの問題は避けて通れない課題であります。この問題は、世界でも大きな問題となっており、国連では2030年までに世界全体の一人当たりの食品廃棄物を半減させる目標を採択しており、国内においても既に先進的な自治体では、様々な食品ロス対策が行われております。

そこで本市においても、食品ロス削減のための取り組みを本格的に進める時期に来ているのではないかと思っておりますが、市長のお考えを伺いたいと思っております。

○市長（本田修一君） 小野議員の御質問にお答えいたします。

熊本地震では震度7を観測する揺れが、連続2回発生し、6月12日現在、熊本県内での住宅被害は7,528棟が全壊、2万2,480棟が半壊、10万6,929棟が一部損壊、その他の被害も含めた被害状況は、13万9,819棟となっております。

そしてまた、道路は隆起し、橋が崩壊し寸断されるなどの被害も見受けられ、今も通行止めとなっている一般道もあり、九州自動車道も一部区間で通行が規制されております。

避難者は、最大で約18万3,000人に上り、今もなお6,326名が避難所生活を送られています。余震が続き、建物の崩壊や避難所の落下物による負傷などを恐れる避難者は、車中泊を続けられて、エコノミークラス症候群を発症される方が現れるなどしました。

被災地の自治体庁舎も損壊の影響で、庁舎で業務を行うことができない事態が発生し、一時的に他の場所へ機能を移し業務を再開されております。

熊本地震を踏まえ、改めて災害に強いまちづくりに取り組んでいかなければならないと感じたところでございます。

次に、住宅政策についてのお尋ねでございます。お答えします。

本市における住宅政策は、住宅マスタープラン、公営住宅ストック総合活用計画に基づき、地域の公営住宅の実情を踏まえ、実情に応じたストックの活用の理念と目標の設定を行い、住宅政策の具体化を進めております。平成24年度にストック総合活用計画の後期計画として、志布志市公営住宅等長寿命化計画を作成しました。この計画に基づき、建物の維持管理、改善、建て替え、用途廃止を進めて、基本理念である「誰もが安心して生活できる住宅セーフティネットの構

築」に取り組んでおります。

公営住宅等長寿命化計画の上位計画である住宅マスタープランの計画期間が、平成19年度からの10年を対象としていることから、来年度に計画の見直しが必要となつてきております。今後において住宅を取り巻く情勢も変化することから、新たな課題に対応した計画の策定が必要と考えております。

次に、青少年の社会参画についてのお尋ねでございます。お答えいたします。

全ての青少年が希望を持って社会生活を送ることができるよう、行政はもとより、家庭、学校、地域が連携しながら青少年が置かれている状況に応じた支援をしていくことの必要性は認識しております。

国が示しました地方創生の推進においても、「若者に魅力のあるまちづくり」が基本目標として掲げられており、本市におきましても、地域を守り発展していくためにも、青少年のまちづくりへの参加の機会をつくり、就業人口、定住人口を増やすことを市民みんなで取り組んでいく必要があると考えております。

現在、各種計画書策定時においては、アンケート調査等を除いては、直接青少年の参画は行っていない状況でございます。今後は青少年の市政への参画につきまして、直接青少年活動を行っている教育委員会と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、食品のロス対策についてのお尋ねでございます。お答えいたします。

食べられるのに廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」につきましては、議員御質問のとおり、平成24年度推計で年間約642万tと推計されておりますが、一方、世界では約8億人が栄養不足に苦しむ状況にあるとの報告もあるところでございます。食料の多くを輸入に頼る日本においては、食品の無駄を無くすことは、水や資源の無駄を減らすことにつながり、重要な問題と認識しております。この食品ロスを含めた食品循環資源対策につきましては、現在、市では生ごみの分別収集、堆肥化といった再生利用の観点からは、国の方針に沿って十分な取り組みがなされております。

一方、議員御質問の食品ロスの削減、発生抑制の観点からは、これまでも運動・啓発は行ってまいりましたが、今後も市民、食品関連事業者及び教育委員会と連携しまして、更なる啓発強化に努めてまいりたいと考えております。

○教育長（和田幸一郎君） 今議会でも教育委員長の委任がございましたので、答弁をさせていただきます。

まず最初に、青少年の社会参画について、お答えいたします。

議員御指摘のとおり、市政やまちづくりに青少年の視点を取り入れることは重要なことであると認識しているところであります。

また、公職選挙法が改正され、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことにより、これまで以上に学校教育が果たす役割も大きくなってきていると感じております。

学校教育においては、小学校の低学年のうちから係活動やボランティア活動、話し合い活動等

を経験させ、社会に貢献することの喜びや楽しさを味わわせるようにしております。

また、社会科の学習では、小中学校を通じて民主政治と憲法、生活と政治の関わり、選挙の仕組みや選挙権を正しく行使することの大切さなどについて学習しています。

中学校では、職場体験活動の学習を通して仕事をする喜びや、働くことの意義を理解し、進路選択に生かすようにしています。なお、青少年の社会参画につきましては、青少年研修事業や青少年リーダー育成事業等を実施し、将来の志布志市を担っていける人材の育成に努めておりますが、今後、青少年を参画させる取り組み等についても研究を深め、児童生徒が主体的に社会に参画し、自立して社会生活を営むために必要な力を身に付ける教育の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、食品ロス対策について、お答えをいたします。

第3次食育推進基本計画の重点課題の一つとして、「食の循環や環境を意識した食育の推進」が新しく掲げられ、小学校、中学校での食に関する指導は、食育の基礎を形成する上で、大変重要であると考えております。

小学校3年社会科では、松山有機工場で、生ごみから堆肥を作り、その堆肥でひまわりを栽培し、ひまわり油を精製することを学習しています。

その他、小学校、中学校では家庭科や保健体育科、道徳の時間等、全教育活動を通して食事の安全性や重要性、農畜産物と環境との関係、生産者への感謝の気持ち、食べ物の有り難さなどについて指導を行っております。給食の時間には、これらの教科、道徳等で学習したことを基に、食に関わる様々な方々への感謝の気持ちを持って食べること、自然環境と、限りある自然に配慮することなども指導しております。更に食育便りやPTA懇談の場を使って、家庭においても家族ぐるみで食についての正しい理解や、より良い食生活習慣が身に付くようにあわせて指導しております。

今月は、食育月間となっており、食糧問題も含めた食の循環のことなど、環境問題も意識しながら取り組むように指導しております。

今後は、子どもの発達の段階に応じて、「食品ロス」という言葉の意味や、その現状を指導し、食品ロス削減に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岩根賢二君） ここで、昼食のため暫時休憩いたします。

今後は、1時5分から再開いたします。

○

午前11時58分 休憩

午後1時04分 再開

○

○議長（岩根賢二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○13番（小野広嗣君） それでは、午前中に引き続きまして、一問一答で質疑をしてまいりたい

と思います。

先番議員の方からも、先ほど熊本震災を受けての質問が来る行われました。

私も関係者が被災をいたしましたので、熊本に足を運び、また私と直接関係のある団体のビルも少し被害を受けまして、移転を余儀なくされましたので、そういったお見舞いも兼ねて行かせていただきました。

そういった中で、先ほど市長も言われたように、道路交通規制等もあって、いわゆる高速道路がぶよぶよ、段になって、低速走行を強いられるわけですね。そして、町へ降りていくと、ブルーシートに覆われた街並みというか、そういった部分に圧倒されるというような状況の中で、今も被災者一人ひとりが様々な傷を抱えながら生きていらっしゃるその姿に、何とも言いようのない思いをいたしたところであります。

そういったことを考えたときに、我がまちのこととして、しっかり受け止めていかなければいけないなど。やっぱり南海トラフというのが、この30年以内に、この地域を襲うであろうという確率が70%と言われているんですね、その確率が地震があるたびに高まっていつている。そのことを考えたときに、人ごとではなく我が事として受け止めていかなければならないというふうに思うわけですね。

そういった中で、まずもって冒頭お聞きをしたいのは、本市の防災会議は、4月の熊本地震を受けて開かれてないと思っているんですが、どういう状況に今あるのか、お示しをください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

防災会議につきましては、防災対策の基本的な方向を示す「市地域防災計画」につきまして検討するところがございますが、国の防災基本計画、県の地域防災計画の見直しにあわせて、毎年度改正を行っている状況でございます。

なお、その地域防災計画を作成する市の防災会議につきましては、おおむね年に1回開催しておりまして、国や県の動向に沿って、地域防災計画の見直しに係る協議や、危険箇所の現地調査を行っている状況でございます。

○13番（小野広嗣君） 今述べていただきました。

それでは、本市の防災会議に関しては、今後、いつ開かれる予定なんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本年度の防災会議につきましては、7月に開催予定としております。熊本地震の情報収集を行い、地域防災計画の見直しなど、防災会議に向けて準備をしているところでございます。7月7日の予定にしております。

○13番（小野広嗣君） 市長、なぜこういう質問を冒頭するかというと、先ほどの先番議員とのやり取りでもありました。国・県の動向を見極めて、国・県のガイドラインもありますしね、それを外して本市独自で独走するわけにはいかないわけですよ。だけれども、今回のこの熊本の地震を受けて、もう5月14日付け、日本経済新聞の中にも載っていましたが、防災対策を実際に担う地方自治体が、国の指示を待っているのではないんだと、独自にもう動き始めているん

ですね。そして、防災会議を早急に開いて対応を検討している。なぜそのことをここでお伝えするのかというと、いわゆる熊本の地震は、考えられない連続して起こった地震ですよ。あの時にどういうふうに波及していくか分からなかったでしょう。僕自身も、あの本震の時には、鹿児島市内にいて、ホテルの14階にいたんですよ。すさまじい揺れで、もう覚悟を決めるとしか言いようがない、何のしようもないんですね。そういった中で実際の熊本で本震を受けられた方の思いというか、その時の状況というもお聞きしていますけれども、あの時であれば、どちらへ波及してくるか分からない状況だったと思うんです。その時に、緊急的に、しっかり寄って、こういった協議ということをやったりして欲しかったなというのがすごくあるんです。やっていると、本市の30年の、いわゆるこの地震の発生率がありますね、16%、17%とか言われたりもしますけれども、5%とか6%とか、そういう低いところでさえ、ただごとではないといって早急に開いているんですよ。熊本はもっと低いですよ、地震が少ないというふうに言われていたわけですから、そこで開かれていってですよ、各いろいろな市が公共施設の耐震化率、実質的な100%を前倒しをするんだという表明をして、全体的にやっている。先ほど答弁がありましたので、このことに関しては、後でやりますけれども、避難所マニュアルモデルについて、エコノミークラス症候群を踏まえた内容の見直しに入った。先ほどもありました地域強靱化計画に熊本地震を反映させるということで、早速取り組みを開始。そして地域防災計画の見直し。さっきもありましたけれども、防災拠点の分散化をすぐ始めなきゃいけないということで動いています。様々ここに一覧がありますけど。1か月後にこれだけの、もっとここに掌握されていない自治体が動いているんです。そのことを今お聞きになって、「我が市の市民の生命・安全を守るための受け止め方はどうだったんですか」って冒頭聞いているのは、そのことなんです。どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

熊本地震においては、大きな余震が長期間にわたって続いて来たということで、その余震の発生源については、活断層というふうに言われておったところでございます。その活断層なるものが、当地において示されているかということにつきましては、活断層はこの地域には無かったということもございまして、とりあえず救援体制に専念する、というようなことで取り組みをしたところでございます。

しかしながら、先ほどの答弁にもありましたように、私どもとしましては、今回の熊本地震の発生を受けて、改めて地域防災計画、あるいは市の職員に配布しましたハンドブックなるものの確認をするということを示したところでございます。

全体的には、今回の熊本地震のそれぞれの自治体の対応というものを改めて精査・検証をしながら、本市においての実際に災害が発生した時の対応に生かしていきたいということで、今申しましたように7月7日の計画としているところでございます。

○13番（小野広嗣君） 今市長の方からそういった方向での答弁であります。早い方がいいのか、後の方が情報が固まってくるのかという問題もあるんでしょうけれども、やはり僕の思いとしては、防災会議というのは年に1回って決まってるわけじゃないじゃないですか。その時に応

じて、市長が招集するわけでしょう。防災会議の会長として市長が招集するわけですので、まずもって1か月後ぐらいにはですよ、熊本の現状、そして応援にも行っているわけですから、そういった職員の声も含めて、その役員の皆さん、会議のメンバーといろんな議論を戦わせるということは、やっぱり大事だったんじゃないかなというふうに思います。この段階、いわゆる1か月の段階でも熊本で得た教訓、七つの教訓であるとか、五つの教訓であるとか、様々な分析が様々な方々から出ていますよ、相当な量で学ぶべきことが出てて、防災計画の見直しは、熊本は「抜本的に見直さなければ駄目だ」と、はっきり職員が言っていますね。これまでの計画は、水泡に帰すぐらい考え方を換えさせられてる。直撃が二度もあるなんて、想定をしてなかったという、また「想定外」という話が出てきていたわけですがけれども、そのことは、今回初めて起こったことですから、今後は二度とそれは言えないわけですね。

そういった意味で防災会議というのを開く時にですよ、僕はお願いをぜひしたいんですが、職員がそれなりの資料を用意して、そして、配付して、そして「御意見ありませんか」と言うけれども、ほとんど行政の側からのお話で終わってて、そして、そこに集まっている委員の方々の声というのは、そんなに反映されてないというのが、これまでの現実だろうと僕は思っています。お聞きもしていますね。先ほども女性の委員の参画ということがありました。僕も過去にそのことをお願いしていますね。そして、お願いして実現はしているんだけど、そういった声の反映というのが露骨に出ているというよりは、それまでに用意していた情報を皆さんにお示して、それも必要だねという程度で終わってしまっているというふうにお聞きをしています。

そういう意味では、例えば7月にやるのであれば、それまでに情報収集した教訓になるべきようなものがいっぱいあります。それを少なくとも精査して、多分考え方によっては100枚200枚にもなるかもしれません。それだけ必要かという問題もあるでしょうけれども、そこは精査をして、そういったものをその委員の方々には事前配布をして、しっかり自分のこととして学んでいただいて、その学んだ結果として参加していただかないと意見は出ないんですよ。そういう取り組み方を防災会議でしっかりやっついていかないといけない。なぜか、防災会議でしか地域防災計画の見直しはしないわけじゃないですか。一番大事なところですよ、ここに対する取り組み方が、お役所仕事でこれまで来たなというのをいろいろなお話を聞きながら思っているところです。市長どう思われますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回の熊本地震を通じて、そしてまた、その後に発表されました災害の発生する可能性の発表につきましても、ますます頻度が高まってきていると、危険性が高まってきている、というようなことを受けまして、このことについては、真剣に受け止めて対応しなければならないというふうには思ってきているところでございます。

この熊本地震を通じて、市民の中からも現地の方に災害救援に行かれているグループもあるようでございます。そのような意味から、今回の地震を通じまして、防災会議においても、その経験を通じた意見が出てくるというふうには思っているところでございます。私どもとしましても、

今、御提案がありましたように、事前にそのような様々な問題点というものを抽出しながら、委員の皆様にお示しして会議は開催してまいりたいと思います。

○13番（小野広嗣君） 今、市長答弁されたように、ぜひですよ、私も今回質問するに当たって、現地にも行きましたけれども、改めて様々な情報を入手し、そして、7月号の総合誌にも載りますけれども、特集が組んで、これだけの情報が、全部つかんでいるわけじゃないですけれども、これだけの情報が、この1か月半有余、もう2か月で集まってきて、そして、我が町のこととして生かせる材料がこんなにあるんだなということを改めて感じたんですね。そういう意味では、今御答弁いただきましたように、事前にそういったものも配布して、しっかり読み込んでいただいて、その会議に参加をしていただくと、そこで貴重な御意見をいただきながら、我が地域の防災計画を精度の高いものに積み上げていって欲しいなというふうに思いますので、そこはぜひともそういう方向でお願いをしておきたいというふうに思います。

今日も出ていたんですけれども、いわゆる今回は、自治体の建屋が直撃をくらって、そこで仕事ができないということがありました。そこに対する、先ほど市長が耐震化を問われて、その耐震に関しては今のところ、そこに向けては、何とかギリギリの線で対応できるような状態にはなっているということですが、考えてみてください市長、「今回の地震を教訓にしてどう捉えたか」という問いをしているわけですね。これまでの教訓の範囲であれば、市長のさっきの答弁でも納得できるんですよ。二度直撃して、一度目は耐えきった家屋とか、建物がですよ、自治体も含めて、耐えきったところが、二度目でめちゃくちゃになったわけでしょう。ということは分からないけれども、一度目の打撃というのが、かなり効いてるわけですよ、効いてるところへ本震がドンと来たら、もの見事にみんな潰れていくということになったわけでしょう。だから、これまでの基準では計れない地震だったということですよ、今回は。そのことを受けて、志布志市民の生命を守りゆく、その避難場所である、あるいは指揮系統の中心地である、この本庁であるとか、こういった部分の対策というのは、これまでの耐震あるいは改修対策で事足りると言えるのかなというふうに思うんですが、そこらはどうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在示されている本地区の地震につきましては、震度6弱というようなことで示されております。熊本地震においては、幾らぐらいの地震が発生するということについては、発生する予想を捉えていたというのは知らないところでございますが、震度7の地震が襲いまして、その後、16日に本震と言われる震度7強が、また来たということで、お話のとおり、今まで経験したことのない地震のタイプだったということでもあります。

また、本地区において、今申しましたように、震度6弱ということが示されておりますので、例えば、南海トラフの連動型が発生するとなれば、多分この震度6弱が幾つも続くのかなというふうには思うところがございます。そのような中で、今、先ほどお話ししました内容の中で、庁舎の強靱化、あるいは、その地震に耐え得る度合いというものについては、改めて検証してまいりたいというふうに思います。

○13番（小野広嗣君） 当然市長も御存じのように、市民を守るべき市庁舎、あるいは役場、そういったところが大変な損害を受ける、そこでそういった機能が発揮できないとなった場合に、大変な損失をまた新たに生んでいくわけですね。そういったことを考えたときに、やはりそういった機能の分散化というのは、当然、午前中も出ていましたけれども、考えていくべき時に来ているなというふうに思っておりますので、それもあわせて検討を加えていただきたいと思いますというふうに思うわけですが。今回の中で細々とやれば、幾らでもこれ1本で時間費やせますので、いわゆる木造家屋が、建築基準法が改正になる前の建築家屋が、もう軒並みに倒れていったと、新基準法でも倒れたところがあったと、それは二度目でやられているんですね、結構。それを考えていったときに、耐震診断、耐震改修ということが必要で、本市も先程来ありましたように、リフォーム事業やっているわけですね。やっているんだけれども、リフォーム事業は、その前から進んでいて、昨年からの耐震診断、耐震改修の事業も盛り込まれたわけですね。ところが、ここに対する取り組みというか、市民からのお願いも無いという状況。これ、やはり市の側の、そこに対する、市民に対する働き掛け、これは僕は弱いと思うんですよ、周知啓発も含めてですね。こういった実態、先ほども明るみに出ていましたけれども、そういったのを受けての率直な市長の感想はどうなんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回の熊本地震を通して、地震のタイプが今までの常識の範囲外の地震だったということは、私共も十分認識したところでございます。

そしてまた、市民の方々においても、このような報道がされているのを十分受け止めておられて、新しい地震に対する考え方ができているんじゃないかなというふうに思います。

ということで、先程来お話をしますように、地域防災計画においても、そのような地震の到来というものを考えながら、私ども自身も考え直す、そしてまた、そのことについて市民にもお知らせしていきながら、対応をしていただくということにしていきたいと思います。

○13番（小野広嗣君） この助成事業の対象経費、耐震診断助成は、対象経費の3分の2、上限が6万円、そして、耐震改修助成は3分の1の助成で、上限が30万円ということになって、なかなか二の足を踏むんだらうと、こういった助成がうたわれてもね、そういうものも背景にあるんだらうというふうに、僕なんかは分析をするわけですね。そして、呼び掛けの弱さ、すごく気になったのは、「本年4月11日から受付を開始します」て案内が出てるんですね、その案内の後に、まあいつももそうなんですけど、まだ続けてるのかよと思ったんですが、こう言ってるんですよ「また、予算がなくなり次第終了させていただきます」って入れてるんですよ。何でこんな表現をして入れるのかなって、悲しくなっちゃうんですよ、どうですか。もうこれだけで応募する気もないでしょう。

○建設課長（中迫哲郎君） お答えいたします。

リフォームにつきましては、昨年からの建設課の方で、受付事務を担当しているところでございますが、受付の時に集中するというのも予想されたりしたものですから、予算的に総体で

1,000万円ぐらいしかございません、数も限りございますので、予算が終了するぐらいの数になったら、なかなか受けられない、というようなことの周知をしたということで御理解願いたいと思います。

[小野広嗣君「市長に答弁してもらって」と呼ぶ]

○市長（本田修一君） お答えいたします。

昨年来、様々なリフォームの助成事業をしている中で、市民の取り組みというものを踏まえた上での今回の対応だったというふうに思っているところでございます。

今回改めて熊本地震が発生いたしましたので、先ほど申しましたように、市民の意識のレベルも上がって来ているのではないかなというふうに思っています。改めて、周知の仕方、そしてまた、この事業の内容についても見直し等をしていきながら、取り組みを高めてまいりたいと思います。

○13番（小野広嗣君） 今、市長が述べられたとおりだと僕も思います。そういった観点でしっかり捉えながら、周知をしていただくというのと、市民の、今言われたとおりだと思うんです、意識が今高まっていますよね。いわゆる先ほども出てましたように、地震保険に対する意識も高まって行って、また加入者が増えるんだろなというふうに思うわけですね。そういったときにこそ、本市からこういう取り組みをしているという情報発信を矢継ぎ早に入れていく、このことが一番大事なんですね。平時に情報を送っても、もう自分のこととして受け止められないんですよ、悲しいかな。やはり、こういった事態の時に、それを取りまとめた情報、そして施策、そういったものをしっかり周知をしていく、そうすると、市民が、そのことに気付いて一緒になって取り組みもうともする。やはり今言われるように、意識改革を促すっていったって、行政の側から手を差し伸べていかないと、なかなかこの意識というのは変えられない。今がチャンスですよ、ある意味でね。そういう意味では、そこへ向けて、今ですね、政府も「いつもの生活を取り戻すための役立つ情報まとめ」というので、小冊子にできて60ページぐらいになっていますが、僕もずっと見てみましたがけれども、これがPDFファイルであったり、パソコン等でも、スマホ等でも見れるように、あらゆる媒体で見れるように、今してありますね。こういったものをしっかりと情報を発信してあげるということも大事。有名な「東京防災」なんていうのは、無料で配布をずっと前からされているわけですね。そういったものもやる、僕のスマホにも東京防災も入ってますけど、そういったことも含めて、しっかり情報を自分の我が身を守る情報を市民にお伝えすることが大事だろうと思います。それは御理解いただいていると思いますが。

あとですね、僕がどうしてもお伝えしたいのが、やはり先ほど自主防災組織が出ておりましたけれども、当然大事なことで、ここの精度を上げていくというのが、すごく大事なんですが、やはり一番基本は自助ですよ。自助、そして、自助・共助・公助というけれども、前も言いました、この場で。自助があって、隣近所の近所があって共助なんですよ、公助はその後なんです。はっきり言えば。だから、まずこの自助に対する考え方というのを、行政といわゆる一般家庭が一体となって取り組めるようなことをしっかり下ろして行って、一緒に手をつないでやっていく。

そして、その上で我が近くのおじいちゃんだったり、おばあちゃんだったり、障がいを抱えている人たち、自分の範囲で届くところをどうするのかということをやっぱりしっかりやっていくということが大事だろうなというふうに思うんです。

だから、近所という、この考え方をしっかり市民に近所で助け合うという考え方を、市長も一緒にお持ちでしょうから、伝えていく、それが伝わっていくということが志布志市の防災意識の高まりにつながっていくんだらうなというふうに思うんです。どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今議員お話のとおり、災害が発生したときには、まずもって、自助であるということにおいては、いつもいつも市民の方々にもお話を申し上げているところでございます。そしてまた、その自助については、常々災害の発生について認識していただくということ、また災害の発生の際にいかに身を処すべきかということについても考えておいていただくということを、私どもは市民の方々にお知らせしながら学んでいただくと、知っていただくと、理解していただくということをしなければならないというふうには思っているところでございます。

そしてまた、次に共助ということになります。先ほどの議員の中でやり取りがありましたように、自主防災組織というものを更に高めて深めていくと。そして、その自主防災組織のみならず、御近所付き合いというものも当然必要かということにはなろうかというふうに思いますので、更にコミュニティの事業についても深めていくということは、大切なことだというふうに思っています。

先程来お話ししますように、大災害が襲ってくる確率が本当に高まってきているということは、改めて認識するところでございますので、今後も市民に対しましても、そしてまた、地域に対しましても、防災についての意識が高まるような形の事業について、積極的に取り組んでまいりたいと思います。

○13番（小野広嗣君） 今の答弁は、理解できる答弁であったと思います。

そういう観点からも、ぜひお願いしたいことが2点ほどあるんですけれども、一つは今回益城町なんかを見てても、すごく様々な課題、問題点はあったにしても、効率よく対応ができたということがあって、その中の一つに、「職員と、いわゆる地域住民とが、顔が見える間柄にあった」ということをよく言われてるんです。我が地域においても、行政職員をそれぞれの地域にいらっしゃらないところで、もう担当を決めて配置をしていただくという方向で、本田市長、これ取り組まれていらっしゃるわけですが、このことが、どれだけ機能しているのかなという、その地域性に応じて温度差があるなということを感じております。そういった意味では、やはり日頃より、地域の運動会であるとか、あるいはごみ出しの時の問題であるとか、いろんな場面に、そういった方々が顔を出していないと、たまにしか会わない、そういった職員と心が通うかという、決して僕はそうではないというふうに思っています。

ある時ですね、こういうことがありましたね。いわゆる、このごみ出し、いわゆるリサイクルをやっている、地域の方々が一生懸命やっている。それは担当は決まっています。今、僕らの地

域でもね、リサイクル委員がいたり、そこに班長さん、あるいは自治会長さんは入っていると、そういうのはありますよ。だけれども、そういった夏場の暑い時期に一生懸命されているのを横目に犬の散歩をしている職員がいたんですね。それが駄目ということじゃないけど、その方々から見たら、「どう見ても違和感を感じた」って言われるんですね。だから、そういった間柄であれば、決していけないなというふうに思うんです。でないと、臨機応変的な信頼感のある中での防災対応というのは、幾らマニュアルがあってもできないよと、そっからじゃないのって言いたいんですね、どう思われますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私は、職員に対しまして、いつも職員は、この市役所においては、公務員という立場で仕事に精励するわけですが、地域に帰れば、高齢化という時代の中においては、非常に頼りにされている存在だということをいつも話をしているところでございます。その頼りにされている存在は、きちっと地域に溶け込んで、入り込んで、それぞれの役割を担って活動してくださいというようなことは話をしております。

地域のみならず、自治会担当職員というのを設けております。そしてまた、校区につきましても、校区の活動をする立場に、自分がどういった立場かということの役割も付けているところでございます。

そのようなことで、市職員は、それぞれの地域において、自分がどのような立場であり、そしてまた、地域の活動をすべきかということについては、十分認識はしているのではないかなというふうに思っております。

とはいえ、まだまだ今御指摘のとおり、認識の足りない職員がいるということについては、誠にもって申し訳なく思うところでございますので、今後とも更に徹底して指導はしてまいりたいと思えます。

○13番（小野広嗣君） この件に関しては、市長の取り組みを評価をする一方で、そういった状況の中にはあるということを考えてときに、いざ防災という観点から見たときにも、いわゆる先ほど言う「近所付き合い」、あるいは自主防災組織の範囲内ぐらいでのですね、しょっちゅう顔を合わせるよねって、「こんにちは」とか、声掛けだけでもしょっちゅうしてるよねと、こういったところからの信頼関係があって、うちはあの人がいてくれて、彼女がいてくれて助かるよねとか、そういうことが防災の時に威力を発揮するんだらうなというふうにも思いますので、そこはまた前向きに市長の方からそういった方向でお話をさせていただければというふうに思います。

今回細かいことの質問はしたくないんですが、今後検討を加えていただければいいんですけれども、ブロック塀の下敷きになって亡くなった方々がいらっしゃいます。そして、極めて今回ブロック塀が崩壊をしている事案が多くて、特に「九州は地震が起こりにくい」というふうに、昔から言われていて、最近になって、南海トラフの影響もあって、意識をするようになりましたけれども、そういった観点からどこよりもブロック塀が多いんですね。そこに対する対策が、まさしく基準も満たしていない、自己流で立てたブロック塀みたいなものいっぱいあって、そういっ

たものが影響を与えるということもありました。ここに対する見直しというのは、今までの防災計画の中であったんですかね。

○建設課長（中迫哲郎君） お答えいたします。

建築基準法では、工作物の2 m以下ということでの基準がございます。そういう指導をしているということがございます。

○市長（本田修一君） 本市の被害の想定の中で、ブロック塀等の倒壊件数については、想定はされているところがございます。このことに対する対策というものについては、多分無いということがございますので、今後検討してまいりたいと思います。

○13番（小野広嗣君） 想定はされているということで、少し安心をするわけですが、そこに向けての手立てをしっかりと7月の防災会議等も開かれるのであれば、そういったことも議論の上に乗せていただいて取り組んでいっていただきたいと思います。

あと市長、今回車中泊が多かったと、多い所は2,000台が並んだと。そこでエコノミークラス症候群等も起こって、命を落とされた方々もいた。新潟県中越地震の時にもそういったことがあったんですよね。あったけれども、そのことが教訓にはなっていなかったということがあって、また新たに、言葉は悪いですけども、災害を守る上での注目度が高くなっていますね、このことに関しては。このことに対する検討というのもしっかりとやっていかなきゃいけないところに入ったなというふうに思っています。

そういった中で、災害弱者、要援護者の掌握というのは、本市もやっていますよね。国の政策で3年前に義務付けられて、それが出来上がって落ちてますね。だけれども、こういった車中泊となると家族ごとに出て行くわけですから、要介護者という方々がどこにおられるのかという掌握というのは、すごく難しくなってきたるんですよ、こういった場合はですね。そういったことに対する手立てをどうするのかという、新たな課題が、また生まれてきたなというふうに言われてますけど、今回のそういったものを教訓として、市長はそういったことに関して、どのように受け止められましたでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回の車中泊の方々が、いわゆるエコノミークラス症候群というふうに診断されるような病気になってしまって、そしてまた、最悪死亡になっているということについては、本当に今まで聞いたことのないような二次災害的なものが発生しているんだなというふうに認識したところがございます。特に今回の場合は、余震がいつまでも続いて、避難所にも入るのが怖いというようなことから、このような形になってきているということにつきまして、改めて今後の本市における防災計画の中で十分検討しなければならないというふうに思うところがございます。

今、お話のように、要援護者についての把握というものにつきましては、多分今回の場合、テントでの生活とか、車で生活されている方についても調査がされた上での対象者の人数の発表ということがあったことだろうと思いますので、その中で、特に介護あるいは援護を要する人の把握については、密度を高めて、そして、その方々には対応を念入りにしなければならないとい

うことになると思います。

○13番（小野広嗣君） その全ての議論をここで展開するわけにはいきませんが、災害弱者、あるいは要援護者と言われる方々への対応というのは、すごく喫緊の課題ですよね。そういった意味では、逃げるための、いわゆる手立てを考えるという方向も大事だけれども、そういった災害弱者と言われる方々を、いわゆる安全なところに住んでもらうという手立てが、今後は一番求められるんだというふうに言われています。こういった手立てに関しての検討というのは、これまでなされてきているんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまの件につきましては、少し確認する時間をいただきたいと思います。

○13番（小野広嗣君） では、引き続き別の質問で。それは少し返事を待ちたいと思います。

また後で住宅政策の通告を私してんでしょう、そこででも、多少やれると思いますので、それはそれでお待ちできると思います。

るる申し上げましたこのことだけで終わるわけにはいきませんので、市長も何回となく防災に対して、私が質問をしてきておりますので、私が本来主眼として今日言いたいのは何なのかというのは、もう既に御存じだと思っんですね。様々な、これまでも同僚議員もありました。今日も先番議員からもありました。様々な防災対策を今後練っていかなくちゃいけない。その中心の指令塔になっていくとすれば、それは地域防災計画を立てる防災会議というのがありますね。あるけれども、これは年に1回しかやってないんです、今までは。これを頻繁にやれば、それに越したことはないんですけれども、メンバーの中には、仕事をいっぱい抱えていて、そっちの業務が忙しい方々が結構メンバーの中に入っていますよね。そうそうできないということも理解はするんですが、であれば、しっかり本庁の中に、この危機管理対策室を設置をして取り組んでいくということがいかに大事かというのは、3・11 が起こる3日前にもこの場で言ってますからね。そして、危機管理監等も登用して取り組んでいくんだと、そして、その後に3・11 が起こって3日後に。そして、市長が僕もお願いしましたが、鹿児島市の消防長を呼んで防災対策に対して取り組んでいただいた。素早い動きをしていただいたということで、評価をするわけですが、その後のこの危機管理に対する意識が全く無いわけじゃないですけれども、おありなんでしょうけれども、私の方から見てみると、室の設置にまで至らない、なぜなのかなと、どうも課長クラスから途中途中のお話があって、おつなぎがあって、市長もそういう方向で考えているけれども、いざとなる時に、まだそこまでいってなかったというのを何度か繰り返しています。そういうお話を聞いてきたがゆえに、それ以降は一般質問で危機管理室の設置というのは、問わずに待ってたわけですからね、そこは私の方の配慮もあるんですよ。そういったことを含めて答弁をお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今議員の御質問のとおり、議員から何度か危機管理室、そしてまた、危機管理監の設置についてのお尋ねがあったところでございます。

私どもとしましては、災害防災関係につきましては、総務課の方で担当しておりますので、そちらの方に嘱託職員等を配置しながらの対応というので済ませてきたところでございますが、今回の熊本地震の発生を見まして、議員の御指摘のとおり、今後はきちっと室を設置しながら監を設けてまいりたいと思います。

○13番（小野広嗣君） 市長が、そういう答弁をしていただきましたので、理解が進んでこられたんだなということで、一定の評価はいたすところではあります。人間というのは不思議なもので、平時になると、こういったことを忘れてしまいますね。そして、本市においても消防防災係として、様々に啓発を行っていただいているわけですが、そこにやはり危機管理対策室からという連絡、あるいは警告、そして危機管理監の指導、そういったものが入ってくると、受け取る側のいわゆる職員の皆様、そして我々議員、そして市民の皆様、こういった側の受け取り方が全然違いますので、ぜひ今答弁いただきましたので、そういう方向で取り組んでいていただきたいと思います。

次、住宅政策に移りたいと思います。

市長が、冒頭答弁で述べていただいて、僕が聞くことの第1点は、答弁されたなというふうに思っているんですが、中身をちょっと詰めていきたいというふうに思っております。

うたい文句としては、様々な本市の計画の中に市長が述べられたような、答弁で述べられたようなことはうたっているわけですが、平成18年、合併と同時に、それまで旧志布志町にも住宅マスタープランございました。それを機に合併後に、そのマスタープランというものがスタートしたというような位置付けになってますね。なってて、いわゆる10年が経過をするということでもありますので、10年というよりも、もっとすごいスピードで、この住宅環境というのは大きく変わってきていますね、この住宅整備の政策についてですね。そういった意味では、振興計画ともあわせながら、この志布志市住宅プランというのは、様々な住宅整備についての施策がある中の最上位計画ですね、ここを今回振興計画との取り合わせも含めながら、しっかり時代状況をにらんで作成をしていかなきゃいけないということを、ぜひともお願いをしたいというのが、実は、今回の質問の大枠の趣旨です。そこについての認識は、一緒であるというふうに考えてよろしいですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回、志布志市振興計画を平成28年度に策定するところであります。その計画と調整を図りながら、住宅マスタープランの上位計画である都市計画マスタープランを平成28年度、29年度の2か年で策定する計画であります。

住宅マスタープラン及び長寿命化計画とあわせて、各地域の特性や事情に応じたまちづくりに取り組んでまいります。

○13番（小野広嗣君） そのことに関しては、市長が答弁されていた状況ですので、理解をしました。

それで、これまでの住宅政策というのを見たときに、合併後ですよ、整備をされた、市長がお

持ちであれば市長でいいですし、なければ建設課長でも構いませんけれども、公営住宅の数をちょっとお示しをください。

○議長（岩根賢二君） 時間がかかりますか。

[中迫哲郎君「少し時間がかかります。」と呼ぶ]

○議長（岩根賢二君） これがないと前に進めないんじゃないですか。

[小野広嗣君「大丈夫です。」と呼ぶ]

○議長（岩根賢二君） いいですか。

○13番（小野広嗣君） その件に関しては、あとでお示しをください。というか、質問の中でくださいね。

いろいろある中で、市長も市民の方々と、移動市長室であるとか、様々な機会で市民のお声を聞かれる中で、やはりそういった住宅政策についての要望とか、これまで聞かれていますよね。そういった中で、例えば、伊崎田地域のことなんかも、これまでも出ていましたけれども、「市内全域からこういった要望というのはあるんだ」というふうに答弁を移動市長室でなされている中で、「土地を提供されて、そのことが可能であれば、その地域に、そういったものを建設したいという思いは、自分の中にあるんだ」と答弁されております。そこらについては、どうなんですか、その部分。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今まで採られてきました住宅政策においては、公営住宅の場合、特にストック総合活用計画というような形でございまして、原則的には老朽化して危険度の高いものを建て替えていくというようなことを採ってきたわけでございます。

そしてまた、それぞれの地域において、住宅地について「分譲地を造成して欲しい」という要望があったところがございますが、そのことについても、今お話がありましたように、土地の取得について可能ということであれば、前向きに考えていきたいということで取り組みをしてきたところでございます。

今後においても、基本的には民間の方々が志布志町地区において積極的に、また、有明町の通山地区においては、積極的に建設をされておりますので、そちらの状況等を見ながら、そしてまた、民間の方々が進出されない地域においては、今申しましたような形で、私どもにとっても必要度が高い地域の順に土地の確保をしながら分譲地ないしは、住宅の建設については、取り組んでまいりたいということで、今後そのような形でマスタープラン等も作成をしてまいりたいと考えております。

○13番（小野広嗣君） 当然、今市長が述べられた角度での政策として、マスタープランにも取り組まれていくというふうに理解をしたところでありますが、今回ですよ、住生活基本計画（全国計画）というのは、既にもう発表になっていて、これは全国版が今年3月に閣議決定をいたしまして、4月からスタートを切ったわけですね。そういった中で、新しい住生活のスタイルというのが当然出てきているわけですが、そういった中で市長、若者、子育て世帯、そして高齢者の

住生活に関する目標というのが定まったんですね。

そして別途、今度はひとり親とか、多子世帯等の子育て世帯や、高齢者等を対象に民間賃貸住宅を活用したいいわゆる住宅のセーフティーネット、この機能の強化というのをうたっております。そういった意味では、この民間住宅を活用した公営住宅への切り替え、そして家賃の補助制度、こういったものの導入というのがかなり強く打ち出されてきておるわけですが、そこらについて、どういうふうに情報を得て考えていらっしゃるのか、お示しをください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

国においては、今回、国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画としまして、住生活基本法が制定されました。この法律につきましては、今後の社会経済情勢の変化及び施策の効果に対する評価を踏まえて、おおむね5年後に見直し、所要の変更を行うということを23年3月に決定され、今回の見直しにつきましては、5年後の所要の変更に基づくもので、新たな住生活基本法として、経過期間を平成28年度から平成37年度というふうに期間を置いて閣議決定されております。

今回の住生活基本計画の主な要点は、ただいま議員の方からありましたように、少子高齢化、人口減少等の課題を正面から受け止めた、新たな住宅政策の方向性を提示しているところであり、三つのポイントが、今議員のお話のとおりでございます。

私どもとしましても、今後の住宅政策を展開する上で、本計画で示された内容を重く受け止めて計画の見直しを進めてまいりたいと思っております。

○13番（小野広嗣君） 今、市長が述べられて、それをまたしっかり読み込んでいただいて、理解していただければ、深めていただければと思います。おっしゃるような方向で、だから、通告に出しているのは、こういった角度を受けて、新たな住宅政策というのが求められているんですよと、その求められている課題に対して、どういうマスタープランを練り上げていくんですかというのが問いの趣旨ですね。ですから、それが今市長が言われた、そういったものを入れ込んでいかなければいけない住宅政策が、今求められているんだと、喫緊にですね。

そして、その中で、先ほど言いましたように、高齢者対策、あるいは弱者対策、災害弱者、こういった方々をその地域に住まわさせていただいて、そのまま避難させるということも大事かもしれないけれども、それよりは、市の住宅政策としても、高齢者、あるいは災害弱者と言われる方々のための住宅整備を高台に持って行って、そこに移り住んでいただく、こういったことが求められる時代に入ったんだよということで、さっき1問目で問うたわけです。その返事はできるんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回の新たな国の住生活基本法に基づき、新たな本市のマスタープランを作成する中で、当然本市の現状と、そしてまた、これから発生するであろう災害等を十分に考えながら、そのことは作られていくということでございます。

その中で、津波避難というのを考えたときに、当然高台の方ということが想定されてマスタ

ープランの作成が行われると思います。

○13番（小野広嗣君）　そういうことであればですよ、これまでも申し上げてきたわけですが、若浜、松波住宅の問題であります、そのことに関しては、再三申し上げてきましたね。

そして、この2月に市民相談等も受けまして、いわゆる、あの若浜住宅に2棟計画的に建て以降、その後の進捗が全然見られないと。あれを建設する前段階においては、様々な良い話を市民の皆さんにお聞かせしているわけですよ、当局は。でも、それ以後、全然話が無いということで、そこに希望を持って、その地域に住んでいらっしゃる方がいる中で、あまりにも行政の側の無責任な対応、これに対して憤っていらっしゃいましたね。そのことに関しては、所管課に行ってお願いをし、そのことをお伝えし、4月に松波、若浜で、そういった説明会もなされたとは伺っておりますが、その時の内容を市長はお聞きになっていませんか。

○市長（本田修一君）　お答えいたします。

松波地区、そして若浜地区においては、老朽化が進んでいるということで、順次建て替えというように進んできていたと思っております。

しかし、平成23年の3・11が発生して以来、私どもの地域においても、南海トラフを中心とする大地震が発生した折に、津波が到来するということが発表されてきましたので、この発表に基づいて、住宅政策の転換を図ってきているところでございます。そのようなことにつきまして、地元に対しまして、説明をしなければならなかったところでございますが、入居者の皆さんから、なぜ今まで、これまでの経緯について、詳しい説明をしなかったかということについて、厳しい御指摘を受けたということでございます。そして、この説明会においては、4月19日、また21日に開催したということで、誠に遅まきであって、申し訳なかったところでございますが、このような入居に対する説明会の開催を待ち望んでいたということでございまして、本当に当該地域の方々に対しまして、御心配をおかけしたということについては、申し訳なく思うところでございます。

○建設課長（中迫哲郎君）　申し訳ございません。先ほどの合併後の建て替えの件数でございますが、13棟、65戸建て替えをしております。13棟、65戸でございます。

○13番（小野広嗣君）　今、課長の方から13棟、65戸ということで、これまでの経緯をお示しをいただきました。

先程来、市長とやり取りをしていく中で、27年度は宮脇、そして伊崎田の改修ですよ。そういったものも含めて、年次的にされてるんですね。ただ、今申し上げたように、若浜、松波の関係があまりにも説明責任が果たされてなかったということに関しては、遅まきながらも、一応この前されたということで、そういった声も受けながら、またマスタープランの施策に対しても変化が加わっていくんだろうと思うんですが、その際ですよ、あの地域には、公営住宅は、今後建てていくというのは、どういう方向で、無理だという方向ではっきり打ち出したんですか、どうなんですか。

○建設課長（中迫哲郎君）　お答えいたします。

今回の住宅の説明につきましては、あくまでも安心・安全と生命・財産を守るという立場で、今老朽化している住宅に住まわれている方に、なるべく安心な住居を提供しようということで、独自の事業ということで、移転事業ということで、説明をいたしました。

建て替えにつきましては、まだ今後、防災計画やマスタープラン等を見まして判断するという
ことで、建て替えをしないということは、言ってないところでございます。

○13番（小野広嗣君） ちょっとそういう話も聞いてたわけですが、であるならばですよ、今後のこととして、マスター計画プラン等も練り上げていった中で、そういった情報等を適時ですよ、お伝えしていくということが一番大事だろうと思いますので、そこ辺の取り組みは、抜かりのないようにお願いをしておきたいというふうに思います。

あと市長、この住宅の関係で、様々な施策があるわけですが、実は、この住宅を探すのに大変な困難者、そういった方々がいらっしゃって、そういった方々に対して、居住支援協議会というのがあるんですね。これは市で持っているところも多いですけども、今のところは県が多い、ほとんど。市で単独で持っているところもあります。これが実際は、全国の自治体、市レベルまで全部に広がっていくことが望ましいというふうに僕は思っていますが、ここがいろんな相談に乗るようになって、ここと連携する中で住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業というのが去年から国の事業で始まっているんです。このことに対しての認識、建設課も含めてどうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員御質問の件につきましては、これまで市としては、準備していないところでございました。

○建設課長（中迫哲郎君） 建設課としても、把握してないところでございます。

○13番（小野広嗣君） 時間がないから後で勉強してもらいたいんですが、これ、国の直接補助事業です、昨年からは始まっていますね。

そして、これ鹿児島県の居住支援協議会と連携してやるということで、対象は鹿児島県全域ですから、ここが外されるということじゃないですからね。そのことに関しては、少し建設課も含めて、ちょっとやって欲しい。

それで、交付申請要領というのがありまして、もうスタートしますけれども、まだ申し込み締切りは、まだまだ年度明けのぎりぎりぐらいまであるんじゃないかな、たしか。ですから、ちょっと情報を探って、うちで取り組めるとするならば、対応方をお願いをしていきたいというふうに思っています。

だから、いつも申し上げるんですけども、所管課も様々な仕事を受けながら、市民のために一生懸命働いていただいているわけですけども、今、国の制度というのは、もう油断をしていると、大変な状況ぐらい変わっていつてますね、制度がね。その制度を見逃したりすると、得てしてこういうことがありますね。例えば、今度都市再生特別措置法の一部を改正する法律案というのが、今年やはり閣議決定していますよ。この中でも、市長が当然どう考えられるか分かりませんけれども、その中でも特に地方、大都市圏と地方都市を分けて考えた取り組みということで、

コンパクトでにぎわいのあるまちづくりということで、地域内に使える既存ストックがある場合には、それを残しつつ、地域の身の丈に合った規模の市街地整備を可能とする手法が創設されるんですね。これに対しても多分取り組みが、情報が入ってるのが弱いのかなと気がするんですけど、これ、全国の市町村で利用が可能なんですよ。

そして、特に民間活力の乏しい、地方の中小都市において有効に活用されるものと期待されている事業です。これはどうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成28年2月に、都市の国際競争力と防災機能の強化を実現するとともに、コンパクトでにぎわいのあるまちづくりを進め、あわせて住宅・団地の再生を図るための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案が閣議決定されました。この法案の背景にあるのは、大都市については、世界の都市間競争に対応し、世界中からあらゆる情報等呼び込むと、国際ビジネス、生活環境、大規模災害に対応するための環境を整備するということでもあります。

そしてまた、地方都市においては、人口減少や少子高齢化の進展に対応し、地方創生を実現するため、コンパクトでにぎわいのあるまちづくりを進める必要があると。更に老朽化が進んでいる住宅・団地についても、地域の拠点として再生を図ることが求められるということで、この法律案につきましては、これらの課題を解決して、都市再生、地方再生を強力に推進するという事になっております。

本市におきましては、住宅マスタープランの上位計画である都市計画マスタープランを今年度、来年度2か年かけて策定するところでございますので、今回の都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案の内容を十分精査しまして、本市の地域の特性や実情を踏まえ、まちづくりの計画に反映してまいりたいと考えます。

○13番（小野広嗣君） この件に関しては、こういった法の改正があったのは御存じですかということだけは建設課に投げかけました。ですから用意をされたんだろうと思いますね。でないと多分用意して無いんですね。今言われたように、都市再生整備計画の対象となる地域や、土地の規模等については、限定が無いんです。そして、全国の市町村で利用可能、特に民間活力の乏しい、先ほど申し上げました、我々みたいなこの中小都市において、これが活用できるんだということに対しては、しっかりアンテナを張って、市長も、こういった方向のまちづくりというのは、展望されてたと思うんですね。ですから、こうやって申し上げておりますので、そのことは、しっかり庁内で協議を進めていただければというふうに思います。

次へいきたいと思います。

若者のいわゆる社会参画ということで申し上げました。市長の方からも、それなりに述べられましたけれども、実は18歳選挙権というのが言われて、この夏の参議院選、もう直近で近づいてまいりましたけれども、それが行われる。ところが、この一番近いところでの国政選挙では60代と20代の投票率が半分以上の開きがあったと、それだけ若者の政治意識が、その政治意識の低下というのが顕著であるというふうに言われてるんですね。ここを変えていかなければ、日本の未

来は無いよね、というところから、今回質問をしておるんですが、今回の参議院選に向けて、本市の、いわゆる投票率向上のための予算等も昨年組みましたけれども、あるいは子供たちに対するそういった主権者意識も含めての教育、そういったものに対してどのような取り組みをされてきたのか、少しお示しをください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

昨年度は、選挙の出前授業講座を3回開催しまして、市内の高校生を対象として選挙という社会参画への啓発を実施したところであります。

若年層の投票率の低下が全国的にも危惧されている現状では、選挙の意義について地道ではありますが、根気よく啓発活動を取り組んでいくことが大切と思っております。

平成28年度は、中学校3年生を対象に選挙出前授業講座の対象範囲を拡大しまして、体験型の模擬選挙を行い、社会参画の意識向上に取り組んでいければと考えております。

○13番（小野広嗣君） 今回の参議院選挙の結果を見て、そういった18歳選挙権になって以降の我が町のその動向ですね、これ多分出てくると思いますので、またそれは、お聞きをしたいと思えます。そして、我が町の若者世代がどういう投票、動向を示しているのかといったこともできる限り調査をしていくべきだろうと。でないと、いつまでたっても我が町の若者の考え方というのは、アンケート等は取れるでしょうけど、見えないという部分があると思うんですね。全国的に若者議会であるとか、子ども議会だとかが開催されて、その成果が報告をされていますね。すごく活発にやっているところを10項目ぐらい僕も資料で持っているわけですが、愛知県の新庄市というのが、市長あるんですが、そこでは、昨年4月から新庄市若者議会条例を作って、そこで若者議会を開催をしたと。そして、若者の政治参画を促進したと。市内に在住、あるいは在学、在勤している16歳から29歳、選考された若者20名が、実に13回に及ぶ議会審議を経て、市長に若者予算事業に関する答申書を提出です。これが昨年11月2日、そして、この内容が反映された2016年度予算案を3月に本来の議員の方々に審議されて、約1,000万円ほどの若者対策の予算が認められています。こういった取り組み、そして、先ほどありましたように審議会等にアンケート等では協力を得ているけれども、審議会等の委員にはなってもらってないと言われていたけれども、そういったところに対する委員としての要請をして、その若者の声をしっかり捉えているところ、そして、子ども議会として取り組んでいらっしゃるどころ、こういうことがありますが、今の話を聞かれて、どういう印象を持たれたでしょうか、お示しをください。教育長もお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市においての青少年に対する取り組みにつきましては、先ほど述べたとおり、まだほとんどされていないような状況でございまして、今後も回を重ねながら、若者が社会参画について、関心を持つような取り組みにしていきたいと思います。

ただいま事例として、お話になられた新庄市の取り組みについては、すばらしいというふう思うところがございます。

○教育長（和田幸一郎君） 今回の青少年の社会参画ということにつきましては、いろんな背景があると思います。

まず一つは、先ほど議員言われましたように、選挙権が18歳以上に引き下げられたということで、そのことに伴って、やっぱり若者の政治に対する関心を高めていこうという、その意図が一つあると思います。

二つ目に、市の教育振興基本計画の中でも、郷土に誇りをもって、社会の一員としての自覚を持って主体的にまちづくりに参画できる子供たちを育てるとというのが一つ、教育振興基本計画の中にも位置付けられております。

そういうこととか、それから何と言っても、やっぱり子供たちが自分で考えて、自分でいろんなことをきちんと人の前で言える、そういう子供たちを育てるといふようなことが、今回の青少年の社会参画という意味では、非常に大事な視点ではなかろうかなというふうに思っています。

本市においては、直接的な社会参画ということでの取り組みというのは、まだ十分行われておりませんが、今ほど新庄市の取り組み、それから子ども議会ですかね、そういう取り組み等というのも本県においても実施しているところがあるようであります。今後また勉強させていただきたいなど、そういうふうに思っております。

○13番（小野広嗣君） ぜひですね、今回18歳選挙権というのが決まって、もう直近であるわけですね。同じ高校生の中でも選挙権が有る人と、無い人がいるというような状況があるんですよ。うちの娘も3年生ですけども、無いんですね。「変な話だよな」と言いながらやってるんですけども。それはさておいて、いきなり高校生に国政選挙のことで、国の動きに対してどう思うかって、できるはずないじゃないですか、突然ね。そういうよりも、その前準備として、我が町のことをしっかり教えたりして、我が町のことに対して提案はないのかねとか、様々な訓練期間と言ったら言い方がおかしいかもしれませんが、そういった準備期間ぐらいは、しっかり行政の方で用意してあげるのが大事なんじゃないかなというふうに思うんです。そういう意味では、若者議会に取り組んでいる地域や新庄市に限らず、全国的にはたくさん見受けられるようになりました。子ども議会はもっと多いですね、そういった意味からは、ぜひともこの若者議会、あるいは子ども議会に対して、しっかり取り組んでいただければなというふうに、先進地も見させていただきながらですね、もうあらゆるところにありますので、探すのに苦労することはない事例ですので、市長どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど、ちょっと答弁につきまして、「新庄市の取り組みすばらしい」というふうに申しました。しからば、本市としてどうするのよということになるかというふうに思います。

本市においては、まだ学校に出向きまして講座を開設している程度でございますので、このことを更に深めていくと。そしてまた、青少年が社会参画について興味を持っていただくために、教育委員会と十分協議を重ねながら取り組みすべき内容については、決めていきたいというふうに思います。

○教育長（和田幸一郎君） 青少年の社会参画ということでは、身近なところでいきますと、例えば、毎年成人式が行われますけれども、この成人式の実行委員というのは、それこそ募集をして、そして、主体的に参加した方々が企画・立案をしてやっている、そういう取り組み等もあったり、それから、直接教育委員会が関わっているわけじゃありませんけれども、「だめ絶対運動」、薬物乱用防止教育とかというのも中学生、高校生が参加をして取り組みをしているとか、そういう主体的な参画のもとに、まちづくり、あるいは市政について関心を持っている子供たちを増やそうという取り組みはしておりますけれども、まだまだ十分ではないところがあると思いますので、先ほど申し上げましたように、今後また、どのような取り組みが考えられるのか、そういうことについては、研究をしてみたいと、そういうふうに思っております。

○13番（小野広嗣君） ぜひそういう方向でお願いをしたいと思いますが、今回の大震災を通じてもそうですけれども、このSNSを使った情報発信というのが、すごく拍車をかけてますね、もうすごい量で増えてます。震災ごとに変化、変化、小道具も変わってきてるんですね。その詳細については、もう時間がないからやりませんが、そういった中で、しっかりとした主権者教育をやっていないと、メディアリテラシーの観点で間違った方向へいくということが、すごく言われる時代というか、厳しい時代になりましたね。

そして、よく「ネットが炎上している」ということを言いますが、ネット炎上のその正体について」という本が最近出ました。その中には、実際は「炎上している」と言うけれども、SNSを使う方の0.5%しかそこには関わってないんです。さもそのことが全ての意見を代表するような方向になって誤解をしてしまう。そして、また炎上した側も自分の考えと違う考えが出て、それに押されて蹴落とされて閉じてしまうみたいなことがいっぱいあります。

今回の震災でも、そういった良い面があれば、負の面もSNS出ていましてね、そのことからいったときに、主権者教育、情報発信を受けるだけではなくて発信する側にもなるわけですから、このことに対する意識というものを教育現場だけではなくて、若者世界にもしっかりお伝えしていかないと、大変な社会になっていくなというふうに思うんです。

そういう意味では、今、教育長、市長が考えている次元だけではなくて、この若者の社会参画、子供の社会参画へ向けての機運の醸成というのは、すごく大事ですので、これは少し市長も前向きに捉えてですね、教育現場の事情もありますので、そこも、子ども議会の場合は教育現場、若者議会の場合は地域の活躍している若者との協議とか、様々出てくると思いますので、そこをしっかりと整理しながら前向きに取り組んでいただきたいと、これは要請をしておきたいと思います。

最後の項に移りたいというふうに思います。

食品ロスについてであります。先ほど言われましたけれども、本市もごみの資源化率日本一、市レベルではですね、町村を入れると大崎町がトップになっちゃうわけですが、本当に頑張ってきてます。そういった流れの中で、ただ僕が今回取り上げたのは、食品ロスに対する考え方は、うちとしては弱いなというふうに思ったのが実感です。

実は、このことに関しては1年ぐらい前に取り上げようかなと思ったんですね。だけれども、もう少し様子を見ようというのがあって、見ていたんですが、なかなかその1年間の間に、そのことがあまり表に出てこなかった、本市においてですね。ですから、今回取り上げたわけですが、国民運動として一昨年からこういったことがなされてて、一人1日当たり580g、リデュースということで、生ごみ原料のための五つの工夫というのを取り組んでらっしゃるところもあります。

そして、実はこの「もったいない」という観点から、このことを喚起しようということで、言葉は日本の発祥地ですけれども、実態はそうでないということから、ドキュメンタリー映画が88分で出来上がっています。これを見ると感動ものなのですが、市長、予告編だけでもYouTubeでもみられます。これを見ると本当に身につまされます。そして、この4月に映像がDVDに発売になりましたので、できればしっかり手に入れて、いろんな環境学習会とか、そういったところで、市民の皆さんに見ていただだけでも衝撃ですよ。それだけで喚起されますよ。どうですか。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、知りませんでしたので、改めて入手しまして見てみたいと思います。

○13番（小野広嗣君） 御存じだと思いますけれども、食品ロス削減国民運動ということでのノーフードロスプロジェクトというのを国が立ち上げていますね。そして、この中で「ろすのん」というキャラクターを立ててますね。この赤いところがお皿ですね、そして、これが2本のお口になっているところが箸なんです。そして、右目の方から、結局食べ物にもったいない、もう一度ということで、涙をこぼしているんです。こういったことをしっかり国民に周知をしてもらいたいということで、今運動を展開をされています。農林水産省関係もそうですし、消費者庁関係も含めて、6の官公庁が一つになって、今取り組んでいますので、そこへの認識、そして、そのための食べ物の無駄をなくするという食品ロスの削減のための啓発ソングも出てるんですけれども、市民環境課長は、そこらお分かりですかね。

○市民環境課長（西川順一君） すみません、その啓発ソング、知りませんでした。

○13番（小野広嗣君） 市長の手元には、あるとは思いますが、家庭の食事だけでも一人当たりの食品ロスを試算すれば、1年間で24.6kgに及ぶと、お茶碗164杯分の御飯に相当だと、一人ひとりがもったいないを意識して、日頃の生活を見直すことが重要だということで、いわゆる消費者庁の方も啓発運動をやっていますね、こうやって。そして、家庭編というのもやっていますね。そして、宴会編というのもやっていますね。特に、この宴会編は有名ですね。「30・10（さんまるいちまる）運動」というのを展開していますね。宴会とか、様々な会席の場で、我々もすぐやっちゃうんですけれども、乾杯をやった後に、どうしてもその時の立場立場で素早くついで回らなきゃいけない。自分の目の前にある食事をなかなか摂れない、そして、「お開きの時間になりました。皆さん席に着いてください」と言った時には、残ったままガバガバ食べるのも見苦しいし、残したままということが多いわけですよ。ですから、宴会が始まって30分は、自分の席から立たないと、そして、宴会終了後の10分は、また帰ってきて残っている物

をしっかり平らげていくと。そして、平らげた者同士が、やったねということをする。そのくらい意識を高めていくだけでも変わるんだというふうに言われています。市長、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

乾杯した後、30分間は料理を食べて、そしてまた、お開き前の10分間についても席に戻って、きちっと料理を食べるということで、食品ロスを無くしていこうということで、これが国としても展開をされているということでございます。すばらしい取り組みだというふうに思います。

ただ、議員もお話がありましたように、私個人の立場から言えば、すぐさまお酌に回りたいなというのは、ちょっと、どうしようもない衝動じゃないかなというふうに思うところでございます。

全体としては、こういった取り組みについては、周知をしまして、市全体の運動としてもっていききたいなというふうに思っております。

○13番（小野広嗣君） 全体の参加者の約束事として、そういうふうな取り決めみたいなものが広がっていくと、市長がうずうずしても30分は座っとかなきゃいけないわけですよ。そういう流れをつくって全国展開しましょうというふうに、今そういう運動が出ていますのでね、それをしっかりやっていくと。

そして、いろいろ言いたいことはあったんですけども、賞味期限と消費期限、この縦分けさえ分かってないという部分があって、ここの周知をしっかりと市民にお伝えするだけでも、ここの食品ロスの変化は、大きく止められるんだというふうに言われています。ここへの取り組みをいろんな自治体が様々な媒体を使ってやっていますけれども、うちではそこが弱い、そこに対しての取り組みをお願いを申し上げたいと思いますが、どうですか。

○市長（本田修一君） 賞味期限でございますが、おいしく食べることができる期間で、この期限を過ぎてても、すぐに食べられないということではないということでございます。弁当や生菓子など、長く保存できない食品に表示してあるということでございます。

そしてまた、消費期限でございますが、期限を過ぎたら食べない方がよいという期限で、ハム、ソーセージやスナック菓子、缶詰など、冷蔵や常温で比較的長く保存できる食品に表示されているようでございます。こういったことの認識が、それぞれの市民においてもされていないところがあったりしますので、このことについては、しっかり広報に努めてまいりたいと思います。

○13番（小野広嗣君） そのような方向でお願いします。

あと食品リサイクル法に基づく、新たな基本方針の策定というものがあるわけですが、これを昨年受けて、この食品ロスに関する絡みで、いろいろとうたっています。

ですから、今後、食品ロスの削減へ向けて、この推進法というものを国が作り上げていく予定になっておりますので、こういったことも受けて、本市における食品ロスに対する推進法みたいなもの、そういったものを策定をして取り組んでいくということも大事なかなと思います。

それは、国の動向を見てで結構であります、1点要請をしておきたいと思います。

あと、特に市民環境課長、こういった啓発運動の散らし、さっきのDVD、そして歌、様々な

ありますのでね、そういったものを通じて、市民に広報をお願いしたいと思います。

あと環境教育、そして食育の観点から、今述べたことをお聞きして、どのように思われるでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） 食育基本法の中に、食育というのは、「知育・徳育・体育」、その基礎になる非常に重要なものであるというような位置付けがされておりますので、この食育については、非常に大事な内容だというふうに理解しております。

この食育については、学校だけではなくて、やっぱり家庭、あるいは地域一体となった取り組みでなければ、なかなか実を結ばないのではないかなというふうに思っております。

今回取り上げられました食品ロスにつきましては、学校においても給食があるわけですが、残食等、そういうのができるだけ少なくなるような、そういう取り組みというのを今後また、これまで以上に進めていかなければいけないだろうと、そういうふうに思っています。

家庭での個人個人の一人ひとりの取り組みが、大きく言えば、地球全体の問題にも大きな役割を果たすという、そういう認識のもとに、今後この食育については、これまで以上に取り組みを進めていく必要があるかなというふうに感じました。

以上でございます。

○13番（小野広嗣君） 本市の生ごみの排出量、そこから考えたときの、この食品ロスの状況、これが、もし分かるのであれば、お示しをください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成27年度におきまして、家庭から排出された食品ロスを含めた生ごみの排出量は、1,958 t、事業所から排出された量は、1,288 t で合わせて3,246 t になるところでございます。

[小野広嗣君「答弁はない、答えがまだ全部返ってきてないけど」と呼ぶ]

○市長（本田修一君） お答えいたします。

このうち、いわゆる食品ロスの部分につきましては、はっきり把握はしておりませんが、国の推計割合から計算しますと、家庭から排出される部分が684 t、事業所から排出される分が518 t、合わせて1,202 t ではないかというふうに推計しております。

○13番（小野広嗣君） 正確なものというのは出せれない、推計という程度になるんだろうと、それは理解をします。本市として、これを押さえた上で、どう取り組んでいくのかということが、一番求められるべき方向性だと思いますので、そこをしっかりとやっていただきたいと。

家庭から出る食品ロスの原因というのを言われてます。分かってらっしゃるかもしれませんが、五つありますね。値段が安いからといって、食材を買い過ぎたりして在庫があるのを忘れて、同じ食材を買ってしまう、それで結局は使い切れずに腐らせて捨ててしまいますと。2点目、賞味期限や消費期限が切れて、捨てられてしまう期限切れ。3点目、調理の時に食べられる部分が捨てられてしまう過剰な除去。そして、食べ切れずに捨てられてしまう食べ残し。5番目が、その他の理由で捨てられてしまうなどがある。

これ、本当に家庭から出る食品ロスについて、本市として、そして学校給食も含めて、この観

点からもしっかりと取り組んでいかなきゃいけない。学校現場は少し方向性は違いますが、残さをどう直すのかと、おいしいものをどんだけ作るのか、作りすぎないということも大事だとか様々ありますね。こういった観点で食品ロスをおこさないということが大事だと思いますので、答弁を最後求めておきます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

買い物をする際に事前に冷蔵庫をチェックする、すぐ消費するのは、賞味期限の短いものを選ぶ、腐りやすい野菜類は、こまめに買うなどですることができることでございます。

また、料理の段階において、残っている食材から使う、野菜や果物の皮は厚むきしない、食材を上手に食べるなど、気をつけていただきたいということで、このような取り組みを盛り込んだ「我が家から始めようエコライフ55運動」を中心に市民に啓発してまいります。

また、市の衛生自治会で実施している環境学習会や、その他の会議、イベント等において、呼び掛けをしてまいりたいと思います。

○教育長（和田幸一郎君） 学校における、特に学校給食というのが、それぞれの学校で行われておりますけれども、学校給食の役割というのがいろいろあります。一つは、やっぱり栄養のバランスのとれた食事を摂ることによって、子供たち、心身ともに健康な子供たちを育てることと。

もう一つ、今日の議員の話と共通する部分ですけれども、子供たちに社会性、つまり食事のマナーとか、あるいは感謝する心とか、そういうものを育てるとというのが二つ目にありまして、三つ目に、地域の特産物、そういうものを食することによって、地域に対する理解を深めるという、この三つねらいが学校給食はあるわけですけれども、その中の二つ目の社会性、作った人への感謝の気持ち、そしてまた生産者への感謝の気持ち、そういうものを決して忘れてはいけない。食するときには、そういう思いというのを子供たちが抱けるような、そういう教育というのを今後推し進めていって、これから先、子供たちにとって、この食ということが本当に大事なものであるということを小さいうちから、きちんと子供たちに認識をさせていく、そういう教育を今後とも進めていきたいと、そういうふうに思っております。

以上でございます。

[小野広嗣君「議長、終わります」と呼ぶ]

○建設課長（中迫哲郎君） 先ほどブロック積みの建築基準法の高さの規制のことで「2m」と答弁いたしましたが、「2.2m」の誤りでございました。

訂正して、おわび申し上げます。

○議長（岩根賢二君） 以上で、小野広嗣君の一般質問を終わります。

ここで、2時55分まで休憩いたします。



午後2時41分 休憩

午後2時55分 再開



○議長（岩根賢二君） 次に、12番、毛野 了君の一般質問を許可します。

○12番（毛野 了君） どうもお疲れさまです。

まず、今回の熊本地震で被災された方々に衷心よりお見舞いを申し上げます。

さて、私、一般質問で企業誘致ということで、通告をいたしておりました。

まず、市長にお伺いいたしますが、市長は、大変市政業務で多忙の中、今までトップセールスとして立地可能な優良な企業の会社訪問なり、企業なり、そういうところに訪問されましたか。それをまずお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 毛野議員の御質問にお答えいたします。

企業誘致につきまして、私自身は、市長に就任以来、本市において工業団地が造成されておりますので、そちらの誘致に向けて、積極的に取り組みをしてきたところでございます。

特に、近年におきまして、新たに臨海工業団地を造成しまして、その造成しました団地につきまして、企業誘致につきましては、関係担当する課と十分連絡を取り合いながら企業誘致について取り組みをしているところでございます。

特に、本市においては、志布志港がございますので、志布志港ポートセールス推進協議会を通じまして、県においても、その志布志港のポートセールス活動が東京・大阪・福岡等と大都市で開催されますので、そのポートセールスの会に出向きまして、志布志港の案内をしながら打診があるところについては、積極的に会社訪問を重ねてきて、志布志市に企業誘致の取り組みをしてきたところでございます。

○12番（毛野 了君） 市長も十分認識されていると思いますが、旧町、志布志町時代から財政の厳しい中、土地を造成したり、それからゴルフ場の跡地なり、そういうものを買戻すなり、そして遊休土地というものを今持っております。こうやって一般質問に立たないと、あそこもあったなど、あそこに誘致しようとか、そういう話にならんとするんです。だから、あえて質問に立ちました。

そこで、もう1回聞きます。それぞれのトップセールスとして、あらゆる企業との接触なり、そういうものを今後とも続けていく考えはあるのかどうか、お伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私自身は、市の振興を果たすためには、市において、働く場の創出が第一義的に果たせるべき内容ではないかなというふうに思っております。その働く場の創出のためには、まずもって企業に進出していただきながら、その働く場の創出を図っていくということにならうかと思っております。そのような基本的な考えの上で、様々な工業団地等がございますので、それらについては先ほども申しましたように、様々な場面で、案内をしながら、その地において進出の意欲のあるところについて、また、進出が可能なところにおいては営業しながら促すというようなことを重ねてきております。今後においても、同じような形で推進してまいりたいと思っております。

○12番（毛野 了君） そこで、特に今回お伺いしたいのは、臨海工業団地についてであります。

臨海道路の整備が進む中、第1工区の3.3haは、おおむね分譲が済んだということですね。第2工区3.4haについては、それぞれ着々と造成が進んでおります。

市長は、常々今まで、それぞれ機会あるごとに、あそこを造成して、地元雇用200名の企業を誘致しますと、我々もそれは、これは良いことだというふうに、機会あるごとに私なんかも市民にお話をしてまいりました。

企業進出ということで、第1工区はもう、契約が済んでおるんだらうから言っていいだろうけれども、上組が落札をいたしたということです、これは倉庫業ですよ、いわゆる。ということは、せいぜい10名かそこらあたりの雇用しか新規雇用というのではないと思います。

市長は施政方針で、「本市の総合戦略の重要施策に位置付け、今後も更なる地元雇用の拡大と、地域経済の活性化につながる企業立地に尽くします」というふうなうたっております、この200名の新規雇用と、地元雇用というのをできる企業というのはそう無いと思う、難しいと思います。そこで、地権者の方々も何人か電話をいただきましたけれども、「先祖伝来の田畑を地元の活性化につながるんなら、譲渡いたします」と、その代わり地元の若者の定住雇用というのをぜひ確立して欲しいというのが地権者からの、私も要望というか、そういう事情も話を伺っております。前も申し上げましたが、その意味でこの質問に立ちました。

ぜひ市長も、市政を担って10年目で、中央の豊富な人脈とパイプをお持ちでしょうから、そして、おまけに国交省からの副市長というのも着任をいたしておりますので、我が町の産業の振興と活性化について、今一度いかに努めるかお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回新たに臨港団地の第2工区についての分譲を始めるところでございます。この分譲につきましては、第1工区と同じように臨海工業団地でございますので、港湾関係の方々に進出してもらいながら、志布志港の利活用を高めてもらうということが、まず第一ではないかなというふうに思っています。

そして、できれば雇用がたくさん発生する食品工業、あるいは工場等に進出してもらいたいという気持ちは十分あるところでございまして、先ほどお話になられました100人、あるいは200人という単位の数字は、そのような製造工場というようなものが進出してきたときに、そのような雇用が発生するという事になるかと思っております。

今回の議会で提案いたしております第1工区の契約については、御指摘のとおり倉庫が建設されるということでございます。その倉庫につきましては、約20名程度の雇用の計画というふうに聞いております。

ということで、倉庫管理について、20名ほどでございますので、あとは流通関係の方々も出入りが多くなってくるのではないかなというふうに思っています。

今後も第2工区においても同じような形での募集と、公募ということになりますので、できれば工場等について、進出がいただければ有り難いということになりますが、応募された企業については、慎重に審議しながら、その進出していただく工場の決定については、取り組んでまいり

たいと思います。

○12番（毛野 了君） 市長、第1工区はもう決定ですから、こっち置いちゃっていいですけど、第2工区以降のことをちょっと確認をしたいと思うんですが、坪単価というものは決まっておりますから、売価というのは、もう決まっているわけですよね。要は、会社の選定になると思うんですが、選択になると思うんですけれども、今何社ぐらい来ているんですか、第2工区については。

○市長（本田修一君） 現段階で申込みというか、打診につきましては、5社ほどということでございます。

○12番（毛野 了君） その5社の中で、それぞれ異業種ですか。同じ倉庫業なんですか、流通業者ですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在の問い合わせがあるところにつきましては、倉庫業と運輸業の方から来ているところでございます。

○12番（毛野 了君） それでは、地元雇用というのは、あまり期待できない業種というふうに理解していいんですね。

○市長（本田修一君） 今申しましたように、倉庫・運輸業ということでございますので、製造業とは違って雇用の規模は少ないかと思えます。

しかしながら、地元の雇用ということについては、私どもはそのことについては、強く申しまして、地元の人材優先で雇用していただくということを企業側にお話しておりますので、大方の方については、地元の採用になろうかというふうに考えるところであります。

○12番（毛野 了君） その入札者、応募の会社というんですか、価格入札じゃないわけですからね、坪単価は分かっているから、その応募する会社は5社以外には広く募ると、その努力をするというのは無いんですか、製造業なり含めてです。

○市長（本田修一君） 現在、私どものこの志布志港を利用するような形での臨海工業団地の造成というのにつきましては、多分広く県下全般的に知られているというふうに思うところでございます。

そしてまた、ポートセールス推進協議会におきまして、東京・大阪・北九州という地区で、そのような会をしまして、200から300ぐらいの会社が集まってまいりますので、その中に当然製造業の方もおられますので、そこにもきちんとこのような造成工事が進んでいると、ぜひ進出していただきたいというようなセールスはしておりますので、関心のあられる方については、今後も私どもの方に打診があるのではないかとこのように思っております。

○12番（毛野 了君） ぜひ時間を置いてでも製造業なり、そういう業種に来てもらうように、今一度努力をひとつ期待を申し上げます。わざわざ出向いてでも説明をするなり、担当課長を出張させるなり、ぜひ若者が定住できるような企業の誘致に努力を願いたいと思います。

それをもう一度確認をいたしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回、今お話ししましたように、臨海工業団地においては、倉庫・運輸業ということでございますが、別途打診がある企業も製造業でございますので、そちらについては、積極的に誘致に取り組んでいるところでございます。

間もなく、また皆様方に御相談を申し上げる内容まで高まってくるというふうに思いますので、同時に、そういった製造業についても取り組みはしているということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○12番（毛野 了君） ぜひあとの遊休土地と併せて有効活用にぜひ努めていただきたいと、重ねて要望をいたしておきます。

次に、消防分団詰所の道路拡張についてであります。

御承知のとおり、帖五区消防団詰所入り口の道路幅が大変狭いといって、非常時の車の離合も難しく、団員はもとより公民館長をはじめ、区民が長年市長に要望してきた案件であります。

どうしても、ここに立って市長に確認をしてくれということでもあります。2年前から市長と語る会なり、そういう機会あるごとに要請をしてきているけれども、いっこうにらちがあかないということでもあります。

今回この詰所に大型のポンプ車が配置されて、奥には、「農産加工センター」という名称だけでも、区民15集落の1,000名の自治公民館もあります。ましては、奥には保育園もあり、安全対策上どうしても20mぐらいだと思っただけけれども、拡張をもう3年前から機会あるごとに要望してきたと。安全対策上も緊急必要な入り口であります。早期に対策を講じる考えはないかと、市長にお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

帖五区分団詰所の出入口の道路につきましては、平成23年度及び平成24年度に開催されましたふれあい移動市長室で、地域の皆さん方から相談がございまして、この道路は帖五区分団詰所だけでなく、地域の拠点でもある帖五区加工センター、ひばり保育園に通じる生活に密着した道路であると理解しております。

しかしながら、道路の改良、拡張となると、隣接地権者の同意が必要となりますので、その際には地域の皆様に地権者の同意を得るなどの御協力をお願いし、可能であれば実施したいということでお話申し上げているところでございます。

そのようなことで、現在隣接地権者の同意について、協力をお願いしているところでございます。

○12番（毛野 了君） その地権者に対して、どのような努力をされたんですか。もう3年前からだそうですね、この案件は。何もシビアに言うんじゃないんですけれども。

○建設課長（中迫哲郎君） お答えいたします。

この道路は、市道等にはなっておりませんので、道路の整備となりますと、いろんな手法があるかと思いますが、まずは道路の地権者の協力をということで、地区の公民館長さんにお話を

しまして、同意を得られたらですね、ある程度の感触が得られたら、また何らかの事業の対象ということで、お話をして、地権者の同意をいただけるようお願いをしたところでございます。

○12番（毛野 了君） その公民館長さんあたりが要請したんですよ、そんなこっじゃいかんがな。

ぜひ市長、取り組み姿勢というのが有るのか無いのかを確認したいと思いますが、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この道路につきましては、市道という扱いでなく集落道ということでございますので、今まで集落道の整備については、地権者の同意を得ながら事業が実施されてきているということのお話をしているところでございます。

そのようなことで、地域でも様々な方々が地権者に対して要望等、お願い等をされているようでございますが、現段階でまだ同意が得られてないということであるようでございます。

また、私どもとしまして、今申しましたように、この道路の拡幅については、本当に速やかに行いたいということがありますので、また改めて地域の方々と御相談申し上げながら、地権者の方々に御相談をしてみたいと思います。

○12番（毛野 了君） ぜひ取り組んで、早急に解決をお願いを申し上げます。

質問は、これで終わるんですが、第2工区の臨海工業団地、これはくれぐれも倉庫業、運輸業じゃなくて、製造業なり、それに類するような企業の誘致に一層の努力を期待を申し上げておきます。

終わります。

○議長（岩根賢二君） 以上で、毛野了君の一般質問を終わります。

次に、2番、青山浩二君の一般質問を許可します。

○2番（青山浩二君） 改めまして、こんにちは。真政志の会、青山でございます。

本日4人目ということで、大変お疲れのことと思いますが、もうしばらくお付き合いいただきたいと思います。

まずもって、先程来から同僚議員の質問でもありますが、今回の熊本地震で被災された方へお見舞いを申し上げ、亡くなられた方へ対し、深く哀悼の意を表します。

さて、今、東京都知事の政治資金などをめぐる一連の問題で、知事は弁護士による調査結果を公表し、違法性は無いものの趣味や家族のためと見られてもおかしくない不適切な支出があったなどと指摘され、このことが世間をにぎわせており、今も都議会において、連日追及されている状況でございます。

このことにつきましては、私たち地方議員も形は違えど政務活動費という同じ公金を扱う者として、今一度襟を正し、こういったグレーゾーンとして見られないよう、しっかりと市民の皆様のためになるような使い方を考えさせられる大変ショッキングなニュースでございました。

我々志布志市議会では、地方自治法で定められている政務活動費の規定よりも、更に厳しく本市議会独自の申し合わせ事項により、用途につきましては、運用ルールを設けていますので、各

議員、そして各会派については、しっかり肝に銘じて、そのことは守っていきたいと、そういうふうに思っております。

それでは、質問通告書に基づき一問一答方式で質問をしていきたいと思います。

まず、体育施設についてでございます。

本市は、志布志地区においては、サッカー場、松山地区においては、テニスコートを、そして有明地区においては、野球場をと、それぞれその競技に特化した施設の整備を進めているところでございます。

そこで、今回は有明地区の野球場について、質問をしてみたいと思います。

本市は、子どもから高齢者、障がい者まで一生涯に渡り、明るく心豊かな生活を送り、誰もがいつでもどこでも、気軽にいつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現するため、本市スポーツ振興の理念や基本方針、基本的施策及び重点施策を明らかにする志布志市スポーツ振興計画を作成しております。

旧有明町時代、多くの住民の皆様の御理解と御協力を得ながら取り組んだ結果、平成5年に立派な野球場が完成いたしました。

今でも大隅半島有数のきれいな球場であり、毎年多くの市民や団体、そして、海外や国内の大学野球部からもキャンプ地として利用され、愛されている球場でございます。

そこで、直近3年間程度で構いませんので、野球場の利用状況、利用人数や利用団体数について、お伺いします。

また、この野球場の施設の現在の状況について、率直に市長、教育長はどのように思い、どのように感じているのか、まずもってお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 青山議員の御質問にお答えいたします。

現在、有明野球場につきましては、平成5年に整備し、23年が経過するところであり、これまでスポーツ少年団や曾於地区中学校、大隅地区の高等学校、社会人等を中心に利用され、競技力の向上や、市民がスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現に向けて寄与している施設であると考えているところであります。

また、近年では、主に関西方面の大学生チーム、韓国大学生チームが合宿地として利用者数が増加しているところでございます。

このような状況から、平成26年7月に作成しました市スポーツ振興計画に基づきまして、平成26年度には野球場に併設した屋根付きブルペンの整備、また昨年度は松山総合公園において、テニスコートを3面整備し、利用者の競技力向上や合宿受け入れ等の環境整備を年次的に行っているところであります。

このように幅広く年間を通じて利用していただいていることについては、非常に有り難く感じているところであり、今後も競技力の向上の場としての利用や健康増進、人と人との交流の場として活用してみたいと考えております。

そこで、直近3年間ほどの有明球場の利用実績でございますが、平成25年度は延べ138団体、

7,785名、平成26年度は、同じく延べ121団体、9,218名、平成27年度におきましては、延べ97団体、9,806名の利用があり、年々利用者数が増加している状況でございます。

この有明野球場につきましては、これまで幅広く多くの方々に年間を通じて利用いただいております。近年では、スポーツ合宿の場としても活用がなされており、ますます利用者が増加することが予想される場所であり、市内のスポーツ振興だけでなく、観光・経済の振興に寄与する施設と感じているところでございます。

また、今後とも関係団体の御意見を伺いながら、指定管理者とも連携しまして、この施設の適切な維持管理に努めてまいります。

○教育長（和田幸一郎君） 誠に申し訳ございません。私の答弁を市長がしてしまいまして、直近3年間ほどの有明野球場の利用実績は、先ほど市長が申し上げました。年々利用状況というのは、増えてる状況がございますので、今後スポーツ合宿の場として、更に活用ができるように取り組みを進めていけたらと思います。

スポーツ振興だけではなく、観光・経済、そういう面でも非常に寄与する施設であるというふう感じておりますので、そういうことも含めまして、有明野球場が更に多くの方々に利用されるように、維持管理に努めていきたいと、そういうふうに思っております。

○市長（本田修一君） 誠に申し訳ございませんでした。

教育長答弁を私の答弁としまして、申し訳ございません。

○2番（青山浩二君） 今、答弁にもありましたように相当数の方が、そして、相当数の団体が年間を通して、季節を問わず利用されており、大変貴重な施設であるのは、間違いないかというふうに思います。

また、球場の3塁側には、試合前、そして試合中のピッチャー陣の立派な投球練習場が整備されており、有効に活用されているようでございます。このことにつきましては、本当に有り難い限りでございますけれども、今申し上げましたように、あくまでもピッチャーの投球練習用に造られており、十分なスペースがあるわけではありません。

つい先週も中体連の大会、3年生にとっては中学校生活最後の大会も有明球場で開催されたところでございますが、試合前の練習場所は、選手たちは、隣の市民グラウンドでウォーミングアップやキャッチボール、トスバッティング等をしている状況でございます。晴れの日には、市民グラウンドも球場を使用する団体で予約で押さえていけば、特段問題はないわけでございますけれども、市民グラウンドであることから、一般市民の皆さんが散歩やジョギングをされていることもあり、あまり好ましいとは言えない状況であると思っております。

そうしたことから、「試合前の練習所を何とかして欲しい」、「屋内練習場を整備して欲しい」との各種団体、保護者会、各チームからの強い要望も出ておりますが、こういった市民の声は市長には届いているのか、まずもってお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本野球場で合宿を行っている団体からは、そのような御要望があるというふうに伺っていると

ころでございますが、他のスポーツ少年団等のチーム、保護者会等からは、特に屋内練習場の整備についての要望は直接的には伺ってないところでございます。

○2番（青山浩二君） では、先ほど申し上げた好ましくない状況、こういった状況をどのように感じているのか、お伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成26年度に5人立ちの屋根付きブルペンやピッチングマシン等を整備しまして、施設の充実を図ったところであります。

野球場周辺は、駐車場、ブルペン等が整備されている関係で、選手の皆さんがウォーミングアップをする際には、市民グラウンドを利用させていただいている状況が多いものと考えております。

その市民グラウンドでは、昼夜を問わず様々な方がスポーツやレクリエーション等を楽しんでおられ、お互いに譲り合いながら行っているものと思っております。

多様なスポーツ活動を通じまして、お互いが協力し、譲り合って、活動をいただいていることにつきましては、感謝するところでございますが、ただし、その際には危険性を伴う場合もあろうかというふうに思いますので、十分な配慮が必要ではないかなというふうには考えております。

○2番（青山浩二君） では、市長、早速ですが、この質問の核心に迫りたいと思います。

本市には尚志館高校、志布志高校といった野球部を持つ高校があります。もちろん高校生だけではありませんが、中学生、一般社会人もそうですが、試合前の練習場の確保や、冬期での屋外競技の練習を可能にすることは、選手の競技力を向上させるためにも、全国大会や上位大会を目指す各チームにとっては、非常に重要でございます。もちろん野球だけではなく、ソフトボール、サッカー、フットサル、又はレクリエーション等も利用できる屋内練習場が必要と考えます。また、運動施設という概念だけではなく、先程来から同僚議員からの質問にもありますが、災害時の避難場所として活用し、多種多様な用途を持った施設になるかと思えます。児童生徒から高齢者まで、体力向上、健康増進に欠かせない、こういった施設をぜひ建設に向けて検討していただきたいと思いますが、市長の見解をお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

競技の種目やニーズが多様化する中で、このような屋内運動場につきましては、子どもから高齢者、そして障がい者まで、生涯に渡ってスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現に向けた取り組みの一つとしては、非常に有効な施設であるというふうを感じるところでございます。

また、お話のように、その中で災害時も活用できるということにつきましても、十分考慮しながら整備がされた場合には、その施設の有効性が更に高まるというふうを感じるところでございます。

しかしながら、このような施設の整備に当たりましては、多額な予算や用地が必要ということが考えられますので、先進地の事例や利用状況等を勘案しながら、調査・研究してまいりたいと考えます。

○2番（青山浩二君） この問題につきましては、様々な課題をクリアしていかなければならないと考えますが、例えば、今市長答弁にもありましたように、用地の問題ですが、球場周辺には屋内練習場を建設できるような適当な用地はあると考えます。

そして、一番の問題は、やはり財源の問題ではないでしょうか。こういった屋内練習場建設にかかる補助事業等、こういったことは無いのでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回この御質問を受けるということで、近隣の整備済みの自治体へ問い合わせを行ったところでございます。鹿屋市の串良に整備されております屋内運動場につきましては、県の地域振興推進事業を活用して整備されたようであります。

また、始良市においては、合併特例債を活用して整備を行ったということでもあります。

これらのことを含めまして、その他補助事業等を活用し、整備した事例についても様々な先進地の状況等を調査してまいりたいと考えているところでございます。

○2番（青山浩二君） 他自治体もうまくこういった補助金を活用しているようでございます。そういった補助金を本市もうまく活用していけば、屋内練習場の建設も夢ではないかと思いますが、今までこのことについて関係課も含め、庁舎内で協議したことはないでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

これまで特に屋内練習場については、関係課で協議は行っていないところでございます。

○2番（青山浩二君） この質問をきっかけに、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。今現在、こういった施設がある県内の他自治体は、鹿児島市、阿久根市、薩摩川内市、日置市、奄美市、始良市、そして近いところでは、鹿屋市が昨年12月に平和公園内に建設いたしました。落成式の際は、鹿屋市出身の阪神タイガースの前田大和選手も複数のプロ野球選手とともに来場され、「仲間とここで自主トレをしたい」と、こういうふうに語っておられます。こういった光景を見ると本当にうらやましいなというふうに感じる次第でございました。

当日は、地元の子供たちも多数来場され、目の前に憧れのプロ野球選手がいて、目を輝かせていたと聞きました。本市の子供たちにも、こういった経験をさせてあげたいと、より一層強く感じたところでございました。

市長、本市にもこういった施設ができれば、子供たちにも直接有名な選手と触れ合う機会が格段に増え、未来ある子供たちの青少年健全育成につながると思いますが、そういった観点からどのように感じますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

このような屋内練習場の整備がされた場合には、日本でトップクラスの選手が子供たちを中心に直接市民と触れ合っただけのようなことができまして、それが子供たちに良い影響を与え、健全育成につながっていく。また競技力の向上にもつながっていくのではないかなというふうに思います。

そして、その影響を受けて、その中から日本のトップクラスの選手になる子供も出てくるんで

はないかなというふうには、大きな夢が持てる内容ではないかなというふうには思うところでございます。

○2番（青山浩二君） また、一番のメリットは、施設を前面に押し出した合宿、キャンプの誘致につながるころだというふうに思います。

冒頭申したとおり、本市には韓国の大学生、そして国内の大学生の野球部が冬期に合宿を実施しております。これだけでも相当な経済効果があると思いますが、直近の実績をお示しいただきたいと思います。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

直近3年間ほどの球場での合宿実績でございますが、平成25年度は7団体、延べ参加人数1,710人、平成26年度は8団体、延べ2,083人、平成27年度は8団体、延べ1,875名でありました。

また、経済効果につきましても、年平均1,600万円の効果があるとも試算しております。

○2番（青山浩二君） 今おっしゃられた経済効果もすごいことだというふうに思います。

そして、韓国、国内大学野球部への誘致活動も、今後も継続して行って欲しいというふうに思っております。

それから、今年1月の南日本新聞の取材に対し、韓国の東国（トング）大学の監督さんが、こう答えておられます。今年1月の記事でございます。「志布志市は気候が温暖で球場も良い。室内練習場があればプロチームが来ても大丈夫だ」と。私は、この記事を見た時に、本当にプロ野球チームが来てくれれば、志布志がもっと活気あふれるまちになるんだけどなと。そういう気持ちから屋内練習場の建設を絶対に実現し、必ずプロチームのキャンプ誘致を成功させたいという気持ちにかられました。プロチームのキャンプ誘致が成功すれば、宿泊だけでなく、それに付随する様々な、そして莫大な経済効果が見込まれるわけですが、市長、この夢みたいな話ですが、市長が屋内練習場建設を決断してくれれば夢ではなくなるかもしれません。夢を夢のままにしておくのか、実現するために、一歩前進するための決断をするのか、市長、この話を聞いて率直にどのような感想を持たれましたか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今年の1月、東国（トング）大学合宿に伴う歓迎セレモニーに参加させていただいたところでございます。3年連続じゃないかなと思っておりますが、すみません、韓国の大学では3年目と。前2回は、始球式をさせてもらったんですが、今回は別な形での参加というふうになりまして、私の場合、始球式は危ないのかなということで、そのような配慮をさせていただいたんじゃないかなと思っております。

そういうことで、かなり私自身も親しみを持って、今回のセレモニーも参加させていただいたところでございます。そしてまた、監督から率直な御意見等も賜ったということでございまして、そのような今御紹介があったような内容のお話になったということではないかなというふうに思っております。

ということで、雨天時にも練習のできる屋内運動場の整備がなされた場合、スポーツ合宿の増

加や、市民や各種競技団体の利用が増加するということが考えられるところでございますが、先ほど申しましたように、適切な用地、あるいは多額の予算というのが前提でございますので、十分研究をさせていただきたいと思っております。

○2番（青山浩二君） スポーツは、人生を豊かに充実したものとする人間の身体的、精神的な欲求に応える世界共通の文化の一つであります。人々が将来に渡ってスポーツに親しむことは、極めて大きな意義を有しております。市内に在住する選手や、志布志市出身選手が全国的、そして国際的に活躍することは、市民に大きな自信と勇気、そして希望を与え、市民意識の高揚に結び付くことになると思いますが、こういった選手が本市から出てきて欲しいと、そうは市長、思いませんか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

これまでも本市においては、大相撲の千代丸、千代鳳両関取、そしてまた、尚志館高校の甲子園出場や山口選手の世界新記録達成ということで、全国大会や国際大会で活躍するチームや選手も本市より生まれてきているということでございます。その際には、市全体が本当に大きく盛り上がり、市民の皆様にも夢や希望、勇気を与えていただき、そのような状況が出てきているということについては、実感しているところでございます。

今後においても、さらにそのようなチームや選手が、本市から生まれることで、市全体がまた大きな盛り上がりができるのではないかなというふうに思うところでございますので、そのような形になれば、大変うれしく思うところでございます。

○2番（青山浩二君） 青少年が競技スポーツに取り組む過程は、現代社会において、失われつつある人間関係や努力することの重要性を学ぶ絶好の機会であると思っております。競技スポーツにおいて、試合前の十分なウォーミングアップは、けがの防止と最高のパフォーマンスを行う上で大変重要であり、また、選手の競技力向上のためには気象条件に左右されず、冬期でも屋外競技の練習活動が可能となり、選手の計画的、かつ継続的な育成強化が推進できる多目的な屋内練習場が必要だと考えます。

そして何より、子供たちに夢を与える機会を作り、市への経済波及と知名度アップの相乗効果もねらえると考えております。

市長、最後にもう一度このことについて、市長の思いを聞かせてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

屋内練習場の整備がされた場合には、競技力向上や安全なスポーツ活動、そしてまた、スポーツ合宿の増加によりまして、地域経済への発展等、様々な効果が生み出されると、そのようなことで、市の活性化につながるということについては、予想されるところでございます。

しかしながら、整備に当たりましては、多額な予算と用地が必要となることが予想されますので、先進地の事例や各種団体の御意見もお聞きしながら、十分調査・研究をしてまいりたいと考えます。

○2番（青山浩二君） 今「調査・研究」という答弁をいただきましたので、関係団体と話し合

いの場を設け、前向きに検討して行って欲しいというふうに思います。

それでは、次に同じく有明野球場のスコアボードについて質問をしたいと思います。

先の質問でも申ししているとおり、この球場は多くの方、そして多くの団体から広く愛用されている球場でございます。先週も中体連の大会があったと言いましたけれども、試合中は部員数が少ない中、子供たちが数名スコアボードの裏に行き、あの鉄製の大きい点数板をつけている状況であります。1試合交代で子供たちがスコアボードの裏に張り付いているわけでございますけれども、1試合大体2時間、子供たちにとっては結構きつい作業ではなかろうかというふうに思います。恐らく下級生の子たちがしているとは思いますが、本当は自分も近くで試合を見たい、ボールを触りたいと思っているはずです。ただ、これも野球部の練習の一環だと言われればそれまでですが、まずこのような状況を市長、教育長は、どのように感じますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

有明野球場のスコアボードにつきましては、野球場整備の際に一体となって整備されたものでありまして、大きな修繕等もなく、これまで使用されているところでございます。平成5年の整備から23年経過しておりますが、当時とは環境も変化し、新たに整備する際は電光掲示による整備が主流となってきております。

設置されているスコアボードにつきましては、若干古さも感じるところでありますが、特にこれまで大きな問題もなく利用されておまして、今後についても野球を実施する上で大切な設備として、適切な維持管理を努めてまいりたいと考えております。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

有明野球場につきましては、有明体育施設の一部として、スコアボードも含めまして、指定管理者に維持管理をお願いしているところでございます。

児童生徒が減少しまして、一つの学校ではチーム編成も困難になっている中、スコアボードの入れ替えに選手を割り当てなきゃいけないというような必要があって、本当に負担になっているんだろうなというのは感想として持っております。

○2番（青山浩二君） そこで、この球場は平成5年に完成したというふうな答弁もありましたが、供用開始から23年経っております。このスコアボードについて、これまで補修等の工事は行ったことはありますか。

○市長（本田修一君） お答えします。

野球場整備の際に一体的に整備されておまして、平成5年に整備されてから23年経過しております。その間には軽微な補修を行っておりますが、特に大きな修繕等は行っていない状況でございます。

○2番（青山浩二君） では、年次点検等について実施しておりますか。

○教育長（和田幸一郎君） 私の方からお答えさせていただきます。

指定管理者によって、年1回程度点検を実施して、必要に応じて修繕を行っているという、そういうことでございます。

○2番（青山浩二君） では、もう1点お尋ねします。耐震性について、これは問題無いでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） この施設は、平成5年にスコアボードを含めた野球場の整備を行っておりますが、建築基準法が改正された昭和56年以降の工作物であり、確認を行いました、特に問題はございません。

○2番（青山浩二君） なぜ保守・点検等を聞くかといいますと、スコアボードの裏にいるのは、主に子供たちでございます。私も何回もスコアボードの裏に行ったことがあります、結構さびついている箇所もあり、老朽化も激しい所もございます。しかも、高さ3m程度の所に常時いるわけでございますけれども、何らかの原因で壊れた場合、命の危険性さえあるわけでございます。

市長、そこでちょっとお聞きしますが、このスコアボードの裏に登ったことはありますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回、この質問をいただきまして、初めて先日スコアボードの裏に登ったところでございます。登ってみまして、初めて裏側は急な斜面であるということで、結構な高さがあるんだなど。そしてまた、スコアボードにつきましても、さび付いている箇所も見受けられたというふうに思ったところでございます。

○2番（青山浩二君） 登ってみて分かると思いますけれども、結構眺めが良いかと思えます。しかし、眺めが良いということは、高い所にあるということです。完成してから23年、そして老朽化も激しく、危険である。そして、何より多くの利用者からの要望として、「このスコアボードを電光掲示板にして欲しい」という声があるわけですが、市長もう一回、いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

このスコアボードにつきましては、平成5年に整備されていると、そしてまた、大きな修理もこれまでなかったということで、当時のまま使用できているということは、利用者の皆さんが大切に取扱っていただいているのではないかというふうに感じているところでございます。しかしながら、23年経っておりますので、いろんところが劣化して、修繕が必要となるというふうには感じているところでございます。

以前、このスコアボードの電光掲示板化につきましては、御質問もあつたりしたことがありますが、本体が約4,000万円、工事費や撤去費用を含めると約1億円の経費が必要というふうに試算をしたところでございます。

そのようなことで、今後、簡易な方法も含めまして、現在の施設の状況や補助事業等についても調査・研究をしながら、関係者の皆さんの御意見もうけたまわりながら、調査・研究をしてみたいというふうに思うところでございます。

○2番（青山浩二君） 財政面の関係も出てくるでしょうが、電光掲示板にすればメリットも多く出てくるかと思えます。得点やチーム、選手等の表示が、本部からのコンピューター操作で一括してできるなどの利点があるわけでございます。わざわざ子供たちを危険な所へ行かせなくてもいいわけでございます。

作業の効率化、そして安心・安全な球場運営、さらにはこの球場で野球がしたいと思う中高生たち、社会人や各種団体が増えていくのではないのでしょうか。そうなれば志布志も更ににぎわいが増すと考えます。こういった様々なメリットが生まれてくると思いますが、このことに関して、市長、どのように感じますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたとおり、この有明野球場につきましては、整備から大きな修繕もなくこれまでに利用していただいているということにつきましては、本当に感謝申し上げたいと思います。

しかしながら、設置当時とは環境も変化しまして、近年では、近代化が進み、利用者の利便性の向上が図られるということございますので、その向上につきましては、スコアボードの電光掲示板化というものが含まれるというふうには思うところでございます。

そのスコアボードの電光掲示板化によりまして、利用される方々の利便性が高まり、また安全性が向上するというところで、より多くの方々に、この野球場を利用していただけるということにつきましては、スポーツ振興を市全体で目指す本市としては、非常に有り難いものになるというふうには考えるところでございます。

○2番（青山浩二君） それでは、関連して少し違う視点から質問をしていきたいと思えます。

今あるスコアボードのことですが、ストライク、ボール、アウトの表示のことでお伺いします。

いわゆるSBO表示のことですが、今はまだ有明野球場は上から順番に「SBO」の順番でございます。以前は、それでよかったんですが、2011年から全てのプロの球場が国際基準に従って、「BSO方式」になりました。それに伴い、地方球場でも「BSO方式」に変更している球場が年々増えてきている状況でございます。

そこで、この有明野球場も「BSO方式」に変更できないものか、まずお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在の有明野球場につきましては、整備当初から変更しておりませんので、上から順番に「ストライク、ボール、アウト」という表示になっているところでございます。

今お話のように、その後基準の見直しによりまして、テレビ等においても表示が「ボール、ストライク、アウト」という順番になっているということで、また他の球場を見ても基準に合った形での整備がされているようでございます。こちらの方につきましても、経費が幾らかかるかということを確認させていただきまして、検討させていただければというふうに思います。

○2番（青山浩二君） 国際基準に従って、施設の充実を図って欲しいというふうに考えております。これについては、電光掲示板よりもはるかに安くできると思えますが、市長、前向きに検討してもらえないでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

改修にかかる経費というものをまず確認させていただきまして、その経費を基に対応させていただければというふうに思います。

○2番（青山浩二君） 先ほどの質問とリンクいたしますが、屋内練習場、そして電光掲示板を前面に出して、志布志をもっともっとアピールできればというふうに思います。

市長、最後に前段の質問も含め、総合的な市長の思いをお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今ほど御質問になりました屋内練習場及び電光掲示板の設置につきましては、市のスポーツ振興、またスポーツ合宿による観光・地域活性化を進めております本市としましても、これらの整備によりまして、より志布志市が魅力的なまち、そしてまた、スポーツ振興のまちとして認知がされるということになっていくのではないかなというふうに思っています。

このことを基に、志布志市が更に発展していくということにつきましては、本当にそのようなことであるというふうに認識したところでございます。

しかしながら、どの施設の整備にしましても、大きな予算が伴うと、そしてまた、用地が必要になっていくということございますので、このことにつきまして、十分先進地の事例や関係者の皆さん方の御意見等を賜りながら、調査・研究を進めてまいりたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○2番（青山浩二君） このような夢のある施設を建設し、子供たちに夢と希望を持ってもらえるような施策も市長にはして欲しいというふうに考えます。

市長の決断に期待して、有明野球場の整備についての質問を終わりたいと思います。

それでは、次の質問に入りたいと思います。

住民票の写しなどの証明書が全国のコンビニ等で取得できるサービス、いわゆるコンビニ交付のことですが、このサービスを実施する考えはないかということで通告いたしておりました。

現在、セブンイレブンやローソン、ファミリーマートなど、大手コンビニが本市にも多数あるところでございます。そのコンビニのマルチコピー機から、住民票や各種証明書などが入手できるサービスのことですが、今では多くの自治体が市民の利便性向上や窓口業務の負担軽減、コスト削減効果があることから、コンビニでの証明書等の交付を実施しております。

本県におきましても鹿児島市、霧島市、薩摩川内市、出水市が既に実施いたしているところでございます。市民の利便性の向上、窓口業務の負担軽減、コスト削減のため、コンビニにおける証明書等の交付を実現して欲しいと考えますが、市長の見解をお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在本市では、コンビニを利用したサービスとしまして、平成26年4月から市税などのコンビニにおける納付を行っているところでございますが、個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードを利用するサービスについては行っておりません。

住民票などの証明書の交付についてでございますが、窓口での交付以外に市民カードを利用した自動交付機により交付を行っているところであり、自動交付機は本庁、各支所に計3台設置しているところであります。現在設置しております自動交付機につきましては、基幹業務システムのリース期間と同じく、平成30年12月31日までとなっていることから、この期間が終了するまで

に、マイナンバーカード及び市民カードの普及状況、社会情勢、更にコンビニ交付にかかる経費などを考慮しながら、その後、方向性については定めてまいりたいというふうに思います。

○2番（青山浩二君） それでは、直近でよろしいですので、本庁、各支所での窓口での住民票等の交付件数、及び玄関に設置されている自動交付機での交付件数をお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

窓口での交付件数であります。本庁においては26年度8,438件、27年度8,640件。次に、松山支所においては、26年度3,634件、27年度3,641件。そして、志布志支所でございますが、26年度1万3,857件、27年度1万3,383件となっております。

次に、自動交付機での交付件数ですが、本庁が26年度3,314件、27年度3,564件。次に、松山支所では、平成26年度が957件、27年度が858件。志布志支所では、平成26年度が4,782件、27年度が4,796件というふうになっております。

○2番（青山浩二君） 今、利用者数を示していただいたわけですけれども、ところで志布志市民が市外において、住民票の写しの交付を受けることができますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本人又は同一世帯の方が志布志市以外の市区町村役所の窓口で本人確認書類を提示しまして、広域交付住民票の写しの申請をしていただければ、交付を受けることができるということでございます。

○2番（青山浩二君） 他の市町村でも広域交付ができるということは、理解いたしました。コンビニ交付が実現し、うまく周知等をしていけば、利用者の半数以上の方が、このコンビニ交付を利用し、先ほど申したとおり、市民の利便性向上や窓口業務の負担軽減、コスト削減効果が見込まれると思います。

これまでに、先ほど申した4市の先進地への視察・研修とか、関係課と協議等をしたことは無かったんでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先進地研修につきましては、現在コンビニ交付に取り組んでいる薩摩川内市に關係課で研修を行っております。

また、關係課との協議につきましては、土日開庁など、窓口全体での協議は、これまでも關係課で行ってまいりましたが、コンビニ交付にかかる協議につきましては、今年度から協議を開始したいと思います。

○2番（青山浩二君） では、実際の初期導入費用、それからランニングコスト等は試算したことはありますか。あるんでしたら、その数字をお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

コンビニ交付を行う際の初期投資としましては、システム構築にかかる費用が、平成24年度に取り組んだ59団体の平均ではございますが、住民票の写しと、印鑑登録証明書を対象とした場合2,100万円となっております。

ランニングコストとしまして、まず人口規模に基づく運営負担金が年間300万円、そして次にコンビニでの交付件数1件当たりの委託手数料が123円で、昨年の自動交付機交付枚数から計算しますと、年間113万円、更に保守料が年額165万円となり、合計で年間約578万円かかると見込んでおります。

○2番（青山浩二君） 今の数字を聞く限り、システムの構築や初期導入費用、またランニングコスト等も、それなりの経費はかかってきますが、やはりこれもどういう形で推進をしていくか、普及をさせていくかということ、いわゆるコスト面だけではない、利便性の向上ということも図れるんじゃないかというふうに感じます。全国の中には、自治体の広域連合のような形で、小さいところが集まって運用しているようなところもあるように聞いております。

例えば、そういった方策も一つの検討材料になるんじゃないでしょうか。財政的な理由だけのことではなく、一番真っ先に考えて欲しいことは、市民のことです。市民の大半は、日中外で働いております。また、多くは共働きであるため、急に証明書等が必要になって、なかなか市役所まで取りに行く時間がないというのが現状であります。欲しい時に、すぐ近くのコンビニで取得できる、それが早朝であっても、夜遅くであっても取得できる、これが本当の志あふれる市民サービスではないでしょうか。そうは思いませんか。市民の利便性の向上、このことを一番考えて欲しいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今お話のように、当然市民の利便性の向上を図るということは考えていかなければならないということでございます。そのことを念頭に置きながら、自動交付機のリース期間が終了するまでに、マイナンバーカード及び市民カードの普及状況、そして、社会情勢、さらにはコンビニ交付に係る経費などを十分考慮しながら、その方向性につきまして、決定させていただければというふうに思います。

○2番（青山浩二君） またこれは先ほどから話が出てきていますが、マイナンバーカードの普及ということにもつながっていくのではないかというふうに考えます。この事業が導入され、実際に証明書を取得する際は、必ずマイナンバーカードが必要となってきます。

そこで、本年1月から導入されたマイナンバーカードですが、今朝の新聞にも載っております。ちょっとコピーしてきましたので、数字が示されておりますので少し読み上げてみたいと思います。

4月30日現在で鹿児島県の申請率、これが7.58%、全国は8.38%、そして5月時点の速報値では全国は8.7%、鹿児島県は7.9%というふうな数字が今朝の新聞に掲載されておりました。

そこで、今現在、本市において普及率、申請率はどれぐらいでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成28年5月31日現在で、申請件数は1,833件で、率は5.6%でございます。

○2番（青山浩二君） 今の数字を聞く限り、県の申請率より、2.3ポイント程度低くなっているようでございます。本市においても、まだそんなに普及しているとは言えませんが、この事業

を実施することにより、証明書等の取得時は、マイナンバーカードが必要になってきますよというようなアナウンスもすれば、国も県も市も推進しているマイナンバーカードの普及にも一翼を担うことができるのではないかというふうに考えます。そうすれば、おのずと事業導入の機運も高まっていくということは、一つは予測されますので、ぜひ研究・検討の姿勢を保ちながら動向を見据えていていただきたいというふうに思います。

市長、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

行政サービスにおきまして、住民の利便性の向上かつ行政コストの削減のために、マイナンバーカードの活用の一環としまして、コンビニ交付の導入については十分その活用が高まっていくということでございますので、研究・検討をしてみたいというふうに考えます。

○2番（青山浩二君） それでは、少し違った視点から質問をしていきたいとします。

今、平日の日中にどうしても市役所に行けない方々の意見として、この質問をしているわけですが、今現在は、そういった方々への手助けとして、土日開庁ということはされておられませんか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

土日開庁につきましては、平成27年度が年度末に当たる3月末に二日間、今年は年度始めの4月に二日間実施しているところでございます。

○2番（青山浩二君） 年度末、それから年度初めは、どこの自治体もそういったサービスをしているところが増えてきているというふうに聞いていますが、私が聞きたいのは、年間を通して、例えば、毎月第何土曜日、第何日曜日は開庁して、そういった方々への対策は講じていますかというところを聞きたいのですが、どうですか。

また、土日についてですが、自動交付機は使えますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

例えば、夕方の5時過ぎに窓口に来庁された方につきましては、他の課にも関係することがありましたら、連絡を取り合い、その方の関係事務を終わらせることも実施しております。

その際には、7時頃までかかる場合もあるということでございますが、今のところ平日の時間延長はせず、今の体制で行いたいというふうに考えております。

一方、自動交付機でございますが、平日は朝8時半から夕方の7時まで、土日祝日は同じく朝の8時半から、夕方の5時まで、住民票の写し、印鑑証明、所得証明、課税証明及び納税証明の交付は受けられますので、必要でしたら自動交付機を御利用いただけたらよろしいのではないかとこのように思います。

○2番（青山浩二君） そういった観点からも市民サービスを充実して欲しいと思いますが、これまで土日開庁について関係各課と協議したことはなかったのでしょうか。

そして、市民からそういった要望はなかったのでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

昨年から取り組んでおります土日開庁の実施につきましては、関係各課との協議の結果を踏まえまして、試行的に年度末、年度初めに取り組んだところでございます。

年間を通した開庁の要望ということにつきましては、最近特に聞いてないところでございます。

○2番（青山浩二君） そのことについても、必要性があれば年度末、年度初めだけではなく、協議・検討していった欲しいというふうに思います。

では、もう1点、コンビニ交付の前に本市では税などのコンビニ収納を実施しております。このコンビニ収納については、大変市民にも好評であり、収納率向上に大いに寄与していることと思われ、収納実績などでメリットは多くあると考えております。コンビニ納付の実績等の状況も含め、少し数字をお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

コンビニ収納につきましては、運用開始となりました平成26年度は、市県民税をはじめとする四つの税と、保育料をはじめとする四つの料が対象でありましたが、平成27年度に交通災害共済掛金、そして平成28年度に奨学金返還金が新たに追加されております。

コンビニ納付の実績ということでございますが、まず平成26年度の実績を申し上げますと、納付件数が2万5,824件で、納付件数全体に対する割合が10.52%でございます。平成27年度になりますと、納付件数が3万6,992件で、納付件数全体に対する割合が14.31%でございます。

平成28年度の5月末現在で見ましても、前年度比37.15%の件数の増加になっております。

○2番（青山浩二君） 今の数字に表れていますように、コンビニ収納を利用されている方々は、多数いらっしゃると思います。コンビニ交付の利用者数も大いに期待できると思います。

では、導入済みのコンビニ納付について、どのような経緯で導入されたのか、また今抱えている課題、メリット、デメリットなどをお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

まず、導入の経緯についてでございますが、過去の一般質問で、「行政サービスの拡充」という質問がされておまして、この中でコンビニ納付の運用についての要望があったところでございます。これらのことを踏まえまして、平成26年度に市の基幹システムのバージョンアップを行う際に、コンビニ納付の運用を導入することとなった経緯がございます。

次に、コンビニ納付の課題、デメリットでございますが、税、料金等を納める場合に、納付書1枚当たり30万円までの上限があること。納付書1枚当たりの手数料が窓口取扱手数料、口座振込手数料に比べて高いこと。また、収納代行業者から納付された方のデータがすぐに送られますが、市への入金で10日から14日程度要することです。

コンビニ納付のメリットとしましては、24時間納付できるということ、窓口で納付をする際の待ち時間が短縮できるということ、市の関係課としましては、納付データが速報で出てくるため、迅速な納付確認ができるということでございます。

○2番（青山浩二君） 今、お話された課題、メリット、デメリットなど、コンビニ交付の方でも大変参考になるんじゃないかなというふうに思います。そこら辺もしっかり検証等をしていっ

て欲しいというふうに考えます。

仮に、コンビニ交付をスタートするなら、マイナンバー元年である今が最適の時期ではなかろうかというふうに思いますけれども、元年が無理なら「近い将来は」という言葉が適しているのかなというふうに思います。

そして、マイナンバーカードの普及率アップとの相乗効果も見込まれます。道路網等のインフラ整備も大事ではございますが、こういった市民に身近なITインフラの整備も大事な部分ではなかろうかというふうに思います。

そして、究極はインターネットを使って住民向けに積極的にサービスを提供できる、いわゆる電子申請サービスの普及でございます。様々な行政手続きが、自宅や外出先で済ませられる。例えば、住民票を入手したい場合、市民は自宅のパソコンから市役所のWEBサイトへアクセスをし、必要な入力を済ませることで手元のプリンターから住民票を出力して手に入れられる。一切、役所やコンビニへも足を運ぶ必要がないわけでございます。こういった究極のサービスへ将来はつながっていくかというふうに思います。

少し話が外れましたが、最後に市長、コンビニ交付への思いをお聞かせいただけますでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

行政サービスにおいては、住民の利便性の向上かつ行政コストの削減を図っていくということは、極めて重要なことと認識しております。

コンビニ交付の検討も含めまして、どのような行政サービスが提供できるか、様々な研究・検討を重ねてまいりたいと考えているところでございます。

○2番（青山浩二君） 市長には、市民目線に立って、行政サービス、市民サービスを実施して欲しいというふうに思います。

市民が満足する施策こそが、市民サービスの充実につながっていくというふうに思います。

このことにも期待をいたしまして、私の一般質問を終了いたします。

○議長（岩根賢二君） 以上で、青山浩二君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

午後4時25分 散会

平成28年第2回志布志市議会定例会会議録（第3号）

期 日：平成28年6月15日（水曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

西江園 明

八 代 誠

持 留 忠 義

鶴 迫 京 子

出席議員氏名（19名）

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	8 番 西江園 明
9 番 丸 山 一	10 番 玉 垣 大二郎
11 番 鶴 迫 京 子	12 番 毛 野 了
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
16 番 岩 根 賢 二	17 番 東 宏 二
18 番 小 園 義 行	19 番 上 村 環
20 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
副 市 長 岡 野 正	教 育 長 和 田 幸 一 郎
総 務 課 長 武 石 裕 二	財 務 課 長 西 山 裕 行
企画政策課長 仮 重 良 一	情報管理課長 小 野 幸 喜
港湾商工課長 柴 昭 一 郎	税 務 課 長 木 佐 貫 一 也
市民環境課長 西 川 順 一	福 祉 課 長 折 田 孝 幸
保 健 課 長 津 曲 満 也	農政畜産課長 今 井 善 文
耕地林務水産課長 立 山 憲 一	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 上 原 登	志布志支所長 山 田 勝 大
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 雅 人	教 育 総 務 課 長 溝 口 猛
学校教育課長 福 田 裕 生	生 涯 学 習 課 長 樺 山 弘 昭

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 吉 田 秀 浩	次長兼議事係長 中 水 忍
調査管理係長 西 洋 一	議 事 係 溝 口 茂 樹

午前10時00分 開議

○議長（岩根賢二君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩根賢二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、平野栄作君と西江園明君を指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（岩根賢二君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、8番、西江園明君の一般質問を許可します。

○8番（西江園 明君） 改めまして、おはようございます。

通告しておりましたので、一般質問を行いたいと思います。

今日は、多くの傍聴の方が見えておまして、非常に力が入る思いでございます。

市長の、市民に夢を与える答弁を期待しております。

今回は、多くの議員が防災という視点で一般質問をされています。私も、まず緊急時、災害時のまちづくりという観点から質問をしてみたいと思います。

まず最初に、志布志町の高台、通称町原とか、大原自治会という一帯を含めた地域、今の消防署があるあの一帯ですね。この地域一帯に、災害時を考えたときの公園を設置すべきでないかという観点から質問をしてみたいと思います。

このことは、以前も少し質問したことがありました。「子育て日本一」を目指す志布志市の政策は、大いに評価されるべきだと思います。どこにも負けないぐらいの政策が採られていると私は思います。

しかし、残念ながら冒頭に言いましたように、高台には公園がありません。小さな子供を持ったお母さんは、下の方にあります鉄道記念公園や、大崎町の大崎ふれあいの里公園まで行っているのが実情です。志布志には転勤の方も非常に多いです。「志布志はとても良い所です、とても好きです。更に木陰のある公園があったら、もっとすてきなまちになると思う」という声がありました。これが若いお母さんの意見です。たしかに行政としては、相当な事業費がかかると市長は言いたいでしょう。それも理解しています。最初に言いました市民に夢を与えるのも政治家である、市長の仕事だと思います。

昨日の2番議員の一般質問の中でも、「子供に夢を与える政策を」という提案、一般質問がありました。私が言いたいのは、ただこの一帯に公園というだけではなくて、この一帯に必要なものは、広場、広場なのです。先の東日本大震災や熊本の震災でも多くの被害者が出て、避難所生活を余儀なくされました。まず最初の避難所は学校の体育館が多く利用されているようです。我が志布志市も太平洋に面し、いつ地震や津波に見舞われるか分かりません。東北でも熊本でも避

難所の確保や、その後の仮設住宅を建設する場所の確保に苦勞し、住宅建設が大幅に遅れる例が報道されていました。住宅建設のための予算は確保したが、土地が無いという状態です。学校を避難所に活用することも応急的にはやむを得ませんが、子供のことを考えると長くは利用できません。まして我が市は海に近く、海拔の低い地帯に学校が多くあるために、避難所として利用できる見込みはありません。

そこで、まず伺いますが、高台に広場を確保することは、我がまちにとって災害時を考えると最も必要な政策と思われますが、市長は、このことについて、どのような見解をお持ちですか、まず伺います。

○市長（本田修一君） おはようございます。

西江園議員の御質問にお答えします。

今回発生しました熊本地震では、当初避難場所としていた家屋が被害を受けたり、避難場所において地割れが発生するなど、想定を超えた被害が発生したと聞いております。

本市においては、南海トラフの巨大地震発生が想定されており、最大震度6弱、最大津波高7m、津波の到達時間が36分以内という推計が内閣府より発表されております。

このことを受けまして、避難計画や初動体制、情報の伝達方法を定めた津波避難計画を策定しまして、津波緊急避難場所や津波緊急退避ビルの指定等を行っているところであります。

議員御質問の志布志町の高台の用地確保につきましては、現在津波の際の避難場所としまして、市内全体で7か所指定しており、また、応急仮設住宅の候補地としましては、21か所が候補地となっておりますが、うち14か所が小学校の校庭となっているところであります。

このようなことから、仮設住宅の建設候補地となるような多方面に活用ができる用地の確保につきましては、平成28年4月15日付け、28農振第192号の農林水産省農村振興局長による「平成28年熊本地震に伴う災害時の応急措置・復旧にかかる農業振興地域制度及び農地転用許可制度の取扱いの周知」がありまして、「農用区域内の農地における災害の応急措置及び復旧に係る開発行為については、農振法第15条の2第1項及び農地法第4条第1項、または第5条第1項の規定に基づく、都道府県知事等の許可を要しないこと」とされているため、農用地の活用も含めまして、今後調査研究を進めてまいりたいと考えております。このことにつきましては、先ほどの答弁の中で漏れておりましたので、追加させていただきたいと思っております。

○8番（西江園 明君） この一帯は、農振はもうぜんぜん関係ないですよ。ですから、要は、農林水産省の方が、そういう厳しい法を緩くして、そういう時には緊急時にはという措置だと思いますけれども、この一帯に、じゃあそれが、この畑一面がそうなったとしても、今言うような緊急時の時に役立つのかと、ある程度やっぱり広い面積というのが必要だと思います。

今、市長が昨日の質問に対して追加ということで、答弁をいただきましたけれども、昨日のやり取りの中で、21か所に仮設住宅779戸を計画しているという答弁がございましたけれども、この21か所のうち14か所は小学校のグラウンドを計画しているということでございましたが、この小学校14校の中には、今、志布志にある志布志小学校、香月小学校、通山小学校というのは入っ

てないですよ、その確認です。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

候補地としている学校の敷地の箇所でございますが、香月小学校、安楽小学校、志布志小学校、そして通山小学校も含めてあります。

○8番（西江園 明君） 私も昨日の答弁を聞いててですね、ただ国が775戸だったですかね、志布志の場合の仮設住宅の割当てというのは、775戸ということクリアしているという市長の答弁を聞いていて、ただ数字合わせのためにしたんじゃないかなと。そして、学校のグラウンドに仮設住宅を造る。そして、今言った津波の被害を受けるような所もカウントして、779戸を計画しておるとい、ただ本当、国から言ってきて、ただそれを数字合わせでしたんじゃないかなというように、昨日のやり取りを聞いててちょっと思ったんです。ですから、今朝もこのことについて、通告外になるかもしれませんが、聞きたかったもんですから、ちょっと今朝、担当の方によって、今市長がありましたけれども、聞くかもしれないからということで、私は通告というか、言ったところですよ。

ですから、今市長が言った、言うならば海拔数メートルの所にある、安楽小学校は別として、志布志小学校、香月小学校、通山小学校もそういうところにカウントしても何も問題はないんですかね。その辺のところをまず、どういう根拠で、それが1点と、ただ数字では仮設住宅、779戸計画してるということでしたけれども、このグラウンドに仮設住宅を造るとい計画が779戸なんですか、その2点をお伺いします。担当でいいですよ。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

候補地の中で学校の敷地が14か所ということでございますので、ただいまお話がありましたように、香月小学校、志布志小学校、通山小学校も入っているということで、申し述べたところでございます。

ただ仮設住宅で、そしてまた、応急的な措置の住宅ということになりますので、当然この中から順次安全な、そして、すぐさま設置できる所から設置していくということになろうかというふうに思います。

そしてまた、その中で先ほど申しましたように、不足分については、他の農地等も相談をしながら、今後仮設住宅の設置については対応していくということになろうかというふうに思います。

○8番（西江園 明君） 学校に仮設住宅をまさか計画しているとは私も思わなかったところです。今後、そういうふうに、すぐさま設置が必要あれば、それに変わるうんぬんというふうな表現もあって、その仮設住宅を造るための土地を相談しながらという。だから相談しながらというのが今までの例で、なかなか見つからずに、仮設住宅の着工が遅れたというのが例ですよ。ですから、そのために私の一般質問は、そういう用地を事前に確保しておくべきじゃないかという観点です。

最初に言いましたように、市民に夢を与えるのも市長の仕事なんです。あなたならできるんですよ、市長。

先般、議会で市民と語る会を市内3か所に分かれて開催しました。その中でも津波とは関係ないと思われる松山地区の会場で、「もし、津波がきたら一番先頭で活動しなければならない志布志警察署が海沿いにあり、真っ先に被害を受けることになる。警察署は高台に移転すべきではないか」というような意見もありました。市民の皆さんも津波災害を身近な問題、こういう熊本の大地震を身近に見て捉えているなど感じたところでした。

いつ災害が起こって、いつその土地、広場が必要になるか分からないのに、大きな投資ということで、厳しいということも理解します。果たして、それで済むのだろうかと思うんです。いざ災害時には、先ほども言いましたけれども、文化会館が前線部隊とか、いろいろ割り振っているみたいです。警察署を含め、行政の組織は、そういう所に移転をして、それで済んでも市民は避難する所はありません。ただ、広場を確保すべきではないかということを行っているのではないんです。ふだん使わん時は、使わんに越したことはないんです。その間は、グラウンド・ゴルフや子供達の公園として利用すれば、大人から子供達まで喜べ、それこそ、子供から高齢者に優しい志布志市だと思います。

この地域には、私が冒頭言いました東九州自動車道や都城志布志道路のインターも近いうちにできます。交通の要所、要になります。また、現在の曾於医師会立病院は曾於市にあります。将来志布志市独自の病院の建設や、今海岸沿いにある有明病院を移転するためにも、土地の確保というのは考えるべきだという、他の議員もおります。

つい先週でしたか、南日本新聞の一面に、今述べましたような災害時の仮設住宅の土地を準備していなかったり、不足している自治体が多くあるとの記事がありました。

市長も御覧になっていると思いますけれども、一面にありましたように、ちょうど一般質問の締め切りが当初は6日だったものですから、6日に準備をしてましたら、ちょうどこの新聞も出まして、「仮設住宅候補地確保に苦慮」という6日付けの新聞にありました。こういうふうには、いざというときには、どこも思っていると思うようには確保できずに苦慮しているのが実態です。

市長も先ほどもおっしゃいました。昨日の一般質問の中でも防災拠点の分散化という意見がありましたが、まさに災害時、緊急時の拠点になり得ると思うんですよ。ですから、今のところ、先ほどの学校も含めて、将来地震・津波が発生しても、志布志市は現在の状況で十分事足りているというお考えですか、まずその点を。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど御報告いたしましたように、現在14か所の学校の敷地を含めて、応急的に災害が発生したときに仮設住宅を設置する土地は、公用地は確保しているということにはなります。ただ、応急的でございますので、そしてまた、学校の敷地でございますので、速やかに、このことについては、学校教育という観点から回復しなければならないということになるかと思えます。そのようなことも含めまして、今回の熊本地震を通じて、新たに地域防災計画を改正するという方向としておりますので、その中で新たな公用地の確保についても取り組みを改めたいというふうに思います。

○8番（西江園 明君） 今市長がそういう防災計画の中でもですね、というふうにおっしゃいました。私が言いたいのは、先ほども言いましたけれども、使わんに越したことはないけど、その間は、グラウンド・ゴルフや公園とか、この一帯には広場がないから、そういうふうになれば、一石二鳥、三鳥にもなるのではないかという観点からお聞きしております。

では、ちょっと視点を変えて伺いますけれども、先ほども冒頭に言いました。この高台には、志布志市でも最も大きな自治会をはじめ、いくつも大きな自治会が混在しています。先ほども言いました東九州自動車道や都城志布志道路のインターも近いうちにできます。交通の要所になります。5月にも都城で建設促進の大会が開催されました。ここでも特に都城志布志道路は、「防災の道」として位置付けられ、建設促進が決議されました。市長も最後、挨拶されましたよね。資料にもこういうふうに大きく「道」というふうに書いてあります。いざ大災害の時は、基地となるべき公共の施設というのは、インター付近にあるべきだと思います。市長もあるに越したことはないと思うでしょう。

この公共広場、公共施設という点から伺いますけれども、現在志布志市内全域だと思いますが、合併前からの組織で、校区単位でふるさとづくり委員会が組織され、活動されております。合併前からの組織で、合併前は名称は各町バラバラ違いましたけれども、活動内容は似たようなものではなかったかと思います。

私が住む香月校区にも、当然組織されています。先ほども述べましたが、旧町時代にスタートした事業ですから、市長もなかなか把握はされていないと思いますけれども、地域と行政が共生・協働で地域づくりをしましょうという趣旨でした。これがスタートする時、地域はこのような事業を行い、そして、その地域の課題を行政が取り組むということでした。その結果、私たちの住む香月地区ふるさとづくり委員会が上げたのが2点ありました。今まで質問してきましたが、インター付近の高台に多目的施設建設が1点と、志布志港の工場地帯の北側には、港と住宅地、公園を区分するような形で東西に大きな水路があります。この水路の体育館付近に、港湾道路と体育館を結ぶ橋、橋りょうの新設の2点を地域の要望・課題として提出したところでした。

10年以上前に計画したことですが、今まさに必要とされる施設ではないかと思います。この10年以上前に計画した時は、津波災害などは想像もしていなかったのですが、この数年の間に東北大震災、そして熊本大震災が発生し、避難対策が大きな課題となりました。高台に要望している多目的施設にしろ、そのような非常時には大きな力を発揮すると思います。

昨日の一般質問で、緊急時の物資の備蓄うんぬんという質問もありました。こういう多目的施設があれば、その備蓄倉庫としてもなり得るのです。この地域には、志布志市でも最も大きな自治会が混在しており、聞くところによりますと、「市長と語る会」でも、この地域に集会施設の要望があったようですが、まさにその要望どおり、大きな自治会がありますが、集会施設が無いため、自治会の総会や行事を行うにも場所が無いのがこの一帯の実態です。そのようなことから、どこの自治会でも団体でもが使えるような施設を香月校区のふるさとづくり委員会の要望・課題として上げたところでした。その後の大きな事件、世の中の変化を見ると、一地域のことだけで

なく、大局的見地からも必要な施設と思われます。

その多目的施設が1点と、もう一つは、体育館の下の橋にしても、現在は工場地帯の西側、通称臨港道路、しおかぜ公園の入り口ですね、あの道路と香月小学校から港方向に通ずる道路しか北側の方に逃げる道はありません。この二つの道の間が長いんです。港の企業での避難訓練を見ても、まず東西に逃げて、やっと北側に通ずる道路まで行って、北側の高台に向かって避難する形です。もし中間に人間だけでも通れる、渡れる橋があれば避難の時間は大幅に短縮されると思われます。その中間地点が、ちょうど体育館付近なのです。体育館は一気に高台になっていますから、最も役に立つ施設だと思います。当初は、地震・津波のことなど考えずに計画したのですが、港の企業の避難訓練の様子を見ると、東西に逃げる時間が無駄に感じてたまりません。

そこで伺いますが、今申したこの2点について、市長はどのような見解、あるいは行政としてどのような考えを持っているのか伺います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

はじめに、現在のふるさとづくり委員会では、市民が輝く共生・協働、自立のまちづくりを理念としまして、地域課題等を地域住民で話し合い、住み良い地域づくりに向けて活動を行いまながら、将来のビジョンを自ら施策に反映していく委員会としております。

平成14年度のふるさとづくり委員会設立当初、各地区から提案されたプランを比較的に捉えるために、鳥かん図が地域ごとに作成されておりますが、その中で今お話の香月地区においては、港から志布志運動公園につながる橋りょうや、清水周辺での施設や駐車場などが提案されております。当時提案された案件につきまして、関係課で補助事業の活用などが検討されていまましたが、現在までに事業実施するまでには至っていないところであります。今後の考え方としましては、今お話がありましたように、阪神・淡路大震災、東日本大震災、それから熊本地震を受けて、防災という観点から改めて、検討が必要かというふうに思いますが、特に体育館周辺の橋りょう設置につきましては、志布志港津波避難対策検討会が設置されております。この検討会において、最大クラスの津波になっても対応ができる対策というのは、検討されることになっておりますので、本市としまして、この検討会の中で提案しまして、設置を求めてまいりたいというふうに考えます。

また、町原近隣公園のことになろうかと思いますが、このことにつきましては、現在まで特段検討は加えておりませんので、また防災という面から、いかに生かすべきかということの検討は加えてまいりたいと思います。

○8番（西江園 明君） 大きな事業ですから、いきなり方向性を示せということも厳しい、難しいということは十分理解します。ただ志布志市の災害時のまちづくりの大きな課題として、今市長も防災検討会議とか、うんぬんの中で、研究していく、検討していくということでございますので、大きな課題として検討していただければと思います。

先の南海トラフの動きは、それほど心配されないとありましたが、先週の新聞では、南海トラフ地震の予測が大きく一面に報道されておりました。確率は関係なく発生し得るとありまました。

一方、私が信ずるといふか、関心を持っているのがあまりマスコミでは取り上げられないのですが、東大の教授で測量学が専門で、地殻、地球の地盤ですね、地盤の変動を観測し、それを根拠に予測し、度々大地震を的中させている先生がいらっしゃいます。熊本地震も以前から予測していましたが、発生しなかったために、市民に長期にわたって不安を与えるのもいかなものかと、その先生も懸念して、自分のブログの危険区域から削除した翌月に熊本地震が発生し、その自分のブログから削除したことを非常に悔やまれる談話が載っていました。私たちの地域でも、この先生のデータでは「すぐに地震が発生するという地域ではないが、鹿屋市を中心に地盤の変動が見られる」とありました。担当の方では、このデータは見ていると思いますが、誰よりも的中しています。将来的には、我がまちでも避けて通れない試練だと思います。今定例会にも、補正予算が計上されていますが、職員は被災地へ応援・支援という形でしていますから、この職員の経験というのは、市民には大きな財産になると思います。

あとはまちづくりです。先ほど市長が、これからいろいろ防災計画の中で計画するというふうにおっしゃっていましたので、その手腕に期待したいと思います。今述べましたちょっと汚いですけど、週刊誌の切り抜きなんですけど、「またもの中」というふうに、「MEGA地震」というふうに、この中でも、鹿屋市が7.3cmぐらい隆起しているとあって、熊本から宮崎・鹿児島方面も危険区域というふうに出ています。ぜひ参考にさせていただければと思います。この件については、市長の手腕に期待して終わります。

次に、職員の処分の在り方について質問します。

私はびっくりしたんです。職員から「始末書を書いた」という言葉を聞いて、いろいろ尋ねてみると、かなりの職員が始末書を、良い言葉で言うと提出、私は書かされたというふうに言いたいのです。始末書というのは軽いとはいえ、一つの懲戒処分だと思うんです。その乱発じゃないかと私は思ったんです。そこでちょっと不思議といふか、このことについて疑問を持ちましたので、今回質問してみたいと思います。

まず最初にお聞きしますけれども、ここ数年で何人ぐらいの職員が始末書を書いているんですか。

○市長（本田修一君） お答えします。

始末書でございますが、始末書は懲戒処分の一つと位置付けているものもありますが、本来は自分の不適切な事務処理などで市民に迷惑をかけてしまった場合など、その事務の経過などの一部始終を報告するもので、謝罪、反省も含めて報告するものが始末書であり、てん末書につきましては、基本的には事故の経緯を客観的に明記するだけのものとなっているようでございます。そのようなことで、今お尋ねのありました始末書に関しまして、提出した職員につきましては、平成23年度におきましては17名、24年度は5名、25年度は4名、平成26年度については13名、平成27年度は21名というふうになっております。少し数が多い年がございますが、連帯して、職員がこのような不始末をした場合には、監督者が係長、補佐、課長という形で始末書を提出しておりますので、このような1件当たりの件数が、人数が多い場合があるということを御理解いただ

ければというふうに思います。

○8番(西江園 明君) ですから、私も件数じゃなくて人で聞いたんです。そのことは十分理解します。

今市長が始末書うんぬんという、言葉は分かりますけれども、軽い交通事故とか、交通違反で始末書を提出したという話は聞いたことがありますが、業務命令で仕事をしている職員が、そういうミスをおかしたことで始末書を書いていることに、私は驚いたんです。

まず、この始末書というのは、誰宛てに書いてるんですかね、市長宛てですか、上司宛てですか。

○市長(本田修一君) 始末書の提出先は、私宛てでございます。

○8番(西江園 明君) 三つの町が合併した志布志市ですから、旧町でもそれぞれ対応はあったんでしょうけれども、旧志布志町では職務上のミスによる始末書の提出というのは、聞いたことがありませんでした。私が聞いた範囲では、有明町は以前から今のような形だったように、私は受け取ったんです。

そこで1点だけ、ちょっと例を挙げてお尋ねしますけれども、昨年度決算委員会で一般会計、特別会計とも不認定になりました。私は、特別会計の方に所属していましたので、その審議の中で「何人の人が決裁をしたのか」と尋ねたところ、10人の人が決裁、すなわち印鑑をついたということでした。

一方、一般会計の方では、市長への総括質疑がありまして、この市長の総括質疑の中で市長がこういうことがあったので、始末書でうんぬんという市長の答弁が議事録で報告されていましたが、そこで伺いますが、この1件だけです、この1件だけで何人の職員が始末書を書いたのですか。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

合計で13名となっております。

○8番(西江園 明君) 13人、私が特別会計に所属しておりましたので、そちらの中では10人の人が印鑑をついたというのは、所管課と財務課を合わせて10人ですよね。それが二つあって13人、ちょっとどうかな、いかがな数字かというふうには思いますけれども、その人数については、どうこうという、済んだことについてうんぬんということ言ってるんじゃないんです。ですから、そのことはまあいいでしょう。

この件は、情報管理課が行ったシステム改修で、それまで予算の流用はできないようにブロックされていたのに、システムの改修によりブロックされていなかったというのが一つの原因だったという、その審議の中での説明がありましたが、市長への総括質疑の中でも、同僚議員が、これまでもあったシステムにより今までは止められていたという、でもシステム改修後、このようなことで、それに気付かずに考えられるミスだからこそブロックされていたわけですよね。電算上で流用ができないように、それが改修により、それが解除というか、止めるのを忘れたというか、そういうことで、こういうことが発生してしまったわけですがけれども、この場合は、情報管

理課の方も始末書があったんですかね。

○市長（本田修一君） 先ほど13名というふうに答弁いたしました。特別会計分につきましては4名、建設課分について9名ということでございます。訂正をお願いします。

ただいま御質問になられました情報管理課についてでございますが、この始末書の提出に至った案件につきましては、本来職員として基本的に認知していなければならなかった事項について、法律に定めてございますので、項間流用はできないと、してはならないということが明示されておりますが、そのことについてミスをおかしてしまい流用したという結果を招いて、結果的に決算不認定ということになったところでございます。

そのようなことから、関係する職員については、始末書の提出を求めたと、そしてまた、提出してもらったということでございます。

そして、情報管理課につきましては、システムのエラーというより、システム改修の過程で、この事件が発生したということでございますので、特段その後について、システムの改修が図られて、また改めて、そのチェックができるような中身にしたということでございますので、そのことについては、特段始末書の提出は無かったところでございます。

○8番（西江園 明君） 市長への総括質疑の中でも、同僚議員からもありましたが、その後はまた、こういうふうにブロックをかけたわけですね、その後は。こういう流用ができないように電算システム上のロックをかけてるわけですね。ということは、考えられるからロックがあったわけですね。

ですから、そういうことで、そういう考えられるミスを防ぐためのシステムを解除というか、設定を忘れた、そういう情報管理課はいかかなものかということは、それはしなかったということで、それは結構ですけれども、このように始末書の提出を職員に求める場合、誰が、どの職員にというふうに決めるんですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど、情報管理課については、始末書の提出が無かったということでございますが、直接的に項間流用のチェックは、財務課がするというふうになっておりますので、財務課のチェックが足りなかったということで、財務課においても始末書の提出がされております。

始末書の提出につきましては、様々な事故、そしてまた、ミスが発生するわけでございますが、その都度私の方に報告があるところでございます。その報告に基づき、どの程度の注意喚起を促すかというのは、私、そしてまた副市長、総務課長等を含めまして、協議を重ねながら、協議をしながら、処分の内容についての検討をするところでございます。

その上で、今回の案件につきましては、極めて基礎的な、基本的な事項においてミスを生じ、そしてまた、関係機関、特に議会の方に多大な迷惑をおかけしたということがございましたので、始末書の提出があったということでございます。

○8番（西江園 明君） 上の方で協議して決めると、今お聞きしまして、一つの例を挙げて、決算のことで、小さいことまでお聞きしましたけれども、人間というのはミスをする動物だと思

うんですよ。昨日でしたか、一昨日でしたかね、全員協議会でも、嘱託職員のミスによって、報告されました内容は申しませんけれども、この時も多くの議員からいろいろな意見が出されました。

私は、この時のいろいろやり取りを聞いて、たまたま通告していたもんですから、このことも始末書の対象になっとやろかいねと、こういうふうに昨日も思ったところですよ。でも、臨時職員とか嘱託職員には求められんでしょう。

今、市長がおっしゃいましたこういうミスをするのも人間あり得るわけです。こういうミスで始末書を書かされることを考えると、職員は、私は萎縮してしまうと思うんですよ。部下のミスで、係長、課長補佐、課長まで始末書を書かされるでしょう。中には、「お前のおかげで、おれも始末書を書かされたが」と冗談で言う課長もおれば、本気で怒る上司、課長もいるでしょう。職場の人間関係がぎくしゃくします。職員の士気も下がります。

二、三年前でしたかね、市長が職員の事務の遅れにより、市長の給与を引き下げるとする条例の改正案が提出されました。私は、この提案に公務員の給与は厳粛なもので、そう軽々に改正されるべきではないと反対しました。全議員が同じ考えで、市長の給与を下げるとする条例の改正の議案は否決されました。覚えていらっしゃるよ。もし、これが可決されたら、この職員は自分のミスで市長の給与を下げたと、一生付いて回ります。ですから、給与とか処分というのは、公務員にとっては厳粛なものであると思います。

先ほど市長がおっしゃいました。てん末書ぐらいだったら理解しますよ、それは。始末書というのは懲戒処分です。ですから、始末書の提出は本人の任意で拒否もできるようになっています。裁判の判例でもそのように出ています。懲戒処分というのは、履歴書の賞罰欄に記載する必要がありますが、そこで伺いますが、職員の履歴というか、賞罰欄にこれは残るんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほども申しましたように、市役所では様々な業務について多くの職員が、市民の福利向上のために日夜努力して業務に精励しているところでございます。

しかしながら、その業務の過程の中でミスがあったり、漏れがあったり、そしてまたエラーがあったりするのには致し方ないことでございます。そのことなるべく少なくなるように、そしてまた、そのような事態が発生したことを経験として積んでいただいて、今後起こさないというような職員になって欲しいというふうに、いつも思っているところでございます。

そして、上司においては、その職務に取り組んだ者が、そのような結果を出したときには、速やかにそのことについて回復を図っていかねばならないということではございますが、当然その過程の中で「報・連・相（ほうれんそう）」という言葉がありますように、一緒になって、業務を遂行していると。そしてまた、監督責任があるということではございますので、上司においては、先ほども言いましたように、係長、補佐、課長という形で、連帯して責任を感じるという思いを持つようにしていただいているところでございます。そのようなことで、決して自らの間違いが多くの方に責任を及ぼしたということについては、非常にその方にも重く受け止めて、今後は絶対そのようなことを起こさないというふうなふうに心がなっていくのではないかとこのように思

うところでございます。そのような職員の在り方というものについては、いつも厳正な職務、精励な職務、そして、的確な職務ということをお話をしておりますので、十分理解している内容ではないかなというふうに思っております。

そしてまた、始末書の提出が履歴に残るのかという御質問でございますが、この始末書につきましては、履歴に残るものではございません。履歴に残るものは、いわゆる戒告、減給、停職、懲戒処分といった懲戒手続に基づく処分をした者についてのみ残るということでございます。

○8番（西江園 明君） 今市長も「ミスは致し方ない」というふうな答弁もありました。私が言いたいのは、記載しないんだったら、懲戒処分ではないでしょう。それだしたら、職員に、そういうふうな喚起を促すというんだったら、記録されんような処分だしたら、一般的に訓告や嚴重注意や口頭注意がありますよ。志布志市では、そういうんじゃないくて、懲戒処分である始末書にしている理由があるのかなというふうに思います。市長がうんぬん今処分のことをおっしゃいましたけれども、戒告、けん責というのも、ここまでは処分というふうになって、これは履歴書に記載する必要があります、というふうにあります。ですから、市長が考えているような職員の喚起を促すんだったら、訓告や嚴重注意や口頭注意でいいんじゃないかというふうに私は思って質問しております。

ですから、今市長が懲戒処分である始末書にしている理由というのにお聞きしたいんですけども、ちょっと今のところで微妙にちょっと違っているんですけども、その件についてはいいとしまして、今後も同様な処分の在り方というのを考えてるんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私、市長を、市民の負託を受けまして10年、そして、11年目というふうになっているところでございますが、議会において、または議会の全協においても、度々陳謝する場面があるところがございます。その度に、じゃあこの原因は何なのかということをおもいおもい考えさせられ、そのことを職員に対しまして、このような形で議会から厳しい指導を受けた。また私自身は、深く陳謝したということをお述べるわけでございますが、最終的には全て私の責任というふうに自覚しております。

しかし、先ほども申しましたように、市民と直接接するのは職員がほとんどでございます。その職員が市民に対しまして、自分の担うべき業務の中でミスとか遅滞とか、それから、しなかったとか、そのようなことが発生しましたら、私の方に報告があるところがございますが、再びそのようなことを起こさないために、どのような形ですればいいのかということをおもいおもい考えながら、そして、先ほど申しましたように、副市長、総務課長を交えながら内容を検討して、注意喚起の程度をいろいろ定めるところでございます。当然その内容としましては、口頭の注意というものがほとんど多いわけでございますが、その程度に応じて、今言いましたような形で文書においては、てん末書を出させることもございます。そしてまた、始末書の提出が求められる時もあるわけでございます。

そして、更に今言いましたように、処分の委員会を開催して、処分をしなければならないとい

うケースもあるわけでございます。そのようなふうには、段階がいろいろ設けてございますので、その段階の中で履歴として残らないというようなことで、取り組んでおりますので、今後においてもてん末書、そして始末書というものは提出があるというふうに思うところでございます。

○8番（西江園 明君） じゃあ今後も、先ほども言いましたてん末書は分かるんですよ、経過説明ですから。

今のちょっと確認ですけれども、市長は今までどおり、今後も職員に対しては、今のような処分を考えているというふうに理解していいんですかね、その確認です。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

職員においては、そのような不都合な事案が発生した折には、もちろん経過のことについては、きちんと書き置くべきものだというふうに思いますので、てん末書はあろうかというふうに思います。

しかし、更に深く反省があるべき内容については、始末書という形で提出を求めたいと、提出があれば有り難いというふうに思うところでございます。

○8番（西江園 明君） 始末書を民間企業で2回以上出せばですよ、民間であれば、これは言うなら退職というかの材料にもなるわけです。それは雇う方が裁判とか何かになっても、それを裏付けにするために取っているような、ですから、私もちょっと聞かないつもりだったのですが、ちょっと時間ありますけれども、じゃあ市長が今後も続けるというふうに理解をして、昨年の決算委員会の中で、市長が、市長の言葉なのか、事務局がつくった言葉なのか分かりませんが、総括質疑の中で、「始末書は注意喚起のための指導、叱責するもので、法令的な処分ではない」と答弁しています。法令的な処分なんですよ、私が言いたいのは、だから言っているんです。ですから、勝手に解釈して、行政処分じゃないというふうに、市長はここで言っているんです。

そして、私はちょっと驚いたんですけど、これの解釈なんですけれども、「この法令的な処分では、始末書は注意喚起のために指導、叱責するもので、法令的な処分ではない。このことについては、始末書を提出した職員を処分できるように、総務課長に対し、処分の在り方について検討させている」というふうに、市長は答弁されてるんです。私は、これを見たときですね、始末書を提出した職員を更に処分できるように総務課長に処分の在り方について、検討させるというふうに市長は答えていらっしゃるんです。これは、どういう意味なんですかね。始末書を提出させた上に、更に処分をできるように検討させているふうに、私は受け取ってしまうんですけども、このことは、ちょっと通告の中にはありませんけれども、事前に担当の方と打ち合わせをした時には、市長の答弁次第では、こういうことについても聞くというふうに私は通告しておりましたので。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

決算委員会での総括質疑で答弁しましたとおり、職員の処分につきましては、繰り返し行う職員に対する回数による処分の基準の設定を検討させましたが、県及び他の自治体には、そのような基準設定をしているところはありませんでしたので、今後も公正な処分の在り方を検討してま

いりたいと考えております。

なお、今後も反省を含めて、経過を報告するものとしまして、始末書を出させる処分に該当するか、個別事案ごとに総合的に判断してまいりたいということでございます。

私自身も、このようなふうには決算委員会で答弁したところでございますが、度重なって始末書を提出する職員については、少し別な角度での注意が必要というふうには思ったところでございます。ただ、この時に、そのようなことを検討して欲しいというふうに申し述べましたが、別途何年か正常な形での職務に精励していれば、そのことについては、無しということにしてもいいよねというようなことで検討してもいいんじゃないかというようなことも申し述べております。

ということで、決して始末書の提出によって、全ての者が処分に相当するようなものにするということを考えていたわけではないということでございます。

○8番（西江園 明君） 事務局が準備した答弁が分かりませんが、処分に該当するか、個別で判断すると、始末書を出した上に更にその処分を考えているということでいいんですかね、そういうふうに理解して、確認です。始末書以外の更なる処分もあり得るということですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

様々な、そういった事故的な事案が発生した折には報告をさせるわけでございますが、報告させるときに始末書という形で提出させるときがあるわけでございます。その内容によって、また懲罰の委員会にかけるべき内容に相当するかどうかということは、協議するというところでございます。

○8番（西江園 明君） 懲罰委員会というのがあるんですよね、ですから、あえてそこに、先ほど市長つじつまが合わんな、履歴には残らないのに、何回か始末書を出したら処分も考える。記録は無いわけですよ、記録に載ってないわけだから、その辺のところは、時間もありませんからいいでしょう。

まだまだこのことについては、いろいろお聞きしたいんです。この始末書の中の文章とか、この中にありますよね。「寛大な措置をお願いします」という表現も必ずありますよね。そのことや、市と契約関係にある民間企業が業務上でおかしたミス、そういう時の始末書とか、お聞きしたいですけども、今後の状況を見て、またお聞きしてみたいと思いましたので、次に行きます。

運動公園や、しおかぜ公園の管理の在り方について質問します。

これを詳しく質問しますと、前回もありましたように、この件だけで1時間かかってしまいますので、管理の考え方だけを伺います。

私は、以前もこのしおかぜ公園の、以前はしおかぜ公園のことだったんですけども、管理というか、運営に疑問を感じて厳しい一般質問をしました。そのせいもあるのか分かりませんが、市民からよく苦情が寄せられます。

その一つの例が、毎年夏に開催されますサッカーフェスティバルで、これは一人の先生の活動で全国規模になり、今や志布志のブランドの一つとなりました。

昨年のこの大会中の1コマですけども、県外から全国から見えますから、県外から応援に来

たお母さんらしいのですが、近くに座って応援していた地元のお母さんに、「奥さんたちも試合の応援にあちこちいかれるでしょう」と話かけられたそうです。「はい、行きます」、そしたら、その県外のお母さんが、「私たちもあちこち行きますけど、こんなに管理が悪いところは初めてだ」と言われたそうです。よっぽど腹が立って、地元の人に言いたかったのでしょうか。でも、言われたのが、志布志の人じゃなくて、かわいそうに鹿屋の人だったんですよ、鹿屋のお母さんだったんです、言われたのが。その隣に志布志のお母さんが一緒に座っていたので、よっぽど「私は、志布志市民ではありません、何で私に言うんですか」と、言いたかったそうですけれども、隣で志布志の人も聞いているからいいかと我慢したそうです。鹿屋市の住民です。志布志市をどのように感じたのでしょうか。これが現場の1コマですけれども、市長、教育長、こういう県外から見た人の声ですけれども、市長、教育長はどう思いますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

昨年、平成27年度の夏のサッカーフェスティバルにつきましては、県外から72校、県内から39校の111校が参加しまして、過去最高の参加数となったところでございます。

会場につきましては、しおかぜ公園、陸上競技場、ふれあい広場等を中心に開催されました。会場の管理につきましては、真夏の時期でありますので、コートごとにテントを張って管理したところでございます。

また、特にしおかぜ公園につきましては、選手控え用テントも配置しているところであります。

応援や見学の方につきましては、それぞれいすを準備されたり、ミニテントや日傘などで応援されている様子は承知しているところであります。

しおかぜ公園には、大きな木や屋根付きの観覧席などが無いことから、現状では影が少ない状況であります。周囲の松が生育することにより、木陰ができ、環境も将来的には、整備していくというふうには考えるところでございますが、現状においては本当に厳しい環境になるというふうには思っております。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

サッカーフェスティバルにつきましては、参加されたチームの皆様からいろんな意見・要望を聞いております。

大会の運営等につきましては、「たくさんのチームとの練習ができて有り難い」という評価が多いところであります。

会場のグラウンドにつきましては、しおかぜ公園については、水はけが悪く、「芝の状態をもっと良くして欲しい」という声や、「人工芝コートを整備して欲しい」との要望もあるところであります。応援や見学の方からの要望は、特に聞いてないところであります。真夏の時期でもありますので、熱中症などにも留意しながら、大会の安全な運営を図ってまいりたいと考えております。

しおかぜ公園につきましては、公園を利用したサッカー場ということで、専用の競技場のような環境には無いわけですが、2020年の国民体育大会の会場にもなっておりますので、利用者、関係者の声をよく聞きながら、これから準備を進めてまいります。

以上でございます。

○8番(西江園 明君) 市長も厳しい環境であるというふうに理解をされているようですが、今までも管理が悪いというふうに、私は声を上げてきました。まさに、ここを訪れた人の生の声がこれです。行政は管理のために高いお金を払っているのに残念です。

そして、私はちょうどこの頃から、運動公園や、しおかぜ公園の松がおかしいと思いました。色が緑色から黄色っぽくなっているんです。害虫が発生していました。このままのペースでは一、二年で、志布志港から松の木が無くなってしまうのではと思うぐらいのペースで変色したり、枯れていくのです。

そこで伺いますが、この一帯の松林の管理区分はどうなっているんですかね。体育館付近から県営住宅とか、しおかぜ公園、港内とか範囲が広いですが、管理はどのように分かれているんですか。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

志布志運動公園につきましては、基本的には教育委員会、生涯学習課が管理しております。

陸上競技場、ふれあい広場、多目的広場、体育館などの体育施設につきましては、生涯学習課が管理しておりますが、この運動公園のうち、松林等については、志布志支所産業建設課が、大浜緑地にあわせて維持管理しております。

公園作業員が草払いや枯れ葉、落ち葉収集等を行っております。

志布志運動公園の外になりますが、緑ヶ浜団地南側から安楽川へ続く松林は、志布志市有地の保安林であり、耕地林務水産課が管理しております。

しおかぜ公園の松林につきましては、鹿児島県有地の保安林でありますので、鹿児島県が管理しております。しおかぜ公園の芝生広場につきましては、市の教育委員会の方で管理しております。

なお、松林の松くい虫やマツケムシの防除につきましては、今申した管理区分にかかわらず全ての松林を耕地林務水産課が担当しまして、防除しております。

○8番(西江園 明君) ちょっと確認をさせてください。今、陸上競技場、体育館、プール下の松林については、志布志支所の産業建設課の所管でというふうな答弁ですけれども、今市長の中では、下の枯れ草とかそういうのは、この上の木自体も産業建設課ですか。

○市長(本田修一君) 松林につきましては、耕地林務の方で担当しております。

○8番(西江園 明君) そういう管理が上と下と違うような、それは市民も分かりませんよね。ここはどこやげな、ここはどこやげな、1本の木を見させ、こっから下は建設課、こっから上は耕地林務水産課、この辺のところが、今のような実態になったのかなというふうに感じております。

私は、この件もですね、先ほども言いましたけれども、去年の10月頃でした。教育委員会に「これは、どげんかせんないかんじゃないか」と対策をお願いしたところでした。教育委員会は、現場へは早速指示をしたようすけれども、現場は動かさずです。害虫が異常発生し、松の枯れ方

がどんどん進んでいきます。しおかぜ公園の入り口に研修室がありますね、しおかぜ館ですかね、建物がありますけれども、そのコンクリートの基礎部や犬走りには、気持ちが悪いくらいマツケムシが張り付いていました。私も携帯で写真を撮っています。隣にあるあずま屋で休憩しようとしたグループが、「気持ちが悪い」と叫んで帰ってきました。私も、ここを散歩するものですから、二、三人のお母さんに、その付近はちょうど築山がありますよね、あそこで子供を滑り台みたいにして遊ばせているものですから、二、三人のお母さんに、「そこ付近は虫がいるから、もっと西側の方で子供を遊ばせた方がいいですよ」と注意したことがありました。ここを管理している人が気付かないのが不思議なんです、毎日通って一日何回も通っているのに。そこで12月末だったですかね、去年の。いつものとおり散歩をしていましたら、市長もサッカー大会の閉会式に見えていまして、ちょうど記念写真を撮るところでした。確か遠藤塾杯とか何とかいう大会でした。市長が業務が終わっておれば、私も見てもらうつもりでしたけれども、せっかく楽しく記念写真を撮っているのに、その所に、のこのこと議員が苦情を言いに行くのもいかなものかと考えてやめたところでした。関係課長も見えていましたので、案内するだろうと期待はしていました。しかし、その後も松の枯れ方は、どんどん進んでいくので、心配をしていましたが、2月後半だったと思いますけれども、業者らしき人が調査に来ていました。そこで耕地林務水産課に行き聞きましたら、「害虫駆除の準備をしている」という返事で、安心をしたところでした。

そこで、やっと教育委員会から見に来たか、連絡があったのかと、お聞きしましたら、「いいえ、市民からの苦情です」、ここでも利用者からの苦情です。役所の問題意識の低さを痛感したところです。

そこで、順番にお聞きしますけれども、耕地林務水産課長で結構です、お聞きしますが、この件は、いつ頃苦情がきて、その後どのような対策をいつしたのか、まずお聞きします。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 散布の経緯でございますが、昨年9月の下旬に市民の方から、マツケムシが出ているということで連絡がありましたので、その後散布の準備をいたしまして、昨年10月9日早朝に、陸上競技場、温水プール周辺、県営緑ヶ浜団地の前の三角地帯ですが、ここに大体約2.5haの散布をしております。

その後も虫の異常繁殖が、なかなか収まらなると、繁殖エリアがしおかぜ公園の方へ拡大したことを確認いたしまして、以後11月、2月、4月、5月に薬剤散布をしたところでございます。

○8番（西江園 明君） やっぱり市民からの苦情がきて、良く対応はなされたんですけども、なかなか追いつかないということですけども、教育委員会にお聞きしますけれども、自分も管理する区域ではないというふうに考えているのか、どのように、この件については、捉えていますかね。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） マツケムシにつきましては、議員からもその情報がございました。また同じ時期に、市民の方からもそういった話がありましたので、産業建設課、それから耕地林務水産課に、その時点で連絡をしたところでございます。

また、今後は更に連携をしていかなければならないなと感じているところでございます。

○8番（西江園 明君） 最後に市長にお聞きしますけれども、この問題について、どのように今後取り組まれるのか伺います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今年、今期のマツケムシの異常繁殖につきましては、23年度においても異常繁殖しているというところでございまして、定期的に行っているというふうに担当の方では話をしております。

ということで、ある程度また次の異常繁殖の時期が推測できるのではないかなというふうに思ったところでございます。

そしてまた、本市においても、そのような形でございますが、お隣の大崎町でも同じように異常繁殖しているということで、本市のみではないということでございます。

そして、今お話がありますように、担当の方でも、それぞれ所管の部分については、十分注意はしているというふうに思いますが、所管でない部分については、関心が薄いということで、横の連携がいささか欠けてしまったのかなというふうには反省するところでございます。

今回の異常繁殖、そしてまた、防除体制を取るにあたりまして、改めて関係課を調整しまして、長期において発動すべき所管の課においては、志布志支所長の方で統括するということをしまして、この支所長の統括のもとに、県の部分もございまして、県も含めて対策をするべき時には、すぐさま協議をして対策に取り組むというふうにしたいと思うところでございます。

○8番（西江園 明君） 3月にも、ここについては、市民から、「特にプール下の害虫がひどい」という連絡を受けました。ちょうど高校生のサッカーをしているところでした。案の定、子供達には「松林には絶対荷物は置くな、ベンチに使っているいすの上にバッグなどは、きちんとチャックをしめて置け」という指示だったようです。テントの上には害虫がポタポタと落ちてくるような状態です。ちょうどその頃、耕地林務水産課がしおかぜ公園に次の薬剤散布を計画していましたので、執行上のことについて、私が口を出すのはいかなもんかと迷いましたが、1回前終わって何回かしてますから、プールの下が先じゃないかなあと相談したところ、早速調査をしてくれましたが、年度末であることや、ちょうどサッカーの試合がどうしても入っているということで、今回は散布をできないということでした。耕地林務水産課は、本当よく動いて対応はしてくれたと思います。その後、5月に、ヘリコプターがすごい低空を飛んでいましたので、この一帯に、先ほど課長からありましたように5月に振ったんでしょう。大きなヘリコプターでした。

今後は、今市長が志布志支所長を中心に、ちゃんと担当していくということで、答弁がございましたので期待しております。

ですから、最後になりますけれども、このようなことがあるから私は、先ほど市長の言葉にもありました問題意識の低さ、横の連絡とかということから、指定管理者との契約関係の在り方にも、先の議会で問題になりました。そして、市長は、その時も指定管理者制度に様々な問題があることに驚いた。早速見直しを指示するとの回答でしたが、その後の取り組みを伺います。

○市長（本田修一君） 指定管理者の答弁をする前に、先ほどのマツケムシのことでございます

が、本当に甚大な被害が発生したということで、私自身も本当に一大事だということで、何回も何回も担当を呼びまして、現在の取り組みについて、確認をしてきたところでございます。

その結果、今朝も担当に確認しましたところ、ほぼ100%に近い形で新芽が出ているというようなことですので、とりあえずは、あの雄大な、そしてまた、すばらしい景観の松林が残っていけるというようなふうにしたところでございます。

ただ、担当の話では、新芽においては、台風等で塩害に遭うと、その新芽がやられてしまうというようなことを申しておりますので、今後においては、台風等の被害に遭わないようにということを祈るのみということになりますが、また改めて今回の件を通じまして、松林の保存については、一生懸命尽力してまいりたいと思います。

指定管理者につきましては、昨年の12月議会で、指定管理施設の指定期間が満了する施設の更新に関する議案について、様々な意見があったところです。一定の基準を示す公の施設にかかる指定管理者制度に関する指針等について、施行後10年を迎えるに当たり、社会情勢やニーズに対応した内容に見直しを図る必要があると認識したところであります。

その後、2月23日に指定管理者制度検討委員会を開催しまして、指定管理者に対する業務評価の統一的な手法や公募、または非公募の選定基準などの懸案となっている事項を整理した上で、どのように見直しを図っていくかの検討をしたところであります。

このことにつきましては、整理した事項について、検討委員会委員からの意見を集約し、まず総務課で改正案を示しながら、より具体的な検討が行われていくものと考えます。

本年度は、更新する指定管理施設が無いということもありますが、改正案を策定するにあたっては、先進事例や情報収集を行うため、ある程度の時間を要すると考え、1年かけて新たな指定管理者制度の在り方を構築していくということで、5月に開催しました行財政改革推進本部会で本年度の方針について、了承を得たところでございます。

○8番（西江園 明君） マツケムシについても、市長は非常に心強い答弁がございました。本当、確かに一気に葉を振って、4月からは新芽が出て緑になります。また、一時ちょっと保安林の三角の所なんか、ちょっと枯れてる所もありますけれども、一気に緑が戻っておりますので、非常にうれしく思っているところです。

また、指定管理者につきましても、今市長から答弁がありました検討委員会を、もう既に開催していると。大きなお金を払って管理を委託しているのに、どこを見て仕事をしているのかというふうに疑問を持ちます。税金で仕事をしているのだというプロ意識を持ってもらいたいと思います。

市長の指導力を期待して、一般質問を終わります。

○議長（岩根賢二君） 以上で、西江園明君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

11時40分から再開いたします。



午前11時28分 休憩

午前11時38分 再開



○議長（岩根賢二君） 予定の時刻より早いですけれども、皆さんおそろいですので、再開をいたします。

次に、4番、八代誠君の一般質問を許可します。

○4番（八代 誠君） 改めまして、皆さんこんにちは。真政志の会、八代誠でございます。

昨日からありますように、今回の熊本地震で亡くなられた方々はじめ、熊本県及び大分県において被災された方々への哀悼の意を表したいと思えます。私たち党派、真政志の会は6月1日と2日の両日、熊本県益城町をはじめ、宇土市、熊本市内を視察しました。益城町でお聞きした話によりますと、最初の地震ですね、前震と報道されている地震なんですが、縦揺れがすごかったと、約1分ぐらい揺れたということでした。そしてまた、28時間後の本震ということなんですが、横揺れがすごく、時間として十四、五分というふうに言われたところでした。横揺れがすごかったということで、私は今ここに立っているわけなんですが、寝てたか座ってたかというふうに表示されたんですが、自分はここにいるのに1mぐらい地面自体が動いたという表現をされました。十数分揺れるわけですから、その方が言われるには、隣近所の家が音を立てて崩れていく感覚を身をもって感じたというふうに言われました。また、手段をしっかりと講じていれば未然に防ぐことができた尊い命が救えなかったこともお聞きしました。息子さん宅と、お父さん宅、同じ敷地にあるんですが、前震があった後、息子さんが自分のお父さんに、「私の家の方がしっかり造りがしているから、私の家に避難しておいでよ」というふうに説得されたそうです。しかし、お父さんだけが「大丈夫だから」と言われて、息子さん宅に行かれず、28時間後の本震で、お父さん宅が崩壊して、お父さんが亡くなられたと、そういうことをお聞きいたしました。これはまぎれもない事実であります。御家族は大変後悔されていたということでありました。

本市では、先週の土曜日から今週の日曜日にかけて、普通作の稲が植えられ、田植え作業がピークであったようですが、ふだんの生活がふだんどおりに営める、本当に大変幸せなことだなというふうに感じております。

それでは、通告書に基づき一問一答方式により、質問してまいります。

まず、マネジメントシートによる事務事業評価のこれまでの経緯と改善状況についてお尋ねいたします。このマネジメントシートは、いつから採用されたのか。そしてまた、この手法により改善あるいは見直しにつながった事業は、どれくらいあるのか、お示しいただきたいと思えます。

○市長（本田修一君） 八代議員の御質問にお答えいたします。

マネジメントシートによる事務事業評価につきましては、平成18年1月に市制が施行され、平成19年度には、志布志市振興計画が策定されたところです。市としまして、この策定された政策目標を達成できるよう、各種の事務事業など、その目的や目標を明確にしなが、どれだけの成果が出ているかなどの観点で、より客観的、体系的に評価し、その結果を次年度の事務事業の改

善や予算編成、様々な企画等に反映させていこうとしまして、平成20年度からマネジメントシートを活用し、システム化を図った経緯があります。

現在は、新規事業等がある場合は、所管課で、新たに事務事業マネジメントシートを作成し、予算案とセットで、企画政策課へ提出しています。総務課行政改革推進係では、新規事業も含め、これまでの事務事業の振り返りとして、マネジメントシートでの評価を所管課へ依頼し、所管課で作成・評価されたシートの受理後、市のホームページにて事務事業の評価結果を公開している状況となっているところであります。

○4番（八代 誠君） この様式については、今市長から説明がありましたように、本市が行っている全ての事務事業について、評価をしているというシートであります。ちなみに、このマネジメントシートなんです。今市長の答弁の中に「平成20年に採用された」ということですが、採用されて今8年が経過しております。この様式については、私が見る限り1回も改定されていないような気がするんですが、そういった改定されたというようなことが確認できますかね、様式は改定されておりますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

導入しまして、8年経過しましたが、現在まで軽微な改善はしておりますが、抜本的な見直しはしていないということでございます。

○4番（八代 誠君） 確か計画の中では、8年が経過しておりますが、来年度から振興計画等を変更するというようなこともあります。今後、この様式を見直す考えとか、そういった動きはないんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本年度につきましては、行政改革大綱を策定する計画としております。

その中で、事務事業マネジメントシートの改定を含め、本年度中に、より実効性のある様式にしていきたいと思いますと考えております。

○4番（八代 誠君） はい、分かりました。今年度中に改定をする予定があるということでありました。

次に、このマネジメントシートにより、事業の評価をする以前においては、今、先ほど市長の答弁にもありましたが、ホームページの方で公表されております。その公表する以前においては、外部による評価がなされていたということでありましたが、この外部評価を廃止した経緯、主な要因は何なのか。また、現在の事務事業の分析及び評価は、どのように進められているのか、シートを見る限り、分析して評価までで終わっているのか、次のステップへと改善されているのか、その点について、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成27年3月議会で5番議員の一般質問に対する答弁内容と重複するというふうに思いますが、外部評価会議は、市が実施する事務事業について、市民の視点で事務事業の必要性の有無や、実施主体の在り方等を判断していただき、意見を集約しながら事務事業の抜本的な見直しを進める

ことを目的としまして、平成22年度から24年度までの3年間設置したところでございます。

しかし、短期間での資料提供や説明では、評価の判断が難しい事務事業があることや、特に市民等の関わりの深い事務事業にあっては、委員の精神的な負担が大きいなどとする意見もありまして、廃止した経緯がございます。

それ以降は、所管課内において、事務事業マネジメントによる見直しを毎年行い、その結果を市ホームページに掲載し、外部評価会議に代わって市民向けに公表をしているところであります。

○4番（八代 誠君） そのホームページであります。利用件数と表現した方がいいんですかね、閲覧件数、これが分かれば27年度の分、あるいは26年度の分、分かる年度で構いませんので、閲覧件数を数字でお示しいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

27年度の1年間では、118件となっております。

○4番（八代 誠君） 118件ということで、数字的には、こんなもんなのかなと、今思います。私もこのシートを閲覧して見ましたが、ばく大な量でした。本所の各課、各係、全ての事業を評価して、志布志支所、松山支所も同様に、このマネジメントシートで評価をされておりました。

ところが、どう見てもタイムリーではないなというふうに感じました。現在ホームページに掲載されている最新の情報が26年度の評価事業であり、作成されたそのほとんどが27年8月の日付けが書いてあります。26年度の事業を27年度の8月に評価し、このシートというのは、ちょっと自分は分からなかったんですが、ホームページにアップされた日付ってというのは、いつなんだろうということ、まず1点ですね。

そういった日付にかなりずれがある。ホームページに、私たちは、こんな評価をしましたよということなんです。そのホームページで見れる事業が28年度になってから26年度の事業がやっと思えるというようなずれが出てきているように感じます。そのずれている期間が分かれば、その期間、そして、その原因は果たして何なのかということが分かればお示しください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ホームページでの公開ということにつきましては、基本的には、当該年度の決算が確定した後に、その後、1か月から2か月間にマネジメントを作成するという段取りになっているところでございます。

ということで、決算が確定するのが8月1日としております。次年度の8月1日になるわけでございます。そして、その後1か月から2か月かかってマネジメントシートが作成されるということでございますので、かなり時間的にはかかってしまっているということでございますので、このことについては、御理解いただければというふうに思います。

○4番（八代 誠君） 決算確定により、評価する日付が翌年度の8月になっていくということなんです。その評価された8月のシートがホームページにアップされるのは、それから更にどれくらいかかるんですか。

○総務課長（武石裕二君） ホームページの掲載日ということになりますが、非常に市長答弁の

中にもございましたとおり、多分1,000を超える事業になっているというふうに思います。この事業については、やはりシートの中にある予算もですけど、振り返りということで、実績と決算後ということになっておりますので、決算を受けて、その後精査をされてということになります。

今回27年度については、若干業者等をお願いをした部分については、1月の方に掲載依頼をしておりますが、なかなか量が多いというようなこともございまして、26年度のマネジメントシートについては、28年5月25日に掲載をしたというふうになっております。

○4番（八代 誠君） 市で評価した事務事業が、決算というのものもあるんですが、最新の情報として見たい市民の方々にとっては、2年まではいかないにしても1年半以上遅れて最新の情報が出されるということで、これはどうしたものかなというふうに今思ったところでした。

先ほど「様式等改定する予定はないですか」というふうにお聞きしましたので、そういったことも含めて、ぜひ改良を加えていただきたいというふうに思います。

それでは、今総務課長の方から1,000を超える事業ということでありましたが、全ての事業を本当に評価すべきなのかなというふうに、実は思っているところです。この事務事業評価、シートを用いて評価していくわけなんですけど、その評価の仕方を含むマニュアルとか、全事業に対してせんないかんどとかいう文書規定というものはあるんですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

導入当初からの段階では、どのようなものになるということが職員自身も分からなかったということで、全ての事業について、取り組みをしてきたということございまして、その後、8年経過しておりますので、事務事業につきまして、体系化を図ってきているということございまして。

そして、はじめに申しましたように、新規で予算化する際に最近においては、必要と思われる事務事業についてのみ、マネジメントシートは作成させているということございまして。このことにつきましては、体系的、そしてまた、8年が経過したと、そしてまた、新たな事業についての取り組みをしているということございまして、このような方向性で、今後については簡略化した形で、また、より効率的な形で取り組みはしてまいりたいと考えます。

○4番（八代 誠君） 実は、ここに評価書の写しを持ってきました。ぜひ市長に見ていただきたいんですが、そちらの方もホームページにアップされております。これ、どうしようかなというふうに思ったんですけど、一番分かりやすいということで示したところでした。

市長、そして副市長の窓口をされている秘書事務の方が整理されたマネジメントシートであります。今年度については、副市長が2名体制という形になっております。見ていくと、本当に大変な窓口の業務なんじゃないかなというふうに思いますが、これは人件費だけが掲載されているわけです。こういった絶対なければならない業務に対して、わざわざマネジメントシートが必要なかなというふうに、自分は思っているところです。

行革というのは、こんな形で仕事を増やしていくのが行革なのかなというふうに私自身は、感じております。ですから、ぜひ評価していくというのは、とても大事なことだというふうに考えて

はおりますが、全ての事業に対して、本当にその評価をしていくべきなのかなと、今、実は思っています。先ほど言われたように、文書規定はないわけですので、先程来ありますように、シートについても様式自体見直しを考えておられるということであれば、各課、各係において、そのシートによる評価の仕様についても、この際ですね、ドンと見直しをされた方がいいんじゃないかなというふうに感じているところです。

市長、この件について、どう思われますかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたとおり、8年経過し、今年度見直しをしていくということでございます。その見直しの方向性として、今お話がありますように、費用対効果というものを十分見極めながら、本当にマネジメントシートで評価すべき事項に絞って、今後は取り組みをしていくような形にしていきたいと思います。

○議長（岩根賢二君） ここで、昼食のため休憩いたします。

今後は、1時5分から再開いたします。

—————○—————
午後0時00分 休憩
午後1時04分 再開
—————○—————

○議長（岩根賢二君） それでは、これから会議を再開いたします。

○4番（八代 誠君） 先ほど市長の方でシートについても評価する事業についても、今回見直していきたいということでありましたので、そこはよろしく願いいたします。

最後の質問項目となりますが、通告書の方には、市単独の補助事業における評価の在り方というふうに表記いたしました。評価検証後の補助基準の在り方などは、実際今のこのシートのみでは、評価検証が、私はできてないんじゃないかなというふうに実は考えています。

もう1部シートの方を印刷してきましたので、市長に、これちょっと見ていただきたいというふうに思います。

このシートは、見ていただくと分かるんですが、現在進行形の事業のみを評価するシートであるわけです。つまり、窓口にあるいは電話等で、市民の方々が相談される。しかし、補助の基準に合致しない、対象とならない、そういった相談などは、どんな形で事務的に処理されているんだろうということが非常に私、実は気になっています。この現在の事務事業評価の方法でいったときに、市民の方々の本当に吸い上げなければいけない新規の事業というものが、このシートで評価した場合にできるのか。

それと、そういった評価によって新規となった事業というのはあるんですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

事務事業マネジメントシートでいえば、表面1の現状把握の部に関する事項で（3）に事務事業の環境変化、住民意見等を記載する項目を設けております。

その中の③には、この事務事業に対して関係者からどんな意見や要望が寄せられているかを記載することになっております。

ただし、そのことを振り返りとして、どう評価し改善につなげていくかまでの項目は、設けておらず、あくまでも当該事務事業の全体として、どう改革改善していくのかということで、シート裏面の最後部に次年度への方向性を記載することになっているところでもあります。

○4番（八代 誠君） そういったことで、なかなか住民の方々の電話、あるいは窓口相談に來られて、どうしても補助基準に合致せずに水没してしまうというか、吸い上げきれなかった、その原因とか件数とかをどんな形で処理していくんだらうというのが非常に気になっているわけです。通告書にあえて、市単独の事業についてと表記したのは、国や県が示す基準が最重要視される事業については、基準の見直しは、なかなか市ではできないわけですので、しかし、シートの見直しをして、市民の方々に問い合わせがあって、案内できなかった理由、あるいは件数などを書き込む欄を設けるなど、やっぱり工夫を施していただきたいというふうに実は考えています。

市の振興計画には、PDCAをもって展開しますよ、PDCAというのは、水平展開であってはならない、ましてや水没してはならないというふうに、私、思っています。らせん階段のごとく上っていかなければいけない、計画して改善して、更にその事業というのは、向上していかなければならないというふうに私は思っています。

そういったことで、まとめになっていくわけなんです、評価調書の様式改定、計画にあるということでしたので、その様式を改定していただいて、全ての事業に対して、その評価をしていくのか、いかないのか、そういったことについても、ぜひ議論していただいて、様々な角度から工夫をしていただいて、効果の期待ができる事務事業評価にしていきたいというふうに考えます。市長、どうでしょうか。

○市長（本田修一君） 先ほども答弁いたしましたように、導入してから8年経っていると、そしてまた、このマネジメントシートについては、今御指摘のあるような点においても、今後改良を加えなければならないというようなことがあると思います。

そのような、いろんな観点からの検討を加えまして、より効率的で効果的なものになるよう、検討してまいりたいというふうに考えるところであります。このことにつきましては、今後の行財政改革推進会議において議論をしてまいりたいと思います。

○4番（八代 誠君） 昨日も同僚議員の方からありました。国・県の施策、本当にですね、基準、日々改定されていることが多いと思います。アンテナを高くして、そういったことにも注意されて、そしてまた、先ほどもありましたように、効果が期待できる事務事業評価のマニュアルというか、基準をしっかりと構築していただきたいというふうに思います。

重ねて、市民の方々から電話で問い合わせ、あるいは窓口に来られた時の、どうしても案内へといかなかった、そういった方々に対しての返事というか合致しませんよというところこそ、吸い上げて事業というのは改善されていくもんだというふうに私は思っていますので、そういった

部分についても、ぜひこのシートを改定される場合には、このシートでなくても構いません。別に様式を作っていただいて、ふだん評価されていると思いますが、お断りした分をどうやって吸い上げていくのか、先ほど言いましたように、いろんな形で国の基準、県の基準変わっていきます。アンテナを高くしていただいて、その場で断るのではなくて、いろんな方向から検討していただきたいというふうに思います。市長、どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市民の皆さん方の様々な意見とか要望というものは当然反映するわけでございますが、全ての意見が反映できる、また、要望を受け入れられるということではないということでございます。

今後においても、マネジメントシートの項目につきましては、事務事業を評価する上で必要な情報を掲載していくんだと、そして、様式等を見直していくんだということでございますが、その中で必要なもの、必要でないものというものにつきまして、また議論し、そしてまた、研究しまして、今後改善を加えていきたいというふうに思います。

○4番（八代 誠君） ぜひ全ての事業を、皆さんが心を込めてやられる仕事ですから、本当は評価していかなければいけないと思いますが、やはり、私は民間にりましたが、ここまでせんないかんのかなというのが正直ありました。先ほども申しましたように、行革の一つとして、このシートが使用されているのであれば、評価しなくていい事業というのも明確にされて、評価しなければいけないものというのを、そこら辺の区別についても、ぜひ検討をしていただきたいというふうに思います。

以上で、私の一般質問を終了いたします。

○議長（岩根賢二君） 以上で、八代誠の一般質問を終わります。

次に、6番、持留忠義君の一般質問を許可します。

○6番（持留忠義君） 皆さん、こんにち。ちょうど、この時間になりますと、家では農作業をしながら、昼は休憩してるんですが、そんなところではございません。今日は、私も3回目の質問ということで、非常に緊張しておりますけれども、今回は、いろんなことで私も研修してまいりました。

真政志の会の持留でございます。6月1日、2日に熊本の震災に研修してまいりました。あの姿を見て、本当にかわいそうだなというふうに思いました。詳しいことは、同僚議員が説明したので言いませんけど、本当に心が痛み、御冥福をお祈りしたいと思います。

また、今年につきましては、まだまだ私も不慣れでございますが、今年は非常に気象条件も悪くて、5月は雨も多くて、6月に入りまして、梅雨に入ったわけですがけれども、途端に天気も良いと、現在梅雨のまっただ中でございますが、昨日は梅雨晴れの一日、夏本番を思わせる強い日差しとなりましたが、また今日は梅雨の晴れ間に太陽の日当たりがしみじみと感じられるところでございます。

私自身、一農家でもあり、毎朝5時には起きまして農作業に励んでおりますが、今日は、一般質問ということで、非常に時間を長くして頑張っただけでまいりました。それでは、通告に基づきまし

て一問一答方式により、質問させていただきます。

まずはじめに、茶業振興についてです。この問題につきましては、昨年9月の続き、今回も質問させていただきますが、皆さん御承知のとおり、志布志市は全国的にもお茶の主要産地として、旧町時代から長い歴史を重ね続けています。

面積については、減少することなく横ばいですが、またお茶は常に話題性があり、生活習慣病予防効果が期待されるなど、現代の社会から切っても切れないものとなっております。

しかし、全国的には、ここ数年価格低迷を続け、お茶の農家も苦しい状況でございます。そこで、ここ3年間のいろいろな数字を見てみますと、26年度は共販系列ともに、前年度対比99%、昨年が一番悪いということで、最低の前年度87%でした。28年度につきましては、前年度対比117%と上昇したものの依然として厳しい価格が続いているということで、なかなか2年間の原料価格は解消されない現実であるというふうに思います。

そこで、過去に質問したこの課題に対して、どのような対策を講じてきたのかお尋ねをいたします。

○市長（本田修一君） 持留議員の御質問にお答えいたします。

昨年9月の一般質問において、議員から質問のあった事項でございますが、まず価格安定制度ですが、国は茶の体質強化対策として、「高品質の茶は、安定した価格で取り引きされていることから、安定した価格での国内需要の維持・拡大や、輸出の促進等を図るため、改植促進等による生産性、品質向上による支援をする」としております。

価格安定制度につきましては、要望してきた経緯がありますが、財政面や制度設計など、厳しい状況と感じているところです。

次に、燃油である重油価格についてでございますが、現在は51円台となっております。1年前からすると約20円ほど安くなっています。燃油高騰対策が27年4月から始まりましたが、まだ発動はされていないところです。

次に、抜根に対する助成であります。国の事業で改植しますと、3年間で24万円、抜根だけで5万円の助成となっております。この抜根は本年度から始まっております。

それから、お茶のコンテナ輸出に対する助成でございますが、他の食品同様2万円の助成がされております。

○6番（持留忠義君） 先ほど、私がいろんな抜根問題、重油の問題について、要望して、それを助成してくれるということで、非常に農家にとっては助かったんじゃないかというふうに思います。

それでも、やはりまだまだ農家の声があるわけですが、今の価格では、先ほど言ったように価格というのは、まだまだなんですが、そういうことで、今後それをずっと維持していただければ有り難いというふうに思っております。

次に、昨年9月の定例議会で、茶の価格安定制度を国が主体となって、先ほど言われたように、国会議員に要望していたということでございますが、その後どうなったのか、それをお願いした

いと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどお答えしましたように、国に対しまして、特に森山大臣を通じてでございますが、要望をしているところでございます。

しかしながら、この制度につきましても、財政面や制度設計で厳しい状況ということでございますので、今後とも引き続いて要望活動は重ねてまいりたいと思います。

○6番（持留忠義君） 先ほども言われたけど、県・国の会議というのは、何回か行われたんですか、それはいつ頃行われたんですか。

○農政畜産課長（今井善文君） 会議での要望というよりも、それぞれのお茶の団体がございませう。そういう席での要望というようなことになっております。

○6番（持留忠義君） ただですね、私も昨年もお願いしたんですが、もう少し歩踏み込んだ会議というのが必要かなと、お茶の価格制度というのは、安定まではいかないと思います。

本年度も、いろんな輸入もあるんですけども、日本の場合は、まだ2,000円台を割っているということで、農家にとってはこの価格では、後でまたいろんな計算は申し上げますけれども、そのようなことで、ぜひもう少し検討をしていただきたいということでございます。そのようなことでございますので、今後その会議をもう少し入り込んで前に進めていただければ有り難いというふうに思いますので、要望をしておきます。

次の質問ですが、28年度の施政方針の中で、「茶生産基盤強化対策事業で、生産、加工流通に対処できる組織・産地育成に努めるとともに、茶業経営安定緊急対策も継続して取り組んでいる」ところですが、具体的な進捗状況をお願いしたいと思います。

〔「もう一度お願いします」と呼ぶ者あり〕

〔持留忠義君「分かりませんでしたか、もう1回言います」と呼ぶ〕

○6番（持留忠義君） 28年度の施政方針の中で、この前市長が申されましたよね、「茶生産基盤強化対策事業で、生産、加工流通に対処できる組織・産地育成に努めるとともに、茶業経営安定緊急対策も継続して取り組んでいく」ということでしたので、その具体策を少し説明できれば、有り難いと思っております。

○農政畜産課長（今井善文君） お茶の振興につきましても、昨年度までもでございますが、28年度につきましても、この状況をどうにか打破できるような形で推進していかなければいけないところでございます。

ということで、従来にも増して技術的指導につきましても、やっぱり力を入れていくということで、特に春先につきましても、出品茶の製造ですね、そういうところで課を上げて取り組んできたところでございます。

それから、茶業経営の多角化ということで、お茶だけでなく、空いている時間で収入を上げるということも大事なことでないかということで、昨年度に引き続き、経営安定緊急対策事業というのも当初予算で予算をいただきまして、実施については、これからになるかと思いますが、

要望等を加えた上での事業実施というふうに考えているところでございます。

○6番(持留忠義君) 皆さんいろいろ計画を政策の中ですということだったんですが、実際、振興協議会とかJAとか、いろいろ調査をしてみますと、なかなか市も1,000町近い、茶園ですので、なかなか厳しいだろうと。要は、政策ですよ、後でいろいろなことは出てきますけれども、まだアメリカに行かれてスターバックスなんかの件も後で一応質問しますけれども、昨日も農協に行っているいろいろ調査をしてみますと、やはり今、大体茶工場の方にしても、「いろは農園」の方にしても、JAもですけども、非常に値段が厳しいということで、やはり経費がかかるものですから、大体荒茶のスライドの例を一つ挙げますと、大体加工料は1,500円から1,599円で100円ということで、続いては1,600円から1,699円は120円、1,700円から1,799円は140円、1,800円から1,899円は160円、1,900円から1,999円は180円、2,000円以上になると190円ということで、去年はそうだったんですが、今年はちょっと下げたということで、下げたところが、これは大変だということで、また上げなければならんということで、いろんな計算をしてみますと、いろんな問題になりますけれども、肥料代とか農薬とか全部入れた場合に、大体10a当たり75万円だと、そのうちいろんな経費を引きますと、大体2万5,000円しか残らないということでございますので、今後、こういうことを考えた場合に、生産、加工、流通、要は流通なんですけれども、そういうことをもう少し努力していただけないと、このままでは閉鎖していく農家が増えているということでございますので、ぜひこの問題につきましては、今以上に農政畜産課の方でも協力しながらしていただきたいというふうに思います。

次に、28年度の施政方針ですけども、市単独の事業をするということですが、そのことについて具体的に、もう少し詳しく説明いただければいいと思いますが、どうでしょうか。

○農政畜産課長(今井善文君) お茶に関する市単独事業でございますが、まず茶生産基盤強化対策事業ということで、先般もちょっと質問の中にありました防霜対策等がこれのできるようになっております。

それから、輸出支援対策ということで、これは残留農薬の検査に関する助成です。それを計上いたしております。

それから、先ほども言いましたような、経営の多角化を図る、茶業経営安定緊急対策事業というのがございます。

それと、25、26、27、価格が下落したということで、緊急に資金をつくっております。その利子補給については、まだこれからも市といたしましては、続いていきますので、その予算を計上し、当初予算で認めていただいているところでございます。

以上です。

○6番(持留忠義君) 今、課長からいろんな利子補給とか資金面でもいろんなのを対応してくれるということなんですが、ただ、私は今まで、去年も補填ということを申し上げましたけれども、補填につきましては、非常に厳しいということなんですけれども、やはり今やっている農家に対しても、補填というのはなかなか難しいんですけれども、例えば、利子補給もされるんです

けれども、かつていろんな加工料は無いだろうけど、肥料の助成とか、そういうのは無かったんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、茶業振興のための助成制度につきましては、今ほど課長が答弁したとおりでございますが、4年ほど前に価格が非常に下落してきたという時に、お茶の方々の要望事項の中で、茶業振興のために何らかの対策を打って欲しいという、緊急的な要請があった年がございました。その年に、茶業振興会の皆様方と相談いたしまして、しからば、どのような助成策が望ましいかということで、その時に特に、翌年の茶の育成が促されるように、当年度のために肥料を投入するということが、茶業振興につながるということで、今お話がありました、肥料を投入するための助成対策事業は採ったところでございます。近年においては、そのことについては、取り組んでおりません。

○6番（持留忠義君） 4年前ということだったんですが、茶農家からいろいろ電話が来るものですから回って見ますと、確かに輸入した場合には、価格というのは、ちょっとまた低いのですが、また後で出てきますけれども、まだ何らかの形で、もう少し何とかならんとかと、予算の組み方も少ないということなんですが、非常に財政も厳しいですので、今後、28年度は施政方針は出ましたけれども、今後また補正などでも組んでいただきまして、加工料の助成とか、肥料の助成をできればしていただければ有り難いと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に移ります。市長は、これまで2回ほどアメリカに行かれました。トップセールスをされていますが、効果を具体的にお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

昨年に引き続き、今年もお茶につきまして、アメリカへトップセールスを行ったところでございます。現地の日本茶を取り扱う小売店や、卸の企業に対しまして、プロモーションを実施いたしました。現地総領事館やJETRO（ジェトロ）、県人会の協力もありまして、現地バイヤーの信用醸成に役立ったと考えているところであります。

実際に、本市産のお茶の取り引きも行われております。また、訪米し、現地の意見を聞くことができたことで、安全性など、輸出先に向けた物の生産の重要性も認識できたことも効果的であるというふうに思ひます。

今回のトップセールスには、市内の農家の方も行っておられますが、振興会で報告もされておられますので、各農家さんも参考になっているのではないかと思ひます。

今回の取り組みの効果だけではないでしょうが、生産現場では有機茶の生産が増加してありまして、輸出も視野に入れた取り組みが増えつつあるというふうに感じております。

○6番（持留忠義君） いろんな情報を聞きますと、ある人は有機農家で行うわけですけど、ただJAとか振興会の全部がなかなか有機の栽培というのは厳しいということでございますので、今後更にいろんな協議を重ねていただきたいというふうに思ひます。

それでは、次にいきますけれども、スターバックスは取り引きの量はどの程度ができたのか、

その辺をお尋ねしたいと思います。

○農政畜産課長（今井善文君） 今年のはじめもスターボックスに訪問をいたしております。ということで、直接スターボックスとの取り引きはできておりません。なかなか直接取り引きをするというのには、やっぱり時間がかかるものだと感じておりますが、ただ、これは確定的ではございませんが、市内産のお茶がいろいろな輸出の会社等を通じて行っているということについては、話はお伺いいたしております。30 t程度というようなことも聞いておりますが、これは我々が特定できる内容ではございません。いろいろお聞きした話でございます。

○6番（持留忠義君） 今、30 tと申されましたけれども、いろいろなデータを見ますと確かに量は少ないんですが、アメリカだけじゃなくて、今後カナダとか、いろいろな所も行っているようでございますので、そこをもう少し輸出量を増やして、やはり、この前全員協議会で聞きましたけれども、価格については、いろいろありますけれども、やっぱり30 tでは解消にならないということで、今後量を増やして、輸出量を増やしていただければいいんじゃないかというふうに思います。それをぜひしていただきたいというふうに思います。

次は、価格の契約については、どこまで決まっているのか、公表できれば結構ですので、お願いしたいと思います。価格の契約です、輸出の。あればお願いします。

○農政畜産課長（今井善文君） 実際輸出をすれば、日本を出る時点で価格が決まっておけば一番安心した取り引きになろうかと思えます。

しかし、今回のトップセールスの時におきましては、アメリカに在庫を持って、その在庫のサンプルを持って売り込み行っております。価格は、大体売りたい値の値段というのは持っていますが、実際にそこで交渉というような形ですので、また品質によっても価格帯が大きく分かりますので、価格を決めてということではございませんでした。

○6番（持留忠義君） であればですよ、せっかくアメリカに行かれるわけですので、やはりそこまで決めないとトップセールスの意味がないと思います。

そういうことで、今後そういうこともしっかりと、まだ次、行かれるか分かりませんが、そういうことをぜひしていただきまして、やっぱりいろんな価格の解消にもなると思いますので、ぜひしていただきたいと思います。

次に、茶の振興につきましては、あと1点ありますけれども、今2回ほどアメリカに行かれましたけれども、今後もトップセールスを続けていくのか、お尋ねしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

お茶について、トップセールスということで、アメリカに2回行ったわけですが、私が様々な作物について、そして、様々な業種について、トップセールスするということでは、私自身の当然の任務、業務というふうに考えております。そして、それをするのは、何に対してするのかというと、特にお茶の場合は、近年経営が厳しい、そして、国内消費が伸びないということでございますので、国内消費を伸ばす代わりに輸出ということが、国でも県でも取り上げられていると。そしてまた、農家の方々も実際そのことを切実に感じられておられ、そのことでもっ

て農家の方々が先立って、取り組んでおられるということがございますので、私どもとしまして、そのことに積極的に応援したいと。そしてまた、本市の茶業振興のために役立てたいということで、訪米を重ねてきているところでございます。

今、担当課長が申しましたように、まだまだこちらのお茶がこういう品質で、こういう価格帯でというようなことで、相手に明示しまして、これで取り引きして欲しいというようなレベルまでいってないところでございます。回を重ねるごとに、そのことは相手側が本市のお茶について、認識を深められて、そして、それが現地においてどのような形で流通するかということが見極められた後に、価格というものは決まっていくと。そしてまた、本市のお茶の取り引きが膨らんでくるというような内容になるのではないかなというふうに思っています。

そのようなことを今は訪米、アメリカだけということになっておりますが、例えば、JAあおぞらさんにおかれては、アラブの方に行かれております。そしてまた、別な方はドイツとかロシアとか、そういった所にも販路を求めて実際に輸出のための取り組みをされておられます。そのような方々におかれても、私の方に「市長、一緒に行って欲しい」という要請があれば、一緒になってトップセールスを行うということの考えは持っているところでございます。

○6番（持留忠義君） いろんな方針を述べられましたけれども、トップセールスでスターバックスに行かれたということで、あそこは、私も12年前に農協の研修で行きましたけれども、朝から晩中コーヒーを飲ませますね、あそこに行ったら。もう嫌というほど飲まされました。お茶が向こうの国に本当になじむというのは時間がかかると思うんですが、できるだけ日本のお茶が、それはやはり加工とか、いろんな流通の問題もあると思います。ぜひ、これをアメリカだけじゃなくて、国内消費を伸ばすためには、外国に輸出というのが増えていかなければならないというふうに思いますので、ひとつ今後いろんな形で努力をしていただければというふうに思います。

次に移りますけれども、最後ですけれども、お茶だけじゃないんですけれども、畜産は今のところ良い値でしていますので、農家の方も笑顔が出ますけれども、お茶の方につきましては、非常に重い顔が多いです。ですので、顔を見るといろいろ言われますけれども、今後やはり、今市長がアメリカに行ってトップセールスとか、いろんなことをやられておりますけれども、やはり時間がかかると思うんですね。だから、その前に大体見通しというのは、ちょっとまだ言えないと思うんですが、その前で今後の目安というのは無いわけですか。お茶の、日本がある程度落ち着いた価格を取れる時期というのは分からないかもしれませんが、市長は、期間というのはどのくらいかかれば、そういうふうになるというふうに思いますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

2年連続してスターバックスに、そしてまた、スターバックスの子会社のティーバナというところにまいりまして、アメリカにおいては、健康増進に関する関心が高いと。それらの食物については、積極的に取り組むという流れになってきているということは、感じてまいりましたので、例えば、今アメリカにおいて、茶の輸入がされているわけでございますが、その輸入先はほとんど中国というふうに言われております。中国産のお茶と日本産のお茶と比較して、そのような健

康を増するというものについての認識が高まってくるということになれば、日本茶が好まれ、輸入が好まれるということになるのではないかなというふうに思っています。

そのような流れができるまでには、まだ何年かかかるんじゃないかなというふうには思っています。何年かかるということについては、分かりませんが、ある時点で日本茶のそのような今輸出をされようというお茶は、無農薬というようなタイプのもが多くなってきておりますので、そのようなもので健康増進に著しい効果があるということがアメリカで認知されるなら、その時点で、私は日本茶は爆発的に消費というか、輸入がされるんじゃないかなというふうには期待していると、そういうふうには感じているということでございます。まだ、それがいつ頃ということについては、少し分かり兼ねるところでございます。

○6番（持留忠義君） いろいろ今市長が述べられましたけれども、これは非常に難題でございますので、ぜひ生産農家とか、いろんな方とも、いろんなことを聞きながら勉強しながら、ぜひ日本の茶が量的にも増えていくように、そしてまた、価格の方もある程度は取れるような価格になるような努力をしていただきたいと思います。

次が最後と言いましたけれども、今は振興協議会と農協の場合は売り先が違うんですけれども、今後はJA、あおぞらの農協だけじゃないです。そお鹿児島もですけれども、それといろは農園ですね、今現在、いろは農園も、まだ人も居ないし、なかなか厳しい状況にあるようでございます。この前の総会も資料を見ても、あまり良い数字は出てないということでございますので、今後、もちろん市の振興協議会の取り組み、それからJAに対する取り組みというのをひとつ、今後新たに何かないか述べていただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

茶業振興につきましては、茶業振興会の皆様方と、それからまた、JAの皆様方とお話をさせていただきながら、現在の茶消費減退に伴う価格下落の中で、いかに本市の茶業農家の経営を維持していくかということについては、協議をさせていただいているところでございます。

今後、更に関係機関と関係者と協議を重ねながら、本市で対応できることについては、協議をしてみたいと思います。

○6番（持留忠義君） ありがとうございます。いろいろとありましたけれども、今後やはり、もちろん茶農家は、今のあれでは御飯は食べられないということも多いわけですがけれども、特にお茶だけじゃないだろうという人もいますけれども、今は一番お茶が大変ですので、それをまず一つずつでも問題に取り組んでいかないかということですので、ぜひ今後努力していただきたいというふうに思います。お茶のことにつきましては終わりたいと思います。

次に、有明町開発農協跡について質問をさせていただきます。

この施設につきましては、有明町開発農協は、旧有明町時代に、町民の生活に必要な情報提供、共有の場、自治会における行事などのお知らせなど、有線放送の運営をしていましたということです。現在は、行政告知端末機による放送に移行され、同農協は、平成23年度に解散されました。その後、跡地について施設も含めて使用されないまま現在に至っているところです。こちらでも

把握しているのは、このとおりですが、同農協が解散してから、これまでの路地利用について何か動きがあったのか、経緯を教えてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

開発農協跡地についてでございますが、平成23年の有明町開発農業協同組合解散に伴いまして、同年11月30日付けで、土地及び建物が本市へ寄附されております。

その後の経緯につきましては、平成24年2月に近隣自治会より、自治会集会施設として利用したいとの要望を受けたため、申し出がありました自治会へ具体的な運用計画等について、文書による照会を行ってまいりましたが、実現には至っておりません。

その後、平成26年10月6日の課長会におきまして、各課及び事務局へ利用計画の提案を打診しておりますが、提案はなく、再度平成28年5月23日付けで照会をしているところでございます。

現段階では、施設全体を活用するような利用計画については、寄せられていないところでございます。

○6番（持留忠義君） この問題については、非常に難しい問題でございます。今後ですね、また次のことですけれども、寄附された内訳と建築時期を教えてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

建設の時期は平成3年で築後25年となっております。構造については、事務所が木造ルーフィング葺平屋建て、そして、車庫と倉庫が木造スレート葺平屋建てとなっております。

面積でございますが、宅地が1筆で1,630.24㎡、家屋は2棟ございまして、事務所が141.6㎡、車庫、倉庫が98.01㎡でございます。

○6番（持留忠義君） 分かりました。

そのようなことで、関連がありますので、次の質問に移ります。

ただいまお答えいただき、平屋建てということですが、幅広く様々な目的で使用できると思っています。そこで、民間、行政も含めた既存施設の有効な利用の考えはないか質問いたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現段階では、先ほどお話申し上げましたとおり、地元の自治会の方々が活用したいという申し出がございましたので、そのことの動きを見守ってきたところでございます。

その活用の仕方というのは、地域の連合した自治会を新たにつくりたいと、自治会の合併をしたいということでの申し出でございましたので、そのような形での活用ということであれば、この跡地、そして施設についての利用は可能かなと、対応は可能かなというふうに考えて、その動きを見守ってきたところでございます。

その後、現実化してなかったということでございますので、まずもって、庁内で、内部で利活用があるということであれば、まずそちらからの利活用をしていきたいということの取り組みをしてきたところでございます。

そして、今後につきましては、志布志市公有財産利活用方針が定められておりますので、この有明町開発農協跡地につきましても、必要性や売却等も含めた形での不動産検討委員会を通じま

して、活用を図ってまいりたいというふうに思います。

○6番（持留忠義君） 先ほど言われましたけれども、公有財産として、利活用の必要性というようなことなんですけれども、なかなか今のところは無いということですので、今後売却、そういう方向もあるということなんです、売却はやっぱり考えてないですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほども申しましたように、この施設につきましては、不動産運用検討委員会で協議しまして、その方向性を定めるところでございますが、方向性としては、売却とか貸し付け等も検討するという事になるかと思っております。

○6番（持留忠義君） 私も当初いろいろと聞いてみますと、ちょっとあの場所では、確かにいろいろ、私も思いましたけれども、今あそこの宇都鼻の元かみむら商店のあそこが、民間が入ってサロンとか、いろいろなことをやっていますよね。だから、ああいうのをすればいいんでしょうけれども、なかなか民間でやるというのは大変だし、市でもいろいろ聞いてみますと、市では、そういうことはなかなか厳しいだろうということでしたので、今後いろんな協議会、名前をちょっと忘れましたが、今後そういうので十分検討していただきたいと思っております。

次が、先ほど言われたように、地元からの健康サロンや地域の方の集う場所として提供して欲しいという声があるんですが、貸し付けをするにしても、施設の修繕問題、賃借料などの問題があると考えますけれども、その辺の調整がこれから課題になっていくと思っておりますが、もし売却等をすれば気持ちとして残念ですが、財政健全化が必要な面だと考えます。やむを得ないのかと思うこともあります、最後に、今後の自治会や民間事業などの相談があった場合には、迅速かつ丁寧な対応をお願いしたいということでございますので、この質問を最後にしたいと思っております。お願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今お話がありましたサロンのようなもので活用ということにつきましては、地域からの要望が、まだ今のところ無いところがございますので、なんとも言えないところがございますが、今から有るとなれば、当然サロンの運営につきましては、社協の方をお願いしているところがございます。福祉課の方で社協とも相談しながら、このことについては対応が必要かというふうに思いますが、今現在のところ、有明校区においては、有明青少年館でサロンが開催されているということでございますので、そちらとの調整も、また必要かなというふうに思います。そしてまた、サロンで活用するとなると、今の跡地のままでは、少し使い勝手が悪いのかなというふうに思われますので、内部の改良等も必要になってくるということでございますので、改良のための積算もしなければならぬということになるかというふうに思います。

そしてまた、地域の自治会で借りたいということがございましたら、そのことについては、土地については、無償でございますが、建物については、ある程度の賃借料が必要かということでございます。と申しますのは、自治会においては、それぞれの自治会で、それぞれの財産として保有しておられるという経緯がございますので、単独の自治会に無償で貸し付けるということに

はならないのかなというふうに思っています。

ただ、先ほども言いましたように、合併して新たな自治会を構成するんだということであれば、またその時は様々な形で検討していききたいなというふうには思うところでございます。

○6番（持留忠義君） 先ほど言われたように、二、三人の方だったんですけれども、普通ですよ、今、いろんな介護施設でも入所するにはかなりお金もかかります。私の家内の親も入っていますけれども、それも月に12万5,000円とか13万円ということで、非常にかかります。ですので、そのことにつきましても、いろんな意見がございました。昼だけのあれでもいいんだと、家におれば変な、いろんなことを考えて、非常に言葉は悪いですけれども、いろんな障がいも進んでくるということでしたので、賃借料も資料を見ますと、20万円と車庫が3万円ぐらいだったですかね、そのぐらいかかるということなんですけれども、それでは、大変だということ。ですので、そういう借地料なんかももう少し検討していただきまして、もう少し下げてやってもらえればまだいいかなというふうに思いますので、今後十分検討していただきたいと思います。この件につきましては、終わりたいと思います。

続きましては、市営住宅について質問させていただきます。

志布志市の人口は、毎年減少傾向にあります。地元に残って定住される若者は少なくありません。そのような人々の中から、家族で住める戸建ての住宅が増えていけば良いという声をよく聞きます。これは若者のいろんな意見がございましたけれども、現在自分の土地、畑に住宅を造るにも農振地域の関係でなかなか建てられないと。だったら、賃貸の戸建て住宅でもいいから住みたいという、若い世代の声もあります。特に、うちの山重校区、野神校区におきましても、これを言う若者がいるわけです。例をいえば、市の運営する活性住宅、家賃、間取りも含めて大変人気があるわけですが、常に部屋は埋まっており、空き家がなくて、なかなか申し込みが多く、すぐには入れるような状況ではないということでございます。私の地元、山重、野神校区において、民間の活性化住宅も数が少なく、望む声が非常に強いです。

そこで、山重、野神地区にそれぞれ市営の活性住宅の建築はできないか、お尋ねしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市における住宅整備につきましては、住宅マスタープランを上位計画としまして位置付け、公営住宅ストック総合活用計画の後期計画としまして、平成24年度に志布志市公営住宅等長寿命化計画を作成しました。この計画に基づきまして、建物の維持管理、改善、建て替え、用途廃止を目的としまして、本市の公営住宅の整備を進めております。現在、本計画に基づいて、建て替え事業で13棟65戸、ストック改善で7棟96戸、合計で20棟161戸の整備を行ってきております。

ストック改善を行うということで、居住環境の向上や、高齢者等に対応した住宅の充実と、入居率の向上を図ることができました。

山重地区及び野神地区における公営住宅の管理状況は、合計で12棟24戸を管理しております。活性化住宅の野神住宅を合わせますと、22棟36戸の住宅で対応している状況であります。

本計画においては、既存ストックの活用を目的としていますので、新たに団地を建設することはございませんが、計画では野神団地の住戸改善事業を平成29年度に予定しております。

また、山重団地の住戸改善事業は、平成30年度に行う計画となっております。

今後も本計画に基づいて、この地区の公営住宅の維持管理、改善、建て替え、用途廃止を目的とした取り組みを行ってまいりたいと考えております。

○6番（持留忠義君） 今市長が申されましたけれども、平成30年度にするということなのですが、確かに若い世代が定住すれば、少子化の歯止めにもなると。小中学校の生徒数も増加につながるということなのですが、広い意味でも積極的に住宅の調整が必要だということが、市長のお考えですけれども、確かに、土地の提供者もありますので、今ちょうど児童生徒の推移とかいうのも、ちょっといろいろと聞いてみますと、山重小では23年度は生徒数は50人だったんですが、現在の28年度につきましては、そんなには減ってないんですけども、5年後にはかなり生徒数が減っていくと、学級も4割ぐらい減るということでございますので、これをするにもやはり少子化の問題がございますので、ぜひ若者が実際に家を造るのも大変です。そういうことで、他の校区でもそういう人が、確かに今は他の校区とか町外の住宅に住んでいる人もいらっしゃいますので、ぜひこれを1年でも早くしていただければ有り難いというふうに思います。そういうことで、今後その点については努力していただきたいと思っております。

土地の提供者もありますので、地元も積極的に協力する意思を示しています。ぜひ、行政としてもスピーディーにかつ前向きな検討をお願いしたいと思っております。

先ほどちょっと聞き取れませんでしたけれども、もう1回お願いしたいんですけども、平成30年と言われましたよね。これの実施は、その計画でできるわけですか。

○市長（本田修一君） 先ほど答弁しました内容につきましては、現在建てられている公営住宅の改善でございます。

改修ということでございまして、29年度、30年度に行うということでございますので、このことについては、予定どおり取り組んでいくということになるかと思っております。

ということで、新たな住宅の整備については、そのような状況で進むということでございますが、別途分譲地等の用意ということにつきましては、今まで松山地区の方でその取り組みを重ねてきております。そしてまた、今後、有明地区においても、その取り組みをできるところについては、やっていきたいというような考えでございまして、そちらの方の検討もしてまいりたいというふうには、思っております。

○6番（持留忠義君） 今回、ちょっと話がそれますけれども、市長が駅舎の建築を計画されていますよね。だから、やっぱり志布志市というのは実際人口が3万3,000人を切ったということで、やはり1校区にしても、若者を止めるためには、やっぱり若者がいないと子供も増えないわけですので、それとまた事業をするうえでも、人がいないと何もできないわけですので、住宅は改善ですけれども、できればですね、土地提供者もいらっしゃいますので、いろんな住宅が種類がございますけれども、その中で改善の住宅と言われたですよね、造るのは、新しくじゃないで

すよね。だから、できればそういう新しい住宅を増やしていただきたいということです。

それと、ここに資料をもらっているんですけども、この単独住宅というのは、他の志布志町、松山町というのがあるんですけど、有明町はないんですけど、これはできないわけですか、どうですか。

○建設課長（中迫哲郎君） 今、市営の管理の中で単独住宅が50戸ございますが、主に松山が49戸ということで、単独住宅を持っているところでございます。これにつきましては、家賃も固定してありますし、収入の制限とか制約もございません。そういう政策的な住宅ということで、松山町時代に建てた住宅でございます。

ただ、今市長が答弁したとおり、住宅のストック改善計画、長寿命計画に基づいて、今住宅の政策を進めておりますので、今のところその計画によりますと、今後、新しい住宅を建てるということは、計画は無いところでございます。

○6番（持留忠義君） 家賃を聞きますけど、単独住宅というのは、大体どのぐらいの家賃ですか。

○建設課長（中迫哲郎君） お答えいたします。

少し正確な資料をちょっと持ち合わせてございませんが、大体1万5,000円から2万円ぐらいの家賃で、单身を含めて、単独住宅は提供しているところでございます。

○6番（持留忠義君） それと、ついでするので公営住宅、それから特定公共賃貸住宅、これはどのぐらいですか、家賃は。二つあるんですけどですね。

○建設課長（中迫哲郎君） お答えいたします。

特別公共賃貸住宅につきましては、3万5,000円から3万7,000円ということで固定してございます。

[持留忠義君「公営住宅は。」と呼ぶ]

○建設課長（中迫哲郎君） 公営住宅につきましては、所得によって家賃が基本的に決まるところでございます。大体安いところは5,000円ぐらいから2万円ちょっとというぐらいの幅であります。所得によって家賃は決定されるということでございます。

○6番（持留忠義君） この公営住宅というのは、5,000円なんですけれども、やはりこれは市が何か助成をするんですか。普通の公共賃貸住宅からすればかなり安いですよね、その中身はちょっと分かりませんが、お願いします。

○建設課長（中迫哲郎君） 今5,000円ということで、お示しをしたところでございますが、これにつきましては、古い築40年とか50年ぐらいのものからございますので、その建設年次によって、建設されたお金、建設費やら、そういうのから家賃を算定いたしますので、当時の建設費が安ければ家賃にも反映されるということでございます。

それから、申し訳ございません。単独住宅でございますが、1万5,000円から3万7,000円ぐらいまでであるということでございます。单身が1万5,000円、一般的に3万2,000円というような設定がされているみたいでございます。

その他、松山には1戸建てとかもございますので、そういうのは3万7,000円とか、3万6,000円とかという家賃を設定している単独住宅もございます。

以上です。

○6番（持留忠義君） 今、三つほどございますけれども、単独というのは、確かに独身の方でしようけれども、できれば山重の国道沿いで人口は減っていますけれども、学校は今のところは、そんなに格段には減らないと思うんですけれども、今後やはり人口維持、市の人口を減少させないためにも、こういう若者が地区に住む、そういう政策というのを考えていただきまして、今後ぜひお願いしたいと思います。

市長、こういうことですので、ぜひもう一回、造る考えはないかお願いしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市における公営住宅の整備事業につきましては、志布志市公営住宅等長寿命化計画に基づきまして、既存ストックの改善を目的に行っておりまして、新たな住宅整備は行っていないということでございます。

今後、この地域の定住促進を考えた場合、既存の空き家を活用した空き家バンク制度や、空き家リフォーム助成事業の利用促進を図って移住定住をしていきたいと、そしてまた、先ほど申しましたこの地区の公営住宅の新たな住宅改善計画は予定どおりしてまいりたいということでございます。

○6番（持留忠義君） 財政も厳しいということですので、確かに新しい住宅というのは、厳しいでしょうけれども、最近空き家も増えておりますので、それをうまく利活用して、改造して、少なくとも、それを知っていただければ有り難いと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

3点ほど、茶の振興事業、それから開発農協跡地、それから公営住宅について申し上げました。この3点につきましても、特に茶の振興事業につきましては、前から思っておりますので、我々もいろんな農家との話し合いもしていますけど、なかなか思うようにいきませんが、茶の事業というのがいづれみんなが食えるような、明るい顔が出てくるような政策をぜひ採っていただきたいと思います。

以上で、私の質問は終わります。

○議長（岩根賢二君） 以上で、持留忠義君の一般質問を終わります。

ここで、2時30分まで休憩いたします。

○

午後2時18分 休憩

午後2時28分 再開

○

○議長（岩根賢二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番、鶴迫京子さんの一般質問を許可します。

○11番（鶴迫京子さん） 改めまして、こんにちは。

会派、公明志民クラブの鶴迫京子です。

4月14日の熊本地震より、2か月が経過いたしました。尊い命を突然奪われた多くの方々に心よりお悔やみ申し上げます。また、御家族の方々に衷心よりお見舞い申し上げます。そして、一日も早い復旧・復興をお祈りいたします。

それでは、早速、質問通告書に従いまして、順次質問してまいります。

今回は、交通行政について、身近に起こる悲惨な交通事故から、子供達と高齢者の命を守るという観点で、通告書に基づき2点ほどお伺いいたします。

まず1点目であります。命を守るという観点ですので、高齢者の方が運転免許証を自主的に返納した場合に支援する制度があります。この高齢者運転免許証自主返納支援制度につきましては、これまでも2回ほど質問をしております。平成22年12月1回目の質問では、県内の交通死亡事故での死者数の約7割は高齢者の方であり、交通事故防止のため支援制度として、霧島市の1万4,500円の鹿児島交通乗車カード1回限りとか、薩摩川内市では、福祉バスの50円割引とかなどの特典があるので、これらの先進事例に倣い調査研究し、本市でも導入する考えはないかと。そして、それから2年後、24年12月議会で再度質問をしております。「県内では年間3万5,000円分のタクシー券を配布しているところもあるが、本市ではできないのか」という質問をいたしております。その最初の質問から2年と3か月経っていましたが、検討の結果、25年度4月から本市では、高齢者運転免許証自主返納支援制度が導入されました。

本市の特典といたしましては、現在、自主返納者に対しまして、1万円分のタクシー券が1回限り支給されております。そこで今回は、この件につきまして3回目の質問になりますが、市民の方からも少しお話がありましたので、質問をしようと思っ、この質問席に立っております。

お伺いいたします。運転免許証の自主返納者数は20年で38人、21年で65人、22年で10月末で30人ということでしたが、23年、24年はどうだったのか、そして、支援制度を導入された25年度から27年度までの3年間はどうか、支援制度導入の影響が有ったのか、無かったのかどうかを含めまして、これまでの推移と現状をお伺いいたします。

また、現在1万円分のタクシー券という特典を増やす方向での内容、種類の見直しは考えられないのかということで質問をいたします。市長の見解をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 鶴迫議員の御質問にお答えいたします。

この制度につきましては、高齢者の運転による交通事故の減少を図るため、運転に不安のある高齢者で、運転免許証を自主的に返納をした方に対しまして、タクシー利用券を交付し、高齢者を支援する事業であります。事業につきましては、ただいまお話がありましたように、平成25年度から実施したということでございまして、平成25年度の交付件数は41件、26年度につきましては70件、27年度については、86件となっております。23年、24年につきましては、後ほど御説明申し上げたいと思います。

交付件数につきましては、事業を開始した年度と比較すると、約2倍になっているところでございます。

また、議員御質問の、特典を増やす方向での内容の見直しについては、制度の趣旨や近隣の自治体の動向を確認しまして、調査研究してまいりたいと考えているところでございます。

○11番（鶴迫京子さん） 「近隣の市町村を調査研究して検討したい」という市長の答弁でありました。

鹿児島県内の交通事故関係の推移ということで、これは昭和21年から平成27年までの発生件数、死者、負傷者、自動車台数、人口ということで、ここにデータがありますが、このデータを見ましても、分かるのでありますが、鹿児島県内の27年中の交通事故発生件数は、8,034件で、77人の死者が出まして、負傷者が9,542人ということであります。26年度と比較いたしますと、発生件数で391件、死者数で17人、負傷者数で345人と、大幅に減少しています。しかし、このように近年交通事故件数は減少する中、高齢の運転者が加害者になる事故が年々増加しています。交通事故死亡事故の特徴といたしまして、高齢者の方が亡くなった高齢死者数は52人で、全死者の67.5%であります。データがしっかり出ております。これは、平成15年以降、13年間連続で過半数は高齢者の死亡事故死者数ということであります。本市にとっても、高齢者の方々を交通事故から守る「交通事故防止安全対策」ということは、大変重要な課題であろうかと思えます。このような現状を踏まえ、高齢者の方にお聞きしたりします時に、運転に少し自信が無くなってきたとか、運転する様子を見たら、家族からも「不安だから免許証を返納したら」と言われたとかあります。こういう高齢者の方々が自主的に免許証を返納しやすい、その環境づくりが大切ではなかろうかと思えます。

しかしながら、免許証を手放したら、本人が一番困るわけです。移動が不便になるので、本人も不安ではあるがちゅうちょされている方が大半ではなかろうかと思えます。

そこで、そういった不安を解消し、返納しても不自由さを感じないように、返納して良かったなどと思える特典づくりを進めるべきだと思います。

市長は、先ほど答弁で「近隣市町村を調査研究して、この特典の在り方を考えてみたい」という答弁でありましたが、ここに、まだもろもろのデータがあります。高齢死亡事故ということで、事故類型別には人対車両19件、これ高齢者の死亡事故の中のことで、車両総合、車対車の交通事故の死亡事故ということで、19件、車両単独だけでも13件ということで、本当に高齢者による死亡事故というのが、ここにデータとしてあがってきております。こういういろいろなデータ結果、そしてまた、市長が昨今感じられる高齢者死亡事故、テレビ報道などでもアクセルとブレーキを間違っているような路側帯とか、高速道路とか、そしてまた、商店とか、そういうところに暴走したとか、そういう事故を多々日本の中では事例として見るわけではあります。そういう状況を踏まえまして、市長の感想をまずお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今ほど議員の方で、平成27年の県内の交通事故発生件数、そしてまた、65歳以上の死亡者、そしてまた、26年と27年に比較しての数字を述べられたところでございます。

この流れというか、この減少の傾向を見ますと、運転免許証の高齢者の自主返納の表れという

ことになろうかというふうには思うところでございます。

今お話がありましたように、本当にいろんな意味で思いがありながらも、こうして自主返納していただきながら、交通事故の減少ができてきているということにつきましては、深く感謝申し上げたいと思います。

○11番（鶴迫京子さん） 今の市長の感想でいきますと、交通事故が減ってて、返納者が増えてるので、事故件数が減っているのでも有り難いことだというような感想でありましたですね。それは、全般的なことですかね。高齢者による死亡事故というのは、県内でも増えていっているというデータを申し上げたところですね。私がデータをつくったわけではなくて、ちゃんとここに警察のデータがあるわけですね。その中で、そういうことに、もう6割以上がなっているということで、それは右肩上がりというか、過半数の死亡事故は高齢者がなっている。

今月の市報が使送便で送ってきていました、昨日ですかね。その中に志布志市内の事故の発生状況というのがありました、ここにですね。1月から4月までの4か月間ということですが、47件発生していますね。これは前年比に比べますと2件マイナスということですが、死者数が1人で、1人ということで、プラス1件で、1月から4月までの4か月のうちに死者が1人出ております。そして、負傷者は9人減っていますが、47件事故が発生してまして、負傷者が51人ということになります。こういうのを踏まえたときに、先ほどのような市長の感想でありましたが、もう少し危機的に捉えて、しっかり返納、今返納制度のことを言っていますが、交通死亡事故ということで、交通事故ということに対する交通安全、防止、交通事故をゼロにするくらいな気持ちで、意識啓発をするという意味も込めまして、こういう支援制度の見直しはということで話しています。

例えば、先進事例といたしまして、栃木県さくら市は、本市と同じ1万円分のタクシー券、1回限りです。全く本市と同じですが、大分県ではスーパー、ホテル、メガネ店、旅館などのサポート加盟店で割引などの特典を受けられます。買物の無料配達をいたしますということです。京都の長岡京市では、バス回数券、阪急バスのグランドバス1か月分他、重ねて特典を受けられたりします。奈良県では、奈良県タクシー協会加盟タクシー運賃は1割引、これは1年間とか、そういう限りはありません。滋賀県では、支援協賛店で、各種サービスを受けられるということになります。そして、静岡県沼津市では協力事業者で利用できるバス・タクシー券です。愛知県武豊町というところでは、65歳以上の方にコミュニティバスの無料乗車券を2年間、まして交通安全グッズ贈呈等々、様々な取り組みがなされております。この中で、栃木県さくら市と本市は同じですが、1回限りの1万円分のタクシー券は、街部の人が何回かに分けて使いますが、街部から遠く離れた人は、どうかすると1回で使い終わってしまいます。住んでいる地域で使い勝手が悪いことにもなります。そういうことも踏まえ、タクシー券では公平みたいでも、不公平が生じてきているのではないかなと思います。

そこで、内容を見直し、例えば地域で使える商品券などを追加して、タクシー券か、それとも商品券か、どちらかを選べるように選択制にする方法もあります。免許証を返納したくないとこ

ろを自主的に返納してもらえるように、高齢者の方々の気持ちに寄り添った方法で特典を広げて欲しいと考えます。高齢者の方々が積極的にお出かけができるような応援態勢に見直す考えはないでしょうか。

先ほど市長は、免許証返納支援制度の推移を述べられましたが、返納する方が2倍になっているということでもあります。そこまで自分の返したくないという思いを割り切って、やはり交通事故を起こしたら他人にも迷惑をかけるので、いろんな思いで返納されたと思います。その方々、そしてまた、これから返納しようと思っている方々、そういう方々の心に寄り添って、やはりタクシー券1万円分、助成制度の無いところもありますから、すごく感謝されることではありますが、もう少し踏み込んで、見直す気はないか、もう一遍、市長の見解をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

はじめに、答弁したところでございますが、今後特典につきましては、増やす方向での見直しということにつきましては、近隣自治体の動向を確認しまして、調査研究させていただきたいというふうに答弁したところでございますが、今、様々な地域での取り組みがあるということについて、本当にすばらしい取り組みをされているなというふうには思ったところでございます。

実は、私は先日特定健診の受診率向上のために、特定健診受診済証の交付式に臨んだところでございました。その際に協力いただいたのが、市内の商工会の皆さん方に協力いただきまして、その特定健診の受診済証を提示すると、例えば、ある店では5%引きとか、ポイントを2倍差し上げるとか、そういうふうに、その店独自のサービスの提供が示された特定健診に対する協力の取り組みでありました。

今、議員のお話をお伺いしまして、まさしく本市でもこのような取り組みというのができるんだなというふうに思いましたので、改めて、また商工会等とも相談しながら先進事例もたくさんございますので、その方も調査をいただきながら取り組みをしてみたいというふうに思います。

○総務課長（武石裕二君） 平成22年度からの返納者数ということで、先ほど答弁が漏れておりましたので、報告いたします。

この自主返納については、本市は平成25年度から実施をしておりますので、ただいま警察署の方に確認をいたしました。警察署としても22年度、23年度、24年度については、把握をされてないということでしたので、誠に申し訳ないんですけども、25年度からの自主返納の数ということで御理解をいただきたいというふうに思います。

○11番（鶴迫京子さん） 警察の方でも把握してないということですね。やはりこういうことは把握してもらいたいとは思いますが、返納者が増えているということは分かりました。最初38人から60人、27年度で86名ということでもあります。現在86名掛ける1万円で、86万円、27年度は支出ということでもありますので、金額的に、この金額を増やすのではなくて、やはり先ほど選択制ということを言いました。その選択制ということは、どうでしょうか。個別的にここで、るるやるよりも、担当課がそういうことはいろいろ考えられるでしょうけど、一つ提案しましたので、

いかがなものでしょうか。この受診済証をやるとか、そういうので市長は、特定健診の28年度から加盟店と契約して、そして、5割じゃなくて、5%引きされるということでありますので、そういうことにも倣うこともできるのではないかという市長の感想でありましたが、そういうことで選択制にするということ、そして、地域的に先ほど言いましたように、1万円分のタクシー券をもらっても、街部から離れた遠距離の所は、タクシー券とって、その本人が使えるかという、1回きりか2回で無くなってしまふ、そのことの感想はいかがでしょう。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今議員御指摘のとおり、選択制度も含めまして、様々なメニューを提示しながらするというのも、ひとつのやり方だというふうに思います。どのやり方が高齢者の方々にとって、いちばん自主的に返納しやすい制度かというのも、少し調査研究をまたさせていただければというふうに思います。

○11番（鶴迫京子さん） 高齢者の方々にとっては、運転免許証を持っているということで、自由自在にどこまでも行ける、その自由さが束縛されて、いろんなことで制限があるようになるわけです。昨日からの質問の中で、「夢のある施策」ということで、今日もありました。市長、やはり高齢者の方々にも、夢を持って、免許証を返納するということは、とてもマイナス的なことではあります、そのマイナスなことがプラスに変わるような気持ちにさせるということも、やはり市の施策としては大事なことではないかなと思いますので、ただタクシー券1万円やっていたらいいということにはならないと思いますので、それもやはり20年が経過した上でのこういう質問になって、その時点では、そういうことは、やはりやってみないと分かりませんし、今言えることではないかと思っておりますので、重ねて見直すということで受け取りましたので、ぜひメニューの見直し、そういうことを確実に1万円のタクシー券が1万円ということは、一応また直して見直すということで、しっかり返事をもらったということでもよろしいんでしょうか、もう一度確認いたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この運転免許証の自主返納につきましては、警察の方々とも十分協議しながら進めていかなければならないことかと思っております。

そしてまた、先程来お話ししますように、返納される方が大きな決断をされて取り組まれるということになりますので、そのことについても感謝の気持ちを持って、そしてまた、御自身の健康と安全には生活が維持できるというような環境にもっていけるためには、どのような形が望ましいかという問題につきましては、十分検討させていただきたいと思っております。

○11番（鶴迫京子さん） 25年度から導入された制度の割には、皆さんがこのことを周知されていないのではないかという気もいたします。自分も含めまして、周知・啓発が足りなかったのではないかなという思いもありますが、これからいろいろ検討されまして、その皆様のニーズですね。近くにいらっしゃる、そういう高齢者の方々の気持ちと言いますかニーズですね。どういうところにあるのかということも担当課の方で調査されまして、良い形での報告があるように、お持

ちしたいと思いますが、ぜひこの特典を増やす方向での見直しをお願いしたいと思います。

そして皆様にも、そのことが決定になりました時には、なる前でもいいですが、こういう自主免許証返納支援制度があるということも市報なり行政告知放送なり、いろいろな媒体を使いまして、この制度の徹底というか、警察もしなければいけないことではありますが、やはり市としても、この周知啓発に力を入れていただきたいと思います。どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私自身、様々な団体に出向きまして、御挨拶をさせていただく場面がございます。その折にもこういった制度がありますよということの御紹介は重ねながら、高齢者の方々に、少し御自身が危ないというふうに思われる方々が、積極的にこの事業に乗っていただくような形のを先程来申しましたように、調査研究をしていきながら、実施してまいりたいと思います。

○11番（鶴迫京子さん） この件では最後になりますが、少しお願いもですが、タクシー券ですね、そして、商品券なり、そういう特定健診の加盟店による各店々のサービス、割引を提唱されていますが、そうなった場合、お店に限られるわけですね。地域振興券とか、そういうのも限られて、商工会に入っている方々だけのお店しか利用できないということもあったりします。そういうこともしっかり踏まえまして、どういう形がいいのか、そういうところも、商工会に加盟されていない小規模のお店とか、小売店ですかね、そういうところでも使えるようにした方がいいのかとか、そういうこともきめ細やかに、やはり一応結果として駄目でしたということは良しとしますが、全然最初から、そういうことが協議の台に乗らないということにならないように、細かいところでの協議ということをしかりして、そして決定していただきたいなと思います。

最後にいかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

いわゆるプレミアム商品券につきましても、何回か回数を重ねるうちに、改めて商工会加入でないお店についても対応ができるような形にさせていただいているところでございます。そういった事例もあって、進んできてございますので、そういったのも十分参考にしながら取り組みをしていきたいと思います。

○11番（鶴迫京子さん） 最後と言いましたが、今度で最後ですが、プレミアム商品券ということで、このタクシー券か、商品券というか、そういうこと選択制にしてもらいたいなという思いがあって、今質問しているわけですが、そういう選択制にした場合、商品券とか、そういうことも少しプレミアムにするというか、少しそこに夢があるというか。例えばですね、タクシー券だったら1万円、地域振興券とかそういうのだったら1万円から少しかさ上げして増やす方向での見直しということをお願いしたので、そこが少し見直されて、1万円ちょっとということで、その同額でなくて、こっちのそういうプレミアムは少し付いて、1,000円でもとか、そういうところでもワクワクするようところが少しあるというような券にするとか、細かいことですが、そういうことも考えたりもしますが、最後です。いかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

運転免許証の自主返納された方に対しまして、タクシー利用券を交付するということが、プレミアムかなというふうに、今思ったりしたものですから、それにまたプレミアムを付けるというのは、またどうなんだろうと、どういうふうになるんだろうと、ちょっと今の段階では、少し整理が付かなかったところでございます。

そういったのも含めまして、協議検討させていただければというふうに思います。

○11番（鶴迫京子さん） しっかり見直しをしていただくということで、了としまして、次に移りたいと思います。

2点目であります。未来があり、地域の宝である子供たちの命を交通事故から守るために、特に交通量の多い志布志小学校、香月小学校、安楽小学校周辺の街部の通学エリアを「ゾーン30」に指定できないかあります。ゾーン30に指定ということで、鹿児島県内の状況を申し上げますと、平成24年に5区域、25年に本市の通山小学校を含め14区域、26年に12区域、平成27年には7区域ということで、これまで合計38区域がゾーン30に指定されております。

ちなみに、「ゾーン30」とは、通学路や生活道路が集中している区域を、歩行者の通行を最優先とする区域、「ゾーン」に設定して、その中の最高速度を30kmに規制するとともに、その他必要な交通規制や道路改良等を行うことで、交通事故防止を図るものです。

市長の見解をお伺いたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在本市では、有明町通山の通山小学校周辺について、鹿児島県警と連携しましてゾーン30を実施しているところです。

「ゾーン30」につきましては、ただいま議員御説明のとおり、通学路や生活道路が集中している区域を歩行者等の通行を最優先とする区域、「ゾーン」を設定して、その中の最高速度を時速30kmに規制するとともに、その他必要な交通規制や道路改良等を行うことで、交通事故防止を図るものです。

ということで、このことにつきましては、現在は通山小学校周辺のみということでございますが、学校周辺において、朝夕の児童生徒が通学する時間帯と通勤時間帯が重なってしまう区域などは、必要というふうに感じております。市街地にある学校で、通行車両の多い道路には、この規制は効果があると思っております。

しかし、区域内に生活する住民の方々の要請が必要になること、区域内を通行される多くの方々の御理解と、交通安全を推進する共通の認識として計画しなければ、指定までには時間を要するということが、難しい地区もあるということで、どこでも指定しますということにはいかならないかなというふうには思っております。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

平成25年度に導入された通山小学校区のゾーン30では、ゾーン内において速度が抑えられ、通学路の安全性が一段と増し、教育委員会としても大変有り難く思っております。

現在、志布志市内の全ての小中学校で、交通安全教室や学級活動等を通して、道路横断時の左

右確認の徹底、自転車に乗る際のヘルメットの着用、交通ルールを遵守することの大切さなど、児童生徒への安全指導の徹底を図っております。

また、学校で指導したことが正しく守られ、実践されるよう、家庭と連携した取り組みを行っております。通学路の安全確保については、管理職はもちろん、教職員、PTA等が中心となり、通学路の点検や交通量の多い登校時の立哨指導をしております。

また、3人のスクールガード・リーダーによる小学校の巡回指導を行い、登下校時の安全確保にも努めています。

更に、各小学校では、スクールガード及び防犯ボランティア等を地域住民や保護者に依頼し、地域の実情に応じた安全確保のための取り組みを推進しています。

今後とも、子供たちの大事な命を守るために、学校やPTA、地域が一体となり、見守りの強化や青パト隊等の協力を得て、子供の安全確保に努めてまいります。

通学路におけるゾーン30の導入については、学校、地域の要望等も聞きながら、担当課及び警察、道路管理者など関係機関と協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○11番（鶴迫京子さん） ただいま教育長の方から、通山小学校のゾーン30指定後の話で、安全性が大変保たれて、そしてまた、地域、家庭、学校の三者連携のもとで、いろいろ交通安全指導なりやられているということで、安心しましたが、やはりゾーン30指定ということで、例えば、3小学校あげていますが、志布志小学校の関係の方から、去年、そういうゾーン30指定が志布志小学校周辺はできないかなという御相談を受けました。本当は去年のうちに質問をすればよかったのですが、やっとの今回質問をすることになりました。

ところで、志布志小学校周辺、市長は、志布志小学校ですので、お釈迦祭りなど、いろんな行事がありますので、通られていると思いますが、小学校周辺の速度制限を御存知ですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

志布志小学校周辺においては、県道は全て30km規制でございまして、生活道路として使われているようでございます。

しかし、ゾーン30の目的でもあります、抜け道として通行する行為の抑制などを図るということには合致しないという、つまり幹線道路としての役割も、この路線は結構高い県道であるということでございます。

○11番（鶴迫京子さん） 今、市長の答弁で幹線道路だから、交通量が多いのでゾーン30指定ということで、詳しく調べていくと、幹線道路はゾーン30に指定ができないということですか。

○市長（本田修一君） ゾーン30につきましては、生活道路が主になるということで、県道は難しいということになるかと思っております。

昨年の通学路緊急合同点検で、交通安全対策については、県でも多くの対策を実施していただいているところでございます。

ということで、設定には自治会、地域住民の方々の熱望ということが中心になります。そして

また、交通安全の意識と、今言いました地域の強い要望ということが前提になって、警察も動いていくということでございます。

ゾーン30を設定したことに伴って、運転者や生活環境が悪化してしまうということで、反対意見が多くなってしまうことは、絶対避けたいということであるようでございます。

○11番（鶴迫京子さん） 一番ゾーン30指定ということで危惧することは、そういう地域住民の反対ということではないかと思えます。県道だからというような御説明もありましたが、そして逆に質問いたしますが、通山小の場合は、国道220号線も指定になって、通山小があって、囲んだ所でゾーンということで、なっているのではないかな、そこいら辺の明確な答弁が、ちょっとそごが有るのかなと思えますが、いかがでしょうか。

○建設課長（中迫哲郎君） ただいま市長が幹線道路については、ゾーン30にはそぐわないというようなことだったんですが、結局ゾーン30は、幹線の道路がありまして、そこを普段の車は通っていただければいいんですけれども、その中で、例えば近道をするような形で入り込むとか、そういうのを抑制しようというのが目的でございまして、ある程度志布志小学校の場合は、南之郷志布志線は、県道は天神の方へバイパスができてまして、そこへ上がればいいんですけれども、柿之木志布志線、日南志布志線が、どうしてもそのエリアの中に入り込んでおりますので、そこについては、そういうバイパスができた時点では、そこへ入り込まないように中を規制するとか、そういうことは可能かと思えますけれども、今の現状では日南志布志線、柿之木志布志線が入り込むということであれば、そこについては、ある程度の規制は厳しいのではないかなとは言うんですけど、現在も県道は30kmで規制をかけておりますので、面ではなくて線的には規制がかかっているという状況でございまして。

通山につきましては、国道はゾーン30のエリアには入っております。国道は速度50kmですかね、50kmで走れますので、その国道から下の方がエリアということで御理解願いたいと思えます。その下の方を30kmの区域の面的に規制をかけてるということでございます。あそこは特に旧鉄道跡地があって、まっすぐ直線が入ってましたので、そこをスピードを出して走るということもございまして、少し狭窄を造ったりとか、そういうことで規制をかけているところでございます。

○11番（鶴迫京子さん） 例えば、運転する側といたしまして、志布志小学校、中学校から坂を下りまして、志布志小学校の方に抜けて、御前の水があって、そこを通過して右折していきますが、そういう小学校周辺のエリアは全部速度制限が30kmになっていますね、市長がおっしゃるように。30kmになっていますが、やはり道路で運転して通っている時に、車と出会い頭に遠慮したりとか、白線は消えていたりとかもあります。そして、30kmって分かってる人はいいですが、なかなか急な用事とかいろんな意味で、ハッと見た時40kmで走っている車、あれちょっとすごい速度だなと、そういう車とも遭遇したりいたします。そういう場合、通学路ですので、大変道路幅も狭くて30kmは30km、

そして、バス路線道路ですので、バスも定期的に通る。いろんな意味を込めまして、あそこは大変危ないところではないかなという思いがあります。まっすぐな直線でもないですね、右折した

り左折したりとかありますのが、ぜひ警察と道路管理者の交通規制に関するもので分けて考えなければいけないのかも分かりませんが、ぜひこのところをはっきりした答えが返ってきてないような気がします。このゾーン30指定には無理ということでもありますか、そこをもう少し答弁をいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

全体がもう30km規制でございますので、私的にはゾーン30の指定でいいんじゃないかなという気がするところがございますが、これは警察ないしは交通安全委員会等とも十分協議して、そして、県警の方で指定するというところがございますので、また県警の方に相談してみたいと思います。

○11番（鶴迫京子さん） 交通事故防止ということは、意識の中で、交通事故を起こさないという意識、すごく大事かも知れませんが、その意識を啓発する、そして改革するということは、やはり交通事故防止というのは、視覚から入るのではないかなど。運転していても視覚ですね、子供が飛び出してきたとか、大きな車が来たとか、そして、よく通学路に大型トラック、車が通学路に暴走して入ったとかいうような事故も多々ありますが、やはり視覚、目による不注意とか、そういうことで起きます。そういうのを注意喚起する意味でも、市長は30km制限がかかっているから、それでいいんじゃないかというような答弁に聞こえたのでありますが、果たしてそうでしょうか。30kmは30kmでかかっていますが、あそこを運転して通る方が、みんな30kmだと思って、そういう意識のもとで30kmで通っていらっしゃるのでしょうか。実際的に、そういうところを注意して通っていただく、通学路である、子供を守る。そしてまた、先ほども、高齢者の返納を言いましたが、子供対高齢者って、起きてはならないような事故が起きないためにも、やはり注意喚起、それは視覚から入るのではないかと思います。ゾーン30ということで、口頭で今質問していますが、通山小学校を通られた方は、分かってらっしゃるかも知れませんが、ゾーン30の入り口のイメージということで、これちょっとコピーしたんですが、結局路側帯とか、カラー舗装化ですよ。路側帯をカラー舗装したり、ゾーン30というふうに道路面に書いてあったりって、こういうのが有ると無いのでは、全然違うし、こういう規制標識というのも立ちますね。そして、このことが新聞にも出ましたが、通山小学校では人気漫画作家の方が亀を描いて、「亀ん子ロード」って名付けて、こういう亀ん子の標識ができて、「亀ん子ロードゆっくり走ろう」ということで、こういう標識を立てたりして、子供たちにも、そして運転者にも、全ての方に意識啓発して、事故を防ごうという取り組みであります。霧島市の富隈小学校は、「とみくま」というのを使って、「止まるよ、見るよ、車に注意、守よルール」という標語を作っています。日置市のこういう標識、ここには書いてないですか、日置市は、「トマトの約束」ということで、「と、止まるよ」ですね、「ま、待つよ」です。「と、飛び出さない」、なんか、そういうことだったと思いますが、「トマトの約束」とか、そのゾーン30指定になった所の標識で、そういう言葉を使って、目に視覚に訴えて、交通事故から子供たちを守ろう、そして、交通事故の加害者を無くそう、事故を起こさないようにという、そういう啓発ということでもあります。これ大変大事なことではな

かろうかなと思います。ただ、30km速度制限が全部かかっているから、そしてまた、三者連携で、安全パトもしているから、絶対事故はゼロだよということにはならないのじゃないかなと思います。

そういうところで、やはり小学校付近は、今志布志市も観光に力を大変入れていますので、また話は別になるかも分かりませんが、観光振興というのは、年々増加してきているように思います。歴史散歩、散策というのもブームになったりして、あれ、どこの方かなというか、分からないような市外の方でも散策されている方もいらっしゃいます。そうやって歩いている数、観光人口も増えていますので、少子化とはいえども、やはりいろいろな交通事故発生ということでは、大変危惧しています。いかがでしょうか、こういうゾーン30ということで、皆さんこういうのに取り組まれていますか。

○市長（本田修一君） ただいま、先進事例のお話をされたところでございますが、それぞれの地域によって、それぞれ特色ある取り組みをされているということにつきましては、我が市の通山校区のゾーン30の地域においても、特色ある取り組みをされているということで、本当にそれぞれの地域で頑張っているなというふうに思ったところでございます。

この志布志小周辺につきましては、先ほど30kmほどの路線が、30km指定になっているからいいんではないかというふうに申しましたのは、ゾーン30にして指定してもいいんではないかなという意味で言ったということでございますが、そういうふうに指定を受けられますと、今後、様々な交通規制や道路改良等につきましても、ゾーン30というものを明示した形での道路改良がされるということで、更に安全運転に対する意識が高まるということで、今議員お話のとおりでございます。しかし、ゾーン30の指定については、警察の方で指定するというところでございますので、警察に相談していきたいということでございます。

○11番（鶴迫京子さん） 市長に謝ります。反対にとってました。市長が、できないんじゃないかというふうにとってましたので、ゾーン30に指定できるのではないかと、そのための検討を警察と協議するというところでありますね。よく理解いたしました。

対策例として、警察が交通規制に関するものということで、30kmの区域規制とか、横断歩道の設置、一時停止規制、歩行者専用道路の設置などは警察ということで、道路管理者としては、道路整備に関するものは、路側帯の設置及び路側帯内のカラー舗装とか、センターラインの消去、交差点のカラー化、交差点マーク設置などは、対策としてはするというところで、本当にいろんな所が出ていますが、隣の曾於市の末吉町ゾーン30エリア図ということで、末吉小学校がここにあります。曾於市末吉支所のここがゾーン30のエリアになっております。

そして、こうやっていろいろ霧島市とか、曾於市、日置市、伊佐市、奄美市、瀬戸内町、和泊町とか、肝付町とか、いろんな所で実施されております。

それで、せっかく去年は市民の方から要望もありました。そして、集まって協議する会がありますね、そこでもそういう要望を出したんだけどということがありました。それでも何も返事というか、あまり話的には進展はしなかったのよねということがあったのでありますが、そういう

こともありますので、ぜひこのことにも力を入れていただきたいなと思います。

そして、積極的に前向きにゾーン30に向かって、警察との協議をするという前提で質問いたしますと、本市といたしましては、2番目になるわけですね、通山が1番目。亀ん子ロードということで、人気漫画家さんがデザインしたシンボル看板ということでもありますので、ぜひ2校目に、もし決定とかなりましたら、やっぱりこの亀ん子ロードというのは、本市は全部ウミガメの産卵地でもありますので、その亀ん子ロードって付きまして、ここは亀ん子ロード、ここは何ロードって、違うのではなくて、統一した看板というのも大事じゃなかろうかなという思いがあります。どうでしょうか。

○市長（本田修一君） このゾーン30の指定につきましては、始めに申しましたように、地域の方々の熱望というものが前提、そしてまた、警察と公安委員会が指定するということ、そして指定の後、様々な事業を導入しまして、ゾーン30の指定が明示されるような形での取り組みを交通規制や道路改良等を行うということになるところでございます。

まずもって、この地区においては、東区、志布志区の皆様方の要望等を受けながら協議は進めていきたいというふうに思います。

そして、亀ん子ロードということにつきましては、通山の方は小学校で亀ん子クラブというのがございまして、上陸しましたカメが産卵しました卵をふ化させて、放流させている事業をしておりますので、そのような意味合いから、亀ん子ロードというようなことに名称を付けられたんではないかなというふうに思っています。

この、他の地区が、それにふさわしいかどうかにつきましては、また、それぞれの地域で検討していただければというふうに思います。

○11番（鶴迫京子さん） 市長の答弁で、「地域住民の要望があったら、そういう方向に進みたいと思います」というような答弁ではなかったろうかと思いますが、現に私は一応市民の要望を去年聞きました。もし、そういう志布志地区、東地区の中で、そういう要望はしないよとなったら、そのことに関して要望が無かったから、このことは協議もしないということに捉えていいんでしょうか。どのような方向で、やっぱり市民の要望を捉えて、やはり現地を調査したり、見たりして、また何人かにも聞きまして、そういう思いで質問をしていますが、そこらあたりの答弁といたしまして、地域住民の要望がぜんぜんパーセント的にあまり無いので、少数意見は取り入れないとか、そういうことにはならないですよ。確認です。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先程来お話ししますように、その区域内に生活されておられる方の要望に基づいて、このことは、事業がされるということになっているようでございますので、まずもって、東区、志布志区の皆さん方の要望がなければいけないというふうには思うところでございます。

そしてまた、同時に、小学校の地区の保護者の方々もあわせて要望があれば、なお要望度が高まるというふうなふうに思います。

先ほども申しましたように、この地区全体が、もう30km制限をされておりますので、特段難し

いことはないのかなと、あとは正式な形での要望書というものが作られて、地区全体としての熱望ですよという形が見えれば、警察、公安委員会も対応してくれるというふうには思うところがございます。

○11番（鶴迫京子さん） 参考程度にお聞きいたしますが、通山のこの亀ん子ロードは、市民の方の熱い熱望によって始まったわけですか、そこの経緯をお知らせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この亀ん子ロード、そしてまた、通山小周辺のゾーン30指定につきましては、このような事業があるということで、私どもの方に地域の方々からお話がございます、そして、警察と公安委員会に御相談申し上げて、ゾーン指定ができたということで、まずもって、地域の方々が動かれたということでございます。

○11番（鶴迫京子さん） 同僚議員が、ここの壇上で一般質問をいたしまして、そういうこともありましたですね。そういう意味合いでは、私も一応市民の代表としまして、ここで質問しているわけですので、ぜひ前向きに対応をしていただきたいと思います。速度制限は30kmかかっているからということ、良い意味でのそういうことでありますので、たやすいのではないかと市長の期待する答弁ととりまして、このことが進んでいくようお願いしたいと思います。何か、このゾーン30指定にして、今30km制限はかかっている、カラー舗装化したり、路側帯、警察との協議をして、そして、地域住民が駄目だよということに、個人的にもそうならないのではないかなと予測するのですが、ぜひここらあたりを、やはり先ほども言いました市民の熱い思いがあって進んでいくこともありますね。

だけど、今回の場合は一般質問を今していますので、ぜひ違う形で、質問で出ましたよという提示から入ってもいいのではないですかね。

そして、そういうやり方でぜひ、例えばですよ、アンケートの取り方、質問のところのやり方で答えが変わってくる、誘導されていくというのもあります。そういう感じで、やっぱりこのこともありますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

もう最後にしようと思いますが、最後に市長の、一番目の質問ですね、2番目の質問もやはり交通事故、交通行政についてであります。それは少なくとも少子化、高齢化ということで、そういう幼い子供たちの命、高齢者の命、そういうことを守るという意味で質問を今回いたしました。誰にも加害者にもなって欲しくない、被害者にもなって欲しくないという、ゼロ、どちらもゼロというのを目指して本市の市政がうまく運営されたいという思いがあります。市長、いかがですか。

○市長（本田修一君） ゾーン30の指定につきましては、先程来何回も申し上げますように、まず地域の方々の熱望ということで、その方々が地域を意思統一されて申請をしてこられるということになります。その基になった通山小学校のゾーン指定の基になったのは、御承知かと思いますが、鶴迫議員の同僚議員の方が一生懸命取り組まれて、そのようなことの実現になったということでございますので、ぜひこの志布志小学校においても、そのようなお力を発揮していただい

て、私どもと一緒にあって、ゾーン指定を得まして、この地域全体の交通安全が更に高まるような地域にしていければというふうには思うところでございます。

子供からお年寄りまで、本当に皆さん地域に安心して暮らせる、そしてまた、特に交通事故に遭わない、交通事故を起こさないというようなことについては、多方面からの取り組みが必要かと思っておりますので、今後もこのことについては、関係機関とも力を合わせて実現してまいりたいと思っております。

○11番（鶴迫京子さん） 今市長の力強いお言葉をいただきましたので、同僚議員と同様に頑張っていて、このゾーン30が指定になるように思います。

ここに「道」というのがあります。先ほど西江園議員さんも、これを持っていらっしゃって、高速道路の促進大会で頂いたものですが、本当にこの「道」っていうの、やはり今るる質問しますが、それはやはり家庭から一歩出たらもう道、道が無い所は無いわけですね。そういう大きな高速道路もですが、やはり小さな生活道路から「道」ということで、しっかりまず身の回りの道の整備ということにも力を入れていただきたいと思っております。

今回は、少子高齢化世界一位という日本の状況の中、本市の未来ある子供達、そして、これまで様々に貢献された高齢者の方々の尊い命を悲惨な交通事故から守るために、真剣に市長に取り組んでもらいたいという思いで一般質問をいたしました。

終わります。

○議長（岩根賢二君） 以上で、鶴迫京子さんの一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時34分 散会

平成28年第2回志布志市議会定例会会議録（第4号）

期 日：平成28年6月16日（木曜日）午前9時58分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問
小 園 義 行
- 日程第3 報告第4号 専決処分の報告について
- 日程第4 議案第54号 財産の取得について

出席議員氏名（19名）

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	8 番 西江園 明
9 番 丸 山 一	10 番 玉 垣 大二郎
11 番 鶴 迫 京 子	12 番 毛 野 了
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
16 番 岩 根 賢 二	17 番 東 宏 二
18 番 小 園 義 行	19 番 上 村 環
20 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
副 市 長 岡 野 正	教 育 長 和 田 幸 一 郎
総 務 課 長 武 石 裕 二	財 務 課 長 西 山 裕 行
企画政策課長 仮 重 良 一	情報管理課長 小 野 幸 喜
港湾商工課長 柴 昭 一 郎	税 務 課 長 木 佐 貫 一 也
市民環境課長 西 川 順 一	福 祉 課 長 折 田 孝 幸
保 健 課 長 津 曲 満 也	農政畜産課長 今 井 善 文
耕地林務水産課長 立 山 憲 一	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 上 原 登	志布志支所長 山 田 勝 大
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 雅 人	教 育 総 務 課 長 溝 口 猛
学校教育課長 福 田 裕 生	生涯学習課長 樺 山 弘 昭
志布志支所産業建設課長 假 屋 眞 治	

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 吉 田 秀 浩	次長兼議事係長 中 水 忍
調査管理係長 西 洋 一	議 事 係 溝 口 茂 樹

午前9時58分 開議

○議長（岩根賢二君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩根賢二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、平野栄作君と西江園明君を指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（岩根賢二君） 日程第2、一般質問を行います。

まず、18番、小園義行君の一般質問を許可します。

○18番（小園義行君） おはようございます。

日本共産党の小園義行でございます。

このたび、発生しました熊本・大分地震において、亡くなられた方々、また被害に遭われた方々に対し、心からのお悔やみと、お見舞いを申し上げたいと思います。

私たち日本共産党も全国の組織を通じて、支援金や支援物資、そういったものを集めて現地にお届けをしております。

また、私は曾於民主商工会、全国商工団体連合会の一つであります曾於民主商工会の理事もしておりますが、曾於民商においても、義援金や支援物資を会員の皆さん方からお集めをして、現地にお届けをすると、そういうこともいたして、心一つにして、早い復旧、そういったことになっていただきたいものだという思いで行動をしているところでございます。

一方でマスコミは、東京都知事の政治資金規正法、これに関して、連日もうそれが全てであるかごとくやっておりますが、一方でそうした熊本の地震の問題や、その他のことが少し脇に追いやられているような気がして、少し寂しいところでもあります。

昨日、辞任ということでありましたのでね、辞職をするということでありました。当然の結果だというふうに思います。

青山議員の方もありましたように、私たち税金をどうやって使うのかと、そういったものを決めていく機関にいる一人として、また自分も議員報酬をいただいているという立場からしたときに、そういったものについては、いつでもしっかりしたものがないといかんというふうに思っているところでございます。

そういった立場から今回も4項目ほど通告をしておきましたので、その点について、順次質問をしていきたいと思っております。

まず、政治姿勢ということで2項目ほどお願いをしました。一問一答方式ですので、この1番目のアンケート調査、これは本庁舎の在り方研究委員会についての質問ということで、先の議会で「アンケート調査に四つ項目を追加する」と、そういう答弁でありました。そして、それを精査をして、研究委員会で検討して、次のステップに進んでいくということでありました。四つの

項目については、もう申し上げませんが、取りまとめがどういう状況になっているのか、その後の取り組みについてお伺いをします。

○市長（本田修一君） おはようございます。

小園議員の御質問にお答えいたします。

3月議会定例会の一般質問で、これまでの振り返りシート、新たな4項目を追加しまして、再調査を実施する予定であると、そしてまた、その再調査後の検証結果を受けまして、開催される庁舎等在り方研究委員会での結論を待ったうえで、次のステップへ進みたいと答弁したところでございます。

その後、3月24日に開催した研究委員会で、調査対象範囲を係長以上から正規職員全員に拡充し、より多くの市民から寄せられている内容について、集約を図ることとした上で、再調査の内容を決定したところでございます。

調査結果を集約し、5月19日に開催しました研究委員会で、集計及び分析結果について、多角的な議論を行ったところであります。

○18番（小園義行君） 今度は更に係長以上から、正規職員の方にまで広げたということですね。約300名を超える人たちですが、どんどんそうやって広がっていくと、1年間かけて、いろんなことをやってきたことが、更に今度は、市長は、そこには関わらないということでしたのでね、そういう気持ちはないと思いますけれども、時間稼ぎでね、ずっと、この任期中研究をしていって、それで終わりだということになっていく、ということにはないでしょうけれども、今回正規職員まで広げた、それはいつ頃取りまとめができるんですかね。

○総務課長（武石裕二君） ただいま庁舎在り方研究会についての取りまとめ等についての御質問でございます。

研究会につきましては、昨年度4回ほど開催してございます。今回5月19日に本年度の第1回の在り方研究委員会を開催をしたところでございます。

これまで、昨年度私も課長として会議に入っておりましたので、その中でシートアンケートについてを主に、これまで議論をしてきたというふうには、考えております。

今回、追加項目についての取りまとめについての報告、それから、それに伴ういろんな意見交換ということで、今回少し時間をかけて、約2時間近くだったというふうに思いますけれども、いろいろ課長さん方から意見をいただいて、今後それを基にですね、こういった方向でまた調査研究をするのかということでの取りまとめはしたところでございます。

今後また、しばらくは時間をかけてというようなことになるんじゃないかというふうには思います。

意見はですね、いろんな形で出ておりますので、それをまた集約をしていかなければならないのかなというふうには考えております。

○18番（小園義行君） 当然、対象が広がるわけですから、意見はまた、更に出てくるわけですね。そういった中で、あわせて職員もそうでしょうけれども、せつかくやるんだったら、囑託職

員の人も含めて、住民という意味でしたときに、そういったことも一緒にやられたらよかったの
にという思いがあるんですよ。嘱託職員や臨時職員、パートの職員とおられるわけですが、その
方々だけでなく、今おっしゃったような正規職員、役所の職員の関係は、大方昨年1年間やっ
た中で出ているのではないかという気も正直してるんですよ。あわせて、そういうことをされる
のであれば、アンケートですからね、住民の皆さんのことも平行してやっていく、そういったこ
とを座長として考えていく考えはないんですかね。

○総務課長（武石裕二君） 今、嘱託の方、それから臨時、パートの方も公務員という立場もご
ざいますし、また、ある意味市民という形での捉え方もできるのかなというふうには思うところ
でございますが、今回、これまでの振り返りと、いろんな意見があった中で、やはり組織の再編
含めてのいろんな検討もしていかなければならないということ、それから、今の庁舎が本庁、志
布志支所、松山支所、それぞれの位置がございましたけれども、その位置に本庁を置くのかとい
うこと以外に、今後将来的をみたときに、当然、30年、50年後先を見たときのまちづくりも踏ま
えて、どういった在り方がいいのかということまで、いろんな意見が出てですね、その集約を
今後図らないといけないのかなと。場所もですけど、組織のまず在り方を考えるということ。そ
れから、本庁の新しい将来を見据えたときのまちづくりを考えたときの位置、当然そこには財政
的には基金を積むとか、場所をどこにするのかといったところまで、今後調査を含めてするの
かということまで、いろいろな意見が出たところでございますので、また、それを私としては、
座長として次の回に取りまとめをして、また意見をいただくというようなことでは考えておりま
す。

先ほどの嘱託、臨時職員を踏まえてのアンケートの広がりというのは、またちょっと検討させ
ていただきたいというふうには考えております。

○18番（小園義行君） 昨年12月議会以降、3月議会で「研究委員会は開かれたんですか」とい
うことでしたけど、「やってない」ということでしたね、当時の課長さんの答弁ですよ。5月に
開かれて、約半年間無かったというふうに理解をするわけですね。そういった中で、研究委員会
と名称は変わっても、研究と検討の違いは、当然当局として分かっておられますよね。

○総務課長（武石裕二君） 昨年度の第4回を3月24日に開催をしております、その後、本年
度が5月19日に第1回、28年度の第1回を開催をしております。

当然、調査研究会と、その先の検討会という意味合いは違うというふうには考えております。

○18番（小園義行君） 研究というのはですね、結論が出ないんですよ。ずっと研究すればいい
んですよ、2年でも3年でも。でも、この問題はね、最初は検討委員会だったんです。その検討
というのは、いろんなものを精査した結果、結論を出すというのが検討をするということですね。
そういった意味で、今のままで果たしてね、ずるずるとやっていいの本当に、という思いがあ
って、今ちょっとお聞きしたところでした。

そのことは、よく御存じだということですのでね、ずるずると研究だけして行って、次の市会
議員の選挙、市長の選挙ということになってしまうのかなということにならないようなことでや

っていただきたい。

なぜこういうことを言うかという、本市をはじめとして、どこでもそうですけど、人口減少社会と、一方では高齢社会に、もう入ってますね。そのことを踏まえたときに、政策はいろいろ考えていかなきゃいけないというふうに思うわけですね。そういう中で本市が採ってきている、例えばですよ、地域包括支援センターの移動、こうしたことも、そうした人口減少社会、高齢社会に入っているという立場から議論があって、結論を出してこられたのかと。そうした基本は、そういうことを議論して、手続きとしては、結論を出していくということが必要じゃないかというふうに思うわけですね。

本庁を今のままにして、ずっといくんだっただけですよ、そのままいくんだっただけ、それでいいかもしれないけれども、先ほど課長の方から、座長と言わしてくださいね。座長の方からありましたように、そうした支所を含めて体制づくりがなっていないとね、意味が無いわけですよ。

そこで1点だけ聞かせてください。志布志支所長を港湾の担当というふうに、あそこに肩書き書いてありますよ、どういった具体的な指示が支所長にされて、決裁権を持っていないと僕は理解をしているわけですが、そういったことが県をはじめとして、ごめんなさい、あそこの出先、出先という言葉は悪いですね、そういう機関がありますね。民間の方々ね、そのことに対して、どういう思いがあるんだろうと。私は一番身近なところにある港湾担当という肩書きがあるのであれば、一定ね、そういった体制づくりをしないと、決裁権のない、持っていない人のところに企業は足を運ばないと思いますよ。大変支所長には申し訳ないですけども、そういったものが、きちんと議論されて体制づくりがされているのかということをお教えしてみたい。

○総務課長（武石裕二君） 志布志支所長は、港湾の担当も兼務しているということで、これまで兼務の命令を出しているところでございます。当然港湾、港のあるところについては、旧志布志町ということでございますので、緊急あるいは、どうしてもというときには、その所長にも相談をするというような体制を取っていただくようにはしております。

それから、これまでも港湾に関する会議、それからポートセールス等についても、支所長等についても同席をしていただくとかという体制は、港湾商工課の方とは、取られているというふうなことでございますので、今回の在り方検討委員会の中でも出たところですが、港湾の関係、それから、商店街の関係ですね、そういう機関、集約しているところが旧志布志町としたときに、当然会議とか、そういうもろもろの諸会議などがある時については、その近い所、例えば、志布志支所ですとか、そういうことについては配慮をするようにというふうなことで、その研究会の中では確認をしたところでございますので、しっかりと志布志支所長も港湾に関しては意識を持って、今度また4月異動になりましたので、新しい課長になりましたけれども、意識を持って当たられるというふうに私は理解をしております。

○18番（小園義行君） 今の答弁を聞いて、具体的に、そういう指示なり、こうしていただくと、こういう立場やってくださいというのがね、恐らく届いてないんじゃないかと、僕が今の答弁を聞いて思うんですよ。それは当然肩書きがあれば、それなりの会に出席したり、それはある

でしょう。決裁権がないわけですからね。

この4月から副市長を二人にされましたね、まち・ひと・しごと ころごし創成戦略の中でね、港湾に特化した副市長を置くんだったら、その副市長は、志布志の支所に置かれるのかなというふうに、個人的には僕は思ってたんですよ。でも何ら変わらない、今と同じね、ここに置いている。

本庁をここに置いて悪いということ言ってるわけじゃないからね、この10年間いろいろ議論して。もし、それであるんであったら、そういった体制づくりをきちんとして、住民や企業、国や県との関係をもっとスムーズにいくような形での姿勢が見えないといけないということ申し上げているわけですよ。そういった視点というのは、全く副市長をわざわざ国土交通省からお辞めしていただいて来ていただく、そういうときに、議論もされなかったんですか。そのことと含めてですね、もう一つ、これ最後ですよ。

市長、これは市長が答弁してくださいよ。座長もちよっと間違われてますが、検討委員会じゃないからね、研究委員会をあなた方はやっているわけです。この研究委員会から検討委員会にいつ上がるのかと、そこについてのね、これ、政治的な判断が必要だと思うんですよ。その2点、副市長の関係とお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

岡野副市長におかれましては、今年度新たに国土交通省九州地方整備局から地方創生事業の関連で来ていただいたところでございます。

国の方で地方創生事業を推進する際に、地方自治体において、特に進めたい部分について、国のそれぞれの所管の職員を派遣していただくという制度が公表されておりましたので、私どものまちにとっては、この港の整備というのは、喫緊の課題と、最重要課題ということでもありますので、この事業を更に推進するために、地方創生事業に、その国土交通省関係の方というようなことを添えまして、来ていただいたところでございます。

港の事業の推進につきましては、ただいまお話ししましたように、管理者が県と、そしてまた、国の方の直轄事業もございしますが、直接的な予算配分をされるということでございますので、いつもいつも私と協議しながら、そのことについては対応していかなくちゃいけない。もちろん港のみならず、道路においても、そのことについて国・県に直接的に要望をしていただく、出向いていただくという立場から、いつも私と連携を取りながらしていただかなければならないということで、本庁の方に岡野副市長の席は設けたところでございます。

次の研究会につきましてですが、今、お話がありましたように、研究会においては、様々な課題の抽出をするということになっているところでございます。その課題につきまして、いかなる形での対応が、また進め方が可能かということの研究するということになっておりまして、そのことが1年かけてされたということでございます。しからば、その課題の抽出を受けて、それを検討委員会に昇格して進むべき方向性をいつ示すのかということについては、現段階では、まだ様々な課題の抽出というものが進んでいるようでございますので、それらの進捗を見ながら次の

ステップへ進みたいというふうには思っているところでございます。

○18番（小園義行君） 今、市長答弁あったんですけれども、副市長、今回2人にされた時に、志布志の支所に置くという、そういうことは、議論されなかったのかということをお聞きしたんです。地方創生のそれで来ていただいているというのは、議案とか、いろんなことで議論させていただいて、よく分かっています。そこは、一切そういうことはなかったということなんですね。

それと年度内、年度内と言うと変ですけど、今年28年度ですか、平成28年の末ぐらいには何とか立ち上げて、残り市長の任期1年ですよ、その後ね、それぐらいで検討して方向性が出るような、そういった考えには立ってませんか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

様々な課題の抽出という形ではやっているということでございますが、議員が今お話がありますように、例えば、都城志布志道路、そして、東九州自動車道のインターチェンジ、そしてまた、有明の方にハーフのインターチェンジ、それから香月線の整備、それから港の工業団地の進捗というような大きな展開が図られているものが形が見えてくるというふうになるかと思えます。そのようなものが、今後しっかりと見えてきたら、また、それに対応する次のまちづくりがいかなるものかということについての検討が進んでいくのではないかなというふうに思います。そういう意味合いからしまして、そちらの大きな流れというものを捉えながら、この問題については、取り組んでまいりたい。

そしてまた、今回の熊本地震を通じまして、大災害がいつ襲ってくるか分からないというより、明日襲ってもおかしくないという時代になってきておりますので、その中で、そのような事態が発生したときに、私どもが、直ちに市民の皆さん方に対応できる体制はどうあるべきかということの観点も、今後、積極的に取り入れながら進めなければならないというふうに思います。そういう意味からすると、早い時期に取り組むべきというふうには考えております。

○18番（小園義行君） 今市長の最後の「早い時期に」という、そのことで理解をして、今回この問題は、本当にもう10年市長といろいろやってきました。地方自治法が求めている視点、そして、住民や皆さん方のそういった声、それに基づいて、いろんな角度から質問をしています。結論としては、少し前に進んだねというぐらいで、例えば、東京や大阪におられる先輩方からお電話もいただいたりして、少し頑張ってるじゃないかというような激励もいただいたりして、お約束したことです。ずっとそういう立場で私自身は思ってますというようなことで、お返しをするところですが、今の市長のそういう答弁とあわせて、この人口減少社会と、そして、インフラも含めて、全て重要港湾を抱えている志布志町の方にどんどんどんどん進んでいくという、この状況を見た時に、果たして今の状況でいいのかということも踏まえて、研究委員会で研究させていただいて、市長がおっしゃったような検討委員会の立ち上げを急いでいただきたい。そういう立場だということでしたので、この件については、これで終わります。

次に、5月31日の南日本新聞に、県内の首長さん方の憲法に対するアンケートの結果が出されていきました。それを見てのことで、ちょっと質問します。市民の方々、南日本新聞を購読されて

ない方はよくお分かりにならないわけで、実は私も南日本新聞は取ってなくて、毎日新聞等々と、共産党の赤旗新聞を読んでも、電話がありましてね、「本田市長がいろいろしゃべってるよ」ということでありました。ここでね、私も早速そのことを見させていただいて、3万3,000人ぐらいおられる中で、本田修一そのものを知る人というのは、身近な人は当然そうでしょう。私も10年間やり取りさせてもらって、市長の人となり、考え方、そういったものというのは、多少は住民の方よりかは、理解が進んでいるのかなと思うんですが、こういったものが出てくると、その人の持っている内面とか、そういう立ち位置なんだねって、そういうことが見えるわけですね。これはとても良いことだというふうに思います。

今回、初めてといいますか、これまで市長にいろんな国策に関してとか、いろんなことで質問を投げても、なかなか本当のところが出てこないというのがありました。この結果については、市長の思いとか、そういったものがよく出ています。その中で、少し言わせてくださいね。

このアンケートは「憲法改正問題に関心がありますか」といったら、市長は「非常にある」。

「今の憲法を変える必要があると思いますか」次の中から一つだけお答えくださいということで、「必要がある」というふうに、これもまた「関心があり、憲法を変える必要がある。」と、どっちもおっしゃっています。

そして、問3は、「必要がある」というふうに答えた方で、一つだけお答えくださいということで、市長は「憲法の規定が時代に合わなくなっているから」という回答です。

そして、問5ですね、4は関係ないということです。問5は、こういうことですね。「憲法を見直すとするば、何を議論の対象とすべきと思いますかと、50字以内に具体的に書いてください」ということで、市長は、こういうふうに書かれております。「前文（まえぶん）、各条文とも我が国の歴史、伝統文化などを反映した国柄の表された憲法に見直すべきである」というふうに書かれております。

問6は、「戦争の放棄と戦力を持たないことを定めた憲法9条を変えることに賛成ですか」ということで、市長は「賛成です」と。その理由は、「我が国の平和は、自衛隊の存在と日米安保条約により、保たれてきた。自衛権の行使を憲法に明記すべきである」というのが市長の回答です。

問7は、安倍政権は集団的自衛権を行使できないとしてきた従来の憲法解釈を変更し、集団的自衛権の行使を可能とする安全保障関連法を成立、施行した。安全保障関連法に賛成ですか、反対ですか、理由を書いてくださいということで、市長は「賛成です」と。「国民の生命、財産が危険にさらされる時に、国会の承認を得て、必要最小限度の出動は必要である」ということです。

問8、大災害や他国による武力攻撃が起きた場合、政府に権限を集中させる緊急事態条項を改憲の優先項目とする考え方がありますが、このことに賛成ですか、反対ですか、その理由を書いてくださいとあります。市長は、「賛成です。重大な緊急事態に備え、関係機関が統一して対応する仕組みが必要である」ということですね。

問9、安倍晋三首相は、夏の参議院選で、憲法改正を争点にする考えを示していますと。争点

にするのに賛成ですか、反対ですかということで、市長は「賛成です」と。「戦後70年経ち、世界は大きく変化した。このような現代社会にふさわしい憲法に改正するのは、喫緊の課題である」という九つの項目について、市長が答弁をされております。

先ほど言いましたように、市長の内面が伺い知ることがこれでできるわけですが、それぞれ立場は違っていいわけで、日本は多様性を認めてる国ですのでね、そのことをどうこうということではありませんよ。今、このアンケート結果をです、これは市長として、本田修一の生き方、本質というふうに理解していいですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回の南日本新聞社のアンケートにつきましては、参議院選挙が近く開催されるということで、首長、国会議員、そして知事等の考えを求めたいということのアンケートでございました。

これは、前回の参議院選の時も直前にされておりました、その時も、議員の方で、私の方にお尋ねになっているところでございます。

私自身としましては、今ありましたアンケートにつきまして、常日頃考えていることを率直に述べたというつもりでございます。ある方に言わせれば、「市長は馬鹿だよ」って、「そんなことは適当に書いておけばいいのに」というような方もおられたんですが、私は、自分の感じている限り、そして知る限りにおいて、そのような思いを持っているということについては、率直にというか、素直にというか、書いたつもりでございます。

○18番（小園義行君） 本当に、私も市長が今回のこれは、正直に自分の内面と申しますかね、それを書かれているというふうに思うんですよ。それが悪いとかいうことじゃないですよ。それは市長の考え方で、個人、本田修一と、また市長という公の立場とは、少しちょっと違う部分もあるかなと、他の首長さんたちを見ても、それぞれですよ。私も伊藤祐一郎さんとは、お話をしたことはないわけですが、この知事の、このアンケートの結果を見ると、ああそうなんだねという、伊藤さんを少し見方がちょっと変わってきますよ、こういうものを見るとですね。もういちいち言いませんよ、もう市長も御存じですから。

そこで、市長は地方公務員法の特別職であります。市長です。そこで、市長に立憲主義と、そういうことについて、憲法改正を前文から全部読んで、変えていいと、国の成り立ち、そういったものがよく分かるようなものにね、前文から全部変えていいんだ、ということですので。この憲法は、私たちが学習してきたものというのは、立憲主義に基づいて、この憲法はちゃんとやられているというふうに理解をしているんですよ。この立憲主義というものについて、市長としてどうお考えですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

日本国憲法は、立憲主義ということになっております。立憲主義ということは、国民主権というものがベースになっておりました、国民の意見を反映したものを憲法とするということでございます。

そのようなことで、国民主権、そして立憲主義という形になっているというふうに理解するとこ

るであります。

○18番（小園義行君） いわゆる憲法がですね、時の権力者、政府がとんでもないことをしたりすると、駄目だよそれはと、それを縛っているというのが、私が学校やいろんなところで学習してきた立憲主義というもののことだというふうに思っております。

そこでね、これを全部やるわけにはいかないから、市長の考えを聞くために、この問8の大災害や他国による武力攻撃が起きた場合に、緊急事態条項を改憲の優先項目とすることに賛成ですか、反対ですかということで、ここを賛成とされていて、市長は、「重大な緊急事態に備え、関係機関を通して対応する仕組みが必要である」というふうに、緊急事態条項を今の憲法の中に変えてやったほうがいいということですが、これについての考えをちょっとお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

昨今、大きな災害が発生いたしまして、国を挙げてこの災害に対応、そして救済、そして再建というものをしなければならないという事態が多々発生しております。

そしてまた、今朝ほどの新聞にもありましたように、中国軍艦が鹿児島県の屋久島近くの、領海を通過していたというふうな事態も発生してきております。そのようなことで、国際関係においても緊張度が高くなってきている。そしてまた、重大災害も発生してきており、また、先ほども答弁しましたように、発生する可能性が極めて高い時代になっているということでございまして、そのような時代に、改めて憲法の秩序を維持すること、そしてまた、秩序の破壊を防ぐために一時的に権力を執行権者に集中させたり、あるいは国民に与えられている、一定の権利を制約することは立憲主義の原則には反していないということが述べられております。

また、その手続きにつきましては、国民の代表たる国会の承認を得るということ、期限を限定するということ、制約される権利を明記することということの歯止めがされるということでございますので、このような形での、非常事態に対応する新たな憲法の条項の制定については、必要かというふうに思うところでございます。

○18番（小園義行君） 今市長がそうおっしゃってますけどね、憲法改正には限界があるというのは、憲法学者の先生方がいろんなことを本でも書いておられるし、それも読ませていただいたりして、今市長に聞いているんです。

これ、安倍総理大臣が、災害とかこういったものを引き合いに出して、「緊急事態条項の創設が必要だ」と、度々おっしゃってるんですね。でもね、市長、ごめんなさい。総理大臣はですね、私たち国民に、そのことを説明をしているのかというと、私ははっきり聞いたことがない。新聞報道でもテレビでも、「具体的なことは国民の議論を待つ」とか、「3分の2の議員が賛成できる課題から着手していく」、こういったようなことをよくおっしゃっていますね。これではですよ、自分から憲法を変えなければいけないと言っておきながら、何を変えるんですかって聞いたときに、あなたが決めておっしゃってることと同じですよ、総理大臣がおっしゃってるのは。だから、私たち国民、何らそういう説明が無い中で、この緊急事態条項を創設しなきゃいけないという市長の考えですけど、それは少しね、私は違うかなという気がします。

今言いましたように、「憲法改正の限界というのはある」というふうに憲法の学者はおっしゃってますよ。だから、憲法改正というのは、国民投票で決着を付けるわけですけども、国民がそれを自由に決めたことであれば、なんでも改正ができるのかと、そういうことじゃないというふうに思うんですね。

今、災害を引き合いに出されましたね、この災害を出されたときにですね、それぞれの自治体の方々が、この憲法改正について「緊急事態条項はいらぬ」っておっしゃってるんですよ、その人がですよ。

現実に災害が起きたとか、そういった時にはですよ、72時間以内に人命救助とかいろいろやらないといけないわけですね。それは別に、きちんと法に対して創られているわけですよ、いわゆる災害救助法とかいろいろですね。そういった中で、過去に今、市長に資料をちょっと渡しましたね、見てください。これ1946年の憲法制定議会の時に、いろいろ議論がされているのを私もここで読みまして、そういうことかと言って、この「憲法の産婆役」と言われた金森徳次郎さんが、今市長、そこありますね。これ、1945年8月15日に日本がポツダム宣言を受諾して、連合国に降伏ですよ。そして、その後1946年7月に憲法制定議会があるわけですが、その中で、いろいろ議論がされています。なぜ今の憲法に緊急事態条項が書かれてないのか、それはどんな理解をされています。

○市長（本田修一君） 緊急事態に対処する条文が欠けているということにつきましては、その憲法制定当時に、そのような条項が示されてなかったから、現在の日本国憲法になっているというふうに考えます。

○18番（小園義行君） 今市長にお渡ししましたね。これだけのことが、それまでは、大日本帝国憲法ですよ、その中でも入ってないんですよ。新しくこういう状況になったときに、なぜそれを今の憲法の中に入れなかったかといったら、いわゆる緊急事態条項というのは、憲法を停止するという、そういうことになるわけですね。何でも、いわゆる政権を執っている総理大臣の意向に基づいて何でもやれるという、そういうことになっちゃいかんという思いがあって、国会の論戦の中で、議論の中で、そのことが入ってないわけですね。これは意図的に抜いたとか、そういうことじゃないんですよ。その中で、国会の中での議論を見てみると、いわゆる権力を持つる側に、そういうことを極力させないということから、緊急事態条項というのは入れなかったわけですよ。憲法停止になってたらですよ、国民の権利とか、そういったのは、ほとんど何でもストップしてしまいますよ。その中で、そういう議論はされたんです。された結果、しかもこの30年、40年遡ったときに、こういう状況があったにもかかわらず、新しい憲法の中にそれを入れなかったということは、時の今の憲法の「産婆役をされた」というふうに表現されてますけど、金森徳次郎さんが、一人で全部これ答弁をされてるんですよ。そういったのを見た時に、この緊急事態条項というのは、いわゆる国民の憲法を停止する、そういったことになりかねんということで入れてないわけですよ。

災害のことで少しありましたね。これね、官房長官も熊本地震のそういう時、やっぱりこうい

う災害の時、やらんといかんからって、こういうふうにならなくて、ちょっとマスコミで流しましたね。これはね、自然災害のこれは、72時間の間にちゃんとやらないと、生命の維持とか難しいよというふうになってるんですね。仮に災害が起きたときに、緊急事態条項を設けないと駄目なのかと、そんなことはないですよ。それが必要、そういうことがあって、必要とおっしゃいましたね。憲法13条になんて書いてありますか、市長、それ読んでみてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

憲法13条は、「全て国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と書いてあります。

○18番（小園義行君） そこに書いてありますね。憲法13条は、「生命を立法その他の国政の上で、最大限尊重しなければならない」と定めているわけですから、わざわざ緊急事態条項を定めてしなきゃいけないということじゃないんですよ、これは。憲法が定めているんですよ。

そこで、今市長がそういうことであれば、2013年に東南海・南海地震特措法というのが改められて、南海トラフ地震特措法が制定をされてます。安倍内閣ですよ、これね。憲法に緊急事態条項がないからということで、対処ができない、対策ができないというのであれば、この法律は憲法違反ですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま質問されておられます南海トラフ特措法について、勉強しておりませんので、それが憲法違反かどうかということについては、お答えできません。

○18番（小園義行君） だから、憲法条項に緊急事態条項がないからね、せんないかんという。だから、憲法を変えるんだっておっしゃってるわけでしょう、総理大臣ね。でも、実際自分がですよ、南海トラフ地震特措法を創ったんですよ、災害に対しては、ちゃんとやろうよって。これ、憲法違反ですかね、違うでしょう。それはその時の、そういったもので、ちゃんとやるときゃいいんですよ、普段の備えをしときゃいいわけです。それは、法律でできていくということですね。

憲法制定時の金森徳次郎さんが答弁されているものは、普段の備えがあれば、それで良いというふうにされているわけですね。そういった意味で、普段にこういうふうにならなくて法律を創っておけば、緊急事態は何らやる必要ないということで、問題ないということなんですよ。そこは、私が言っているのは間違ってますかね。私は、そういうふうには思ってるんですよ。

市長は、緊急事態条項をせんないかんっておっしゃるんだから、いかがですか。

○市長（本田修一君） 先ほども申しましたように、今お示しになりました南海トラフ地震特措法については、勉強してなかったところですが、国会で十分論議がされ、それが審議され、可決がされた法律だということでございますので、当然そのことについては、憲法に照らし合わせながら議論がされてきたというふうには思うところでございます。

しからば、そのような法律を定めながらしていけば、緊急事態の条項は定める必要がないということになるかどうかにつきましては、先ほども13条に、国民に保障する、国民は個人として尊

重され、生命、自由、幸福追求に対する権利を持っているんだということが述べられているということでございますので、そしてまた、その次に、「公共の福祉に反しない限り」というのが付けられておりますので、このことでもって、きちっとこういった形でやるんですよというようなことで、今回の非常事態条項については、論議がされているのではないかなというふうに思っています。

そして、実際にそれを執行する前には、国会の承認を得るとということが述べられておりますので、そのような形での内容が十分検討が加えられ、執行はされていくというふうには思うところでございます。

○18番（小園義行君）　そういう、今市長がおっしゃるように、憲法に現実の政治を近づけていくという努力をしたら、こういう憲法停止条項みたいなのは要らないということですよ。軍事においても一緒だと思いますけど、軍拡をしてね、あつたって何にも解決しないんですよ。やっぱり外交努力だとか、そういったことで、今のこの憲法が求めている立場で、それぞれの外国ともやっていくということが大事じゃないですかね。

そこでもう1点、これですよ。市長が、これですね、問6で「我が国の平和は、自衛隊の存在と日米安保条約により保たれてきた」と、「自衛権の行使を憲法に明記すべきだ」ということでありますけど、平和を守ってきたのは、この平和憲法があつたからだというふうに、私は理解をしています。これは政府、自民党もこう言ってきていたんですよ、ずっとですよ、これまでね。「自衛隊は、9条が禁止している戦力ではない。9条のもとでも認められる自衛のための必要最小限度の実力」というふうに、政府自民党がこれまでずっと言ってきた。それをええちゃったわけですよ。この立場からしたときも、自衛隊が守ってきたんじゃないですよ。日米安保条約が守ってきたわけでもない。これ、政府自民党が、そういうふうに認めてるんですから。自衛隊は軍隊でも何でもありませんよ、「9条のもとでも認められる自衛のための必要最小限度の実力だ」と、そういうふうに言ってるんですよ。

だから、そういった意味では、市長のここについての考え方は、それぞれでしょう。でも僕は、それは少し違うかと、そういうふうに思います。

そこで、憲法99条は憲法尊重擁護の義務をうたってるんですが、このことについては、市長はどう理解されてますか。

○市長（本田修一君）　お答えいたします。

憲法99条には、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う」というふうに書いてございます。

私自身は、この中の「その他の公務員」というものに該当いたしますので、当然この憲法を尊重し擁護するということになるろうかと思えます。

○18番（小園義行君）　そういった立場からしたら、市長としての、本田修一市長は、公務員ですよ。この憲法尊重、擁護する義務があるんですよ。そのことについては、我が町のトップとして市長がいろんなこと、御挨拶されたり、行動したり、いろいろされるでしょう。

そこは、この憲法尊重擁護の義務があるという、そのこと踏まえて行動をしていただきたいと思います。なぜならですね、安倍総理大臣は、勝手には簡単にできないんですよ、閣議がありませんね。そこで全会一致でないと提案できないんですよ。

本田市長は、大変申し訳ないけど、課長さん方の意見を聞かないで、あなたがすぐできます。基本そうですよ、立場上そうですね。だから、我が町のトップがね、本当にこの70年間外国の人を殺したり、殺されたりしなかったと。いわゆる自衛隊の方を含めてですよ、そういう戦争とかいうこと。そういった中で僕達は、私も65歳になろうとしていますけど、その平和憲法の中で育ってきた。

そして、平和憲法があったことによって、そういう70年間そんなことが無かったんだという思いを持って、毎日を生活してますよ。この普通にある毎日毎日、日々がとても幸せだというふうに思ってますけど、この憲法のお陰だというふうに私は思うところです。

ぜひ我が町のトップとして、この99条、憲法尊重擁護の義務、その精神でいろんなことをやっていただきたいものだというふうに思います。

最後に、そこですね、市長は6月6日に教育再生首長会議、これに毎回参加されてますね。これの思いは何なんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

教育再生首長会議につきましては、今お話のように参加しております。毎回というわけじゃないですが、できるだけ参加しているということをごさいますて、これが創られたのは、国より教育基本法が変わり、そして、総合教育会議が設置されるということになり、そのことについて市長会で勉強しませんかというようなお誘いがございましたので、それに、私自身は不勉強でございましたので、ぜひ勉強させていただきながら、新しい総合教育会議なるものをどのような形で取り組むべきかということについて道を見出したいということで、参加してきたところでございます。

○18番（小園義行君） そのことは、今日は議論しませんけれども、国の今の安倍政権を支えているグループが三つぐらいありますよ、いろいろ見るとね。そこで、この教育再生、ここのグループは非常に70年談話とか、ああいった時も力を発揮できてないんだなというふうに少し思っているところです。これは教育長にもお聞きしたいなと思うけど、これはもういいです。ぜひ99条の憲法尊重擁護の義務が課せられている公務員としてのその立場で、いろいろなものについては行動なり、そういうのをしていただきたいと、もちろん個人として、あなたがどういう思想を持とうが、それは大いに日本は多様性認めている国ですのでね、ぜひ我が町のトップとして、平和憲法を守って戦争をするようなことにならんような、そういったまちづくり、国づくりをしてもらいたいという、そういう声を挙げることとか含めてですね、安心して私たちが、ここで暮らせるようなまちづくり、そのためには、この憲法を尊重していくという70年守ってきたね、このことが大事だろうというふうに私は思って今回質問させていただきました。あなたに、こうなさい、ああしなさいじゃないですよ。自分が公務員としてのその立場をどう理解して、行動する

のかということを取り取りをしたかったわけですし、そのことは、理解をしていただきたいというふうに思います。

次にいきます。商業振興ということで通告をしました。その中で、平成26年6月27日に小規模企業振興基本法が成立してるわけですね。本市も人口減少、高齢社会をはじめとして、本市の現状はいろいろ大変なわけですが、そういった中で、この法律ができています。今の志布志市をこういった法律の観点から見たときに、現状をどういうふうに市長は理解されていますかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

地域経済の根幹ともいべき小規模企業者を取り巻く経済環境は、一昨年の消費税増税によりまして、個人消費の落ち込みによる影響が大きく、業績不振により廃業に陥るなど、大変厳しい状況にあると認識しております。

そのような中で、平成26年6月に制定されました小規模企業振興基本法及び小規模支援法の改正によりまして、小規模事業の持続的発展が重要であると位置付けられ、地方公共団体における責務を明確にされたところでございます。

本市におきましても、昨年度、志布志市の総合戦略であります志布志市まち・ひと・しごとこころざし創生戦略におきまして、新たな創業者への支援と共に、既存の中小企業についても事業の拡大や新たな販路の開拓、後継者等への事業の承継等支援や施設の老朽化対策を講じていくと明記しまして、市内全ての地域の事業者へ施策を展開していくところでございます。

また、本市の商工会におきましても、経営発達支援計画の認定を国から受けるなど、事業者への支援体制も整えてきております。

今後も、個々の事業者の多様なニーズに耳を傾け、商工会との密な連携を図るとともに、地域一体となって商工業の振興に努めてまいります。

○18番（小園義行君） 国がこの法律を策定したのは、大店法をいろいろ規制緩和したり、いろいろやった中で、やっぱり9割以上を占めている中小企業、ここが果たしている役割が大事ななというふうにほかならないということの裏返しですよ。

そこで、本市の小規模企業の状況というのは、どれぐらいかと、小規模といたら5人以下ですよ、そこについては把握がされてますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

商工会が実施しております小規模事業者数等実態調査によりますと、平成27年12月末現在におきましては、商工業者数1,446企業で、うち小規模企業数は1,241企業でございます。

さらに、この1,241企業のうち、5人以下の企業者数は、1,163企業で、6人から20人の企業者数が78企業となっております。このようなことから、本市における商工業者数のうち約86%が小規模企業者ということで、更にそのうち約94%が5人以下ということでございます。

○18番（小園義行君） 今市長が現状こうですよということです。この法律が求めている中で、国が基本策定しますね、そして、地方自治体、そういったところに、いわゆる、この検討委員会等々をして条例を作って、きちんとやる考えはないかと、そういうことを求めているわけですよ。

この法律の第7条に「地方公共団体の責務」とあります。基本原則にのっとり、基本原則は国が作るんですけど、「小規模企業の振興に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的、経済的、社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」そういったいわゆる検討する委員会等を立ち上げて、こういう計画を策定していく。いわゆる条例でちゃんとやっていくとか、いろいろあるでしょう、それ。そういったことに対しての、この法に基づいて、今、当初一番冒頭に市長が答弁された、その立場でですね、その委員会を立ち上げ、そして議論して、策定をしていく、そういった考えはないですかということをお聞きしています。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

そのような委員会ということですが、現在本市においては、志布志市商工業振興対策協議会を設置しております。

委員につきましては、市議会からも2名の方が参加されておまして、市の商工会、商工業者の代表、学識経験者で構成されております。この協議会の中で協議をしていただきながら、当該年度のより良い事業の執行と、来年度以降の事業計画策定に向けた様々な御意見をいただいているところでございます。この協議会を柱としまして、今後も市内商工業者のための施策を計画できればというふうに考えております。

○18番（小園義行君） そういう商工業振興対策協議会、そういったものがあるから、それで対応していくんだということですが、この小規模企業振興基本法等、今それをおっしゃったのは、中小企業、これ法律が2回目ですよ、変わったのね。だから、今回わざわざ小規模企業振興基本法、5人以下のところのそこに対してということですのでね、少し意味合いが違うのかなと、広くとれば今市長がおっしゃるとおりですよ。でも、この法律が求めている、そういったところでの小規模企業振興基本法を我が町の大半を占めている86%ですか、占めている小規模企業者の方々へのいわゆる振興、そういったものを具体的に議論をした上で計画を策定し、進めていくということを国が求めているわけですね。それだけそういった小規模企業者の方々の果たしている役割を大きく国が見ているということですよ。これは一方では、社会保険料の負担とか、そういったものも大変な状況があるということの中で、国が補正予算、これですね、2013年からこういうことですよ。ものづくり・商業・サービス補助金1,400億円ですよ。国が、これ補正予算組んでるんです。これは、ちゃんとそういうのをやったところしかやらないよということですからね。だから、小規模事業者支援パッケージ事業、これも13年の補正ですよ。こういうふうに国は、補正予算組んでるんですよ、この法律を創ったからですよ。それはなぜかといったら、やっぱり果たしている役割が大きいと、中小企業者、ここがね。このことについて、きちんとしたものをしないと、国はお金としてはやらんよということですのでね。この法に基づいた形でのものをしっかりやっていくという、そういう立場でいいですか、先ほどの答弁あわせて。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話になられました小規模事業者に対する新たな補助事業等についても、先ほども申

しました志布志市商工業振興対策協議会の中でも議論がされているようでございますので、また改めて、そのことについて、この会の中で検討をしていただきたいというふうに思います。

○18番（小園義行君） これですね、ちょうどこの法律が施行した時の付帯決議がされてます。そのいちばん最後にですね、こう書いてるんです。「法人事業所及び従業員5人以上の個人事業所に義務付ける社会保険料が、小規模企業の経営に負担となっている現状があることに鑑み、小規模企業の事業の持続的発展を図るという観点に立ち、従業員の生活の安定も勘案しつつ、小規模企業の負担の軽減のために、より効果的な支援策の実現を図ること」と。これ国の国会で決議されて、こういう形でのものが出てきてるわけです。ぜひですね、今おっしゃった、その対策協議会ですか、そこで、それぞれ頑張っておられる小規模企業、いわゆるそういう方々に対しての支援というのをしっかりやっていくよということでしたので、そのことについては理解をします。ぜひそういう立場でやっていくということに理解をして、次にいきたいとします。

福祉行政についてということで、敬老祝い金の関係ですが、これ75歳以上全員に支給するように見直す考えはありませんかということで、これまでも、何回か取り上げてきております。

本市の予算が今節目支給ですけど、1,830人、今年の当初予算ですね、1,465万1,000円です。内訳を見ると、77歳、80歳が3,000円、そして次は85歳が5,000円、88歳が1万円、90歳が1万円、95歳が2万円、100歳を超えて5万円という、こういうことですね。99歳も3万円ということですが、これね、今回の臨時福祉給付金、高齢者の方々に本市で約2億4,000万円ぐらい配られていますよ。これね、せっかくこの一般財源で市長が提案をされているわけですけども、これ75歳以上全員に仮に配ったとしたときですよ、いわゆる安否確認も含めて、志布志市の職員の方々が持って行くという状況でやると、本当に住民の皆さんから感謝されるという、そういう側面もあるわけですが、仮に2,000円を全て75歳以上の方にしたときに、当局にもお聞きしました。1,211万円あれば済みますと、今の予算の中で対応できますよということですよ。

そして、2,000円、ちょっともう少し上乗せして1,000円上乗せして3,000円だとしたときに、1,826万1,000円、約300万円ちょっとですね、今の予算にですよ。そうしたときに、この敬老祝い金の趣旨からしたときに、ずっと市長は「節目で祝ってもらうのがいい」ということですけども、国は、いわゆる住民税非課税とか、そういう枠はありますけどね、3万円ずつを低所得者のところに、今回の1億総活躍社会ということでやろうとしている。この同じ、1,465万円使うのであれば、もう今年ですよ、9月のそこから予算もいじらずに、これできるわけですよ、要綱を変えればね。だから、そういったことで、本市、高齢社会どんどんなっていますよ、人口減少していくという、ここを考えたときに、政策としては、それぞれの人に2万円とか3万円とかいいでしょう、それも。でも、同じ税金を使うとしたときには、その方が効果としては大きいと思うんですが、何回もやり取りしてますのでね、あとは市長の決断一つなんですよ。そういう立場に立てませんか。

今回、国が臨時に福祉給付金ですよ、それぞれ出されるという。ここに関してですね、とあわせて、この1,465万円の使い方ですよ、いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今年度の予算の数字が少し違うようでございますが、予算のベースでは1,458万1,000円ということでございます。

今まで何回か、このことについては、御提案いただいたところでございます。

その度に私としましては、節目の支給ということで、高齢者の方々の功労をたたえたいということで、支給をさせていただくということの願いをしまして、そのことについて、認めていただいているところでございます。

私自身も、この予算を編成する際に、「担当するあなた達の本音はどうね」ということは、いつも聞いているところでございます。その上で、こういった形で御提案させていただいているところでございますが、若干その中で意見がございますのは、喜寿という77歳の方からはじめているということで、現在の高齢化社会の中で、平均年齢が男性においても80を超える時代になったということがございますので、そういったものを勘案して、少し考えなければいけないんじゃないかなというような意見はもらいながら、節目支給ということの事業としているところでございます。

○18番（小園義行君） これだとね、77歳1回はありますよね。でも80歳までなかなか到達しない人もたくさんおられるわけですよ。75歳というふうに僕はしていますけど、かねても費用対効果ということがよく言われるわけで、同じ税金を使うのであれば、全体に行き渡った方がいいよねって。もっというのなら、これ70歳にしてよとかいうことにもつながりかねんわけで、市長がいつも心配されるようにですね。でも、後期高齢者というひとつのくくりがある状況の中では、75歳以上全員やっても2,000円だと1,211万ですよ。3,000円だと1,826万1,000円。これ当局の予算審議の時の答弁として出てるんですけど、この方がよっぽど使い勝手もいいし、市長としても、市長が考えが変わって良かったねってね。大いに僕は喜ばれて、職員の人を持って行けばかねては批判の対象だけれども、「ありがとう」って、そういうことになるというふうに思うんですね。

隣の曾於市が、今変わって2年、もう早速そうなってますけど、大変喜ばれているということですよ。1,000円はお弁当ということで、地元商店街の活性化にもなっているというようですね。そういうこともあって、使い道ですよ。ただ、配って終わりということじゃなくて、敬老祝い金の趣旨からしたら、全体に「本当に御苦労さまでした」という意味を込めてやられた方が、市長にも、これは僕は良いことだと思うんですがね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この事業を開始しました当時、中学生の医療費の無料化という方向性を定めた時に、その財源については、どうしようかということの議論をしまして、様々な形での財源を捻出したところでございます。そのような流れの中で、高齢者の方々に対する祝い金支給については、節目支給というような形で進めさせていただくと。そしてまた、そのことについては、多くの家庭で、節目節目で大きなお祝いをされているということがございますので、市といたしましても、あわせて

市でもお祝いを申し上げたいというようなことで、節目支給とさせていただいているところでございます。現在、県内でも75歳以上の方に全員支給されているのは曾於市のみということであるようでございます。曾於市の高齢者の方々が、このお祝い金をもらわれて、どのようなふうに感じておられるかということについては、把握してないところでございますが、節目支給に当たらない方がもらわれるとすれば、率直に喜んでおられるというふうには思うところでございます。

○18番（小園義行君） それぞれお金の使い道というのをすごく考えるわけですけども、私自身も同じ1万円であれば、全体に行き渡るようにという、そういうことかなって。例えば、自分自身にしてもですよ、私は家族がたくさんいるもんですから、全体に行き渡るためには、僕自身が、例えば、欲しいものがあつたりとか、いろんなことがある時に考えますよね。全体で一緒にお祝いしたいとか、僕だけおいしいウイスキーを買ってね、子供たちはお茶で済ませてるって、そういうことにいかんでしょ。そういうことを考えたときに、敬老を祝うという、その時のみんなの気持ちを考えて、これまでも質問をずっとしてきているところです。それは同じ場において、「俺はもろた」どって、「おまえはもらわなかったろうが」て、言葉が悪いんですけど、そういう会話にいきおinarわけですよ。「市長さんから、おかげはこひこもろた」って言って、そういうことですよ、正直に、敬老を祝う会での会話の中とすればですよ。「俺はもらわなかったが」て、そういうことが、せつかくお金を1,465万1,000円、これ違うっておっしゃいましたけど、僕は予算書から引き出したんですけど、ごめんなさいね。これは事務費とかいろいろ入りますよ、そのことも含めてね。そういった意味で、同じ時にそういうお祝いの場がいい形になった方がいいのではないかと。これは合併当初18年度は、全員支給ですからね。それが次の年から変わったんですよ、これ、そういうことも含めて、少し考えて欲しいもんだなと思います。

お金は、いろいろでしょう、財源とかね。この財源を増やせというんならね、今市長がおっしゃるようなことで。この範囲の中でできる、要綱を変えればいいわけだからですよ、そういう立場に立てませんか。いわゆる敬老祝い金の支給要綱、これと、あわせてお金を増やせと云ってるんじゃないですからね。今の予算の範囲の中で、これどうですかという、そのことですよ。

再度、もう最後です。もう1回、そういう立場で、同じ9月の敬老の日を祝いたいというふうに思うもんですから、自治会の役員をしたりしていると、特にそういうことなんです。最後です。いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

まず、数字の違いにつきましては、事務費の取り扱いについて若干違うようでございました。

敬老の祝い金の節目支給につきましては、先程来申しておりますように、節目支給をした方が喜びは倍化されると、そしてまた、巷間でもそのような形でお祝いが盛大にされるということでございますので、そのような形にさせていただきたいということでもあります。

今お話になられました、いろんな高齢者の方々のお集まりの中でもらった、もらわないというようなことについては、多分「あんたもろたとね、私はもらわんばってんなんごてね」という話になって、85歳になる、88歳になったからねというような回答があるんじゃないかなと、やり取

りがあるんじゃないかなと、「ああそうだったら良かったね」、「おめでとう」と、「私も来年はそうなるよね」というようなお話に進むんじゃないかなというふうに思うところでございます。

先ほども申しましたように、この予算の編成のときには、担当の職員の意見等を聞いております。また広い形で意見等を収集しながら、来年度については取り組みをしてまいりたいと思っております。

○18番（小園義行君） 予算を増やさないということ言ってるわけじゃないからですね、それは市長が、そういう考えならそれはいいでしょう。

この問題は、今後も取り上げさせていただきたいというふうに思います。市長のところに、たくさん例えば、陳情でもきたら、そうされるのかなというふうにも思ったりもしますが、お年寄りの方々は、そういうことまでされないですよ、正直言ってですね。これは今後も取り上げていきたいと思っております。

最後ですけど、ひとり親家庭の支援策についてということで、婚姻歴の無いひとり親家庭というのがどれぐらいあるのかなと思って。これは税制上ちょっといろいろ規定があって、そうならないところがあったりして、私も少し相談とか、以前あったりしてですね、今回です。

本市で、婚姻歴の無いひとり親家庭がどれぐらいあるものですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

婚姻歴の無いひとり親家庭がどれぐらいあるかということでございますが、児童扶養手当受給資格者の状況を毎月報告しておりますが、県に対しまして報告しております。その中で、世帯類型別内訳のうち、未婚ひとり親世帯につきましては、50世帯前後で推移しております。

○18番（小園義行君） 今市長の方から答弁がありましたように、この50世帯ですけども、本市、いろいろ福祉事業をやっているわけですが、寡婦控除というのがあって、これ適用されてるんですか。

○市長（本田修一君） 現在の段階では適用はされておられません。

○18番（小園義行君） これですね、国が公営住宅の入居や家賃について、公営住宅施行令の改正によって、今年の10月からですよ、10月1日から非婚のひとり親家庭にも寡婦控除の適用が受けられるというふうになったんですね、これ御存じですよ。

それであれば、この50世帯それぞれ年齢も含めていろいろでしょう。そういう中で、ぜひこのみなし適用といいますかね、それをして負担の軽減、保育料やら、いろんなそういったものを受けるときにできないものかというふうに思うんですが、全国では、みなし適用している所というのが、実際にそれぞれあって、当局の方からも資料をいただきましたけれども、寡婦控除の27万円、26万円とかいろいろありますね、両方ね。ここに本市としてもですよ、ひとり親家庭の支援という意味で、みなし適用して、そういう実施をしていくというふうな立場に立てませんか。10月からはですよ、公営住宅はもうそうなるんですよ。これ、税務課長に聞いて、これ間違いありませんよ。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

寡婦控除を受けられない未婚のひとり親家庭に対しまして、みなし適用をするということで、経済的負担を軽減できないかという御質問になろうかと思いますが、根本になります所得税法及び地方税法におけるみなし認定について、九州市長会や全国市長会で、強く要望しているところでございます。

このことにつきましては、国の動向を更に注目してまいりたいと思いますが、ただし、保育料につきましては、市内19市のうち5市が先行して寡婦控除のみなし適用を実施している。そしてまた、その取り扱いを参考にするとともに、税額で、利用料算定を行っている各種事業との調整を図りながら、本市においても、未婚のひとり親世帯に対する寡婦控除のみなし適用につきましては、前向きに検討してまいりたいと思います。

○18番（小園義行君） 市長「前向き」って、今おっしゃったんですけど、前向きにするということ、後でまたずっと報告をしてくださいということになるじゃないですか。やるとか、それでいいんじゃないですかね。

現にですよ、公営住宅の入居、家賃については、今年の10月からそういうふうに施行令が変わってなるんですよ。それであれば、広げていくと、実際、そういったものに前向きにとかいうことであれば、じゃあいつからになるのという議論になっちゃうものですから。この控除27万円と、男性の場合26万円とかいろいろあるわけですけども、ここでちょうど境界のところにいるとね、そのことで、それぞれなんですよ。もう兵庫県の尼崎市とか、いろんな所、やってる所も、もちろんそこには、きちんとしたものがないといかんのですよ。絶対男性がいるとか、女性がいると、そういったことでは駄目なわけで、きちんとそれはした上ですべきだということを言っているわけで、前向きに検討とかいったらね、じゃなくて、みなし適用するという、そういった立場で、ひとり親で頑張っておられる家庭に適用してあげるといのは、それがあるとですね、窓口で対応とか違うわけですよ。そういう立場で、いかがですか。

○市長（本田修一君） 先ほど「前向きに検討する」というふうに答弁しましたのは、みなし規定を適用するためには何が必要かということの見極めというか、整理が必要ということで、その整理の期間も必要だということで、「前向きに」というふうに答弁したところでございます。やる方向で検討するというところでございまして、御理解いただければというふうに思います。

○18番（小園義行君） ぜひですね、その対象事業をそれぞれ考えていただいて、ひとり親家庭で頑張っておられる、そういう男性、女性、それぞれですよ。そういうこともありますので、やるというような立場での答弁で、ありましたので、ちゃんと精査された上でやっていただきたいものだというふうに思います。

今回いろんな意味で、市長に一般質問をして、市長の内面といいますかね、そういったものがBTVケーブルテレビを観ておられる住民の方々も、うちの市長はそういう考えを持っているんだって、そういうことが、より身近な形で届くように、今日はやり取りをさせていただきました。

そして、これから先、選挙、いろいろあります。その中で、私たちが公務員として、私もそうですよ、特別職ですのでね。そういった意味で、住民の皆さんの立場に立って、いろんなことが

前向きに、良いまちづくりができていくというような、そういった論戦が今後もできたらいいなというふうに思います。

今日は、久しぶりに市長の内面を垣間見えたような気がして、私も良かったなというふうに思っています。今後も大いに、こういった議論をしていきたいというふうに思います。

終わります。

○議長（岩根賢二君） 以上で、小園義行君の一般質問を終わります。



日程第3 報告第4号 専決処分の報告について

○議長（岩根賢二君） 日程第3、報告第4号、専決処分の報告についてを議題とします。

報告内容について、説明を求めます。

○市長（本田修一君） 報告内容の説明を申し上げます。

報告第4号、専決処分の報告について説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、専決処分したので、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

平成28年6月9日に伐採作業に伴う事故に関し、損害賠償の額を定め、和解したものであります。

内容につきましては、平成27年12月10日午後2時20分頃、市道町原・弓場ヶ尾線の法面伐採作業中に、伐採した竹が車道に倒れ、同線を町原方向から国道220号方向に走行していた軽自動車のボンネット及びフロントガラスに接触し、当該軽自動車に同乗していた和解の相手方の頸椎（けいつい）を捻挫したものであります。

事故の原因は、伐採作業前に周辺の確認が不十分であったためであり、過失割合を市が100%、和解の相手方が0%とし、治療費及び慰謝料として3万4,790円を市が和解の相手方に賠償し、和解したものであります。

よろしく願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） ただいまの説明に対し、質疑があれば許可をいたします。

質疑はありませんか。

○9番（丸山 一君） 今回で、また二つ目の損害賠償が出てきましたけれども、僕は今まで何回か言いましたけれども、伐採をする中でですよ、道路端である場合は、監視員を付けるとか、見張りを立てて両サイドを脇を閉めるとか、倒れてくるものに対してはサポートをするとか、何か方法はあるはずなんですけれども、それをやっていけば、そういうことは起きないと思うんですよ。ましては法面ですから、竹の長さが3mぐらいあったとしてですよ、根っこの方を切りながら片手で支えておけば倒れないんですよ。そういうときにビーバーでめちゃくちゃ切っちゃうと、自然に倒れてくる。でも、その代わりに、下に補助員がおるとサポート体制が整うんじゃないかと思うんですけど、その点はどうなったですかね。

○志布志支所産業建設課長（假屋眞治君） 今回の事故につきましては、2月臨時議会で説明し

ましたとおり、当日は雨が降っておりまして、5人の作業員で伐採をしておりました。

緑化ブロックの上の竹を切るということで、歩道が3mの幅員がありました。外に倒しながらするということでしておりましたけれども、それが車道の方に落ちまして、車両に破損を与えたということでございます。

当日につきましては、5人でしたが、雨も降ってかっぱを着ている中、監視が滞ったということでございました。

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありませんか。

○18番（小園義行君） この治療費及び慰謝料、総額で書いてあるんですけども、この慰謝料として幾らだったんですかね、もう一回、全協でもちょっとありましたけど、お願いします。

○志布志支所産業建設課長（假屋眞治君） 今回の賠償の額につきましては、治療費と慰謝料がでございます。治療費が2日分で、診断書料と合わせまして1万1,690円、それから慰謝料につきましては2万3,100円になっているところでございます。

○議長（岩根賢二君） よろしいですか。

○18番（小園義行君） この慰謝料というか、これは保険会社の方で判断するというふうになるんでしょうけれども、大半が慰謝料ですよ、これね。2万3,100円ということでいくとですね、この治療費と慰謝料、ここの案分というのは、大体どんな感じでされるんですかね。

○志布志支所産業建設課長（假屋眞治君） 今回の損害賠償額の明細をもう少し詳しく申し上げます。

慰謝料につきましては、初診日から12月末までということで、これが2万3,100円になっております。

それから、医療費につきましては、12月21日、それから1月29日に診察をされておまして、薬代等を含めまして、7,370円でございます。

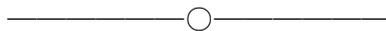
それから、診断書料ということで、これは4,320円で、合計3万4,790円となっております。

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 以上で質疑を終わります。

専決処分についての報告を終わります。



○議長（岩根賢二君） お諮りします。

日程第4、議案第54号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定

しました。

日程第4 議案第54号 財産の取得について

○議長（岩根賢二君） 日程第4、議案第54号、財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第54号、財産の取得について説明を申し上げます。

本案はタブレットパソコン、ソフトウェアライセンス等を買収するにあたり、地方自治法第96条第1項第8号及び、志布志市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、タブレットパソコン、ソフトウェアライセンス等を小学校教育用として指名競争入札により、2,393万2,800円で株式会社エム・エム・シーから買収するものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○学校教育課長（福田裕生君） 議案第54号、財産の取得について、補足して説明申し上げます。

付議案件説明資料の2ページをお開きください。

品名は、小学校教育用タブレットパソコンでございます。2番目、仕様については、後ほど御説明申し上げます。3番目、売買代金につきましては、2,393万2,800円でございます。4番目、納入場所は、市内の小学校16校です。5番目、納入期限は、平成28年9月30日と定めております。6番目、保険保証金は、履行保証保険契約の締結により、失礼いたしました。6番目、契約保証金につきましては、履行保証保険契約の締結により免除としております。

平成28年6月14日に株式会社エム・エム・シー、代表取締役桜井浩二様と仮契約書を締結しております。

続きまして、3ページから8ページまでの仕様書について説明いたします。3ページを御覧ください。

今回導入する小学校教育用タブレットパソコンについての設置期間、納入場所等の概要を記しております。

4ページをお開きください。

4ページは、教師用のタブレットパソコンの仕様となります。

5ページを御覧ください。5ページは児童用のタブレットパソコンの仕様となっております。

6ページをめくっていただきたいと思っております。

こちらは、ソフトウェアライセンスと無線LAN保管庫、電源タップ等の周辺機器となっております。

7ページをお開けください。

留意事項として、納品物、機器保証について示してございます。

最後、8ページには各小学校への導入台数を示してあります。今回の導入では、タブレットパ

ソコンを市内16小学校に合計で135台導入いたします。各小学校への導入台数は8ページの内訳書、上の方を御参照ください。

なお、モデル校、教職員活用グループ校につきましても、この内訳書上部の方に記しておりますので御参照いただきたいと思います。

なお、モデル校の選定につきましては、学校の希望や状況等を十分に検討し決めております。

配備台数に差がございますが、今年度から市内全ての小中学校の授業で利活用していくことになり、2年後の完全導入に向けて、モデル校を中心に利活用研究を進めていくこととなります。

なお、中学校用のタブレットパソコンにつきましては、今回51台導入する計画でございます。予定価格が約1,200万円でありましたので、議案となりませんでした。小学校、中学校あわせて整備してまいります。

本議会で議決をいただいた後に、業者に機材発注することになります。通常、納期は2週間から3週間となりますが、熊本地震の影響で部品工場に影響が出ているという情報もあり、納期が遅れる可能性も危惧しているところでもあります。

その後、業者は社内において小中学校用合わせて186台のタブレットパソコンに諸ソフト等の設定作業を行うわけですが、その作業に、また2週間は要します。機器調整や、ソフト等の設定が完了したタブレットパソコンは、各学校へ納品され、各学校で備品登録等の作業を済ませ、7月21日からの夏休みにあわせて、業者による校内無線LANなどの工事に入ります。

各学校での工事を進めながら、8月中旬から下旬にかけて、職員研修を行い、9月の児童生徒の利活用にあわせたいと考えているところでもあります。

そのためには、限られた期間の中で一日でも早く着手することが必要となるため、議員の皆様方の御理解と御協力をお願いいたします。

よろしく御審議ください。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。

会議規則第53条の規定により、青山浩二君、市ヶ谷孝君から発言通告書が提出されておりますので、まず青山浩二君の質疑を許可いたします。

○2番（青山浩二君） 議案第54号、財産の取得について、所管外ですので、ここで質疑をしたいと思います。

まず1点目ですが、ソフトウェアライセンスの中で、教育用統合ソフトが志布志、有明地区はバージョン4、松山地区はバージョン5となっております。その違いは何なのか御説明いただきたいと思います。

2点目です。この教育用統合ソフトについて、バージョンの統一はなぜできなかったのか、御説明いただきたいと思います。

次に、3点目です。機器保証期間の中で「瑕疵担保期間は、様々な保守対応を行うこと」となっておりますけれども、そこには「教師用5台、児童用5台、無線アクセスポイント3台」と表記されております。教師用・児童用のそれぞれ6台目以上、それからアクセスポイント4台目以

降については、瑕疵担保期間内であっても保守の対象外なのか、そこをお伺いいたします。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当課長に答弁させます。

○学校教育課長（福田裕生君） 大変失礼いたしました。

青山議員から質問のあった問いについて御回答いたします。

ソフトウェアライセンスの中で、バージョン4と、バージョン5の違いについてでございます。

今回導入するタブレットパソコンは、各学校で、既に授業等で使用しているパソコンと連動させる必要がございます。実は、松山地区と有明、志布志地区とがですね、バージョンが違って行くわけです。それはパソコンの導入時期の違いによるもので、志布志、有明地区においては、平成25年9月に導入しているためにバージョン4となっております。松山に地区におきましては、平成27年9月に導入しているためにバージョン5となっております。このバージョン4とバージョン5の差でございますけれども、基本的な機能については、ほぼ同等であり、画面デザインが若干異なる仕様となっております。

実際、授業、それから教育活動の際に使う場合には、特段大きな差はないというふうな内容になっております。

続いて、二つ目の御質問について御回答申し上げます。

バージョンの統一はできなかったものかといったようなことでございますが、全てをバージョン5へ統一することも検討してきたところです。しかし、バージョンアップには、費用を要することと、各学校からは「使い慣れたバージョンの方が、これまで同様に使い勝手がいい」といったような意見があり、今回は変更しないことといたしました。

今後、各学校のパソコンのリース期間が満了する平成30年度にバージョンを統一する方向で検討を進めてまいりたいと思っております。

三つ目の御質問に対して、お答えいたします。

瑕疵担保についてのことでございました。この仕様書に記載されている台数については、保証期間において故障等が発生したときに、代替機、代わりのものとして無償で貸し出すために、落札業者が保有しておかなければならない台数を記載しております。当然この台数が増えてしまえば、契約額にも反映してくるものでございます。

議員のおっしゃるとおり、一度に仕様書に記載されている台数以上の故障が発生した場合は、貸出機不足ということになります。

今回、本契約の台数設定につきましては、先進地の実践例等を参考として、今回導入する全体数量、つまり小学校135台、中学校51台の数量であれば不足の生じない範囲と判断いたしまして、無償貸し出し用の数量設定を行ったところでございます。

○2番（青山浩二君） 質問1については、大方理解いたしました。

そこで、ちょっと3番について確認ですが、今回の教師用5台、児童用5台、アクセスポイント3台というのは、緊急時にすぐに準備ができる代替機ということで理解いたしました。

では、購入する135台分、このタブレットについては、全て保守対応してもらえということ

か、そこをちょっとお伺いします。

○学校教育課長（福田裕生君） お答えいたします。

今回導入する全てのタブレットにおいては、1年間のメーカー保証と、3年間のいわゆるパーツ部品保証が付いております。

○議長（岩根賢二君） 次に、市ヶ谷孝君の質疑を許可します。

○1番（市ヶ谷 孝君） こちら、タブレットパソコン導入事業につきましては、私の所属いたします文教厚生常任委員会への付託を3月定例会においていただきました。その委員会の中で審査をされたわけですが、今回このような形で仮契約書であったり、仕様書が示されたことで2点ほど疑問点がございましたので、議決に至る前に説明を求めたいと思います。

通告書に記載しましたとおり、まず1点目につきましてです。

先ほどの説明資料の中での2ページにあります物品売買仮契約書の5番、納入期限につきまして、平成28年9月30日と表記がございます。また、お隣3ページの仕様書におきましても、設置期間において、契約締結日から平成28年9月30日まで、こちらにつきましては、ただし、「主要機器の導入作業につきましては、夏休み期間中に行う」という形での記載がございます。

先ほどの課長の説明の中でも熊本震災の影響であったり、また当然学校の授業に影響のない夏休み期間を充てて、そこから設置の導入をしていくという説明がございましたけれども、2学期に活用を開始していくという話がありました。具体的には、2学期の最初から使えるような形で整備をしていくという意志が、業者ときちんと取れているかどうかの確認をしたいのが1点でございます。

また2点目、説明資料の7ページですね、こちらの方の表の中に、システム設定につきましては、別途入札が行われるという形で表記があるわけですが、こちらのシステム設定業者との入札及び契約についての状況をお聞かせいただいて、また、それに関しまして、実際にタブレットパソコンを導入して、児童生徒の方々に使っていただくという中で、フィルタリングとか、使用の制限という言葉はあれですが、方向性について、こういった形でシステム設定業者と話をされたのか、また、していく予定なのか、その2点について説明をお願いします。

○学校教育課長（福田裕生君） 市ヶ谷議員の御質問にお答えいたします。

まず最初に納入期間、設定期間9月30日の件についてでございます。

今回のタブレットパソコンの各学校での利活用については、第2学期からを予定しております。

タブレットパソコンの製作については、約2週間程度、機器の調整に約2週間程度を要し、その後の夏休み期間に、市内の各学校での無線LAN増強工事やサーバー変更、設置・設定を終了し、全ての学校において9月初めからの活用を予定しており、開始の時期に差が出ないようにということで、業者との話し合いも続けているところでございます。

なお、9月中につきましては、実際に活用しながら、学校で使いながら、機器の連動の状況だとか、不具合等を調整し、最終的な機器設定の確認を行い、9月末に設置状況の検査、そして正式な引き渡しとする工程を考えているところでございます。

2点目のフィルタリング等についてのことについて、御回答申し上げます。システム設定時に現在各学校で使用しているパソコンで利用しております、ライセンスフリーのフィルタリングソフトによって、セキュリティー対策を行うこととしております。

子供たちが自由にアプリにアクセスしたりすることができないような設定です。あくまでも授業や教育活動の中で、教師の指導のもとで、教師の統制の中で必要なところをアクセスするようなセキュリティー設定を行っているところでございます。

以上です。

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありませんか。

○8番（西江園 明君） ちょっと聞いていいのかわかりませんが、議決事項じゃなかったけど、中学校も同じ会社なのかというのが1点と。

この7ページの先ほど出ました瑕疵担保、これを見ると、導入初年度は瑕疵担保期間としてある。先ほどの課長の説明では1年間とありますけれども、年度で言うと3月までなんですよ、その辺のところは、1年間なんですかね、確認です。

○学校教育課長（福田裕生君） まず1点目の中学校導入の業者につきましても、小学校と同じでございます。

2点目の瑕疵担保の期間についてでございますが、年度でいくか、契約日からいくかということになるかと思っておりますけれども、そこについては、通常ですと納品をいただいてからの1年ということで考えておりますので、そのような状況で業者とは詰めていきたいと思っております。

○8番（西江園 明君） 先ほど課長は1年ちゅっせ説明したんですよ、それだと、それいいんですよ。でも、これには導入初年度というふうに書いてあると、年度ですると3月になってしまうから、そこをどっちかというのを確認なんですよ。

ですから今、オブラートに包んだような回答じゃなくてですよ、1年なら1年というふうになってるんだったら、そのところの確認ですから、お願いします。

○学校教育課長（福田裕生君） 今、西江園議員から御指摘のあった点につきましては、再度確認をさせていただいて御回答いたしたいと思っております。

○議長（岩根賢二君） 答弁準備のため、しばらく休憩いたします。

○

午後0時02分 休憩

午後0時03分 再開

○

○議長（岩根賢二君） 会議を再開いたします。

○学校教育課長（福田裕生君） 大変失礼いたしました。今確認ができました。

正確には、納品後1年間の瑕疵担保ということで、確認を取らせていただきました。

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第54号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。

したがって議案第54号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日から6月28日までは、休会とします。

6月28日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

午後0時05分 散会

平成28年第2回志布志市議会定例会会議録（第5号）

期 日：平成28年6月28日（火曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第42号 志布志市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第43号 志布志市工業団地整備事業積立基金条例の制定について
- 日程第4 議案第44号 志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第45号 志布志市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第46号 志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第47号 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第48号 財産の処分について
- 日程第9 議案第49号 市道路線の変更について
- 日程第10 議案第50号 平成28年度志布志市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第51号 平成28年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第52号 平成28年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第53号 平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 陳情第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2017年度政府予算に係る意見書採択の要請について
- 日程第15 発議第5号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2017年度政府予算に係る意見書の提出について
- 日程第16 議員派遣の決定
- 日程第17 閉会中の継続調査申し出について
(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)

出席議員氏名（19名）

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	8 番 西江園 明
9 番 丸 山 一	10 番 玉 垣 大二郎
11 番 鶴 迫 京 子	12 番 毛 野 了
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
16 番 岩 根 賢 二	17 番 東 宏 二
18 番 小 園 義 行	19 番 上 村 環
20 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
副 市 長 岡 野 正	教 育 長 和 田 幸 一 郎
総 務 課 長 武 石 裕 二	財 務 課 長 西 山 裕 行
企画政策課長 仮 重 良 一	情報管理課長 小 野 幸 喜
港湾商工課長 柴 昭 一 郎	税 務 課 長 木 佐 貫 一 也
市民環境課長 西 川 順 一	福 祉 課 長 折 田 孝 幸
保 健 課 長 津 曲 満 也	農政畜産課長 今 井 善 文
耕地林務水産課長 立 山 憲 一	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 上 原 登	志布志支所長 山 田 勝 大
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 雅 人	教 育 総 務 課 長 溝 口 猛
学校教育課長 福 田 裕 生	生涯学習課長 樺 山 弘 昭

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 吉 田 秀 浩	次長兼議事係長 中 水 忍
調査管理係長 西 洋 一	議 事 係 溝 口 茂 樹

午前10時00分 開議

○議長（岩根賢二君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩根賢二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、平野栄作君と西江園明君を指名いたします。



日程第2 議案第42号 志布志市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第2、議案第42号、志布志市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定についてを議題とします。

本件は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました議案第42号、志布志市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月20日、委員6名出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、付議案件説明資料による条例制定内容の説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、この条例が可決された場合、どのような手法の企業誘致を行うのかとただしたところ、県は「地域再生計画」を平成28年3月15日に定めたが、それ以降、現在まで、本市への本社移転等の相談は無い。今までの企業誘致に係る補助金制度にメニューが追加されることになり、そのことを東京・大阪でのポートセールスの中で説明していきたいとの答弁でありました。

不均一課税の対象となる「地方活力向上地域」は市内全域なのか、あるいは指定の条件があるのかとただしたところ、「地方活力向上地域」とは「地域再生計画」に添付している管内図のうち、色付けされた場所であり、工業団地と港湾エリアのみを計画区域として地番指定している。現時点では事業所が集中している場所、企業誘致を目指す工業団地を指定しているとの答弁でありました。

地方にとっては有益な制度であるが、本社移転はなかなか厳しい。本社が研究所等を造るような会社でないと可能性は無いのではないかとただしたところ、地方創生事業の一環として、企業誘致の環境を整えることを目的として今回提案しているが、本社機能を地方に移転するのはかなり厳しいと考えている。志布志市に本社がある企業が増築した場合にも対象となるので、地元の企業等に事業拡張のお願いをして雇用増につながるような推進をしていくとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論は無く、採決の結果、議案第42号、志布志市

地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

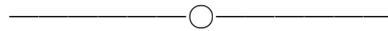
これから採決します。

お諮りします。議案第42号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第3 議案第43号 志布志市工業団地整備事業積立基金条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第3、議案第43号、志布志市工業団地整備事業積立基金条例の制定についてを議題とします。

本件は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました議案第43号、志布志市工業団地整備事業積立基金条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月20日、委員6名出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、工業団地の整備費に係る地方債の返済のため、工業団地の売却に係る土地売払収入金を財源として基金を設置しようとするもので、その管理、運用及び処分に関する事項を本条例により定める必要がある。

概略、以上のような説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、新たな基金条例の設置であり、工業団地の整備に特化されているため、第6条に規定されている「繰替運用」は起こり得ないことではないが、条文化する必要はなかったのではないかとただしたところ、工業団地を整備する際、地方債を借りて財源としている。今回提案している議案第48号、財産の処分についてにより2億9,800万円が入ってくる。これを一旦基金に積み立てて運用するが、平成25年分の借入は7年後に償還を迎える。26年度分は31年

度に償還を迎えることとなり、そこまで運用して一括償還することになるので、そのための原資と考えている。しかし、基金の設置目的からすれば、この条文は必要ないということも考えられる。今後、同様の条例制定の場合、設置目的に沿った条文となるよう見極めていきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論は無く、採決の結果、議案第43号、志布志市工業団地整備事業積立基金条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

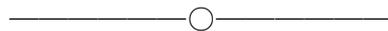
これから採決します。

お諮りします。議案第43号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第4 議案第44号 志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第4、議案第44号、志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました議案第44号、志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月20日、委員6名出席の下、執行部から税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部からの付議案件説明資料による説明では、今回の主な改正事項は3点である。

まず1点目は、法人市民税の法人税割を地域間の税源の偏在性是正、財政力格差の縮小を目的に、税率を9.7%から6.0%に引き下げるものである。

2点目は、軽自動車税で、地方税法等の改正により、平成29年4月1日から、軽自動車税に

「環境性能割」が創設され、現行の軽自動車税は軽自動車税種別割と名称変更されることになった。県税である自動車取得税も同日付けで廃止され、結果的にその代替財源として「環境性能割」が創設されたことになる。

3点目は、個人住民税で、自主服薬推進のための「スイッチOTC薬」控除が医療費控除の特例として創設され、平成30年度から34年度まで医療費控除の特例として、選択して適用できることになった。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、これまで地方税だった部分が国税となるが、その分は地方交付税の原資となり、結果としては国・地方の法人の税負担に変更はなく、地域間格差を無くし、税の公平性を整理し、地方に配慮されたという理解で良いかとただしたところ、今回の改正で、道府県民税は2.2%の減、市町村民税が3.7%の減、あわせて5.9%がそのまま地方法人税の5.9%増になっており、法人負担は変わらない。国の説明では、税源の格差を是正する趣旨であったとの答弁でありました。

本市における法人税のランク付けはどうかとただしたところ、法人税均等割は資本金・従業員数等で変わってくる。現状は毎年把握しているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論は無く、採決の結果、議案第44号、志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○18番（小園義行君） これは委員会の中でも議論があったと思うんですけども、今報告の中にちょっとありませんでしたので、ここが非常に私たちも分かりにくいものですから、こういう議論はなかったのかという1点だけです。

環境性能割ですね、29年4月1日の消費税10%にあわせて軽自動車取得税が廃止されるということで、地方税のそれはよく分かりますよ。でも一方で、「消費税を29年4月1日から2年半先送りしますよ」という、総理大臣の発言があって、消費税法の附則も付いてるわけですけども、そこは改正にはなってない中での、こういう形になると、消費税法は10%ですよということで、新しい判断で2年半先送りますと総理大臣が発言があって、法律の改正という点は、今なされてないというふうに理解をしているわけですが、その矛盾というのは、どう理解したらいいのかということで、協議会とかいろんな中でもあったのではないかと思うんですけども、そこについては、質疑等やり取りはどうだったのかなということです。無ければいいんですけど。

○総務常任委員長（平野栄作君） その点についての議論はあったんですけども、一応消費税が導入されないということで、一応読み替えるということで、消費税は増税はされないんですけども、法律の施行の方が先ということで、一応その形で読み替えるというような形の説明だったと記憶しております。

[小園義行君「分かりました」と呼ぶ]

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第44号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第5 議案第45号 志布志市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第5、議案第45号、志布志市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第45号、志布志市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、6月20日、委員全員出席の下、執行部から福祉課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部から条例改正箇所の説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、義務教育学校とは、小中一貫校のことかとただしたところ、義務教育学校については、改正学校教育法で平成28年から制度化されたものであり、現行の小中一貫校とは異なるとの答弁でありました。

義務教育学校については、小学校教諭の免許、中学校教諭の免許とは別に義務教育学校教諭の免許が必要になるのかとただしたところ、現在のところ、小学校教諭の免許、中学校教諭の免許のいずれかを保有していれば、義務教育学校の教諭となることのできる特例措置がされている。今後は、小学校教諭、中学校教諭の両方の免許を保有することが義務教育学校教諭の前提となるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論は無く、採決の結果、議案第45号、志布志市

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

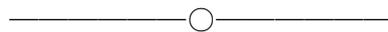
これから採決します。

お諮りします。議案第45号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第6 議案第46号 志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第6、議案第46号、志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第46号、志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、6月20日、委員全員出席の下、執行部から福祉課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部から条例改正箇所の説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、本市の待機児童の状況についてただしたところ、本市において、待機児童はいないとの答弁でありました。

説明資料中の、子育て支援員の研修会の開催についてただしたところ、県の主催で、毎年開催されている。市から受講を申し込み、各園あたり1名程度が受講できているとの答弁でありました。

保育所の民間移管により条例定数が無くなったが、市内の10数箇所ある保育園、認定こども園で何人の子供の保育が可能なのかとただしたところ、保育所については、認可定員が1,065人と

なっているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論は無く、採決の結果、議案第46号、志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第46号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第7 議案第47号 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第7、議案第47号、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第47号、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、6月20日、委員全員出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部から条例制定に係る関係条例の改正箇所の説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、地域密着型の介護事業所は、市内にどれくらいあるのかとただしたところ、グループホームが7施設、特定施設入居者生活介護が2施設、小規模多機能型居宅介護

が3施設、老人福祉施設が1施設、地域密着型通所介護施設が5施設、定期巡回随時対応型訪問介護看護が1施設の19施設があるとの答弁でありました。

今回の改正による影響について、何が考えられるのかとただしたところ、地域密着型施設では、志布志市民以外は市内施設の利用ができなくなる。しかし、経過措置として、自治体間での協議により、利用することとなるとの答弁でありました。

志布志市の19施設について、市外の方が利用できなくなるのということは、市外施設でサービスを利用している市民も使えなくなるのか。そのような市民がどの程度いるのかとただしたところ、現在、市外施設を利用されている方については、経過措置があるため、自治体間での協議により継続して利用することはできる。

市外の施設を使えなくなる方の実数については、把握していないが、従前のグループホームについては、合併当時から地域密着型施設であった市外のグループホームを利用されている方が1名いる。

今後、新たに市外の事業所を利用したいということがあれば、市町間の協議が必要になってくるとの答弁でありました。

市長が決められる費用とは何かとただしたところ、食材費相当額、調理費相当額を積算の根拠とした、食事の提供に要する費用であるが、具体的な金額を国は示していないとの答弁でありました。

費用を厚生労働大臣から市長が決めることになることで、現在より高くなる、または、安くなるといったことを想定しているのかとただしたところ、市長が決める費用については、食材費相当額、調理費相当額を積算の根拠とした「食事の提供に要する費用」と示されているだけである。具体的な金額等が国の基準として示されている訳ではなく、食事に係る材料費及び調理に係る費用を算入できるという積算の根拠が示されている。

そのため、高くなる、または、安くなるということについては、各事業者の裁量となるが、費用積算の根拠が、国が示した食材及び調理費用と判断されれば問題ないとの答弁でありました。

今回、厚生労働大臣から市長へ権限が移ることによる、市の事業所への対応についてただしたところ、市内の事業者に対して、運営規定どおり適正なサービスが提供されるよう指導、監査等を行っていくとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論は無く、採決の結果、議案第47号、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第47号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第8 議案第48号 財産の処分について

○議長（岩根賢二君） 日程第8、議案第48号、財産の処分についてを議題とします。

本件は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました議案第48号、財産の処分について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月20日、委員6名出席の下、審査に資するため、志布志市臨海工業団地1工区及び2工区の現地調査を実施し、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、臨海工業団地1工区、志布志市志布志町安楽字汐掛290番13、ほか2筆、計3万3,114㎡を、随意契約により、株式会社上組に、2億9,800万円で売却するものである。

概略、以上のような説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、選定委員会の構成と委員会内での選定状況についてただしたところ、副市長が委員長となり、委員は総務課長、財務課長、企画政策課長、港湾商工課長、税務課長、市民環境課長、農政課長、畜産課長、耕地林務水産課長、建設課長、水道課長、松山支所長、志布志支所長の13名である。委員会の中では、それぞれの事業所に対する意見が出されている。選考委員会を開催する際に、評価基準を定めており、評価基準と各事業所の事業計画書を照らし合わせながら採点を積算し、最終的には合計点数の高い業者を選定したとの答弁でありました。

会社の選定が重要ではないか。例えば企業がふるさと納税を志布志市にしているかなどは選定基準に入っていないのかとただしたところ、今回の募集要項には応募要件として入っていない。ふるさと納税については、別途、推進していくとの答弁でありました。

2～4工区には、倉庫業ではなく異業種を誘致することをも検討して進め、地元雇用を念頭に置いた企業誘致を進めるべきではないかとただしたところ、2工区の募集要項にも、募集対象を製造業・物流倉庫業等の港湾関係企業とし、雇用の創出や物流の拡大と地域経済の発展に寄与

る企業と定めている。これに該当する企業であれば、例えば物流倉庫業であっても、今後のコンテナの取扱量が大きく増えるのであれば、コンテナターミナルの第2期工事にも着手でき、新たな雇用も創出される。工業団地以外にも製造業等の問い合わせもあり、近々公表できる内容もある。製造業においても新たな企業誘致に取り組んでいるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論は無く、採決の結果、議案第48号、財産の処分については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

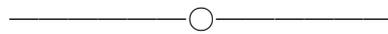
これから採決します。

お諮りします。議案第48号に対する所管委員長の報告は、可決であります。

本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第9 議案第49号 市道路線の変更について

○議長（岩根賢二君） 日程第9、議案第49号、市道路線の変更についてを議題とします。

本件は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（長岡耕二君） ただいま議題となりました議案第49号、市道路線の変更について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月20日、委員全員出席の下、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

付議案件説明資料により補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、森林管理道である御在所岳線の整備はいつ頃から始まるのかとただしたところ、耕地林務水産課所管の事業であり、地方創生事業の一環として本年度から着手する予定となっているとの答弁でありました。

今回の変更により延長が短くなるが、交付税への影響額はどれくらいかとただしたところ、延長で189m、面積で750㎡の減となり、交付税は約3万5,000円程度の減額になる予定であるとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑がなされ、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第49号、市道路線の変更については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

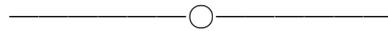
これから採決します。

お諮りします。議案第49号に対する所管委員長の報告は、可決であります。

本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第10 議案第50号 平成28年度志布志市一般会計補正予算（第3号）

○議長（岩根賢二君） 日程第10、議案第50号、平成28年度志布志市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案は、それぞれの所管の常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

まず、7番、平野栄作総務常任委員長。

○総務常任委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました議案第50号、平成28年度志布志市一般会計補正予算（第3号）のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分について、審査経過の概要と結果を御報告いたします。

当委員会は、6月20日、委員6名出席の下、執行部から関係課長、各支所長及び担当職員の出席を求め審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、報告いたします。

はじめに、財務課分について報告いたします。執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、秘書室改修事業に撤去費用を含め162万円が計上されているが、事業の詳細はどうなっているかとただしたところ、現在秘書は、市長・副市長室の入り口に1名常駐で執務しているが、係長と係員の2名体制にしたいということで、執務場所を広げるために改修するものである。廊下側のパーティションを一度撤去し、50cm廊下側に拡張して設置する。広がった執務場所に係長と係員の机を配置するものであるとの答弁でありました。

事業費の内訳についてただしたところ、パネル撤去、パネル・ガラス設置、電気配線、諸経費、消費税で合計162万円と積算しているとの答弁でありました。

次に、企画政策課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、「若年者希望醸成事業」の概要と、受講者数の想定人員についてただしたところ、これまで実施してきた様々な婚活支援事業について分析したところ、自然な会話・異性と目を見て話す・対人スキル・教養・思いやり等が成婚に不可欠であると判明した。また、身だしなみの改善等が結果を左右しており、これらの課題解決に特化したプログラムを計画し、自分に自信を持って成婚につなげようとするものである。婚活イベントが集中する12月から3月に合わせ、コミュニケーション講座を6講座設け、独身男性のスキルアップセミナー・結婚支援セミナー・家庭家族を持つすばらしさ等、専門の講師によるセミナーを開催することで、自分に自信を持てる人材を養成するのが目的である。受講人員は1講座あたり最大70人で想定しており、70人全員が6講座受講するのが望ましいが、全部に参加できない方でも受け付けるとの答弁でありました。

少子化対策事業全体の考え方として、事業実施にあたり重要業績評価の指標（KPI）、定量的成果目標の達成予定時期を設定することとなっている。今回の「若年者希望醸成事業」についての設定値や目標についてただしたところ、重要業績評価の指標（KPI）は、講座の受講により前向きに婚活に取り組むとした割合を80%以上、講座の参加者が実際の婚活イベントに参加する割合を75%以上、そのうちカップルの成立を7組、講座の参加者の平成31年度までの成婚数を14組としているとの答弁でありました。

「若年者希望醸成事業」の計画を立てる段階で、商工会・公民館・自治会・各種団体等とは、幅広い合意形成のもとで進めているのかとただしたところ、各種団体等と詳細な協議は行っていないが、総合戦略の中でも取り組むべき事業としており、今後事業を進めていくに当たっては各種団体と十分な協議を行っていきたいと考えているとの答弁でありました。

過疎地域等自立活性化推進交付金事業は、議決後の7月からスタートして実際に成果を出せるのかとただしたところ、事業は単年度であり、複数年で実施はできない。新橋地区の申請内容では、7月から来年3月までの間に大きく3つの事業を実施する。各事業でプロジェクトチームを設けて、進めていくことで打ち合わせ済みである。また、それをサポートする職員の担当割りもできており、事業実施体制はできているとの答弁でありました。

コミュニティ助成事業も、過疎地域等自立活性化推進交付金事業も、公民館を中心とした事業である。少額のコミュニティ助成事業を実施した公民館が、金額の大きい過疎地域等自立活性化推進交付金事業に取り組むこともあるのかとただしたところ、コミュニティ助成事業は、過疎地域等自立活性化推進交付金事業からすると金額が小さい。過疎地域等自立活性化推進交付金事業は一つで2,000万円が上限である。コミュニティ助成事業では、これまで太鼓の購入や皮の張替え等の事業を実施してきた経緯があり、新橋地区は両方の事業に取り組むこととなっている。原

田校区・尾野見校区においては、コミュニティ助成事業を行いながら地域の活性化を図り、その後、体制が整えば過疎地域等自立活性化推進交付金事業のような大きな事業に取り組むことも可能と考えるとの答弁でありました。

次に、総務課・選挙管理委員会分について報告いたします。執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

総務課分の主な質疑といたしまして、消防団の退職慰労金を支払う対象者数と金額についてただしたところ、松山方面隊25名、志布志方面隊89名、有明方面隊59名、計173名が対象で、今後支払うべき慰労金は2,883万6,035円になるとの答弁でありました。

女性消防隊に整備する予定の小型動力ポンプは、実践で使用するのかあるいは訓練で使用するのかとただしたところ、訓練での活用を考えている。女性消防隊員は規律訓練など積極的に活動されており、消防学校にも入校する予定である。今後、訓練を積んで操法大会に出られるようにしていきたいとの答弁でありました。

松山地区には女性消防隊員がいない。もう少し裾野の拡充に取り組むべきではないかとただしたところ、志布志地区は6名、有明地区は8名の女性消防隊員がいるが、松山地区にはいないので今後呼びかけていくとの答弁でありました。

熊本地震復興支援は、10月をめどにということだが、この補正額は10月までの補正なのか、来年3月分までなのかとただしたところ、4市5町の取り組みとしては10月をめどにしているが、県や市長会からは長期の技術職員派遣の要請がきていることから、10月以降分も含んで予算計上しているとの答弁でありました。

震災対応で派遣された職員による、報告会を実施しているところが多いが、本市での状況についてただしたところ、6月7日に午前・午後の2回に分けて報告会を開催した。毎月の朝礼の中でも職員への報告を行っており、今後も全職員を対象とした報告会を計画している。報告会の中では、職員防災ハンドブックの中身を再確認して、我が町に置き換えて災害時にどう行動すべきか、自分のやるべき初期初動について、机上論でも確認しておくように伝えているとの答弁でありました。

本市においては震災時に津波の発生が予想されているが、志布志支所における防災対策本部の在り方等、どのような対策を立てていくのかとただしたところ、志布志支所の範囲には公共的な施設として、海上保安署、警察、港湾施設などがある。災害のレベルにもよるが、津波発生時には志布志支所の5階にそれらの施設の事務所を設置できるような協議を進めているとの答弁でありました。

選挙管理委員会分の主な質疑といたしまして、アピアに期日前投票所を設ける予定であるが、投票期間は5日間であり、他の期日前投票所と比べると期間が短くなっている。誤解を生まないように周知を図る必要がある。また、アピア内のどこに設置する予定なのかとただしたところ、アピア内の期日前投票所では、投票期間は7月5日から9日までの5日間、時間は午前10時から午後8時までとなっている。他の期日前投票所とは異なるので、周知徹底に努める。場所はサン

ポートしぶしアピアの1階中央広場に設置し、周りを仕切って、投票者や周囲に配慮した形で取り組みたいとの答弁でありました。

市内に二つの高校があるが、18歳選挙権に対する対策を実施したのかとただしたところ、18歳選挙権の対応として、出前講座の形で志布志・尚志館の両高校に出向き、選挙制度の説明や模擬投票を行ったとの答弁でありました。

次に、港湾商工課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、予算書20ページの商工業振興対策事業として「熊本益城夕涼みフェスティバル」が事業化された背景と、実施先の理解及び調整の状況についてただしたところ、地震発生後、商工会青年部による物資搬送や炊き出しが実施される中、精神面での支援策としてイベントの開催要望があり、これまでの実績などを考慮して予算化した。益城町の商工会担当者や女性団体と一緒に計画が進んでおり、相手方からも是非おいでいただいて、盛り上げて欲しいという声があるとの答弁でありました。

都城広域移住・定住促進パートナーシップ事業は新規事業なのか。また、当初予算でなく今回の補正で提案された理由はなぜかとただしたところ、3月に地方創生交付金に申し込んでいたが、不採択となった。しかし、ぜひ実施すべき事業であるとして、都城広域定住自立圏の3市1町で負担金を出し合って実施することとなったため、今回の提案となったとの答弁でありました。

ふるさと納税推進事業のうち、災害支援寄附の事務の流れについてただしたところ、熊本地震に伴う災害寄附の受け入れのため、ふるさとチョイス内に「災害支援フォーム」が設けられており、被災された自治体の事務軽減のため、熊本県に入るべき寄附金を代理して各自治体で受け入れるという動きが全国的に広まっている。熊本県に入るべき寄附金を志布志市で受け入れ、志布志市に入った災害支援金をまとめて熊本県に寄附をするという流れになるとの答弁でありました。

ふるさと納税については、まさしく地方創生の的を射た事業だと思う。もうすこし力を入れて取り組んで欲しいとただしたところ、4月から推進室体制をつくりPRを実施するなど、あらゆる取り組みで、本日現在のふるさと納税額は2億5,500万円となっている。5月末に返礼品を扱う事業所と観光特産品協会、市で研修会を実施し、商品の組み合わせによる商品開発等のアイデアも出て、これらが成果に結びついていると思う。返礼品は全て志布志市内の特産品で対応しており、観光特産品協会独自のサイトも設置し、ふるさと納税制度が無くなっても志布志の特産品が売れる体制づくりも行っている。あらゆる方面にPRして、目標額を達成するよう取り組むとの答弁でありました。

以上で全ての課を終え、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論は無く、採決の結果、議案第50号、平成28年度志布志市一般会計補正予算（第3号）について、総務常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） 次に、18番、小園義行文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となっています議案第50号、平成28年度志布志市一般会計補正予算（第3号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、6月20日、委員全員出席の下、審査に資するため、施設整備計画業務委託事業に関連する多目的広場の現地調査を実施し、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い報告を申し上げます。

はじめに、教育総務課、学校教育課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、理科観察実験支援事業について、理科の実験の習熟度を増すことを目的に5校を対象に計画されているが、全国学力学習状況調査における6年生の理科の成績等については、どのような現状なのかとただしたところ、平成27年度の全国学力学習状況調査結果から見ると、県平均よりも6.2ポイント、全国平均よりも3.8ポイントほど低くなっている。今回の事業により、少しでも習熟度を増していきたいと考えているとの答弁でありました。

理科の結果については、他の科目に比較し、特段に低い状況なのかとただしたところ、国語、算数についても全国平均を下回っており、理科と同様の状況にあるとの答弁でありました。

理科専科が不在の学校は何校なのかとただしたところ、山重小、泰野小、尾野見小、伊崎田小、有明小、安楽小の6校あるが、安楽小を除いた5校で本事業を実施するところである。安楽小については、算数の研究に取り組んでいることから、本事業への取り組みは見送ったところであるとの答弁でありました。

国の3分の1助成事業であるが、継続事業なのかとただしたところ、単年度事業であるが、今年度の成果を踏まえて、来年度も申請したいと考えているとの答弁でありました。

魅力ある学校づくり調査研究事業については、児童、生徒が不登校にならないための事業であると理解する。本市の不登校の児童生徒の現状についてただしたところ、現在、中学生12名が不登校であるが、3月時点で14名だったので、若干減少しているとの答弁でありました。

次に、生涯学習課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、人工芝サッカー場のメンテナンスの内容と費用についてただしたところ、視察研修で確認したが、最近では、メンテナンスの作業効率が良くなってきている。人工芝の中に枯葉やごみが入らないようにブラッシング作業を数回しないといけない。専用の機械ではなく、草刈機のブラシを変えるだけで可能である。

メンテナンスに係る年間費用については、特に大きな予算はかからず、人工芝の消耗の激しい場所にゴムチップを年1回補充する程度である。10年から15年は、特に大きな支障はないとの答弁でありました。

今回の委託事業で、志布志運動公園再整備計画で示される各施設の整備に係る事業費も算出されるということだが、計画に基づく事業実施の際、財源確保を理由に実施できないということがあってはならないと思う。財源の確保について財政当局等を含め、どのような検討がされたのかとただしたところ、今回の提案に先立ち、企画政策課、港湾商工課、建設課、財務課を含めて、関係調整会議を3回ほど実施してきたが、今回の委託事業が終了した段階で、個別の事業費を明確にし、年次計画を含めた全体計画を作っていく。

財務課との協議の中でも、財源の見込みが大事であるということは、共有しており、全体事業費が算出された段階で、どういった財源対策ができるかを再度協議していくこととなっている。あらゆる情報を整理し、スポーツ振興くじや起債等の活用をはじめ、財源の確保に努めていきたいとの答弁でありました。

大迫工業団地の今後については、工業団地として活用されるのか。グラウンド・ゴルフ場として整備していくことになるのかとただしたところ、大迫工業団地のグラウンド・ゴルフ場計画については、今回の志布志運動公園再整備計画により計画を見直すものである。

大迫工業団地は、普通財産として志布志支所地域振興課で管理し、今後の問い合わせ等についても志布志支所地域振興課で対応していくとの答弁でありました。

次に、福祉課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、空調機の更新が計上されている子育て支援センターの利用状況についてただしたところ、平成27年度の来所児童数は、4,420名、保護者が3,775名となっている。平成26年度については、来所児童数が4,482名、保護者が4,008名となっているとの答弁でありました。

次に、保健課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、本市のB型肝炎の患者数についてただしたところ、平成27年度で98人であるとの答弁でありました。

今回のシステム改修については、情報管理課と協議して、自分たちで対応することはできなかったのかとただしたところ、予防接種関係のシステムについては、南日本情報処理センターとの契約により同社のソフトを使用しており、職員では対応できないとの答弁でありました。

以上で全ての課を終え、質疑を終結し、討論に入りましたが討論は無く、採決の結果、議案第50号、平成28年度志布志市一般会計補正予算（第3号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） 次に、14番、長岡耕二産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（長岡耕二君） ただいま議題となっています議案第50号、平成28年度志

布志市一般会計補正予算（第3号）のうち、産業建設常任委員会に付託となった、所管分の審査経過の概要と結果について報告申し上げます。

当委員会は、6月20日、委員全員出席の下、審査に資するために、農政畜産課関係について「農業公社研修ハウス整備事業」及び「産地パワーアップ事業」の現地調査を実施し、執行部から、関係課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、報告いたします。

はじめに、農政畜産課分について報告いたします。

予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、「農業公社研修ハウス整備事業」は、国庫補助対象外の土地造成費を除くと一般財源の持ち出しが1,800万円程度となっており、補助率の割合についてただしたところ、国庫支出金の補助率は2分の1である。今年度の内示額で試算したところ、設計額により、4割程度の補助率となった。今後、事業を執行する段階で補助率2分の1の事業費に近づくものと考えているとの答弁でありました。

農協からの支援の在り方についてただしたところ、当初、地方創生事業の一環として、市が実施主体として行う予定であったが、研修ハウスの効率的な管理運営を図る観点から、実施主体を農業公社とした。そのような経緯もあり、今回の研修ハウスについては、農協からの支援は無いが、今後はピーマン以外の作物に対する研修の在り方や支援の在り方など、協議を行う必要があるとの答弁でありました。

「産地パワーアップ事業」のおおぞら農協分については、事業導入による面積拡大を見込んでいるのかとただしたところ、今回の事業導入により、さつまいもを43.8haから50ha、加工用キャベツを30.5haから40haにそれぞれ面積を拡大していく計画であるとの答弁でありました。

お茶の産地パワーアップ事業について、この事業が特定の事業者だけでなく、市内の茶農家へ波及するような取り組みにならないといけない。そのあたりをどう考えるかとただしたところ、高齢化が進む中で、既存の茶畑をいかに維持していくかが課題であり、この取り組みによる面積拡大がその解消にもつながる。特に堀口製茶の場合は有機による煎茶のライン施設を導入するということもあり、先駆的な取り組みを行うことで、市内茶農家への波及効果が期待できるものと考えているとの答弁でありました。

次に、耕地林務水産課分について報告いたします。

予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、高下谷公園遊具修繕で、公園設置の経緯についてただしたところ、平成7年から平成13年にかけて、県営中山間総合整備事業で整備し、旧町である有明町が譲渡を受け、現在管理を行っているとの答弁でありました。

今後も維持管理については、耕地林務水産課で行うのか。他の公園と一体となった管理をする考えはないかとただしたところ、県営事業で整備を行ったが、現在、耕地林務水産課所管の更新及び修繕に対する補助事業は無い。今後は一体的な管理ができるよう建設課とも協議していき

いとこの答弁でありました。

今回の修繕内容と、その時期についてただしたところ、劣化した木材部分の取り替え及び平成26年の安全基準見直しに伴う、不適合箇所への改修である。修繕時期については、公園利用者も多いため、議決後すみやかに発注し、早期に実施したいとの答弁でありました。

単独土地改良事業の地区別の箇所数と補助率についてただしたところ、有明地区が4か所、志布志地区が2か所となっており、それぞれ水利組合等が行う事業に対して補助を行うもので、補助率は5割となっているとの答弁でありました。

中山間地域総合整備事業、有明地区の設計・換地業務について、委託料50万円で事業を実施できるのかとただしたところ、今回の補正予算については、当初予算計上分の委託料2,458万円を増額して、事業を実施するものであるとの答弁でありました。

以上で全ての課を終え、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論は無く、採決の結果、議案第50号、平成28年度志布志市一般会計補正予算（第3号）のうち、産業建設常任委員会に付託となりました所管分については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第50号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） ここで、11時25分まで休憩いたします。

—————○—————

午前11時13分 休憩

午前11時23分 再開

—————○—————

○議長（岩根賢二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————○—————

日程第11 議案第51号 平成28年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（岩根賢二君） 日程第11、議案第51号、平成28年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第51号、平成28年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、6月20日、委員全員出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より予算書による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、今現在の特定検診受診率についてただしたところ、5月21日から6月19日までの24日間実施し、受診率が49%となっているとの答弁でありました。

国保の財政運営が、平成30年度から県へ移行することに伴うシステム改修等に要する費用については、全て、国が負担するという考え方でよいのかとただしたところ、電算システム改修については、100%国が負担してくれることになっている。システム改修に係る費用負担は、原則発生しないとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論は無く、採決の結果、議案第51号、平成28年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第51号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第12 議案第52号 平成28年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）

○議長（岩根賢二君） 日程第12、議案第52号、平成28年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました議案第52号、平成28年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、6月20日、委員6名出席の下、審査に資するため、国民宿舎ボルベリアダグリの現地調査を実施し、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部からの予算書、説明資料による説明では、今回の補正は、ボルベリアダグリの施設の修繕や外壁の工事が必要になったことから、歳入歳出それぞれ892万5,000円を追加し、予算の総額を2億1,316万9,000円とするものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、工事請負費が計上されているが、4月以降にこの状況が散見されたのか。当初予算には間に合わなかったのかとただしたところ、この建物は、建築基準法に基づき3年ごとに建築士等が建築物を調査する「定期報告制度」による検査があり、平成28年2月29日付けで大隅地域振興局長に提出された定期報告書によりタイルの浮きが発見された。このことから現地調査を実施した結果、危険性が高いと判断し、平成28年3月に修繕箇所の必要面積等の詳細調査を業者へ委託したため当初予算に間に合わず、今回の補正対応となったとの答弁でありました。

そのような状況の場合、3月議会中に現状と経過等を議会にも報告すべきではなかったかとただしたところ、発覚した段階で、議会に対して説明すべきであった。今後もダグリ等の施設においては緊急的な修繕が伴うため、そういった事象が起きた場合には議会にも相談のうえ対応していくとの答弁でありました。

修繕料の内訳についてただしたところ、業務用エレベーターの作動油と、上水道送水管の経年劣化に伴う漏水を緊急に修繕しなければならず、緊急修繕用の予算50万円と現行予算で対応したため、その分の補填であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論は無く、採決の結果、議案第52号、平成28年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第52号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第13 議案第53号 平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（岩根賢二君） 日程第13、議案第53号、平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました議案第53号、平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、6月20日、委員6名出席の下、審査に資するため、志布志市臨海工業団地1工区及び2工区、そして、今後開発を進める3工区予定地の現地調査を実施し、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部からの予算書、説明資料による説明では、今回の補正は、工業団地1工区の約3.3haの売却と、3工区の都市下水路付け替え工事に伴い、歳入歳出それぞれ3億9,800万円を追加し、予算の総額を4億9,640万5,000円とするものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、3工区については、土地の取得に加え造成工事もやっっていかなければならないが、そのことを考えると、分譲時の販売価格が高くなるのではないかとただしたところ、現時点の3工区、4工区の合計事業費として、6億8,120万円を概算費用として見ている。3・4工区の売り出しの価格は、土砂を購入して造成する場合と、購入しない場合で差があり、㎡単価は1万円から1万3,000円の間になると想定しているとの答弁でありました。

2工区がもうすぐ売却となるが、仮に3社で1haずつといった販売方法もあるのか。ある場合、その線引きの方法と連絡道路はどうなるのかとただしたところ、仮に3社に分譲するとなった場合、各申し込みがあった事業者の事業計画書の中で、雇用や港の活用について点数の高いところから交渉に入って3番手までを特定し、必要な場所・面積を交渉していく。道路が必要であれば道路を入れていくが、事業者を特定するのに、早ければ12月議会に、2工区にかかる財産の処分についての議案を提案したいと考えている。その後、事業者が設計・建築申請を出すとなれば約

半年かかる。その中で道路が必要となれば12月議会で補正予算をお願いする場合もある。企業側の建設着手時期にあわせて道路建設に着手しなければならないとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論は無く、採決の結果、議案第53号、平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

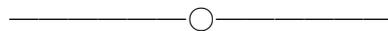
これから採決します。

お諮りします。議案第53号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第14 陳情第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2017年度政府予算に係る意見書採択の要請について

○議長（岩根賢二君） 日程第14、陳情第3号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2017年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました陳情第3号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2017年度政府予算に係る意見書採択の要請についてについて、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、6月20日、委員全員出席の下、執行部から教育総務課長、学校教育課長ほか担当職員の出席を求め、当陳情に対しての執行部の意見を求めました。

執行部より、参考説明として、小泉内閣の三位一体改革により国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げがされたところである。先生方の給与は、県が支払うということで、本県のような財政力の弱い自治体は、大きな負担を強いられている。

また、陳情の中に複式学級の課題も取り上げられているが、本市においても小規模校や複式学級も多いことから、国庫負担引き下げにより財源の問題で正規職員の配置ができず、期限付きの先生を配置せざるを得ない状況も予想されている。教育委員会としても、国の2分の1負担復元を求めるこの陳情については、お願いできれば有り難いと思っているとの説明があった。

概略、以上のような説明を受け、審査に入りました。

主な意見として、義務教育費国庫負担制度については、国庫負担が2分の1から3分の1に引き下げられ、厳しい財政状況の地方においては、独自財源による定数措置も困難である。義務教育を受ける子供たちの機会均等の確保に資する観点から国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、一定水準の教育が受けられる教育環境の改善を図る必要がある。

以上のような意見が出され、採決の結果、陳情第3号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2017年度政府予算に係る意見書採択の要請については、全会一致をもって、採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。陳情第3号に対する所管委員長の報告は、採択であります。

本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第3号は、所管委員長の報告のとおり採択されました。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） 日程第15、発議第5号については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会への付託を省略します。

—————○—————

日程第15 発議第5号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2017年度政府予算に係る意見書の提出について

○議長（岩根賢二君） 日程第15、発議第5号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2017年度政府予算に係る意見書の提出についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました発議第5号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2017年度政府予算に係る意見書の提出について、趣旨説明を申し上げます。

陳情第3号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2017年度政府予算に係る意見書採択の要請については、文教厚生常任委員会に付託となっていました。審査の結果、採択すべきものと決定いたしました。それを受けて、文教厚生常任委員会として、別紙案のとおり意見書を提出しようとするものであります。

提出の理由としましては、義務教育費国庫負担制度については、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられ、厳しい財政状況の地方においては、独自財源による定数措置も困難である。義務教育を受ける子供たちの機会均等の確保に資する観点から、国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、一定水準の教育が受けられる教育環境の改善を図る必要があることから、地方自治法第99条の規定により、関係機関へ意見書を提出しようとするものであります。

提出先は、内閣総理大臣 安倍晋三、文部科学大臣 馳浩、財務大臣 麻生太郎、総務大臣 高市早苗でございます。

以上で趣旨説明を終わります。

御賛同方、よろしく願いいたします。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。発議第5号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、発議第5号は、原案のとおり決定しました。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） お諮りします。ただいま議決されました、発議第5号についての字句整理及び提出手続きについては、議長に一任願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議長において字句の整理のうえ、提出することにいたします。

—————○—————

日程第16 議員派遣の決定

○議長（岩根賢二君） 日程第16、議員派遣の決定を行います。

お諮りします。議員派遣の決定につきましては、会議規則第170条第1項の規定により、お手元に配布してある内容のとおり決定したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の決定は、配布してある内容のとおり決定しました。

—————○—————

日程第17 閉会中の継続調査申し出について

○議長（岩根賢二君） 日程第17、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

配布してある文書写しのとおり、総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長、議会運営委員長から閉会中の継続調査申し出がありました。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） 以上で、今定例会に付議されました全ての案件を終了しましたので、これをもって議事を閉じ、平成28年志布志市議会第2回定例会を閉会します。

午前11時46分 閉会